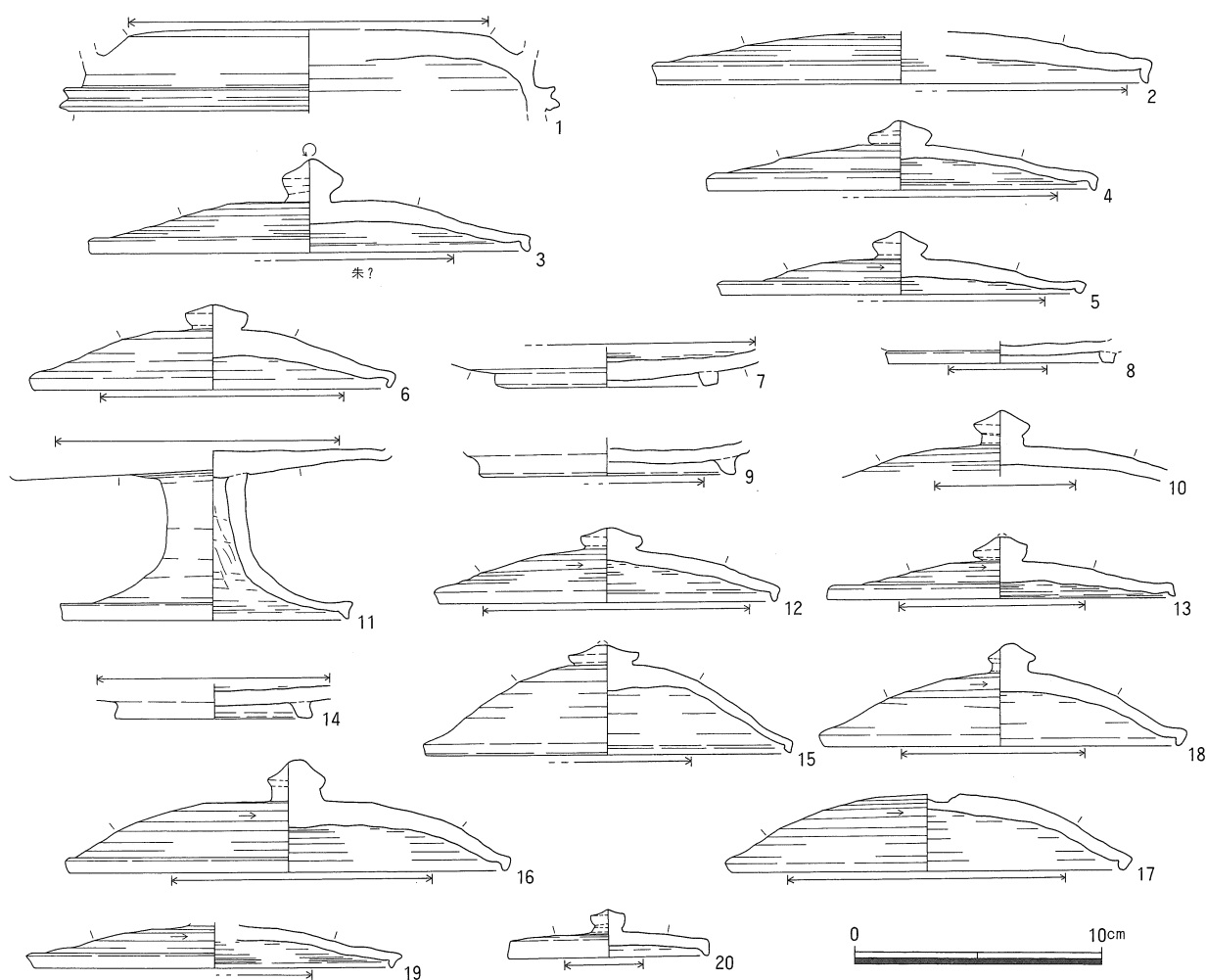




番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種
1				円面硯	6	14.9		3.5	杯蓋 A3	11				高盤 B	16	18.1		4.6	杯蓋 A2
2	(20.3)			杯蓋 A3	7					12	14.0		3.0	杯蓋 A2	17	16.5			杯蓋 A3
3	17.9		3.8	杯蓋 A2	8					13	14.1		(2.5)	杯蓋 A2	18	14.9		4.2	杯蓋 A3
4	15.9		2.8	杯蓋 A2	9					14					19	(15.3)			杯蓋 A3
5	15.0		2.6	杯蓋 A2	10				杯蓋 A3	15	15.0		(4.5)	杯蓋 A3	20	8.2		2.0	杯蓋 A3

第133図 硯・転用硯実測図

て円形のくぼみを作っている。円形凹部の外周と側面の上下端近くにヘラ状施文具を使い沈線を3条めぐらす。回転ナデ調整され端部に丸味を持つ。上面から下面に向い焼成前に穿孔している。最大径3.2cm、厚1.5cm、重量22.4gを測る。

ii) 人形 (第136図 図版64)

須恵質の人形頭部がNSD3から出土した。長さ6.4cm、幅4.1cm、厚さ3.5cmを測る。

粘土棒を軸に粘土紐・塊を張り付け、指ナデによっていねいに鼻や顔の輪郭を作り出す。目、鼻穴、口を棒状工具の刺突している。

よく似た人形が小笠郡大須賀町の清ヶ谷古窯跡群・水ヶ谷奥窯跡より出土しており(市原1980)、坂尻出土の人形は水ヶ谷奥窯で焼成されたものと思われる。

iii) ミニチュア土器 (第135図 図版63・64)

井戸状遺構(NS E 2)から出土した一括資料(第135図-15~21・23)の他、溝状遺構(NS D

3・4・11・13・21) 堅穴住居 (NSH 2・4・8) から30点以上が出土している。

腕ないし杯身壺を模したものが圧倒的に多く、鉢甕甕皮袋型土器等が見られる。製作手法には粘土塊を引き延ばし形を整えたまさに手づくね土器と呼べるもの(手づくね手法)と、粘土紐を巻き上げ縦位の指頭ナデ・ヨコナデにより仕上げたもの(巻上げ手法)がある。後者は総じて薄手・大型で器種にバラエティーを持つ。なかには第135図-26の壺型土器のように器体のほとんどを手ア手法で作成、口縁部のみに粘土紐を接合した両手法で折衷品も見られる。第135図-7の胴部には縦位の細線が加えられ、ハケメを表現している。

iv) 土馬 (第136図 図版64)

須恵質と土師質の土馬の足4点、頭部1点、尻尾2点が出土した。須恵質・土師質共に完形品はなく意識的に破壊されたものと思われる。

第136図-1・2は長さ6.5cm前後、幅2.5cm前後、厚さ2.0cmを測る足部でNSD 4から出土した。第136図-1は土師質の後足、第136図-2は須恵質の前足であるが、整形技法に差はなく粘土棒を指ナデによって6面体に仕上げている。2点共大型品で足を個別に接合した精製品である。第136図-3は長さ5.3cm、幅3.7cm、厚さ1.2cmを測る。板状をなす須恵質の頭部でNSD 21から出土した。指ナデによって整形し轡を表わした粘土粒を貼り付け、手綱を思わせ縦位の沈線を刻んでいる。裏は摩耗していたが元から未調整であったとも考えられる。第136図-3の土馬頭部は扁平であり寝かして用いたものではなかろうか。第136図-4は胴部と後足の破片(須恵質)でNSD 11から出土した。縦3.4cm、幅1.4cm、厚さ1.0cmと長さ5.0cm、幅1.5cm、厚さ1.0cmの粘土棒をクロスさせ胴と足を作っている。第136図-5は長さ2.3cm、幅3.3cm、厚さ1.5cmをなす土師質の脚部で2足をつまみ出している。弧状の上面に胴部が接合されたのであろう。第136図-6・7は土師質の尻尾で指ナデにより先細く仕上げられている。第136図-6は尾の付け根の幅1.8cm、長さ4.0cm、第136図-7は尾の付け根の幅1.6cm、長さ4.1cmを測りNSD 13包含層より出土した。

土馬は墓前祭祀、峠神祭祀、井戸祭祀、河川祭祀、祈雨祭祀などに使用された祭祀具である(小笠原1975)。坂尻遺跡出土の土馬はすべて溝から出土しており、祈雨祭祀に使用された可能性が高い。出土した土馬は細片化し、祭祀の後意識的に破壊され溝へ破棄されたものと思われる。

v) 土鍾 (第136図 図版65)

須恵質と土師質の土鍾が13点出土した。

第136図-9・10・12~16は須恵質、第136図-1・17が土師質である。両者の形態、調整手法にすべて小さな粘土板を細い棒状の芯に巻きつけ、外面を指ナデにより仕上げている。形態は胴部中央に最大幅をもつものと円頭形をなすものの2種がある。

各土鍾の法量・重さ・出土地を第136図に整理した。

vi) 鞆羽口 (第136図 図版65)

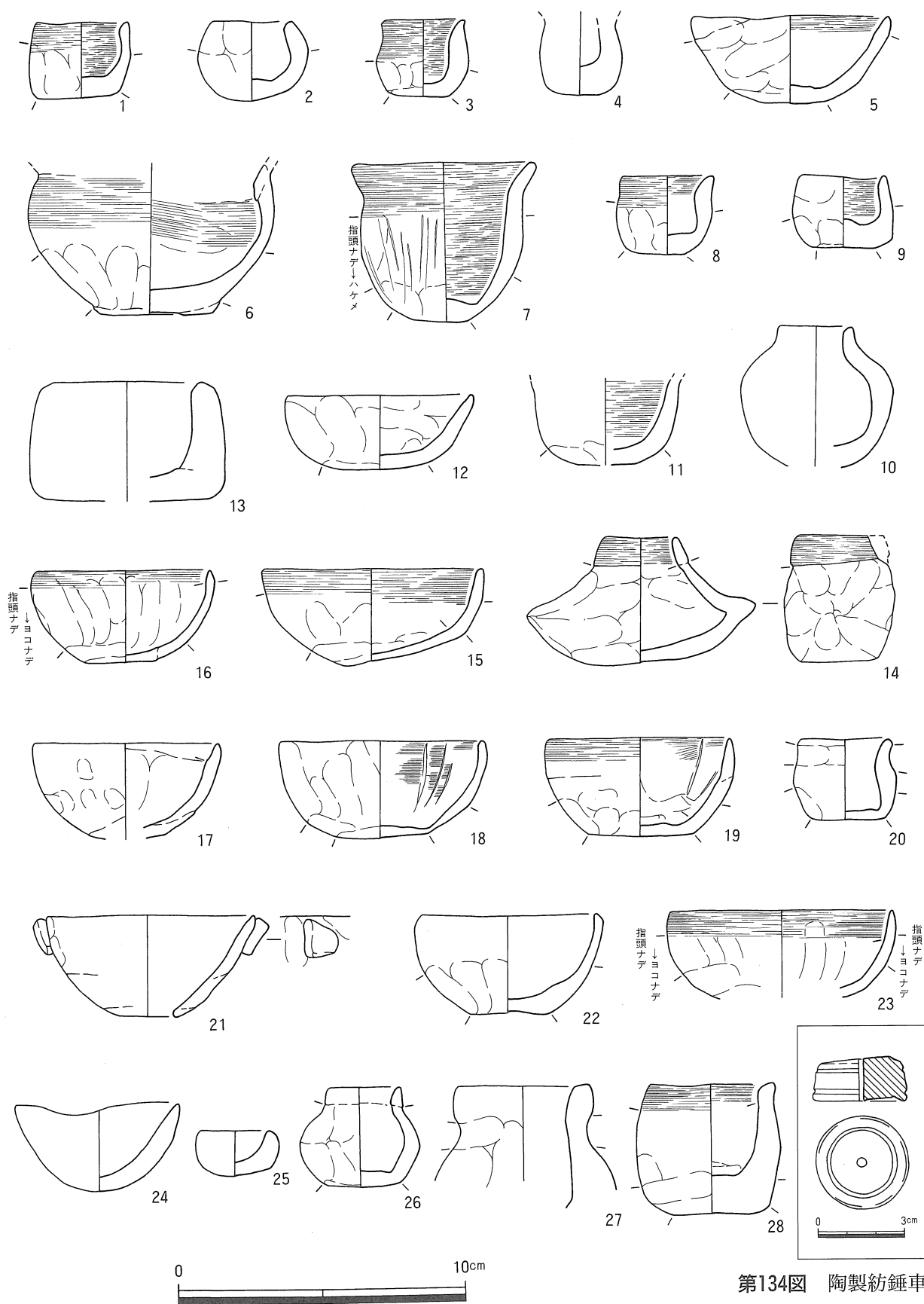
2 I - t 区の包含層から破片が1点出土した。

第136図-22の外面には溶解した付着物が見られ暗緑色を呈している。内部は火を受けたものか赤色に変色している。羽口孔の復元径は直径2.8cmを測る。

vii) 土製支脚 (第136図 図版65)

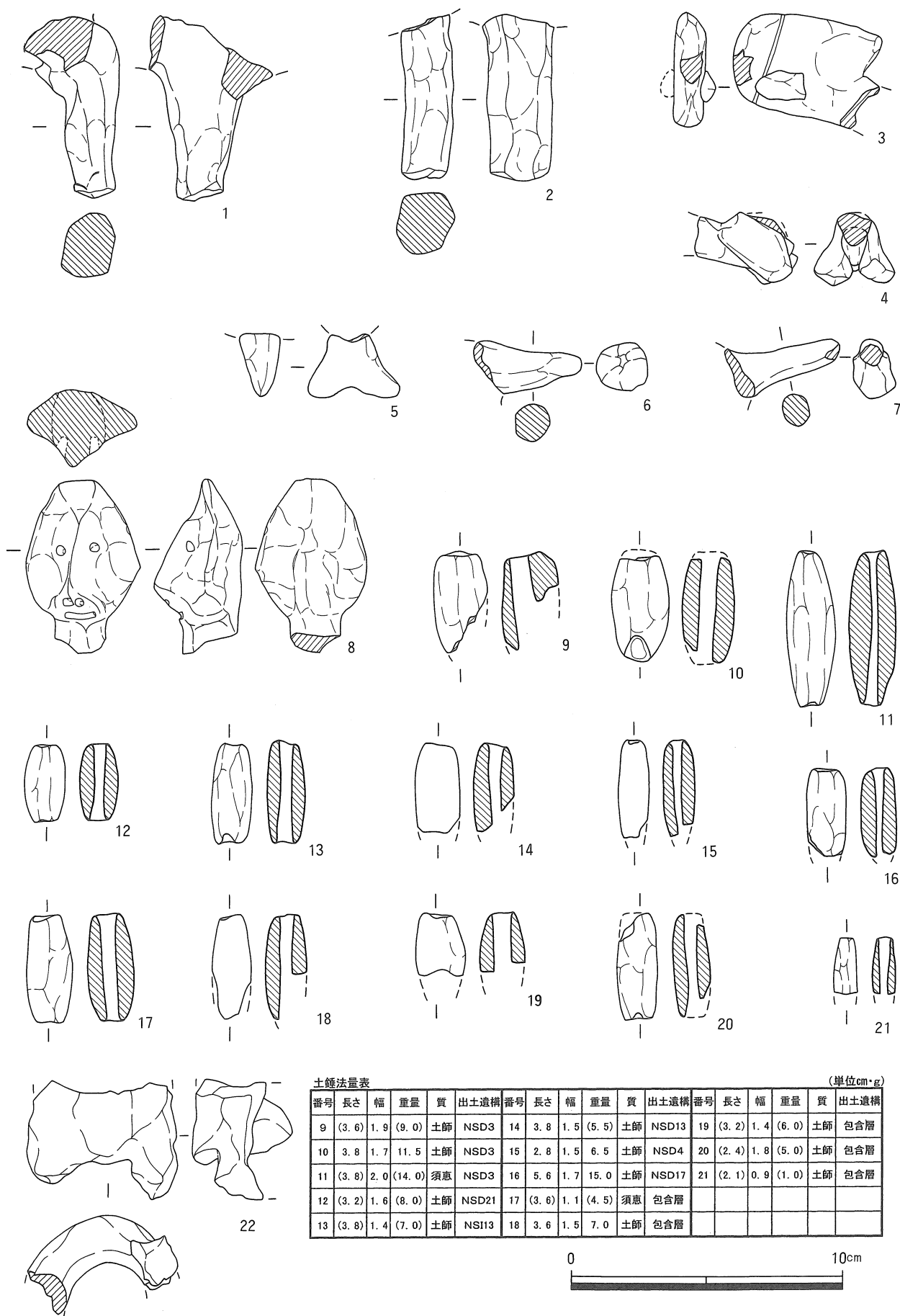
完形品はない。溝状遺構 (NSD 4・13・16) から5点、包含層から5点出土した。破損したものを溝へ破棄したのであろう。

形はすべて粘土塊を円筒状に整形し表面を細くナデ仕上げている。胎土に小石を多く含み第137図-2の支脚には径4cmほどの大礫が混入している。第137図-8は径4.0~5.0cmと小型で、側面を面

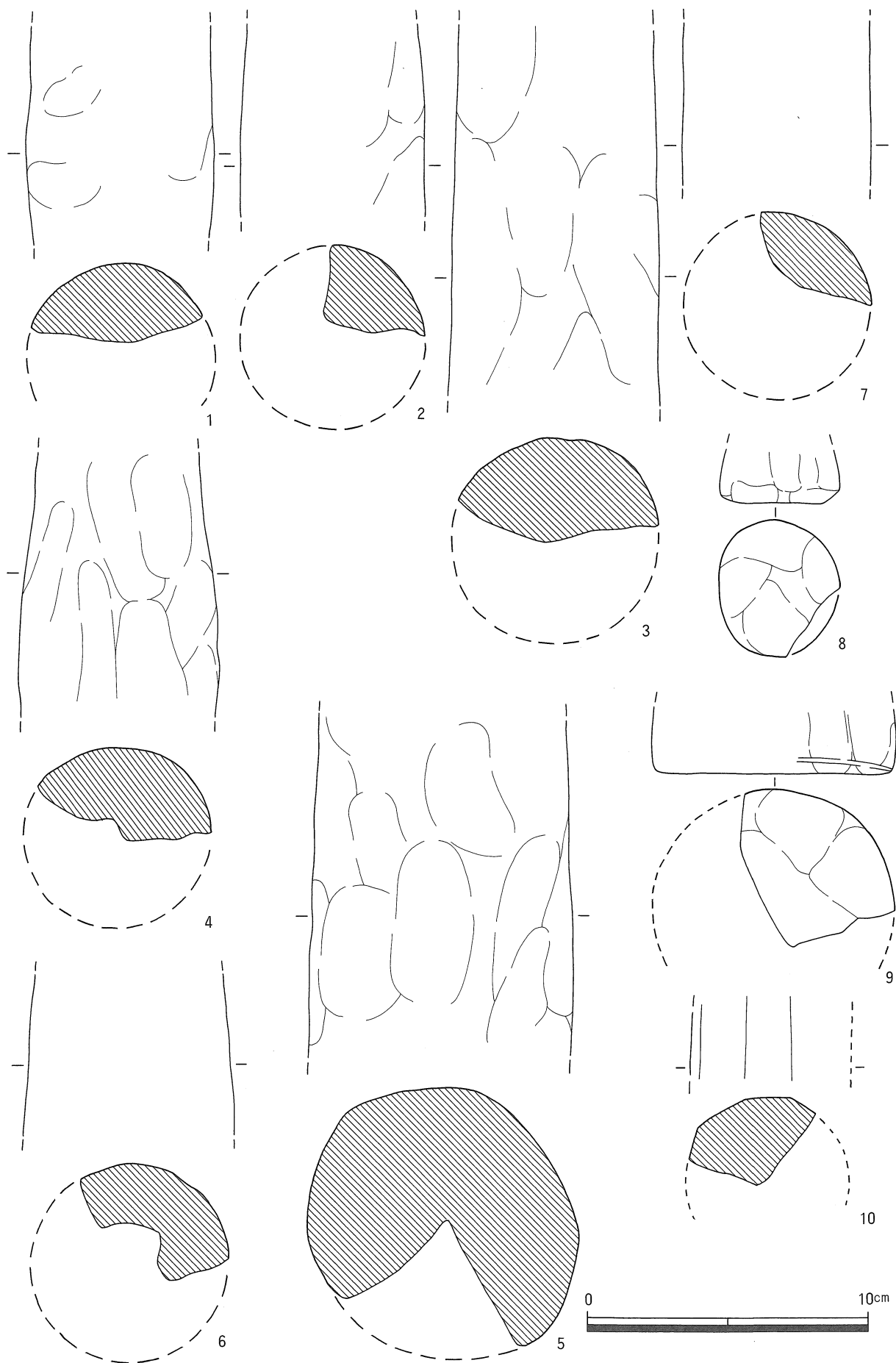


第135図 ミニチュア土器実測図

第134図 陶製紡錘車実測図



第136図 土製品実測図 (馬形・人形・土鍾・轡口)



第137図 土製支脚実測図

取りした第137図-10は古墳時代にまで遡る可能性もある。第137図-1・2はNSD4、第137図-3はNSD13、第137図-4・5はNSD16から出土した。

第4節 瓦・埴

溝状遺構（NSD3）、竪穴状遺構（NSI10）に伴った瓦2点を除き、他はすべて包含層中より出土した。

i) 瓦（第138図 図版66）

平瓦の破片がNSD3とNSI10から1点ずつ、包含層から2点出土した。

NSD3出土の凸面に縄目痕、凹面に布目痕を残し、側面と凹面端にヘラケズリ調整を施している。小礫を多く含む。色調は暗灰色を呈し焼成は良好である。第138図-2・4は保存状態が悪く調整手法は明確でない。第138図-4の側面はヘラケズリされ中央に凹線が入っている。2点共色調は灰色を呈し小礫を多く含む。第138図-2はNSI10より出土した。第138図-3は全面にヘラケズリを表面は滑らかである。胎土も緻密で赤褐色を呈している。時期の降るものであろうか。

ii) 埴（第138図 図版66）

包含層から破片2点出土した。2点が共小破片で全形は不明である。表面にヘラケズリを施している。胎土は緻密で赤褐色を呈し焼成は良好である。

第5節 柱根・杭・部材

i) 柱根（第139・140図 図版67）

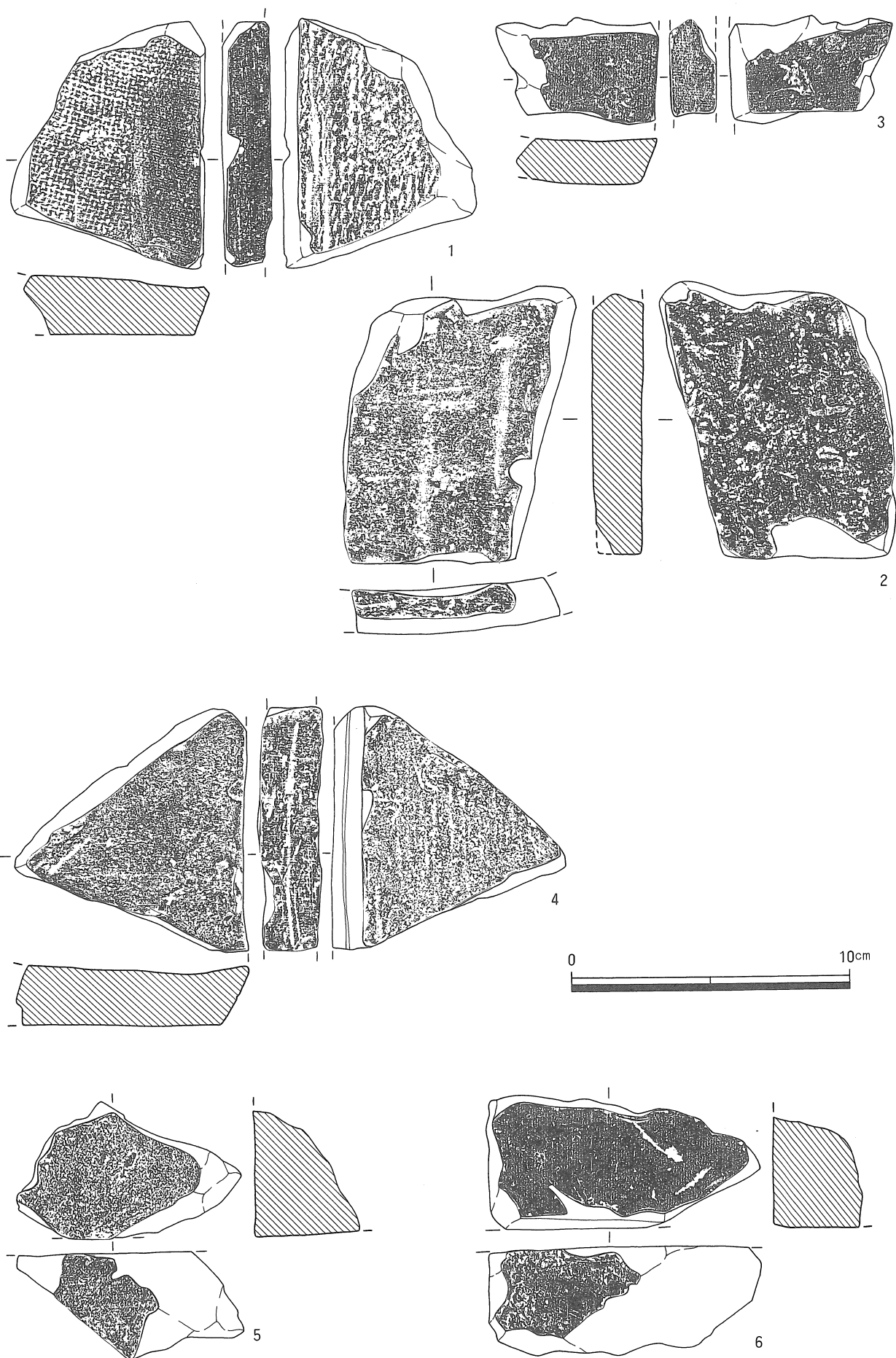
第139図1～8はNSB3の柱根である。NSB3は堀方すべてに柱根を残していた。直径10.0～15.0cmの丸柱でイヌマキが使用されている。底に斧等による伐採根がそのまま残る。第139図-10はNSB31出土の柱根で直径14.0cmのヒノキ材である。腐食が著しいが底から約14.0cmの所に挟りがみられる。縄懸けの痕であろうか。第140図-13は径26.0cmを測る坂尻遺跡最大の柱根である。遺跡を南北に縦断する県道の拡張工事に伴い発見された（前田1984）。柱を運ぶさいのイカダ孔が縦10.0cm、横10.0cmの方形であけられている。

ii) 礎板（第140図 図版68）

掘立柱建物の堀方内から礎板が検出された。長さ10.0cm前後の木屑が圧倒的に多い。ここでは残存状態の良好なものについてのみ報告する。

第140図-14はNSB22に伴った礎板である。丸太材を半截し両端を鉋・斧等の工事により斜めに切断している。長さ20.4cm、幅8.8cm、厚さ4.2cmを測る。第140図-15は長さ29.4cm、幅10.2cm、厚さ2.0cmの板材で、第140-18の長さ43.2cm、幅9.8cm、厚さ3.8cmの礎板と同一の堀方（NSB32）が出土した。第140図-16（NSB32）は柱をみかん割りし再利用したものであろう。長さ41.0cm、幅16.6cm、厚さ6.2cmを測る。第140図-17は壁材を礎板に転用したもので、長さ40.0cm、幅24.8cm、厚さ4.2cmの大きさに鋸を使い切断した可能性もある。NSB32の礎板は第140図-17のヒノキを除きカヤ材を使用している。第140図-19はNSB26の礎板で角材を長さ33.6cm、幅8.8cm、厚さ6.6cmに切断している。

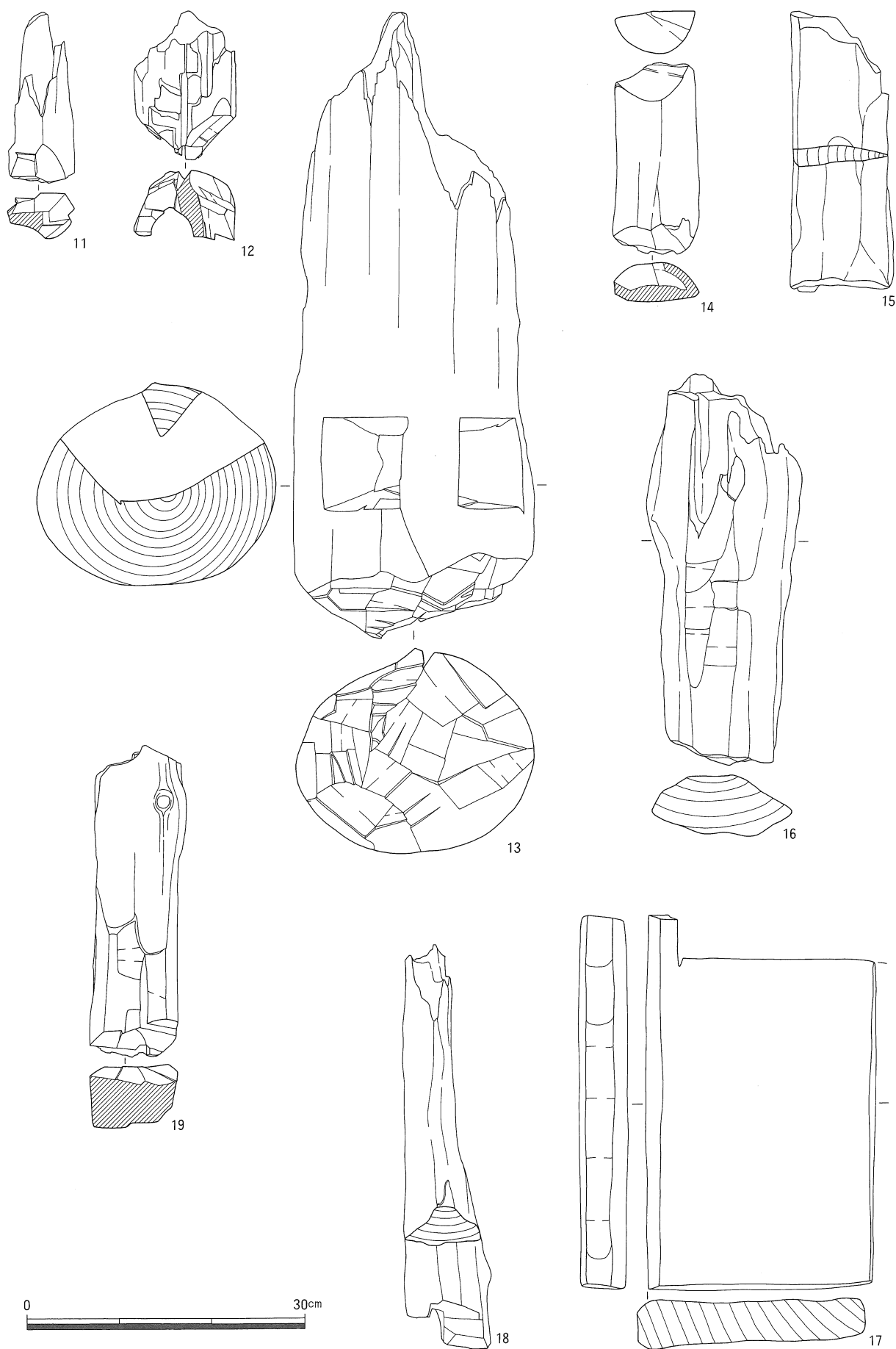
礎板には柱材を半截・みかん割りし再利用したと考えられるもの、壁材等建築部材を再利用したと考えられるものと木屑がある。柱を切断した時でた木屑も礎板の安定をはかるため利用されたものと考えている。出土した礎板の材質はヒノキ・カヤ・イヌマキ等である。



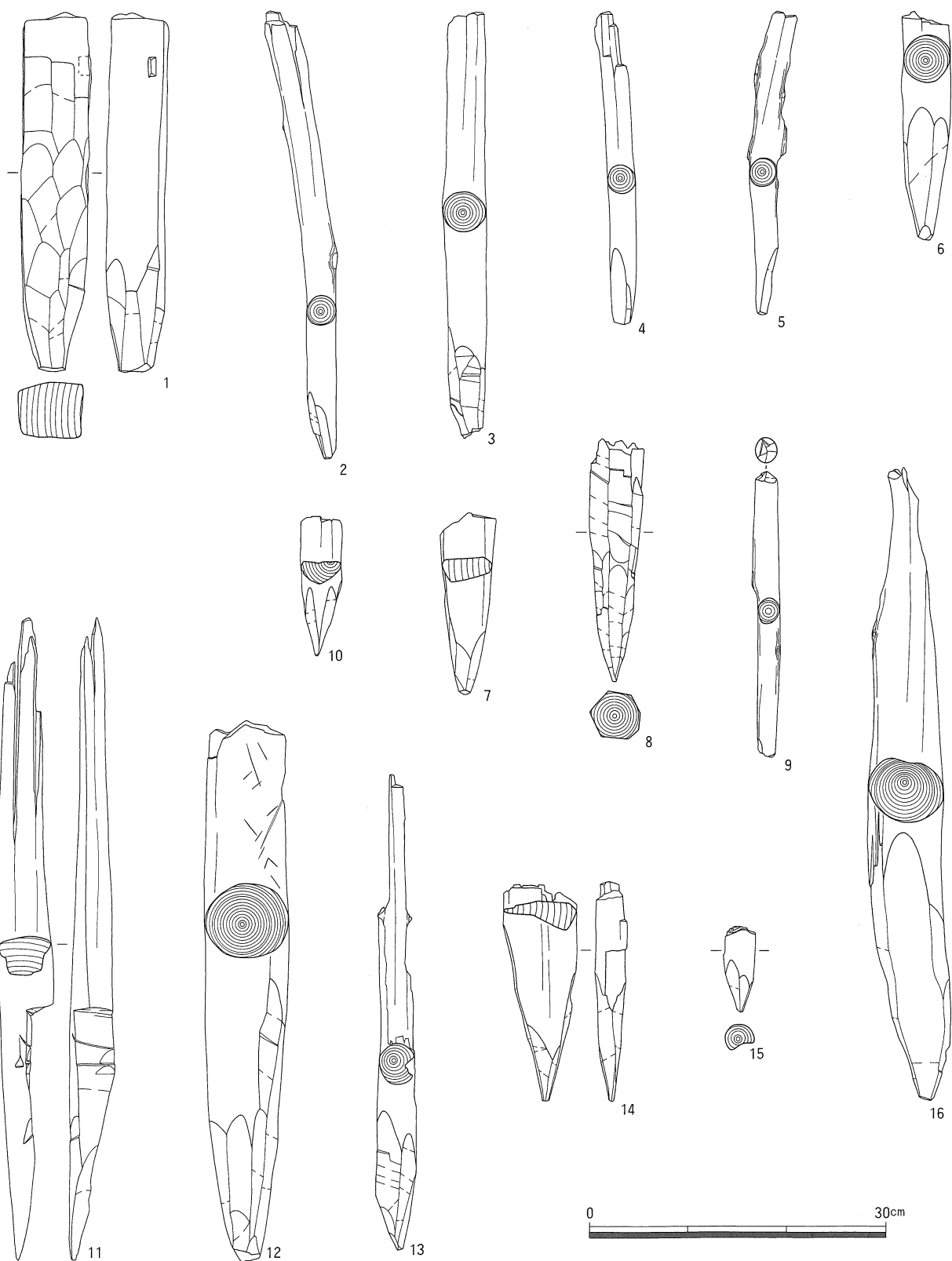
第138図 瓦・埴実測図・拓影



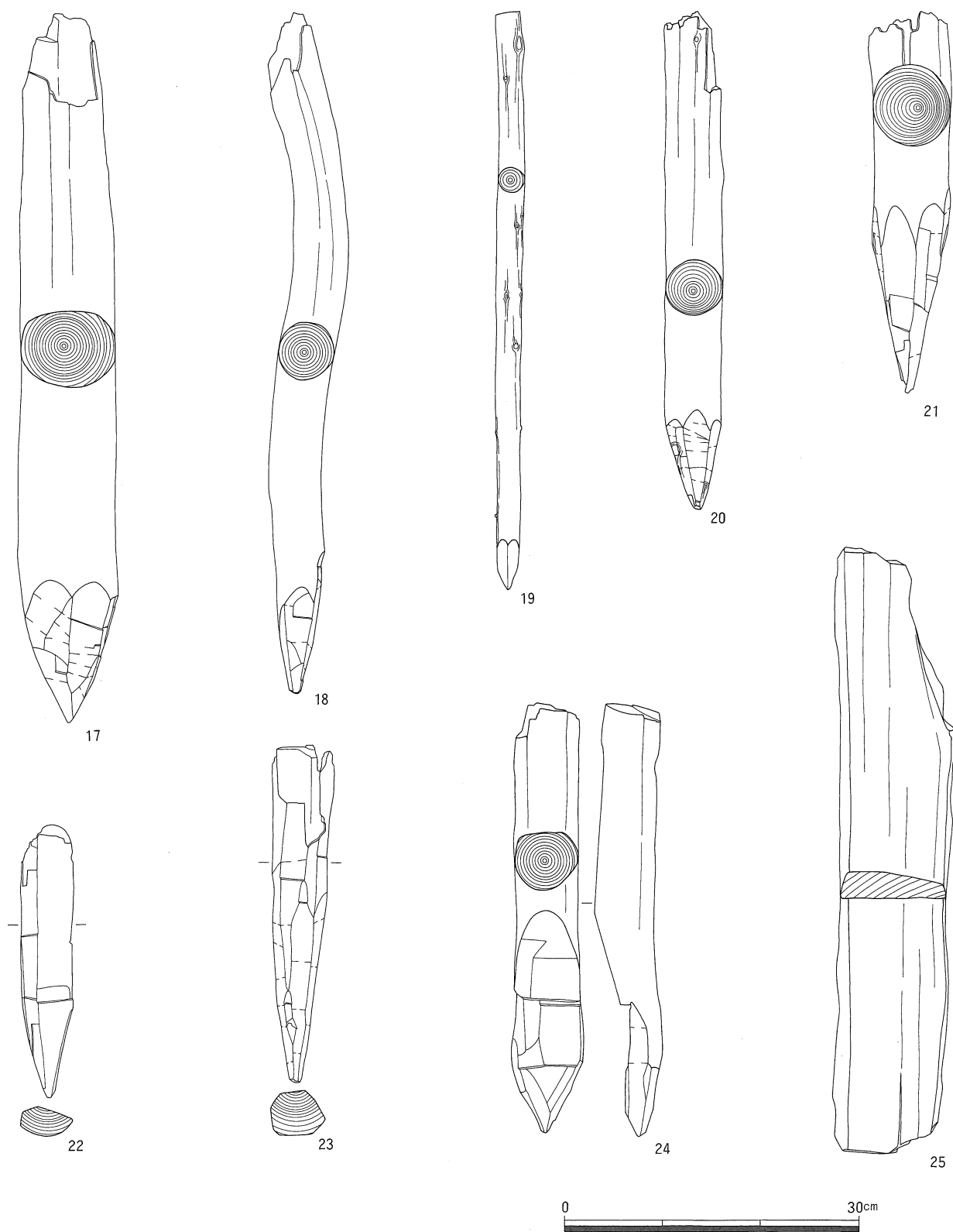
第139图 柱根实测图 (1)



第140図 柱根実測図（2） 礎板実測図



第141図 杭実測図 (1)



第142図 杭実測図（2）

iii) 杭 (第141・142図 図版68～70)

NSD3・4・11から杭列が検出された。

第141図-1～9はNSD4に伴った杭である。第141図-1は角杭で先端から29.0cmの所に小穴があり、建築廃材を転用したものであろう。第141図-2～5は直径2.2～3.8cmの丸杭を先端のみ加工した杭である。第141図-5は先端片面加工（1面）の粗製杭で、第141図-6・8は先端を全面加工した精製杭である。特に第141図-8はていねい（7角形）に面取りしている。第141図-7は厚さ2.4cmの柂目の板材を先細く加工して杭としている。第141図-9は直径2.2cmの杭の頭で先端を面取りしてわずかに尖らせている。杭の頭は潰れておらず杭を打ち込んでから加工したものと思われる。

第141図-10～13はNSD3より出土した。第141図-10は直径4.0cmの丸木を半截した杭で第141図-11は角材を片面加工した杭である。第141図-12・13は先端加工の丸杭で、第141図-12の杭上部には樹皮面に浅い刃痕が斜めに残っている。

第142図-17～24はNSD11より出土した。第142図-18・19・24は丸太材の先端を片面のみ加工した杭である。第142図-24は先端から22.2cmの所から斜めに深く削り込み13.0cmの所で段になっている。第142図-17・20・21は先端部全面加工の丸杭である。第142図-22・23は丸太材を半截し、半截した面に加工を施した杭である。第142図-23は6面に面取りしている。

以上杭には建築材の転用杭、板材、丸材の先端を片面のみ加工した粗製杭と、全面加工した精製杭、丸太杭を半截した半截杭などがある。

iv) 部材 (第143・144図 図版69・77)

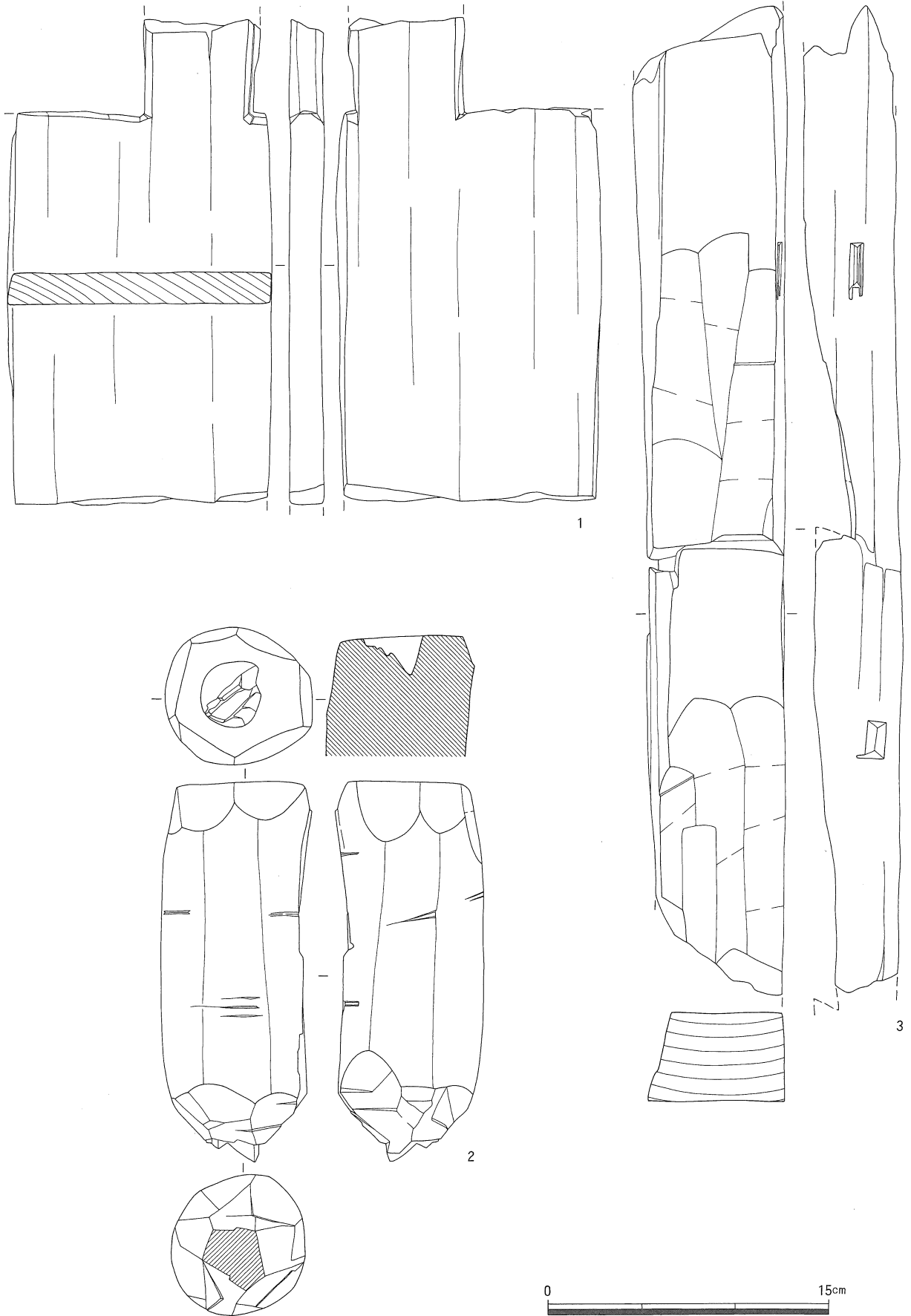
建築部材が3点出土した。

第143図-1はNSE2から出土し壁材ないしは扉材と考えている。ヒノキ材を加工したもので長さ25.4cm、幅3.5cm、厚さ1.7cmを測る。上部を長さ4.8cm、幅5.0cmに細く削り出し突起している。第143図-2はNSD11より出土した長さ20.0cm、径7.0～7.5cmの丸太材である。上面には径3.1cm、深さ2.0cmのイが丸く彫られている。下部は尖っている。上面側縁には6面に幅2cmほどのズリが施され、側面中央部には縄で縛ったと思われる痕がついている。編錘に転用されたものであろうか。第143図-3はNSD4より出土した長さ51.6cm、幅7.1cm、厚さ4.5cmの板目材である。両端は欠損している。上端から12.4cmと37.4cmの所に縦2.4cm、横0.7cm、縦1.9cm、横1.0cmの小穴が彫られている。上端から11.0cmと36.0cmの所から斜めに長さ16.5cm、深さ1.9cm、長さ14.0cm、深さ1.2cm入れ、段を作って梯子状をなす材質は軟らかなヤブニッケイである。

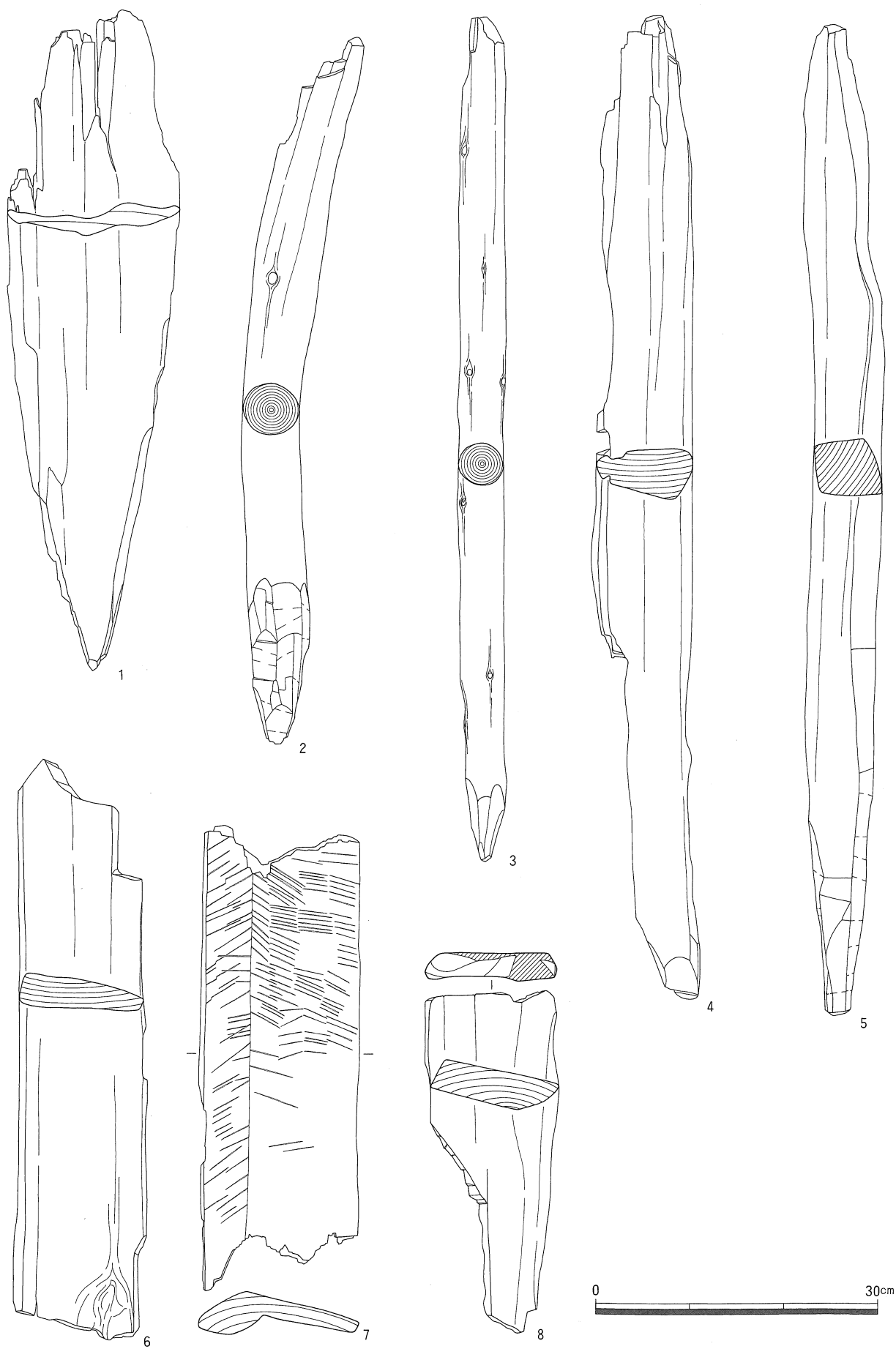
以上の建築部材の他にNSD3から杭に板材を掛けた張り出し施設西が検出された。第144図-1は長さ69.2cm、幅18.3cm、厚さ2.4cmの板材である。先端が尖り矢板を転用している。第144図-2は直径6.1cmの丸杭で先端部を17.0cmの長さで片面のみ加工している。第144図-3は直径4.8cmの丸杭で先端部を全面加工している。第144図-4は長さ104.0cm、幅10.4cm、厚さ5.4cmの角杭で先端部のみを尖らせている。第144図-5は長さ105.0cm、幅7.2cm、厚さ6.0cmの角杭で20.4cmの所から長く先細く削っている。第144図-6～8は長さ61.5cm、幅13.2cm、厚さ3.2cm、長さ50.0cm、幅17.0cm、厚さ3.6cm、長さ36.5cm、幅13.0cm、厚さ3.6cmの柂目材である。第144図-7は山形をなすケズリ面に細かい刃痕があや杉状に残っている。手斧痕と思われる。張り出し施設の杭は太く、角杭が多い。

第6節 木簡

溝状遺構（NSD4・11）に伴った3点の他、NSD3より削り屑が一括出土している。



第143図 部材実測図



第144図 NSD 3 西張り出し施設部材実測図

i) 第1号木簡 (第149図1 土器墨書図版14)

「 □ □ □

(62) × 20 × 3 mm 039型式

NSD4の最下層から出土したもので、上端の左右に切り込みを持つ、下半は欠損している。文字の判読は難しいが「若倭マ」とも読める。

ii) 第2号木簡 (第149図2 土器墨書図版14)

「 √ □ □
□

(119) × 26 × 7 mm 039型式

NSD11より出土した。上端が尖り、左右に切り込みがある。下半は人為的に切断されている。第一字あるいは「麻」かもしれない。

iii) 第3号木簡 (第149図3)

√ □ □ □ □ □

(197) × 27 × 3 mm 033型式

NSD11より出土した。上端を欠損するがほぼ全形をとどめる。上端の左右に切り込みがあり、先端を尖らせている。表・裏面の腐食が著しく、表面に墨痕を認めるものの、文字の判読は困難である。

iv) 削り屑

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□

091型式

NSD3から出土した偏部が木偏と思われる一字はあるいは「松」と読めるかもしれない。

第7節 木製品

i) 斎串 (第145図 図版70・71)

第145図-7の斎串は長さ20.0cm、幅2.0cm、厚さ0.2cmの薄板でNSD3より出土した。

上端を圭頭に下端を尖らせている。側縁には5箇所の切り掛けが見られ、黒崎分類(黒崎1977)の斎串D、伊場分類(川江1978)の斎串C4に相当すると思われる。しかし切り掛けの調整が上方からでなく下方から入れられており、上記の分類とはやや異なっている。第145図-8はNSD11より出土した板材である。木札のようなが側縁に2箇所にV字形の切り欠きが施され、黒崎分類の斎串E、伊場分類の斎串D2に相当する可能性もある。

ii) 馬形 (第145図 図版70)

第145図-6は長さ17.5cm、幅1.9cm、厚さ0.2cmの柾目材でNSD4より出土した。上端は圭頭に削られ、体部の2箇所に三角の削り込みを入れて頭と尾を表現している。

iii) 舟形 (第145図 図版70)

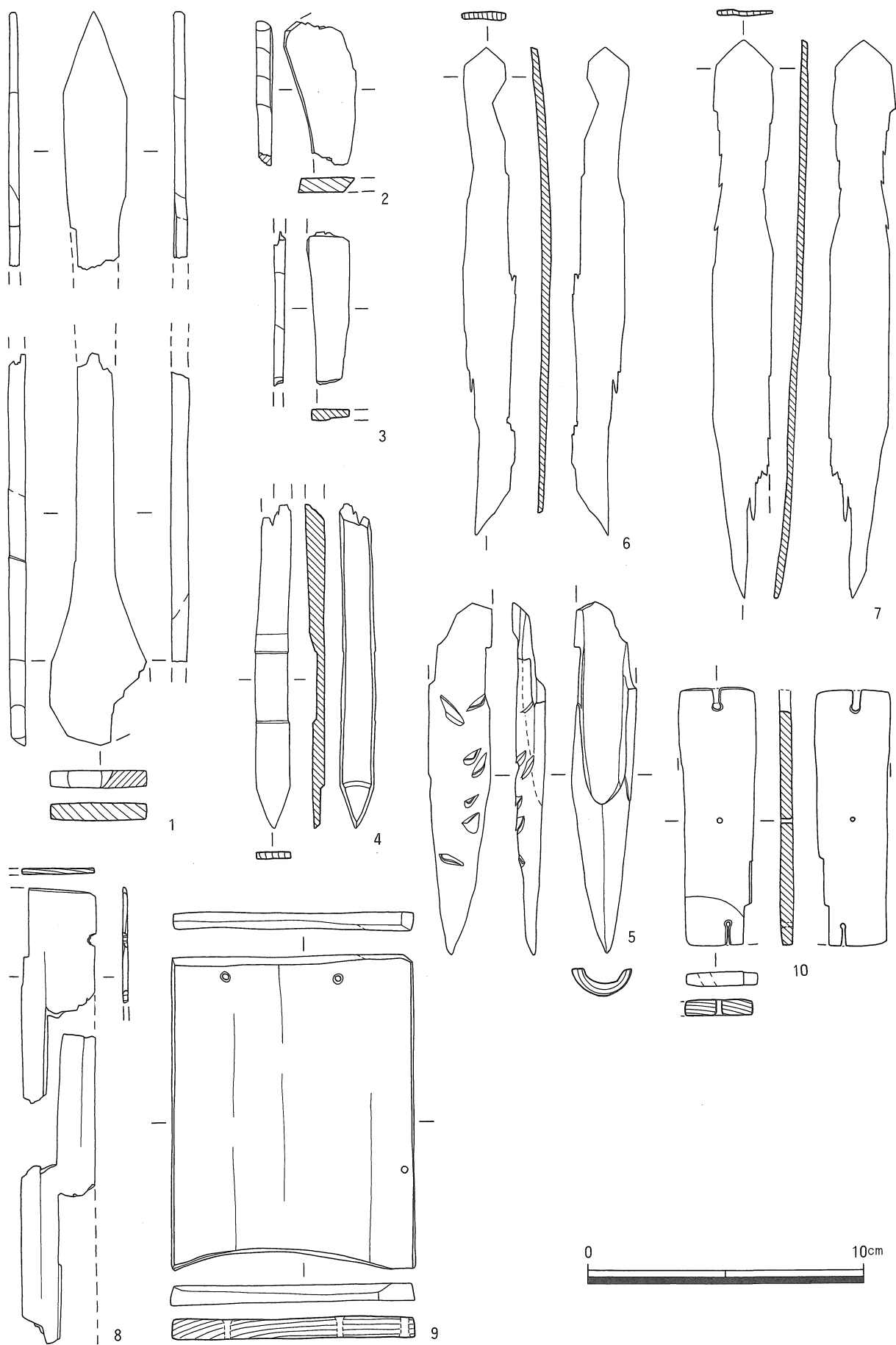
第145図-4は平底、第145図-5は丸底の舟形でNSD11より出土した。

2点共全形は不明である。先端を尖らせ舳先を表現している。平底の舟形は現存長さ11.6cm、幅1.0cm、厚さ0.3~0.6cmの柾目材で、先端から3.8cmの所に船艙らしい削り込み(長さ2.4cm)が見られる。側舷を斜めに削り先端部を薄くしている。丸底の舟形は直径2.1cmのヒノキの丸木材を半截し中を削り貫いた丸木舟である。底部には数箇所に不規則な刃痕が残る。

iv) 曲物 (第146図 図版71)

完形品はなく破片で4点出土した。

第146図-12は径16.0cm、厚さ0.8cmの柾目材でNSD11より出土した。周縁には側板をたてるため溝幅0.6cm、深さ0.3cmが外から内に向けて斜めに刻まれており、「カキイレゾコ」の曲物底板である。側板の固定には樹皮が用いられており1箇所残っていた。底に無数の包丁によると思われる細かい刃



第145図 木製品実測図 (1)

痕が見られ、俎板としても利用されていたと思われる。第146図-13は周縁を垂直に削った「クレゾコ」の曲物底板である。復元径19.3cm、厚さ0.7cmを測りNSD4より出土した。周縁に木釘孔は認められない。表面は平らに削られて周縁に非常に浅い刃痕がついている。第146図-15は径14.8cm、厚さ1.1cmを測りNSD4より出土した。周縁は内側1.0cmほどの所から両面または片面にかけて斜めのケズリを施しており蓋であろう。第146図-16は縦5.0cm、横3.0cm、厚さ0.2cmのヒノキの柾目板材である。表面には浅い切り目が入れられ曲物の側板と思われる。

v) 槽 (第149図)

NSD11より槽の破片が出土した。破片のため全体の形状は不明であるがかなり大型の槽である。厚手の柾目材を縁を残して方形に削っている。縁を6面体に仕上げている。内底面と底には細かい刃痕が残り、俎板としても盛んに利用されていたと思われる。

vi) 横櫛 (第146図 図版70)

横櫛の破片が2点出土した。2点共ていねいな作りであるが、破片であるため全形は不明である。

第146図-18は現存高2.2cm、幅6.8cm、棟厚さ1.1cmのツゲの櫛でNSD11より出土した。棟は山形をなしている。棟断面は台形様をなし肩部が角張っている。棟に漆が残る。歯の密度は1cm当り7本ある。第146図-19は現存高2.4cm、幅3.2cm、棟厚さ0.8cmのイヌマキの櫛で、NSD4より出土した。棟に丸味を持ち横断面は柳葉形に近い。棟と歯基部の境に、浅い溝が見られる。

vii) 編錘 (第147図 図版71)

丸太材を加工した木錘が3点出土した。

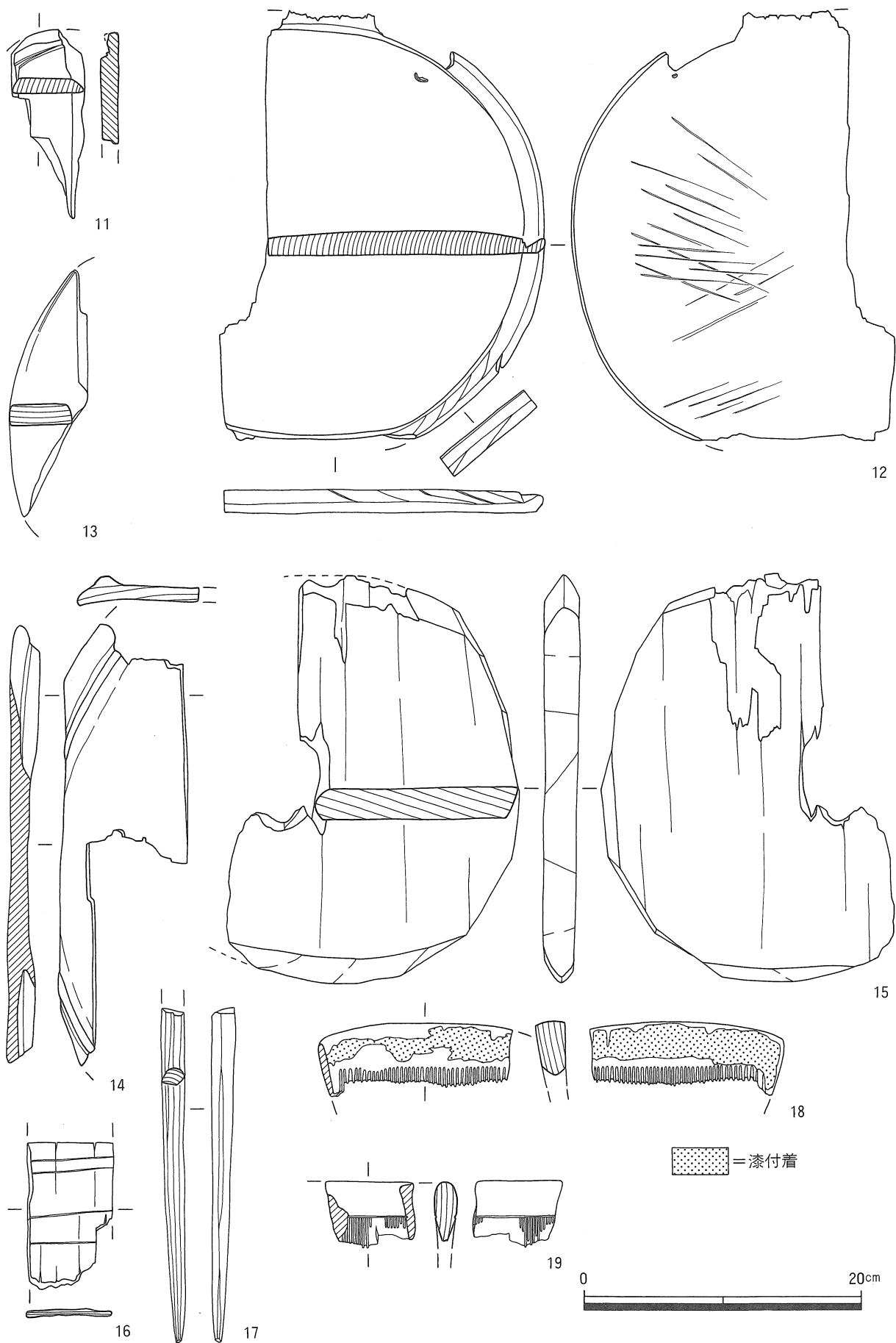
第147図-20は長さ13.6cm、幅5.7cm、厚さ3.1cmのヒノキの丸太材を半截したものでNSD4より出土した。半截面は平らに削られ両端には工具痕(切断痕)が残っている。一方に偏して縦1.8cm、横1.0cmの長方形の孔があげられている。第147図-21は長さ12.8cm、幅3.2cmを測りNSD4より出土した。側面に縦1.0cm、横1.0cmの長方形孔があげられている。縦に割れており全形は不明である。年輪の中心が長方形孔側にあり丸太材を四角か三角に整形した編錘と思われる。第147図-22は長さ13.8cm、幅5.1cm、厚さ3.0cmを測りNSD11より出土した。アカガシの半截材を1辺2.0~2.6cmの不整五角形に削り整形している。鋭角な部分に縦1.0cm、横1.0cmの長方形の孔があげられている。両端に焼け焦げが見られる。

viii) 下駄 (第149図 図版70)

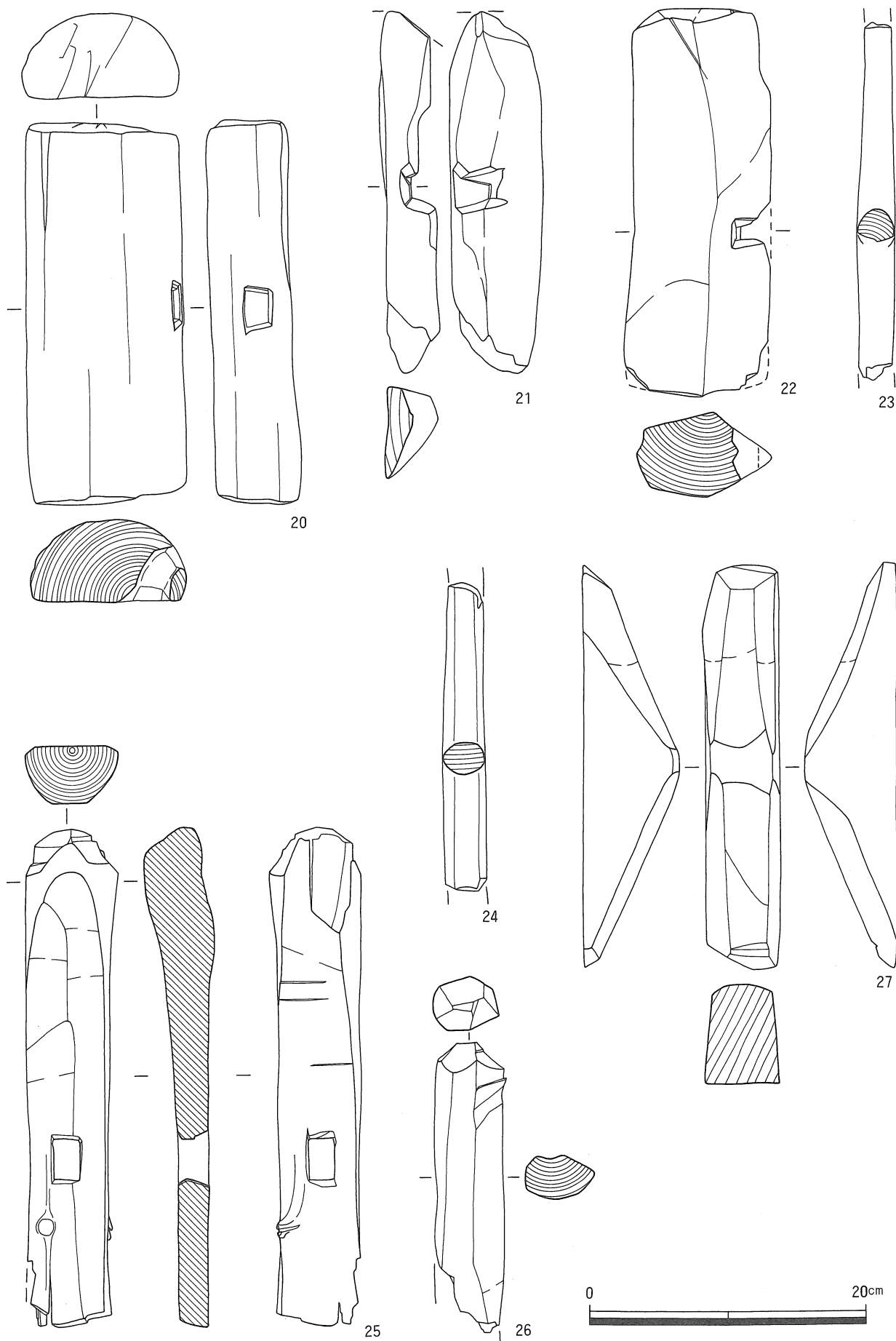
歯が低くなった下駄がNSD11より1点出土した。現存高16.4cm、幅7.6cmの柾目材を楕円形に整形し、歯を削り出している。鼻緒孔は表と裏からあげられている。前半分は欠けているが中央に前緒孔は見られない。

ix) 柄 (第147・148図 図版71)

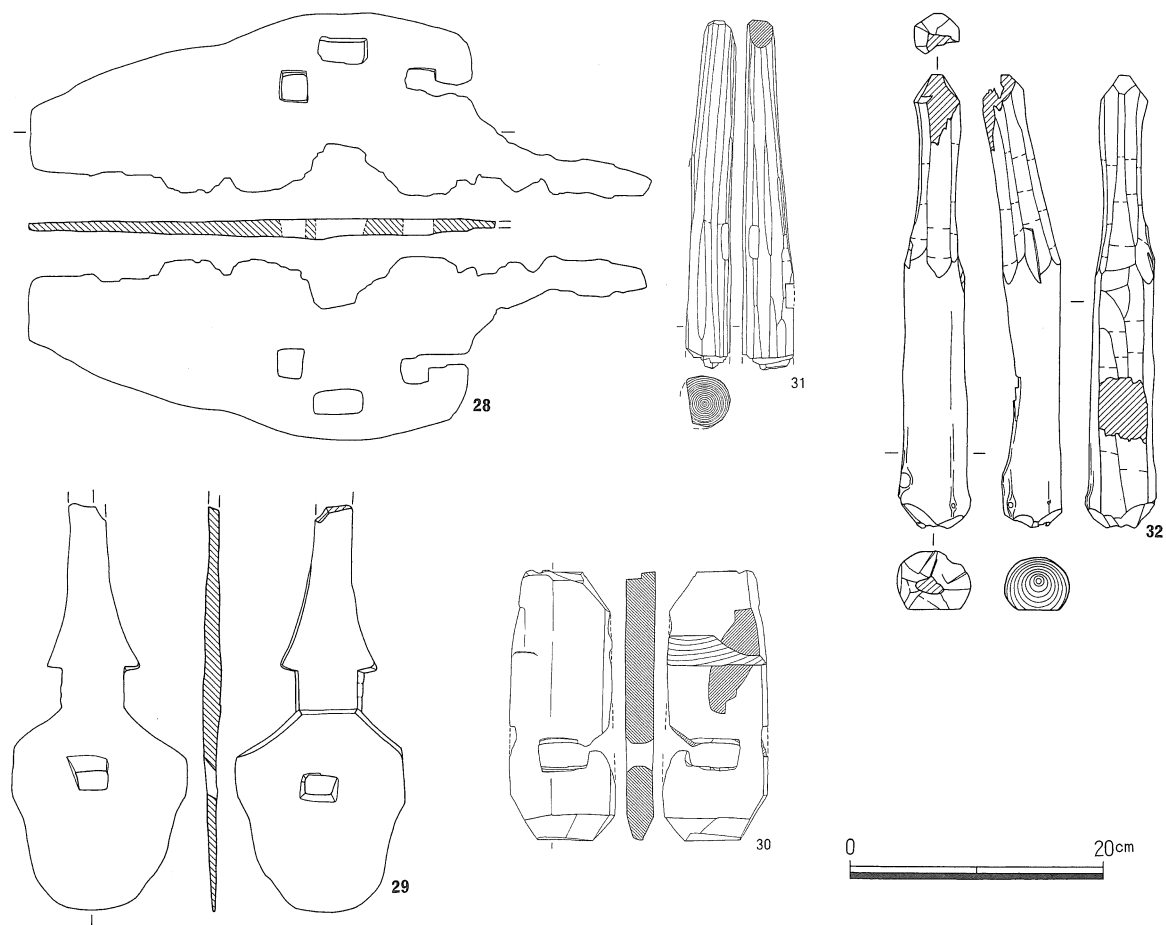
第147図-23は現存長12.4cm、幅1.3cmの柾目材でNSD11より出土した。断面を楕円形様に整形した棒状の木製品である。第147図-24は現存長10.8cm、径1.5cmの柾目材でNSD11より出土した。断面を楕円形様に面取りした棒状の木製品である。2点共小型品で表面をていねいに調整している。第147図-26は現存長10.0cm、幅2.4cm、厚さ1.5cmの柾目材でNSD11より出土した。断面を6面体に粗く削り整形している。上端から約3.0cmの所に掛かりを削り出している。鎌の柄とも思われる。第148図-31はNSD11より出土した。径4.2cmのイヌマキの丸太材を全面加工した柄である。現存長27.0cmを測り工具をていねいに当てて先細く仕上げている。第147図-25はNSD3より出土した。径3.3cmの丸太材を半截し、先端から1.5cmの所で表面を抉り断面を長方形に整形している。長さ17.6cm、幅3.0cm、厚さ1.2~2.0cmを測り材質はイヌマキである。先端に丸味をつけている。先端から



第146図 木製品実測図（2）



第147図 木製品実測図 (3)



第148図 木製品実測図（4）

10.8cmの所に縦1.4cm、横0.9cmの長方形の孔があげられている。

x) 机（第148図 図版71）

第148図-28の現存幅48.8cm、最大高14.0cm、厚1.2cmの山形の板材に三角形の切り込みを入れた机が1点NS I 5より出土した。着柄孔（縦1.8cm、横3.6cm、縦2.0cm、横2.0cm）が3箇所あげられている。腐食が著しく調整痕や切り込みの数は不明である。

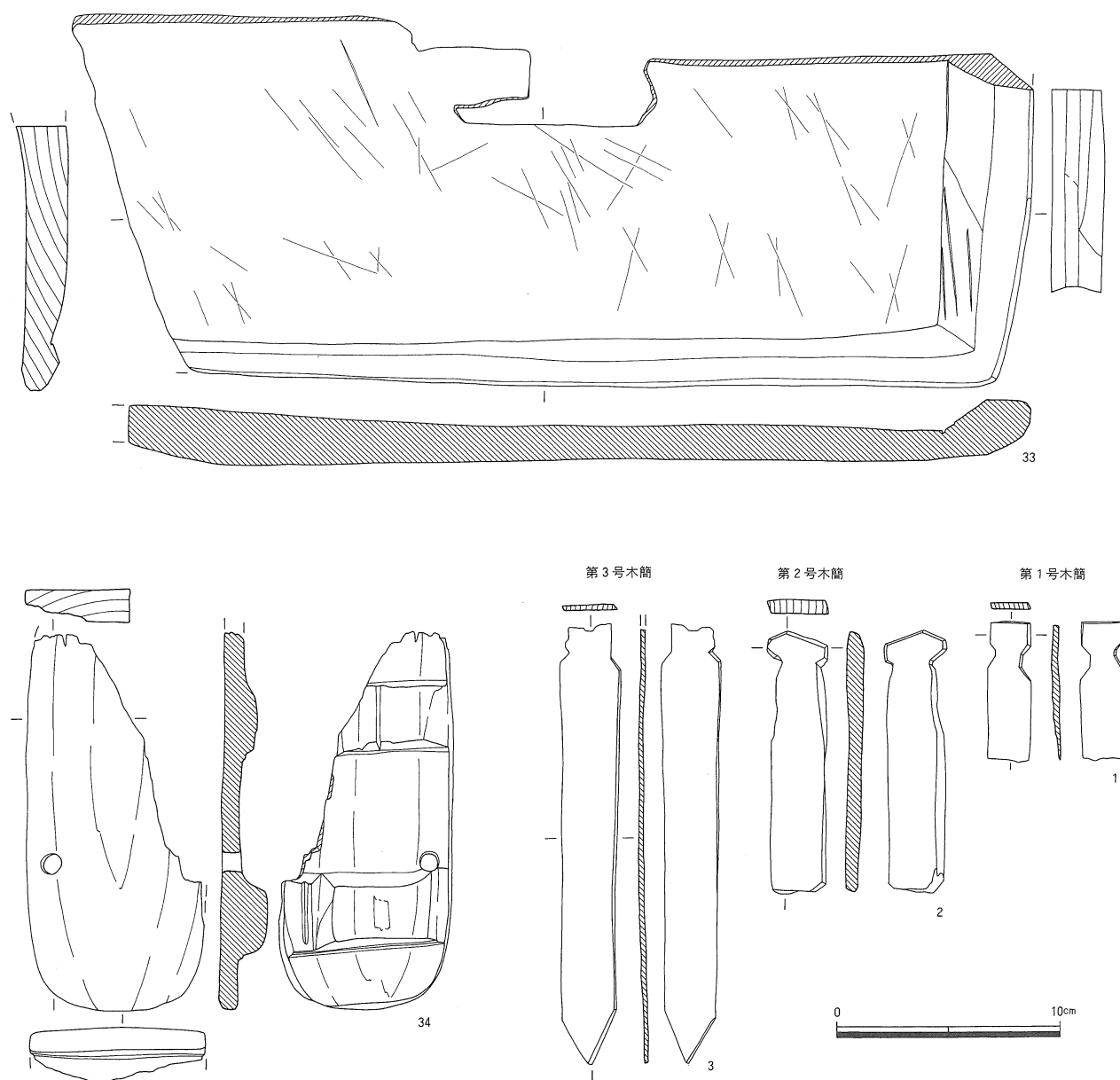
x i) 鋤（第149図）

第149図-29は現存長32.0cm、最大幅13.6cm、厚さ1.2cmを測る。NS D11より出土したナスビ状着柄鋤である（黒崎1976）。基部は傘状をなして突起し、その下に抉りを作り出している。基部と刃部の境にはわずかに段が見られる。刃部の肩幅は広く13.0cmを測る。肩部から徐々に丸味を帯び先端を薄く削っている。刃先から9.2cmの所に縦1.9cm、横3.0cmの長方形の孔が斜めにあげられている。金属製の鋤先を装着していたものであろう。

古墳時代終末期に属する可能性もある。

x ii) 鍬（第149図 図版71）

第149図-30はアカガシの板材を整形した鍬でNS D 4より出土した。角を斜めに削り落とし刃先は欠損している。一方に偏して縦2.4cm、横4.0cmの長方形の孔が両側からあげられている。現存長



第149図 木製品実測図（5） 木簡実測図

20.8cm×幅7.8cm、厚さ2.0～2.3cmを測り、片手鋏として利用されていたと思われる。

x iii) 横槌（第148図 図版71）

第149図-32は長さ35.8cm、径5.1cmの丸太材の一方に長さ15.6cm、径3.0cmの柄を作り出した横槌でNSD4より出土した。身には樹皮がそのまま残る。敲打部を平らにし両端を円錐状に削っている。柄を身に対してやや斜めに削り出している。敲打部中央に顕著な使用痕を残す。

x iv) その他の木製品（第145図 図版70・71）

使用目的や形状は不明であるが加工痕のある木製品が多数出土した。

第145図-1は現存長14.0cm、幅1.3～3.4cm、厚さ0.6cmの柁目板で、一方を六角形様に脹らませ他方は欠けている。同一地点で現存長9.5cm、幅2.3cm、厚さ0.4cmの先端を尖らせた柁目板が出土して

おり、2点は本来接続していたと思われる。切り掛け・墨痕等は見られないが齋串の一種であろうか。第145図-2・3は側縁にケズリ痕を残す柵目板である。4点共NSD11より出土した。

第145図-9は縦11.2cm、横8.8cm、厚さ0.7cmの柵目板でNSD10より出土した。上部2孔、側縁に1孔の穴がけられており下端は削られ内彎している。第145図-10は縦9.2cm、横2.8cm、厚さ0.4cmの柵目板でNSD8より出土した。両端と中央に3箇所穴がけられている。2点共ヒノキの材で木札（付札）とも思われる。

第146図-14は現存長15.6cm、幅4.4cm、厚さ0.6cmを測るケンボナシの柵目材でNSD4より出土した。円形状をなし周縁を厚さ0.9cmの山形に削り出している。曲物底板ないし蓋とも考えたが、材が曲物に使用されないケンボナシであるためその他の木製品に含めた。

第146図-17は現存長12.0cm、幅0.6cm、厚さ0.8cmの棒状木製品でNSD11より出土した。全面をいねいに面取りし先細く仕上げている。

第147図-27はNSD11から出土した。長さ14.2cm、高さ3.5cm、厚さ2.8cmを測る。全面にケズリを加え山型をなす。

坂尻遺跡出土の木製品には様々な木材が使用されている。柱根、礎板、建築部材等にはイヌマキ・カヤ・ヒノキ・ヤブニッケイ・アカマツ・クロマツが使われ、祭祀具、生活用具、農具などの小型品にヒノキ・イヌマキ・アカガシなどが多い。

第8節 金属製品

i) 銚帯具（第150図 巻頭カラー図版）

丸靱3点、巡方3点、鉸具1点の銚帯具が出土した。この内巡方2点是对になる表金と裏金である。

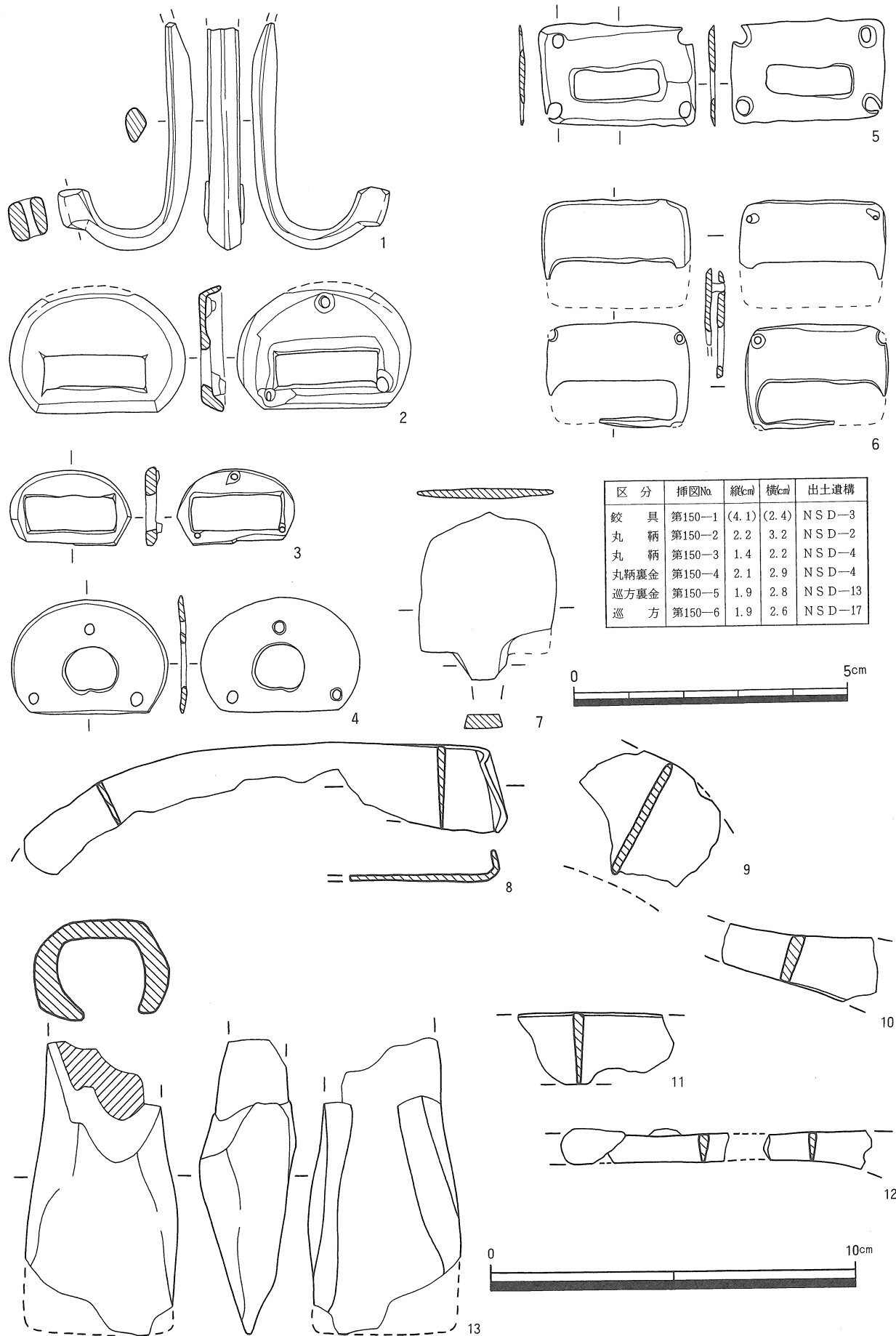
第150図-1はNSD3出土の鉸具で一方が欠損している。現存長4.1cm、最大幅2.4cm、厚さ0.6cmで断面は外側に稜を持ち三角形様を呈している。端部に穴がけられている。第150図-2はNSD2出土の丸靱である。縦2.2cm、横3.2cm、幅0.4を測り外周を内側へ折り曲げている。中央には縦0.6cm、横1.9cmの長方形の切り抜きがあり、裏には鉸が3箇所見られる。鉸の付け根に付着物が残る。火を受けわずかに彎曲している。第150図-3はNSD4出土の丸靱である。縦1.4cm、横2.2cm、厚さ0.2cmを測る。周辺を斜めにやすりがけし縦0.7cm、横1.7cmの長方形の切り抜きがある。裏には3箇所鉸が残る。第150図-4はNSD4出土の丸靱の裏金である。縦2.1cm、横2.9cm、厚さ0.1cmを測りやや反っている。中央にはハート型の切り抜きがある。鉸を差し込む（受ける）穴が3箇所あけられており、内1箇所は鉸の先が折れて穴を塞いでいた。第150図-5はNSD13出土の巡方の裏金である。縦1.9cm、横2.8cm、厚さ0.1cmを測り、中央に縦0.5cm、横1.5cmの長方形の切り抜きがある。周辺・切り抜き共に斜めにやすりをかけ仕上げている。四隅には直径0.2cmの鉸の穴がけられている。第150図-6はNSD17から2枚重なって出土した巡方である。縦1.9cm、横2.6cm、厚さ0.1cmを測り錆化が著しいが、鉸が2箇所、裏金には鉸の穴が2箇所残っている。縦0.7cm、横2.2cmの長方形の切り抜きがある。

坂尻遺跡出土の銚帯具の大きさから見た階位は第150図-2は6位、第150図-3は無位、第150図-6は少初位に相当すると思われる。

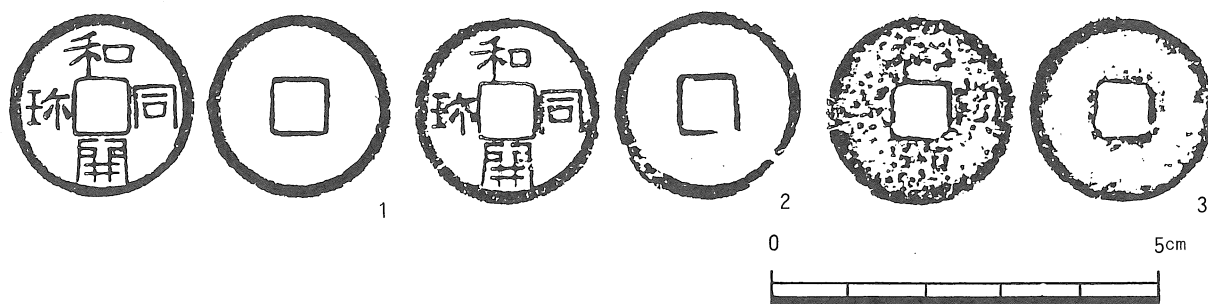
ii) 鉄鏃（第150図 図版72）

縦3.0cm、横2.5cm、厚さ0.3cmの鉄鏃の身部の破片がNSD17より出土した。

身部は丸味のある五角形をなし鋒が広く、断面はレンズ状を呈している。篋被の形状は不明であるが茎の断面は四角形をなす。



第150図 金属製品実測図



第151図 和銅開珎拓影

iii) 鎌 (第150図 図版72)

完形品に近い鉄鎌と刃部の破片が2点出土した。

第150図－8は長さ13.0cm、幅2.2cm、厚さ0.2cmのいわゆる先曲り鎌でNSD11より出土した。かなり使いこまれ刃の減りは著しい。着柄部はほぼ直角に折り曲げられている。第150図－9はNSD3より出土した鎌の刃部と思われる破片である。

iv) 刀子 (第150図 図版72)

刀子の破片と思われる鉄片が3点出土した。

第150図－10は現存長4.2cm、最大幅1.8cm、厚さ0.3cmを測りNSD20より出土した。第150図－11・12は刀子の刃部と考えられる破片で共にNSI12より出土している。

v) 鉄斧 (第150図 図版72)

第150図－13は現存長7.8cm、幅4.1cm、厚さ2.5cmの鍛造鉄斧である。両側を内方へ折り曲げ袋状をなしている。刃先は欠け錆化が著しい。断面楕円形様を呈する。

第9節 錢貨 (第151図 巻頭図版)

和銅開珎がNSD3より3点出土した。

第151図－1は保存良好である。第151図－2は一部欠損し、第151図－3は錆化が著しい。径24.4cm、厚さ1.3～2.0cmを測る。「開」の字を「開」と鋳出し、すべて同じ字体である。

第10節 石製品

i) 紡錘車 (第152図 図版72)

輝緑疑灰岩製の紡錘車でNSD4から出土している。側面・裏面に細かい擦痕が多く観察され、軸孔を中心に磨滅が認められる。使用頻度が高かったものと思われる。奈良時代の多くの紡錘車は扁平な土製紡錘車及び断面カマボコ型の石製の紡錘車が主体となり、このような形態は古墳時代に多くみられるが(鈴木1983)、NSD4は奈良時代の溝であることから、以下2つの可能性が考えられる。この紡錘車が何らかの形で奈良時代まで使用され破棄されたものか、あるいはこのような形式が奈良時代まで存続する可能性もある。後者については紡錘車自体の出土例も少なく類例が認められず、前者である可能性が高いと思われる。

ii) 碁石状石製品 (第152図 図版72)

NSH4から1点だけ出土したもので、粘板岩製の黒色を呈する石製品である。石材鑑定によると

自然礫の可能性が指摘されたが、全体の細かな擦痕の状態と現原野谷川水系の河床面の礫の実見により、ここでは基石として考え報告したい。

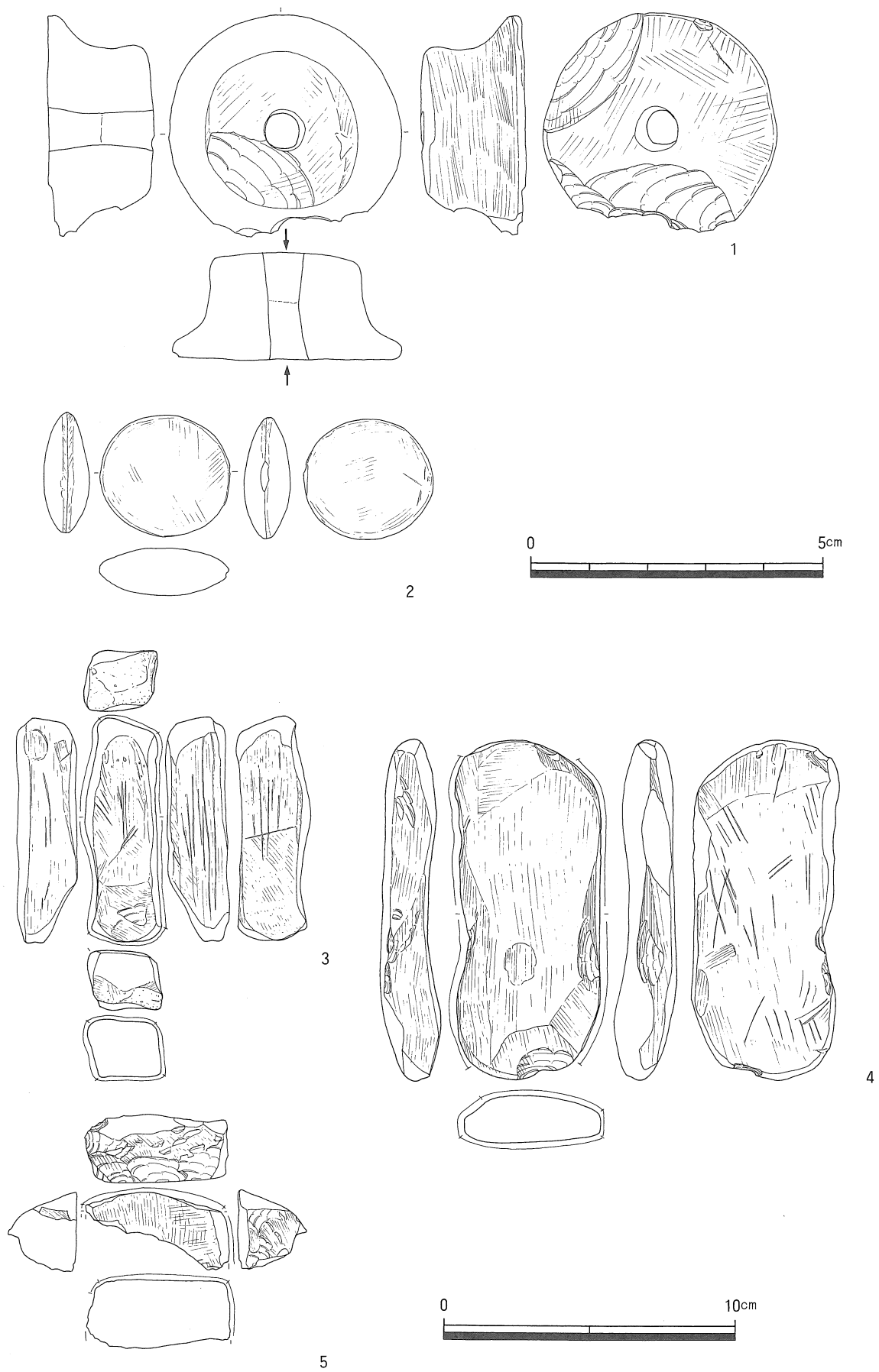
iii) 砥石 (第152図 図版72・73)

砥石は包含層中より出土したものとあわせると22点になる。詳細な法量・石質等については第2表に示した。

第152図-3は、N S D21より出土したもので、凝灰質頁岩製の自然礫を利用した砥石である。表・裏・側面の4面を使用、表面には槌状の擦痕が観察される。第152図-4はN S B35の堀方から出土の自然礫を利用した流紋岩製の砥石である。4面を使用しており細かい擦痕が認められる。裏面には粗い擦痕も観察される。第152図-5は流紋岩製の砥石の破片である。第153図-6は軽石製の砥石である。表・裏・側・下面に平坦の面をもつが擦痕は観察されなかった。第153図-7は溝状遺構と思われる遺構から出土した砥石で、4面を使用し全体に細かい擦痕が見られる。下半部を欠損する。第153図-8はN S D13から出土した砥石で上半部のみを残す。表、裏面は細かい擦痕、両側・上面に粗い擦痕や刃止痕が観察される。第153図-9もまた溝状遺構と思われる遺構から出土した砥石である。4面を使用しており細かい擦痕とともに一部粗い擦痕も認められる。裏面には何かを敲打した後、再び砥石として使用したと思われる痕跡が観察される。また下面は打裂痕の具合から下面に観察される細かい擦痕は打裂痕以前ののものであると推定され、第153図-9の砥石は下半部の欠損したものでなく本来この形状であったと考えられる。第153図-10は竪穴状遺構と思われる遺構から出土した。上部・下部を欠損する砥石である。4面を使用し細かい擦痕と槌状の擦痕が認められる。第153図-11は溝状遺構から出土した砥石でほぼ完形品の長方形を呈する。古墳時代の可能性が高い。第154図-12は包含層から出土した有孔の砥石で長方形を呈する。6面とも細かい擦痕が観察される。穿孔は上面からである。第154図-13もまた有孔の砥石で包含層出土である。6面に粗い擦痕が見られる。小孔は上下両方からあけられておりほぼ完形品である。第154図-14は下半部を欠損する有孔の砥石である。5面を使用しており細かい擦痕が認められる。穿孔は下面からである。第154図-12～14の有孔砥石については後に述べることにしたい。第154図-15は自然礫を利用した砥石で包含層出土である。正、両側、上面に細かい擦痕が認められる。下面に折れた後再利用しようとした擦痕が観察される。第154図-16は5面に細かい擦痕が見られ下面に欠損後の擦痕が観察される。欠損後も使用したものであると思われる。第154図-17は包含層から出土した砥石で下半部を欠損する。4面に比較的粗い擦痕が見られる。裏面は幅5mm前後のものを研いたと思われる槌状の擦痕を残す。同じく包含層出土の第154図-18は5面に細かい擦痕が見られるが、表・裏面がよりよく使い込まれている。第154図-19は上・下部とも欠損する砥石で包含層出土である。4面に細かい擦痕と粗い擦痕が認められる。表面の使用頻度が高い。第154図-20は表採品である。6面に細かい擦痕が見られ、表面をよく使い込んでいる。上面は折れた後再利用されたと思われる。第155図-21は砂岩製の荒砥石で4面を使用している。裏面・右側面が特に使用頻度が高く槌状擦痕も顕著である。上面に敲打痕が認められる。N S D13から出土した。第155図-22はN S I17から出土した砥石で凝灰岩製の自然礫を利用したものである。4面に細かい擦痕および粗い擦痕が認められる。上面・左側面をよく使用している。第155-23は珪質凝灰岩製の砥石で包含層出土である。第155図-24はN S H2から出土した砂岩製の荒砥石である。表・裏面に槌状擦痕が観察される。5面を使用している。

以上、石製品について説明を行ったが、さらに砥石、基石状石製品について若干触れてみたい。

砥石は自然礫をそのまま使用したもの、砥石として4面以上に第1次加工を施したもの、軽石製のものの3つに分類した。なお自然礫をよく使い込んだものと第1次加工を施したものの識別は難し



第152図 石製品実測図（1）

いが、4面以上を使用し長方体を呈する形状の整ったものは、第1次加工を施しているものとし分類してみた。第152図-3・4、第153図-6、第154図-15、第155図-22を除いたすべてが第1次加工されたものであると考えられる。可美村城山遺跡（辰巳他1982）、藤枝市御子ヶ谷遺跡（八木他1981）等の自然礫、自然礫の一部を打ち欠いて砥石として利用したものの方が多いのと比べると特徴的である。また、坂尻遺跡では破損品が多く再利用したものも目立つ。

石材では凝灰岩製のものが68%を占め、他に流紋岩、中粒砂岩、軽石がある。石材鑑定の結果、凝灰岩、流紋岩は天竜川水系、砂岩は天竜川・原野谷川水系に認められた。浜松市伊場遺跡・城山遺跡で多く出土する自然面を残す砥石は天竜川水系の大千瀬川流域によく見られるもので、淡黄褐色を呈する（註1）。本遺跡の灰白色を呈する凝灰岩も大千瀬川水系とされているが、第1次加工されたものである点が異なる。御子ヶ谷遺跡では報告書によると軟質砂岩製のものが多く、他に頁岩製のものもみられ凝灰岩製のものは認められない。これは、大井川水系では凝灰岩製の石材が得られないことによるものと思われる。以上のような点から砥石の石材の供給は、大河川水系ごとの狭い範囲内で行なわれるものと考えられる。砥石で観る限り天竜川水系は一つの文化圏と考えられるが自然礫を多用する点と、第1次加工を施した砥石を利用する点などの相違は何によるものか、この点については今後の課題としたい。

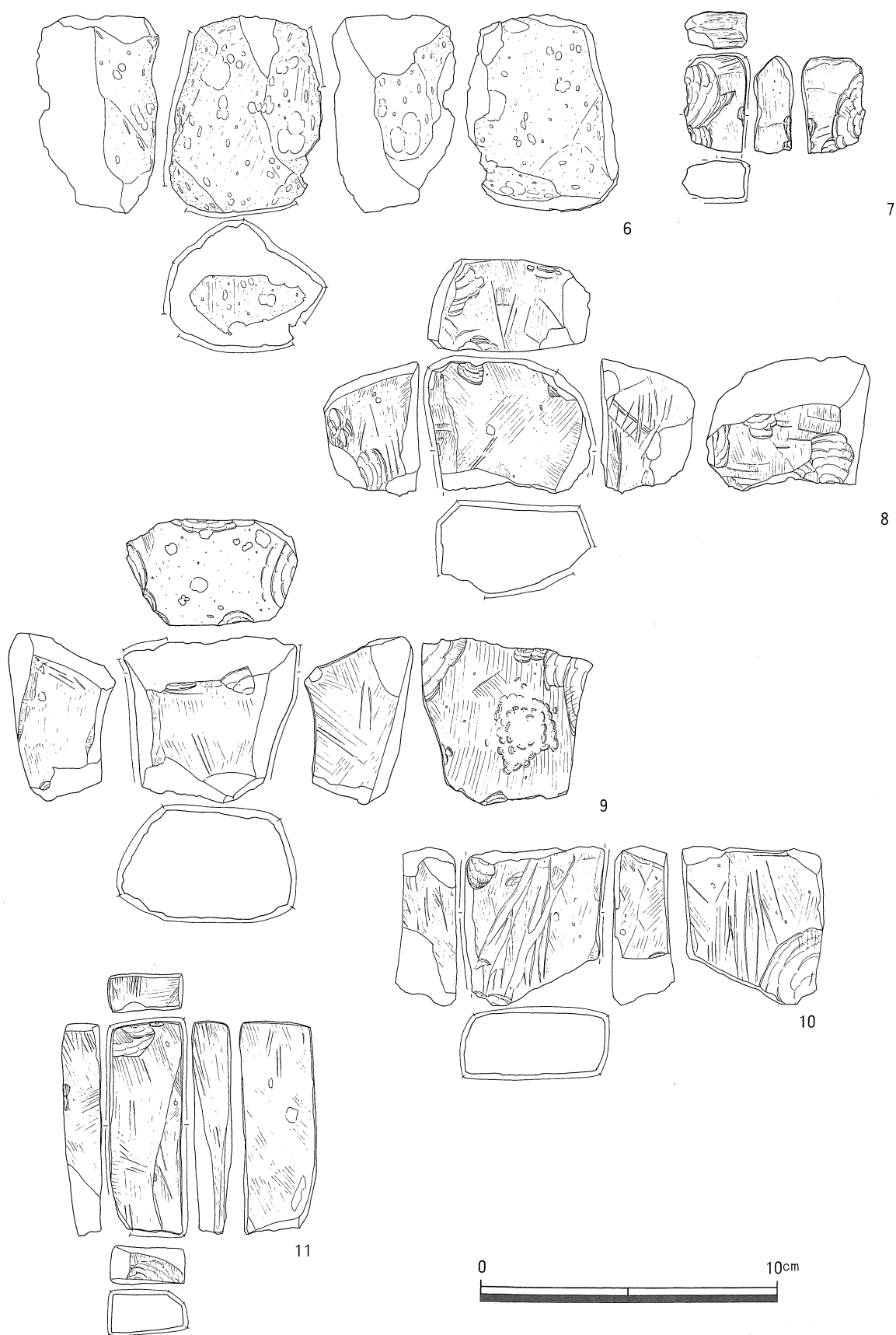
次に本遺跡の砥石の性格について主に有孔砥石を通して考えてみたい。

有孔砥石は小形のものが多く携帯用砥石として使用されたと考えられ、古墳時代～中世まで認められる。千葉県権見後遺跡（千葉県埋文1984）では古墳時代～平安時代の住居、坂尻遺跡大場塗装調査区古墳時代の溝中、福岡県茶臼山・東光寺遺跡（久留米市教委1974）からも出土しており、有孔砥石の出土例は全国に見られる。住居跡の出土例が多いことから、有孔では砥石と同様に農工具等の鉄製品の普及と深い対応関係が伺える。住居の他には古墳や横穴の副葬品も認められる。埼玉県稲荷山古墳（埼玉県1980）、香川県王墓山古墳、県内では富士川町谷津原1号墳、菊川町の大淵ヶ谷横穴群OB-7・OC-2号（明星大学考古学研究部1983）、西宮浦横穴墓群N-2号から有孔砥石が出土している。有孔でない砥石の副葬例としては奈良県新沢千塚古墳群50号墓（櫃原考研1981）、袋井市地藏ヶ谷古墳群、小笠町薩田ヶ谷横穴群1号墳（静岡県教委1983）がある。最も古い例では福岡県立岩遺跡の弥生時代の甕棺内に埋葬されたものが認められ、砥石が弥生～古墳時代の葬送儀礼に深く係わり合っていたことがわかる。また稲荷山古墳などの例からみると砥石は棺内副葬されていることから被葬者の身近な持ち物としての意味付けがなされ、1次儀礼との関連性にも注目されるのではないだろうか。また奈良時代では律令に規定される兵士の持ち物として、「兵士。每火。……大刀一口、刀子一枚、○石一枚……」と砥石の携帯を義務づけており、砥石には軍事制及び地方官衙との関連性も考えられよう。

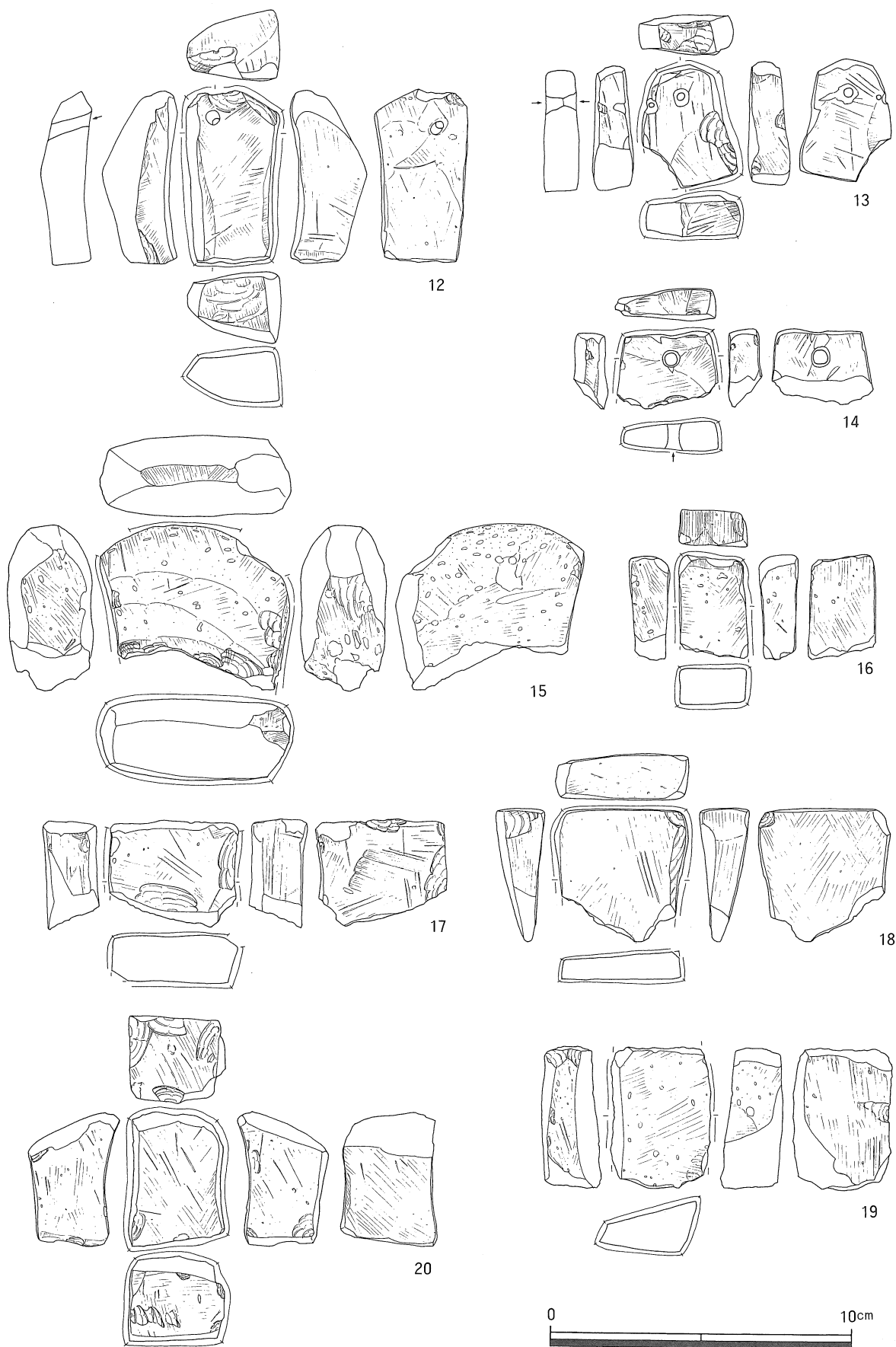
以上、砥石のもつ性格というものを考えてきたが、坂尻遺跡の場合は遺跡の性格などから、軍事制及び地方官衙との関連性により近い性格をもつものと推察される。

さて、次に碁石状石製品について検討してみよう。

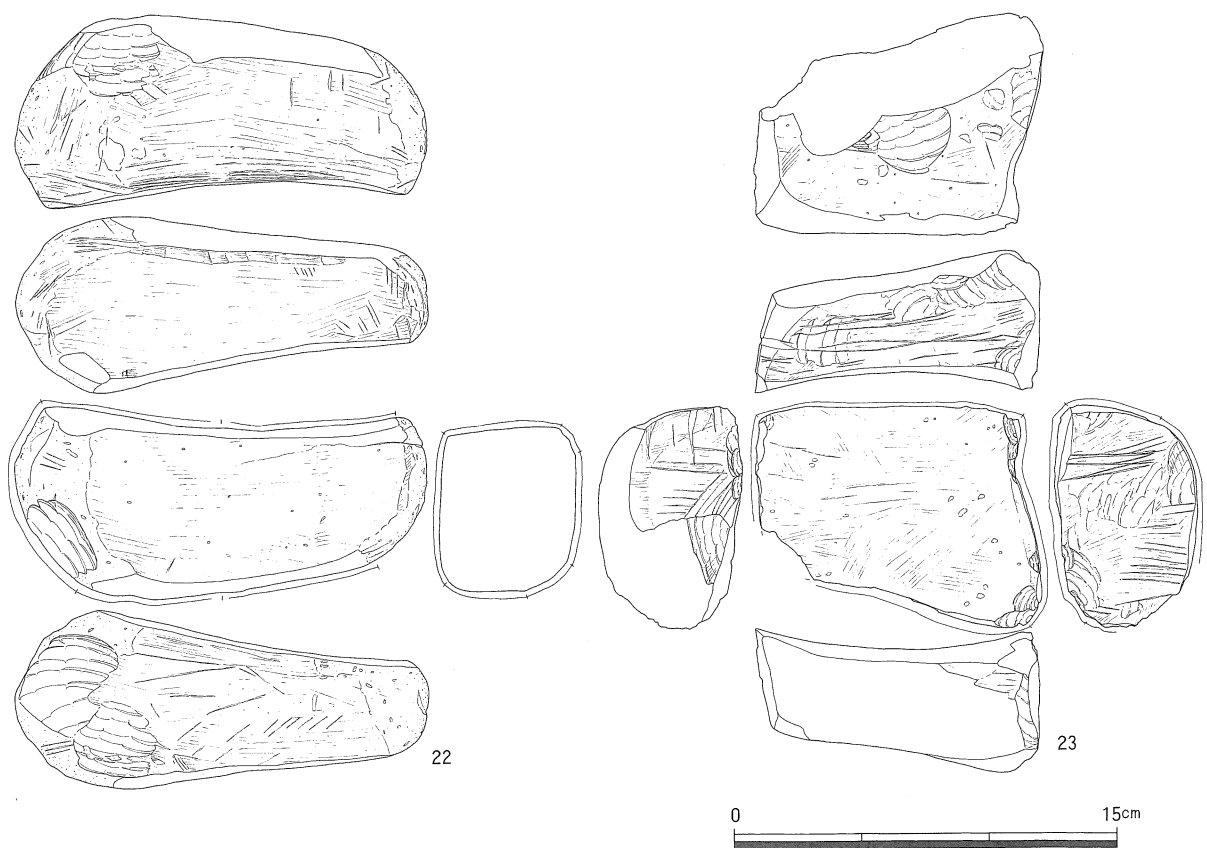
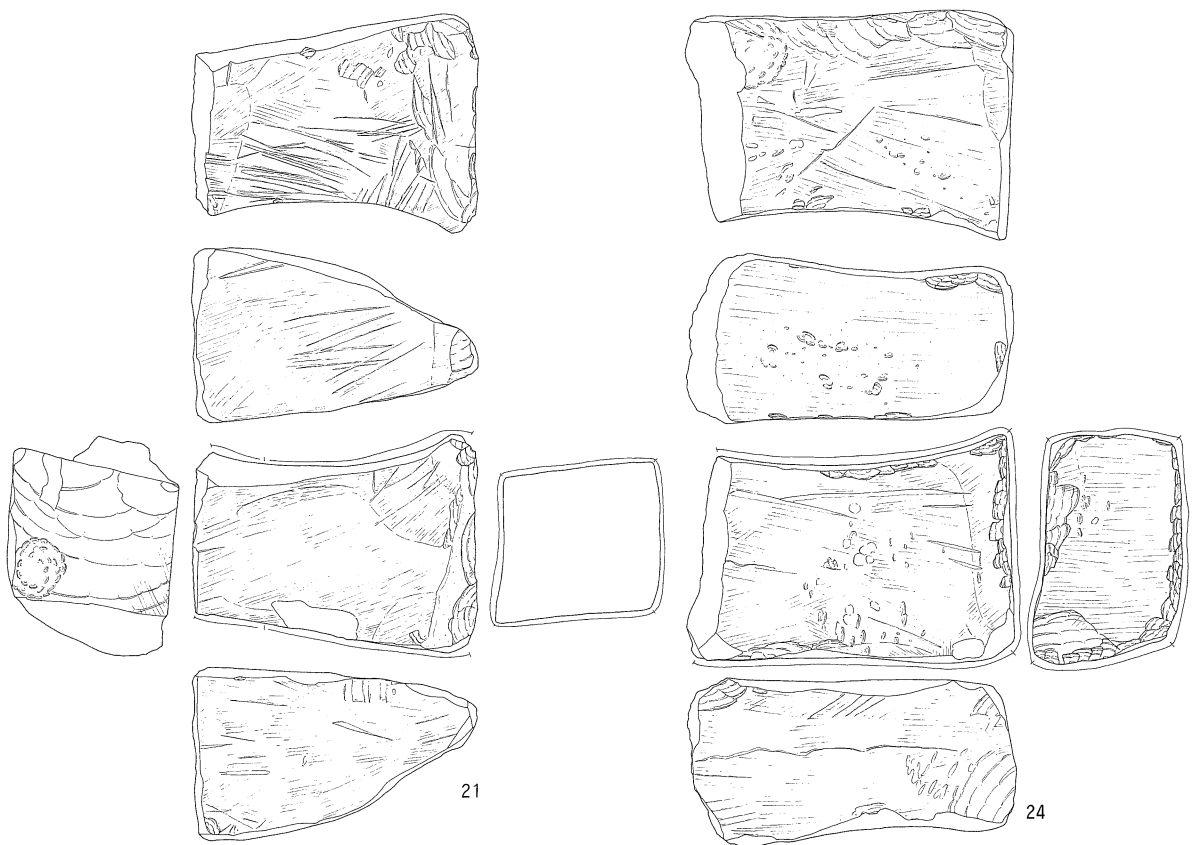
日本に碁が中国から伝えられたのは奈良時代前半とされ、文献では『懷風操』に「辨正法師者。俗姓秦氏。性滑稽。善談論。少年出家。頗洪玄學。太寶年中。遣學唐國。時遇李隆基龍潛之日。以善圍某。○見賞遇。」とあるのが最初とされている。701年の『僧尼令義解』に「凡僧尼作音楽。及博戯者。百日苦便。碁琴不在制限」と僧尼の音楽及び賭博的行為に対する刑罰を規定している文章がみられ、奈良時代では貴族、僧侶らの間で碁が普及していたと思われる。『東大寺正倉院寶物圖』の碁盤の項には「……碁石珊瑚瑪瑙、石各悉有花鳥繪」とあり北倉に納められていた（註2）。平安時代に入る



第153図 石製品実測図（2）



第154図 石製品実測図 (3)



0 15cm

第155図 石製品実測図（4）

と文献上では『日本文徳天皇実録』『続日後記』『古今著聞集』などの文献にも多くみられるようになり、貴族、僧侶間にかなり普及していたことが理解できる。鎌倉時代以後は武士の間にも普及し始め、『群書類従』の囲碁式には囲碁に関する作法などが編集されている。

この傾向は発掘調査による出土例からも伺える。発掘調査による碁石の出土例は非常に少ない。奈良時代では平城京左京五条二坊十四坪から7点（奈良市教委1980）、平安時代は山口県秋根遺跡出土の6点（下関市教委1977）、岩手県鬼柳西裏遺跡（北上市教委1977）、中世では福岡県豊津町幸木遺跡の鎌倉時代後半のもの（豊津町教委1976）、福岡県小笠川南条坊遺跡の4点（福岡県教委1978）、16C後半の姫路市御着城跡（姫路市教委1981）、大阪府高安城跡範囲確認調査（大阪府教委1982）、朝倉館跡からも碁石と思われるものが出土している。

碁石の質は黒石に珪質頁岩、粘板岩、蛇紋岩、ホルンフェルスなどが、白石には石英（水晶）、珪質頁岩、蛤などが多用されている。正倉院宝物のように象牙製のものもある。

碁石の大きさについては遺跡ごとに第4表に示した。これをグラフ化したものが第5表である。奈良時代の大きさは直径1.5cm前後、厚さ0.6cmのもので比較的大きさが一定している。平安時代では、径1.8cm、厚さ0.8cmと奈良時代より若干大きくなり、大きさも統一化されているのが認められる。中世になると大きさ・形状ともバラエティーが見られ、自然礫をそのまま研磨したような不定形のものが多くなるようである。しかし径が2.0cmを越えるものは認められない。参考として正倉院宝物の碁石と、現在の碁石の大きさも記入した。正倉院のものは径が1.6cm前後、厚さ0.8cm前後と平城京出土の碁石と秋根遺跡出土の碁石の中間の値を示しているが、鬼柳西裏遺跡の値とは一致している。鬼柳西裏遺跡の碁石は平安時代の竪穴住居跡床面から出土し住居跡の年代は、10世紀末～11世紀とされている。以上のような結果から碁石の大きさは、奈良時代→平安時代→中世→現在と時代を経るに従い大きく変化するようである。

本遺跡の場合は径2.0cm、厚さ0.8cmと現在のものの大きさに近いが、碁石の出土したNSH4は、奈良時代後半の土器と共伴している点、覆土中下層から出土し覆土には混り込みはみられなかった点などを重視すると、やはり奈良時代のものと考えられる。この問題点に関しては、発掘などによる出土資料の増加を待ってさらに検討を加えていきたい。また多少の疑問は残るものの、本遺跡の碁石が奈良時代後半のものであるならば、前述のように奈良時代では貴族、僧侶間などの特定の身分階層のみに普及している点から、坂尻遺跡の性格を知る一つの要因として注目される。

以上、碁石と碁石について述べてきたが、資料の収集等にあたり木村弘之氏、福岡県教育委員会、同幸木町教育委員会、岩手県北上市教育委員会に御協力を得ました。また、松井一明 中嶋郁夫 向坂鋼二氏らに御指導、御助言を賜り文末ながらここに深く感謝を申し上げます。

【補 註】

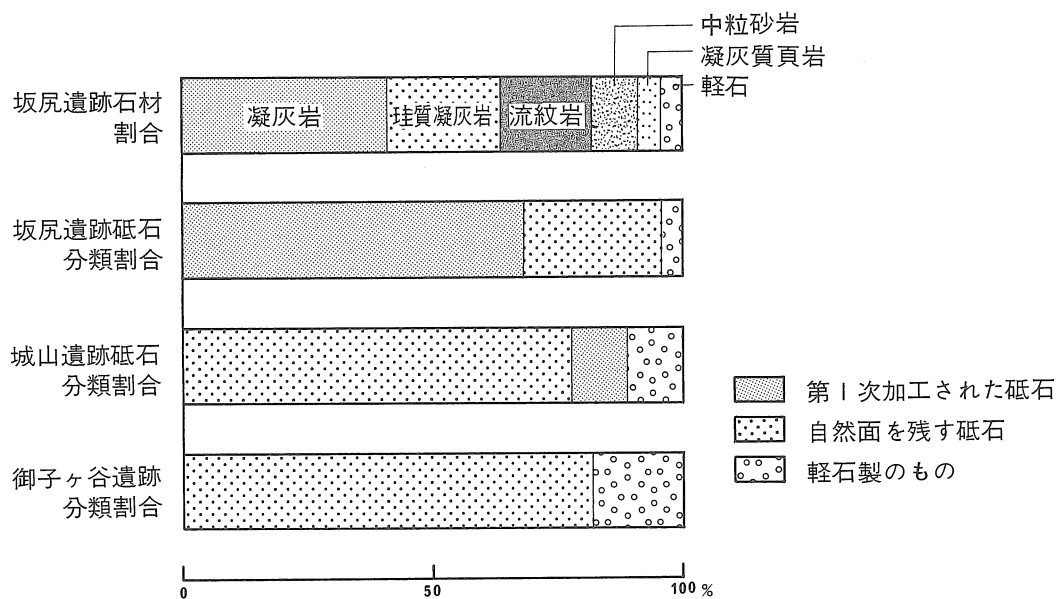
註1）城山遺跡では、軽石製のものをヤスリとして用途を考えている（可美村教委1982）。

註2）正倉院宝物の碁石は、延暦12年（793）の曝涼使解に「銀平脱合子四合、各納某子」とあり、百済王国義慈王が藤原鎌足に献じた赤漆欄木厨子の納物中の銀平脱合子の4口に入っていたもので、「銀平脱合子四合某子六百枚」とある。しかし現在は白石145枚 黒石119枚 紅牙撥鏤132枚 紺牙撥鏤120枚の合計516枚しか残っていない。

第2表 石製品計測表

No.	地区名	遺構名	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)	石質	擦痕の種類	備考
1	2H-c-ツ	N S D 4	3.9	1.8	1.8	279.5	輝緑凝灰岩		紡錘車 基石状石製品
2	2H-c	N S H 4	2.1	2.0	0.8	3.15	粘版岩		
3	2H-c-ツ	N S D 21	7.6	2.6	2.1	50.4	凝灰質頁岩	樋粗細㊟	
4	2F-a	N S B 35	11.6	5.0	2.2	151.0	流紋岩	粗細㊟	
5	2C-h-ア	N S D 11	2.7	4.9	2.4	23.7	流紋岩	粗細㊟	有孔 有孔 有孔
6	3B-b	N S D 13	6.6	5.2	4.2	45.0	軽石		
7	3D-a	溝状遺構	3.2	2.0	1.3	10.4	凝灰岩	粗	
8	3E-h	N S D 13	4.5	5.5	3.2	82.0	凝灰岩	粗	
9	3D-a	溝状遺構	5.6	5.8	3.6	109.0	珪質凝灰岩	細	
10		竪穴状遺構 (古墳)	5.3	4.7	2.1	69.0	凝灰岩	樋細	
11	3E-g-ウ	溝状遺構	7.2	2.5	1.3	33.0	珪質凝灰岩	やや粗	
12	2D-a-	Ⅲ 層	6.1	3.1	2.5	50.0	凝灰岩	細	
13	3F-d-キ	Ⅲ 層	4.3	3.1	1.3	21.0	珪質凝灰岩	粗	
14	3F-h-ア	Ⅲ a 層	2.8	3.3	1.1	9.0	凝灰岩	細	
15	2B-h-ウ	Ⅲ 層	5.3	6.3	2.9	115.0	流紋岩	細㊟	
16	2H-c		3.6	2.2	1.3	15.0	凝灰岩		
17	3B-d	I b 層	3.7	4.3	2.0	35.0	流紋岩	樋	
18	3I-e-イ	Ⅲ 層	4.6	4.4	1.6	30.0	凝灰岩	細	
19	3F-b-	Ⅲ 層	4.9	3.3	2.1	35.0	凝灰岩	粗	
20	表採		4.6	3.2	3.0	57.0	珪質凝灰岩	細	
21	3F-a-イ	N S D 13	11.1	8.6	6.8	705.0	中粒砂岩	樋	
22	2B-h	N S I 17	16.1	6.9	6.8	908.0	凝灰岩	細粗㊟	
23	2H	Ⅲ 層	11.2	8.7	5.6	511.0	珪質凝灰岩	粗	
24	2F-g	N S H 2	12.8	8.6	6.6	1177.0	中流砂岩	樋㊟	

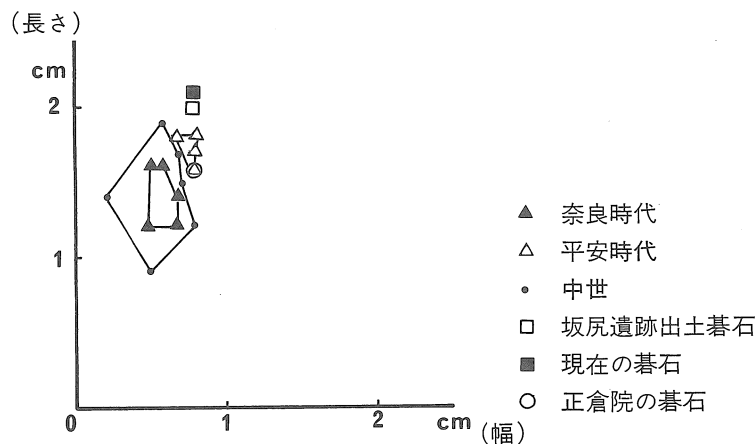
第3表 石材分類表



第4表 遺跡別基石計測表

遺 跡 名	直 径 (cm)	厚 さ (cm)	重 さ (g)	石 質	備 考
平城京左京五条二坊 十四坪	1.6 1.2 1.5 1.4 1.2 1.2 1.6	0.5 0.5 0.7 0.7 0.7 0.5 0.6	0.91 1.92	●粘 版 岩 ● ○石 英 ○ ○ ○ ○	奈良時代
秋根遺跡	1.7 1.8 (1.8) 1.8 1.8 1.8	0.8 0.8 — 0.7 0.8 0.8		●珪 質 頁 岩 ● ● ● ○石 英 ○	平安時代 (掘立柱建物より出土)
鬼柳裏遺跡	1.6 1.6 1.6 1.6 1.7 1.6 1.5 1.5 1.7 1.6	0.8 0.8 0.6 0.7 0.8 0.7 0.8 0.8 0.7 0.8	3.1 3.5 2.4 2.8 3.6 2.2 2.3 2.3 1.5 1.0	○石 英 岩 ●流 紋 岩 ● ● ● ● ○石 英 ○ ●流 紋 岩 ○石 英	平安時代 (住居跡より出土)
幸木遺跡	平均0.9~1.2 平均0.2~0.6	平均0.5~0.8 平均0.2~0.6		●蛇 紋 岩 ○石 英	鎌倉時代後半 (溝中出土)
御笠川南条坊遺跡	1.5 1.7 1.7 1.7	0.7 0.7 0.7 0.7	2.5 2.5 3.0 —	●頁 岩 ● ● ○水 晶	中 世 (包含層)
御着城跡	—	—	—	—	16C後半 20点 不定形でよく研 磨されている
高安城跡	—	—	—	●○ホルンフェルス 珪質頁岩	16C後半 不定形でよく研 磨されている
朝倉館跡	—	—	—	—	中 世
正倉院宝物	平均1.6	平均0.8		●斑輝岩質橄欖岩の 蛇文化したもの ○白色の硬玉 ○象牙	奈良時代 紅牙撥鏤、紺牙撥鏤
現 在	平均2.1	平均0.8	平均4.5	●頁岩 etc. ○蛤、ガラス etc.	

第5表 時代別基石計測グラフ



第Ⅳ章 土 器 墨 書

第1節 土器墨書の性格と分類基準

土器墨書と墨書土器 坂尻遺跡では4次にわたる発掘調査の結果、486点のいわゆる墨書土器が出土した。これにへう書き刻書のある土器2点を加えると、土器に書かれた文字資料は総計488点となる。

これらの、土器墨書またはへう書き刻書された文字資料は、歴史時代の遺跡においては早くから注目され、墨書土器あるいは墨書・刻書土器などと呼ばれ、遺跡の年代や性格を判定する上での有力な資料として重視されてきた。とくに、近年、発掘の大規模化と、歴史時代の宮都・官衙遺跡の調査が急速に進むにつれ、いわゆる墨書土器の出土も大幅に増加し、それにとまって文字集成や研究も進展しつつある。

ところが、これまでこれらの文字資料は土器遺物の中の特殊なものとして、土器論の一部で取扱われることが多かったため、発掘調査報告書等においては、二、三の例外を除いて、考古学者が考古学的方法の枠内で整理してきたといつてよい。

しかし、元来、歴史時代の遺跡調査は考古学と文献史学との協力の上になさるべきものであり、とくに文字資料は文献史学との緊密な協力関係が要請されているといつてよい。加えて、近年のいわゆる墨書土器資料の急速な増加は、内容的にも、独自の文献史学的考証を必要としており、同じく歴史時代の遺跡から出土する木簡と同様、古代史研究者の急速な対応が要請されているといわねばならない。

こうした観点から、本遺跡の調査においては、第2次調査の段階から、土器に書かれた文字（墨字）をそれ自体として相対的に独立させた呼称として「土器墨書」の概念を用い、従来の墨書土器という呼称については墨書のある土器一般を呼ぶ場合に限定して使用することを試みてきた（注1）。この新たな試みは、これまで土器墨書が土器論の一部としてのみ取扱われてきたことに対する反省にたち、土器に書かれた墨書それ自体を相対的に独自に対象とする学問領域を文献史学の一領域として成立させようとするものに他ならない。

しかし、土器墨書は土器を離れては存在し得ないものである以上、土器それ自体に対する考察を不可欠としている。したがって、土器墨書論は、墨書された土器の土器論的研究の成果と統一的に理解されてはじめてその全過程が完了するものであって、文献史学的研究と考古学的研究とが切り離されて存在しうるものではない点を忘却してはならないと思う。

その意味でこの間、坂尻遺跡の調査過程において試みてきた土器墨書概念の提唱は、これまでの墨書土器研究を、金石学や木簡学の水準に引きあげようとするささやかな試みのひとつに他ならない。

土器墨書の性格と分類 土器墨書の性格を端的に定義することはむづかしいが、管見の限りで結論先取り的にいえば、土器に書かれた文字という一点に尽きる。そしてそれは、さらに2つの場合に大きく区別することができる。

その第一は、これが一般的であるが、土器の機能と直接に結びついた記事、すなわちその書かれた土器の広い意味での所属ないし所有関係を表示する場合である。第二は、特殊な場合であって、土器の機能とは離れ、それとは直接の関係なく、紙や木札などと同様に、単なる筆記素材のひとつとして土器または土器片が用いられる場合である。

第一の土器の機能と直接結びついた一般的な場合は、さらに立入って区分すると、土器を使用する主体または客体、すなわちその土器の機能にかかわって帰属する集団・組織または個人、および時間

的位置づけ（年月日等）等があり、また第二の筆記素材として用いられる場合には、意志伝達のための文書や、心覚えの記録などのほか、戯書・習書などとしても用いられる。

このように土器の機能に即して観察した場合、土器墨書の一般的性格はきわめて鮮明になるのであるが、しかし、土器の機能とは一旦切り離された特殊な場合についても、その土器の本来の機能と全く無関係であったとは言い切れない。一見したところ土器の機能とは無関係と思える文書・記録様の記事の場合も、その本来の所属・所有関係を離れてはその意味を理解することはできない。このことは土器墨書は本来的にそれが書かれた土器の機能を離れては存在し得ないことを意味し、記事に見られる表面的な差異は、土器の機能と直接的な関係であるか、間接的なものであるかのちがいにすぎないのである。したがって、土器墨書をその意味内容に即して分析しようとする場合には、土器の機能からはいったん離れ、墨書の記事それ自体に即して分類するのが便宜であろう。

土器墨書の内容に即した分類はこれまでも一、二試みられてはいるが、いささか羅列に終始する傾きがあり、広く承認されるまでにはいたっていない。土器墨書は、それが出土する遺跡の性格、例えばそれが宮都であるか地方官衙であるか、寺院であるか、あるいは住居址であるか等々によってその様相にかなりのひらきが認められる以上、一般的な分類法が確立していない現状のもとでは、遺跡ごとに土器墨書の内容に即した分類を試みるほかはなさそうである。そして、こうした試みの積み重ねを通して普遍的な分類法が模索されるべきであろう。

坂尻遺跡は、本章の結論で明らかとなるように、遠江国佐野郡家跡という古代の地方官衙である可能性が大きいことから、そこから出土した土器墨書の分類にあたっては、まず大きく奈良時代の土器と平安時代以降のそれとに区分した上で、特に奈良時代の土器については、その内容に即し、Ⅰ 官衙・官職名等、Ⅱ 郷名・地名等、Ⅲ 人名等、Ⅳ その他、の4種に分類した（注2）。

次に、これらの各項目について簡単に説明を加えよう。

- | | |
|-----------|--|
| Ⅰ 官衙・官職名等 | 郡家・駅家等地方官衙の官職・施設名のほか、それに所属したと思われる名称もこれに含めた。また特に、坂尻土器墨書の著しい特色である駅家関係の墨書については、文書様のものもこれに含めた。 |
| Ⅱ 郷名・地名等 | 推定も含め、二字で書かれた郷名・地名の類である。 |
| Ⅲ 人名等 | 2字または1字で書かれた人名と推定されるもの。なかに、ごくまれに敬称を付するものがある。 |
| Ⅳ その他 | 人名・地名・年号の一部等を含め、意味不明のものを一括してここに収めた。 |

次節以下では、土器墨書を、それが書かれている土器の形式からみた年代区分に従って、大きく奈良時代と平安時代とに区分し、ついで、それぞれの時期の墨書の内容を上記の分類にもとづいて各項目ごとに若干の考察を加え、ついで出土地点から見た場合どういうことが言えるか、また、土器と土器墨書との関係についても気のついた点を記しておきたいと思う。そして、最後に、土器墨書から見た坂尻遺跡の性格をのべて結びとしたい。

第2節 奈良時代の土器墨書

i) 土器墨書の内容的考察

坂尻遺跡出土の土器墨書総数486点中、奈良時代に属するものは実に464点にのぼり、圧倒的大多数を占めている。本項ではそれらを、主としてその記事の内容と出土点数の面から考察する。奈良時代の土器墨書の主要記事を第1節で示した分類基準に従って分類した結果は第6表の通りである（括弧

内の番号は推定による釈文)。

Ⅰ 官衙・官職名等 この部類に分類されるもののうち、まず第一に注目されるものとして、郡・郷に関わる「佐野厨家」(408)・「×野厨」(144)・「玉郷長」(317)がある。

佐野厨家は佐野郡家の厨家、すなわち郡家の給食施設を意味するものであり、「×野厨」の欠字はおそらく佐であったと推定され、元来は佐野厨と書かれていたものであろう。

郡家に厨家が付属していたことは、儀制令集解凶服不入公門条古記に「国郡厨院」と見えることから明らかである。このことは、郡家が政庁であると同時に、公的使人のための宿泊・供給の施設でもあったという性格と深くかかわっている(注3)。また、近年、浜松市伊場遺跡や藤枝市御子ヶ谷遺跡、同郡遺跡などから、布知厨、志太厨、益厨などの土器墨書が出土し、これらの遺跡がそれぞれ遠江国敷智郡家や駿河国志太郡家・益津郡家の遺跡であったことを示す有力な文献的証拠を提供した。佐野郡は『続日本紀』養老6年(722)2月丁亥条に「割_レ遠江国佐益郡八郷_一、始置_二山名郡_一」と見え、また、天平10年(738)の駿河国正税帳にも「佐野郡散事丈部塩麻呂」と見えることから、8世紀初頭の郡制施行当初においては佐益郡と表記されていたことがわかる。ところが『萬葉集』巻20所収の、天平勝宝7歳(755)2月6日、防人部領使遠江国史生坂本朝臣人上進上の遠江国防人等の短歌中の一首(4325)の左注には「佐野郡丈部黒当」とあり、以後『延喜式』天慶7年(944)6月2日「長福寺銅鐘銘」、『和名類聚抄』等を通じて佐野郡の表記が定着することから、天平10年(738)から天平勝宝7年(755)までの14年間に、佐益郡から佐野郡へと表記が変化したことが判明する(注4)。この結果、2例の郡名を記した土器墨書はいずれも佐野郡とあることから、少なくとも天平勝宝7年以後、天平10年を遡るものではないことが明らかになる。また、佐益・佐野いずれもサヤと読むのが本来であって、佐野をサノと読むのは野の和訓に従って派生した新しい読み方であろう。なお、因に佐夜の中山の佐夜も、佐益・佐野に通じ、サヤの表記としては古いものと思われる。

次に玉郷長であるが、玉郷については2つの解釈が成立しうる。そのひとつは、玉郷を磐田市御殿・二の宮遺跡の木簡「大郷 小長谷部宮口」の大郷と同様に、それ自体で完結した1字の郷名とみる場合である。もうひとつは、袋井市の西に近接して磐田市玉越の地名があり、また後述するように、朽辺、西田、山科等袋井市内に現存する地名と一致する土器墨書(ただし朽辺は久津辺として現存)が出土していることから、玉越郷長というべきところを玉郷長と省略したとみる場合である。

前者の玉郷で完結しているとみた場合は、和名抄をはじめとする文献にも、また現存地名にもその名称の裏付けを欠く点に弱点があり、後者の玉越郷長の省略形とみる場合は、該当する現存地名がある点では有力であるが、こうした省略法の類例を欠くところに弱点がある。いずれを是とすべきかきめてを欠くが、どちらかといえば、後者の可能性がやや大きいように思われる。

坂尻土器墨書中、「日根駅家」(404)・「口駅」(299)・「駅」(368)・「駅長」(399 400)「駅子」(321)・「駅富」(401)・「大上日請駅家」(407)・「三年水鉢 駅」(363)の都合8種9点の駅家関係墨書が出土したことは特筆大書されなければならない。さらに、このうち、後述するように、「大上日請駅家」の1点を除いて、他の7点は限定された範囲内から出土している点が注目される。

日根駅家は従来まったく知られていなかった駅家名であり、その出現の意義は古代東海道の交通を考える上で甚だ大きいものがあるといえよう。日根駅家は佐野郡内に日根郷があることから(『和名抄』)、同郡内の駅家とみてまず誤りはない。

『延喜式』および『和名抄』高山寺本駅名には「横尾」の名がみえ、また『和名抄』郡郷部には佐野郡に「駅家」があることから、従来佐野郡内の駅家は横尾のみと解されてきた。しかし、この新史料の出現により、横尾駅は駅家制度の創設当初から存在したものではなく、ある時期に、日根駅家に

第6表 土器墨書分類表

分類	土器墨書	一覧表番号 (出土数)	土器墨書	一覧表番号 (出土数)
I 官 衛 ・ 官 職 名 等	佐野厨家	408	田子	434 (318 418 425)
	□野厨 ^(カ)	144	田	419
	玉郷長	317	東家	344 352 (439)
	□長 ^(カ)	220	後家	9 10
	日根駅家	404	新家	1
	□駅	299	竹寸家	161 181 213 (131 242)
	駅□	396	□長家 ^(カ)	333
	駅	368	家	88 104 254
	駅長	399 400	子女	237 339 462 (303)
	駅子 ^(カ)	321	女子	342
	駅富	401	女	215 234 328 (302)
	大上日請駅家	407	日根女 ^(カ)	452
	三年水鉢 駅	363	日根大	374 375 378 379 453 等 8 点
	市	364	日根□	241 394
	田人	432		
II 郷 地 名 ・ 等	日根	81 350 380 385 (312) 等 8 点	石田	422 (196)
	朽辺	56 58	前玉	27
	山科	301 311 343 397 463 等 7 点	岡□	147
	西田	205 218	新□	68
	嶋津	153 322 335 403 (347) 等 8 点	板井	361 362 (365)
III 人 名 等	千山	11 13 177 等136点 (推定数略)	豊□	327 382
	浄主	94	秋□	260
	有主	314 351 (320)	宗	57 171
	竹寸	117 127 210 (82)	足	146
	竹寸殿	130 178 412 (376)	真	107 (272)
	人成	393	浄	281
	宅主 ^(カ)	225		
IV そ の 他	四年	334	柴	457
	□年	329	先	402
	十四	340	□	288 410 413
	第刀	255	市	31
	第□白	28	前	211 256
	□満	409	玉	270
	黄美 ^(カ)	26	太	377
	古□	70	嶋	417 449 (46)
	□刀	141	子	243 423 (287 428)
	第	5	孫 ^(カ)	214
	若	448	杏	353
	焚 ^(カ)	454	日	405 415

※ 下線を付した番号は土師器、他はすべて須恵器である。ゼンマイ印・ミズドリ等、釈文に付随する記号は省略した。また「土器墨書」欄の推定による釈文には(カ)を付した。また、「一覧表番号」欄の出土数は推定による釈文を含み、それらの番号は()で括弧である。

代わって佐野郡内に設置されたものとみるべき公算が大となった。これと同様の事例は三河国宝飫郡内の宮地駅家（伊場木簡30号）と渡津駅（『延喜式』）との関係にも見られる（注5）。

日根駅家から横尾駅への移行の時期については、直接これを明示する史料には欠けるが、それを推定するてがかりが全くないわけではない。この問題は坂尻遺跡の廃絶の問題にかかわって、最後にとりあげたいと思う。

「□駅」（299）の欠字個所は残画のみで文字の判読は困難であるが、日根の根でないことはほぼ確かである。「駅□」（396）は上に文字のあった可能性は少なく、下にわずかに残画が残る。

「駅長」・「駅子」は日根駅家の駅長・駅子のことであろう。駅長の土器墨書2点は同筆と認められる。駅長は、厩牧令駅長条「凡駅、各置_レ長一人_一、取_レ駅戸内家口富幹_レ事者_一為_レ之、一置以後、悉令_レ長仕_一」とあり、駅家毎に一人、家口に富み、管理実務能力を有する者を選んで任命した終身職であり、課役（調庸・雑徭）を免除されていた（賦役令舍人史生条）。

駅子は、公式令給駅伝馬条義解に「謂、駅子騎_レ馬為_レ先行_一者」とあり、また同条集解古記には「有_レ馬而人従、故称_レ駅子_一」とみえ、駅使（駅馬の使用を許された公の使）の乗用する駅馬を先導する者、あるいはそれに従う馬子をいい、駅戸の課丁があてられ、課役は免除されていた。駅戸とは駅家に付属した戸で、路の等級による区別があり、東海道の場合は中路で、各駅家に10戸が配された。類例として、伊場遺跡から「栗原駅長」、「駅長壺」などが出土しているが、管見の限りでは駅子は初見である。

「駅富」の駅は駅家の駅、富は名の一部であるとすれば、日根駅家の駅長あるいは駅子某の名を略記したものであろう。

「三年水鉢 駅」（363）の第4字の水鉢と第5字との間を一字あけたのは、三年水鉢まで一気に書いてきた筆がここで一息つき、ついでやや方向をかえて駅と書かれていることによる。文意は不詳であるが、水鉢駅とつづけて駅名とする解釈は、筆勢からの所見に加え、駅名とした場合その裏付けとなる郷名・地名等を欠くところから、現在のところまず成立しがたいと思う。

そうであるとする、三年水鉢とは某三年に作成された水鉢、駅は日根駅家であろうか。ただし、この墨書は須恵器高坏の脚部の底に書かれており、土器本体と墨書にいう水鉢との直接的関係は希薄に思える。文意を前記のように解する前提に立てば、書かれた土器の機能とは直接関係しない場合とみて土器（または土器片）が筆記の素材として転用された一事例とすることができるとも知れない。なお、これを習書とするには、字が整いすぎており、無理があるように思われる。

「大上日請駅家」（407）は文書風の土器墨書というべきもので、木簡の記事を思わせるものがある。文意は難解であるが、大を大領の略語とみて、「大（領）の上日を駅家に請う」と読めるのではないかと思う。つまり、大領の出勤日調べのため、駅家への上日を郡家が求めたものと解するわけである。

大領をはじめとする郡司四等官には、国司の考課を受けるために（考課令郡司条）、上日＝出勤日調べが必要であり、事実延暦2年（783）の「伊勢国計会帳」に「郡司并散位等上日状十_{（巻カ）}□」とみえ、このことを裏付けている。

このように、土器に書かれた墨書が意志伝達の公文書として機能したとみられる事例は極めて少ない。去る昭和59年（1984）10月17日付の『朝日新聞』に、千葉県佐原市吉原三王遺跡の9世紀中葉の住居址から「香取郡大杯郷中臣人成女替承」とか、「附申上」などと書かれた墨書土器が報ぜられ、1986年7月の古代史サマーセミナーでその報告に接したが、管見の限りでは坂尻遺跡に次ぐ第二の事例である（注6）。これらの事例は小数であるとはいえ、土器墨書の性格を考える上で注目されなけ

ればならない。

すでに前節でのべたように、土器または土器片が筆記素材として使われるという、土器本来の機能とは直接関係のない、いわば土器としての機能の否定の上に成りたっている場合であって、土器墨書としては例外的な事例というべきである。

しかし、筆記素材として使われた土器片それ自体は、所属不明の偶然的なものではなく、おそらく書き手、すなわち文書発信者の身边にあって用済みの土器が使われたにちがいない。とすれば、「大上日請駅家」と書かれた須恵器坏蓋は、郡家の主帳またはそのもとで働く郡書生、案主など郡雑任たちの身边雑器であった可能性が大きい。

「市」(364)はすでに長野県更埴市生仁遺跡、栃木県南河内郡薬師寺南遺跡等に類例が出土している。おそらく地方市にかかわるものであろう。古代の地方市としては、駿河国の安倍市(『万葉集』巻3-284)の他、美濃国少川市(『日本霊異記』中巻、第四)、備後国深津市(同下巻、第二六)などが知られている(注7)。従来、これらの市は国府との関連が注目されてきたが、市と書かれた墨書が各地で発見されるにしたがい、市と郡家の結びつきという新しい問題が提起されたことになる。これらの市が関市令他に規定された市の範疇に含まれるものであるか否かはひとつの問題であるが、私見では含めてよいと思う。

また、市は当然のことながら交通と密接に関連しており、郡家・駅家・市という結びつきは甚だ興味深いものがある。おそらく、郡家・駅家に近接して「佐益市」あるいは「久努市」・「日根市」などと呼ばれた市が存在していたとみてよいであろう。なお、市に関連する遺物として分銅の出土がある。おそらく坪量に使われたものであろう。

「田人」(432)・「田子」(434、等)・「田」(419) 田人は『古語拾遺』に、「田を営るの日、牛の穴を以て田人に食しむ」とみえ(注8)、嘉禄本は「タウト」と訓んでいる(注9)。田を耕作する人の意で、田子も同じ意味である。これらはおそらく国郡の営田(乗田・駅田など)の耕作にあたった人夫を意味するものであろう。春秋の農事にたずさわる田人・田子に酒食を給することは古代の慣行であった(注10)。

なお、田子(又は多胡)は古く郡名(上野国多胡郡)、地名(駿河国田兒之浦)として現れ、静岡県内には富士市の田子の他、賀茂郡西伊豆町にも田子がある。富士市田子は『源平盛衰記』に多胡宿と見え、交通とのかかわりも深い。田夫としての田子と、地名としての田子(多胡)との関連性は明らかではないが、興味ある問題といえよう。

「東家」(344、等)・「後家」(9、等)・「新家」(1)・「竹寸家」(161、等)・「□長家」(333)・「家」(88、等) これら何某家と書かれた家は、古代では血縁的人間集団を意味する場合と、建物としての宅舎・家屋をいう場合とがあった(注11)。この場合は後者の事例に属し、東家は東方の家、後家は後方の家を意味するものであろう。類例に、「東院」(福岡・太宰府跡)、「前家」(千葉・東金台遺跡)などがある。新家は新規に作られた家であろう。

注目されることとして、東家の2例(344・352)には一筆で画かれた水鳥が付いている。水鳥はまた有主の墨書にもともなっており(314・351)、水鳥の絵は東家・有主のほか、推定を含めて12例にのぼる。これらは東家と有主とが密接な関係にあったことを思わせ、東家の主が有主であった可能性を示唆する。

ただし、(444)の1例は、文字の判読が不能ではあるものの、有主ではないことは確実で、この点やや問題が残る。しかし、両者の密接な関連性を否定するものではない。また、東家に水鳥が画かれたのは、東家が郡家の東辺部にあって原野谷川に近接しており、川面に遊ぶ水鳥が東家の主有主に

とって日常身近かな動物であったことから、シンボル・マークとして使われたのであろうか。一筆書きとして様式化されているところを見ると、いわゆる紋章の初見ないし始原とみることもできそうである。

竹寸家の寸は村の略字で、大宝2年御野国味蜂間郡春日部里戸籍中、国造族稻麻呂の戸口名にみられる他、城山木簡11号や伊場遺跡の土器墨書にもみえ、略字としては比較的古い時期のものに属する。竹寸家と関連するものに「竹寸殿」(130・178)がある。殿は、漢語で高大な堂又は天子の堂を意味するが、わが国では貴人の尊称として用いられ、人名に添用されるようになった(『大字典』)とされるところから、ここに使われている殿を、殿舎ないし家屋を意味するものとみるか、尊称とみるかという問題が生ずる。

土器墨書にみられる類似の用例としては「少穀殿」(伊場土器墨書)、『^(太カ)少領殿」(御子ヶ谷土器墨書)などがあり、従来私は、法隆寺献納物銘文中の「山田殿」の事例より推して、これを尊称と解釈してきた(注12)。しかし、坂尻遺跡において、竹寸家の墨書とともに竹寸殿の墨書が出土したことは、竹寸殿とは竹寸家の別の表現であって、殿は殿舎・家屋の殿とも解しうる可能性がでてきたといえよう。竹寸殿の場合、尊称・家屋名のいずれとも決しかねるが、どちらかといえば、家屋名の可能性の方が大きいようにも思われる(注13)。なお、竹寸は竹林を意味する篁(例えば、小野篁)と同じく人名と解すべきであろう。竹寸を人名とすると、その人物像が問題になるが、これについては人名の項でのべる。

□長家は、長の上の字が判読できないが、駅長家の可能性も考えられなくはない。また、家と1字のみのものは小破片で、何某家と書かれていた可能性は十分にありうる。

「子女」(237・339)・「女子」(342)・「日根女」(452)は女性に関するもの3種である。子女は、今日一般的には男子と女子を合わせた意味であるが、古くはまた、女子のみをも意味した。ここでは後者の意味に解した。日根女は個人名とするよりも、日根郷(里)の女、すなわち日根郷から出仕した女の意と解すべきか。城山遺跡出土の土器墨書に、「竹田知刀自女」、「竹田成」、「成女」などがみえ、この場合の竹田も敷智郡竹田郷(里)の意とみるべきであろう。

郡家等の地方官衙には女性の職員は正式には置かれていなかったが、厨等で実際に働いていたことは、御子ヶ谷遺跡の木簡に「女召 付里正『丈部麻々呂』」と記された召状があり、また各地の官衙遺跡から小数ながらも出土する同種の土器墨書がこれを裏付けている。

静岡県内に限っても、城山遺跡では前記の他に女と書かれた例があり、また木簡に「某女」とみえる。伊場遺跡では「長女」の土器墨書があり、磐田市二の宮遺跡からは「女」、沼津市藤井原遺跡でも「女」と書かれたもの2点の外、「女塩坏」と書かれた土器墨書が出土し、その土器が女性用の塩小皿であったことを示している。食器等に女性の個人名が書かれる場合は極めて稀れで、一般的には単に性別のみを示す場合が多かったと思われ、古代官衙における女性の社会的地位を示すものとして興味深い。

「日根大」(374・375)・「日根□」(241・396)は意味不明であるが、日根女の用例との類似から、しばらくここに収めた。

Ⅱ 郷名・地名等 この分類項目には、『和名抄』等に郷名としてすでに見えるものの外、現存する地名と一致するもの、およびそれらに類するものを含めた。

「日根」(81、等)『和名抄』郡郷部佐野郡条に「日根^{比称}」(東急本)とみえるのがこれに当たると思われる。日根は、日根駅家、日根女、日根大等の用例もあるが、81、356、385などは日根のみで完結しているとみられ、直接に郷名を意味するものとみてよいと思う。『和名抄』にみられる山名6郷、

第7表 佐野・山名・長下郡郷名一覧

	佐野郡					山名郡					長下郡								
高山寺本	日根	幡羅	邑代	小松	山口	久努	荻戸	信芸	宇知	衾田	山名	通限	老馬	大楊	幡多	伊筑	貫名	長野	大田
			以比之呂							不須末多		止保利久万	於以万		判多		沼岐奈	奈加乃	
東急本	驛家	日根	幡羅	邑代	山口	久努	荻戸	信芸	宇知	衾田	山名	通□	老馬	大楊	幡多	伊筑	貫名	長野	太田
		比禰		伊比之呂	也万久知	久度				布須万多	也万奈	（刊本・熊） 止保利久万	於以万	於保也奈木	判多		奴木名	奈加乃	

佐野6郷（駅家を含む）のうち、土器墨書中に見えるのは日根のみである。

日根郷の所在については、これまで『遠江国風土記伝』は未考とし、『掛川誌稿』がはじめて「倭名鈔に所謂日根郷は、掛川古駅家左右の諸村を指して云ふにや」として掛川宿の南北一帯に比定して以来、『日本地理志料』や『大日本地名辞典』等はこれを踏襲しているが、それを裏付ける決定的証拠はない。

なお、『掛川誌稿』が「倭名鈔に佐夜郡に日根駅家とあるは、兵部式に所謂佐野郡横尾の駅家なり」として、日根駅家の存在をすでに知っていたかのように記しているのは、『和名抄』の郡郷部に、日根の次に駅家とあるのを、2項とみずに続けて1項とみた誤りによるものと思われ、また日根郷を掛川宿の周辺に比定したのは「日根駅家」は横尾駅家であるという認定をもとに敷衍したものにはすぎない。

日根駅家は、すでにのべたように、坂尻土器墨書の出土によって初めて知られた駅家名であり、その所在地はおそらく坂尻遺跡の至近距離にあり、また坂尻遺跡を含めこの地域一帯が日根郷だったのではあるまいか。

日根の地名は、遠江国佐野郡の他に和泉国日根郡に日根里（「行基年譜」）があり、また日根造の姓を負う氏族の存在も知られている（「和泉監主税帳」・『新撰姓氏録』等）。日根の語義については、『掛川誌稿』は「日根は日に向ひ、山に倚りし地をさすにや」としているが、これは漢語的解釈であり、にわかには従いがたい。

日根はおそらく、古びたものを意味する和語ひねに由来する地名で、この地に古くから人が住み、集落を形成していたことにより「ひねのさと」と呼ばれたのではあるまいか。この地域が、後背丘陵に和岡古墳群を有する東西交通の要地である上に、国本という名で呼ばれていることは、おそらく久努国造の本拠地として、そう呼ばれるにふさわしい歴史的背景を備えていたからであろうと思う。

「朽辺」（56・58）・「山科」（301・311等）・「西田」（205）これらのうち、山科・西田は現在袋井市内に残る地名であり、朽辺は坂尻遺跡の南を東西に走る旧東海道沿いの集落、久津部がそれにあたるであろう。これらは、すでに指摘したことがあるように、8世紀前半、まだ山名郡が佐益郡から分立する以前の郷・里名であった可能性がある。

『続日本紀』によれば、すでにのべたように、「割_二遠江国佐益郡八郷_一、始置_二山名郡_一」（養老6年〔722〕2月丁亥条）とみえ、山名郡は立郡当初は8郷であった。ところが『和名抄』には6郷しか

見えず、これら6郷が立郡当初から置かれていたと仮定しても、2郷はこの間に郷名から落ちたことになる。郷名は奈良・平安時代を通じて、名称も数も変化したことが知られており、また『和名抄』の郷名がそのまま立郷当初にまで遡るとはかぎらないから、これらの墨書に見える地名がかつて郷名であった可能性は決して小さくはないのである。

「石田」(422)・「島津」(153、等)・「前玉」(27)・「板井」(361・362)・「新□」(68)・「岡□」(147)これらは、現存する地名の中には見出すことはできないが、かつて郷名又は地名であった可能性のあるものである。石田は、山名の隣郡が磐田郡であり、旧くは石田郡とも書かれたことがある(『続紀』靈龜元年五月乙巳条、『平城宮木簡概報』13-12)ことから、その郡名あるいは郷名であった可能性もある(ただし、磐田郡に石田郷のあったことは知られていない)。前玉は藤枝市御子ヶ谷遺跡に出土例があり(193)、武蔵国埼玉(前玉)郡埼玉郷の他、静岡県榛原郡榛原町坂部に前玉の地名が現存する(『御子ヶ谷遺跡報告書』)。

「新□」の第2字は字画の3分の2が残っているが、判読できない。

Ⅲ 人名等 人名と推定できるものには、2字のものと1字のものがある。2字のものには竹寸殿のように敬称を付したのも認められた(前述206頁)。いずれも名のみで、氏姓と思われるものはない。なお、第2次調査概報で「驛」と推定判読したものは、その後の検討で、このように断定するにはなお慎重を要すると思われるので、今回は不明として扱うこととした。

「千山」(13、等)千山と記されたものは、推定も含めて実に136例にのぼり、きわだって多量の出土をみている。さらに特徴的なこととして、千山にはその大部分に、上方から右にかけていわゆるゼンマイ印(あるいは、のし印というべきか)が付されており、明らかにこのゼンマイ印を欠くものは、わずか1例にすぎない(143)。筆跡については、全点について仔細に検討を加えてはいないが、23、179、184の3点は同筆でしかもその他のものとは別の筆になるものと思われ、この三点を除くその他のものはほぼ似かよった筆跡と思われる。

また、千山の表記には、千山と2字で表記したものと、千の第3画のタテ棒と山の第1画のタテ棒とを共用して一字の合せ字としたものがある。ゼンマイ印を付した合せ字の千山は、すでに文字の域を脱して印章ないし紋章と化した感がある。

これだけ多量の人名墨書を残した千山なる者はいかなる身分、性格の人物であろうか。この点については全く推測の域をでないが、おそらく郡家に勤務したいわゆる雑任のうち、郡書生あるいは案主など、文筆にたずさわる人物か、または厨長ないし伝馬長など、比較的郡家への勤務が恒常的であった人物ではなかったと思われる。なお、千山については、秋田城跡出土の土器墨書にもその用例がある。

「竹寸」(127、等)・「竹寸殿」(130、等)千山について出土例の多いのは、竹寸6例、竹寸殿4例で、これにききにあげた竹寸家10例のほか、いずれとも判別しがたいもの4例をも合わせると、竹寸関係は実に24例に達する。竹寸の寸が村の略字で、比較的古い時期(8世紀初頭)からみられること、および竹寸を人名とみるべきこと(例えば、小野篁)などについては、すでに竹寸家の項(206頁)でのべた。

竹寸殿が、竹寸家の別称である可能性についてはすでにのべたが、殿が尊称であった場合はどうか。竹寸が、ある時は竹寸殿と記され、またある場合には竹寸家として家屋の主としても記されているということは、この竹寸なる人物が、郡家内に専用の家を持ち、敬称をもって呼ばれるという、ある種の身分を有する人物のように思えるのであるが、ではいかなる地位の人物とみるべきであろうか。

敬称としての殿に注目すると、城山遺跡に「少穀殿」御子ヶ谷遺跡に「^(太カ)□少領殿」(おそらく志太少領殿の志が欠損しているのであろう)など類似の例があり、郡司クラスに殿が用いられていたことが判明する。しかし、竹寸の場合は職名ではなく、人名に殿が付けられていること、および郡家の中心部からはやや離れたところに自己の名を付す家のあること、などから、仮に郡司であったとしても主政・主帳、雑任であれば郡書生ないし案主、鑑取などではなかったかと思われる。一案を示して識者の検討に供したい。

「有主」(314、等)第3に事例の多い人名として有主がある。有主は推定も含めて5例、いずれも一筆描きの水鳥の絵が添えられている点に特色がある。しかし、水鳥は東家にも添えられており(344・352)、水鳥だけについてみると推定を含めて5例確認できる。これからは有主か東家かのいずれかに結びつくものであろう。

これら水鳥によって媒介された有主と東家とは無縁なものではなく、おそらく竹寸と竹寸家とほぼ似た関係にあるものではあるまいか。そして、水鳥は有主のシンボル・マークともみられるのであるが、それはさきに推定したように、有主の東家がその名の示すように、郡家の東辺部の、しかも原野谷川の岸辺近くにあつて、水面に浮かぶ水鳥は有主にとって身近かな動物だったことによるのであろう。では、こうした有主の身分はどのようなものであったか。これもまた推定の域を出ないが、おそらく竹寸と同等ないしやや地位の下るもので、郡書生か案主、ないしは鑑取クラスの人物だったのではないかと思う。

「浄主」(94)・「人成」(393)・「宅主」(225) いずれも1例ずつが知られている。性格は不明というほかはない。

このほか、1字のものに「浄」(281)・「足」(146)・「宗」(58)・「真」(107)などがある。浄は浄主の略、足は名の第一字であろうか。

Ⅳ その他 年数・数字をはじめ、欠字を含め2字又は3字のもの、および1字のみでそれだけでは意味のとりがたいものなどを、雑としてここに収めた。「𠂔」(288・410、413)は、通常見なれぬ文字であるが、音はケン又はカン(呉音)、呼びたてる、かまびすしいの意がある。

ii) 出土地点からみた土器墨書

坂尻遺跡の奈良時代の遺構と土器墨書との関係について、主要なものについては第156図に示したが、本項では、そこから読みとることのできる2、3の特徴的な事実について若干の考察を試みたい。

検出された奈良時代の遺構に伴う土器の型式的特点からみた時期区分によれば、遺跡の構成は、概括的にいって西方に奈良時代の前期・中期の遺構が集中するのに対し(B・C・D区)、東方にゆくにしたがって次第に新しいものが多くなり、F区以東のものはSD2、3、4の溝が比較的古く奈良時代中期から存在したと推定される点を除けば、その大半が奈良時代後期に属すると推定されている(以下、土器型式による奈良時代の区分は前期・中期・後期の三分法による)。

このことから、遺構は西から東へと時代を追って移動または拡大してきたことが知られるが、3J区のSD1溝から出土した「新家」の墨書はこうした遺構配置の特徴に符合し、その推定の正しさを裏付けるものである。

また、全体的にみて、土器墨書は西方に少なく、東方にゆくに従って増大する傾向にあり、NDS3、4の溝が最も多く、しかもこの両溝は、その墨書の内容からみて、接続する一本の溝である可能性が高い。ついで、NDS11・13の溝からの出土が多く、西方にゆくに従って減少する。

次に時代を追って観察を試みよう。まず、奈良時代前期の土器に書かれた墨書としては、NSD3

出土の「岡口」(147)や、NSD4出土の「子女」(237)があり、また「竹寸」関係の中にも一部前期に含まれるものがあるが(7・186、等)、全体としてこの時期のものは少数である。2D区のNSD17の溝や、3C、D、E区の溝および井戸を伴う掘柱建物群などは、いずれも奈良時代前期から中期に属するとみられる遺構群であるがこれに伴う土器墨書の出土は確認されていない。

奈良時代中期に属すると推定されるものとしては、まず「佐野厨家」(408)があげられる。この墨書は奈良時代中期の有台坏身部の底外部に書かれたもので、3C区の井戸NSE1から出土した。この井戸からは他に「口満」、「口」の土器墨書が出土し、また同じ井戸から小形のミニチュア土器が多量に伴出している。

郡名としての佐野の表記は、すでに指摘したように、『万葉集』中の天平勝宝7年(755)の記事が初見で、天平10年(738)の「駿河国正税帳」の佐益郡の表記を遡るものではないから、土器形式の面から佐野厨家の墨書を奈良時代中期とする認定と矛盾するものではない。また、関連する墨書に「口野厨」(144)がある。この墨書が書かれた土器は奈良後期の可能性が高いが、そうだとすると、佐野厨家の表記は佐野厨に先行する可能性があり、厨家から厨への表記簡略化の系譜がたどれて興味深い。次に、竹寸および竹寸家関係の墨書はNSD3および4に限って出土するが、これらは奈良時代前期および中期の土器に書かれたものがその大部分を占める。また日根および日根大関係はNSD21とNSD13の溝に限って出土するが、これもまた奈良時代中期の土器に書かれた場合が顕著で、若干後期の土器にも及ぶ。

この他、奈良時代中期の土器に書かれた墨書としては、NSD13溝出土の、「板井」「市」、NSD3溝の「前玉」、NSD11溝の「玉郷長」、「口女」、それに3G区の住居址NSH1出土の「山科」などがある。このうち、NSD13溝が中期を中心に後期におよぶものとみられることを除けば、ほかはいずれも主として後期にその機能を果たしたと推定されるものである。また、SD3・4溝の「千山」や、SD11溝のミズトリを伴う「東家」、「有主」なども、一部中期の土器に書かれたものがみられるが、その大半は後期に属するものである。

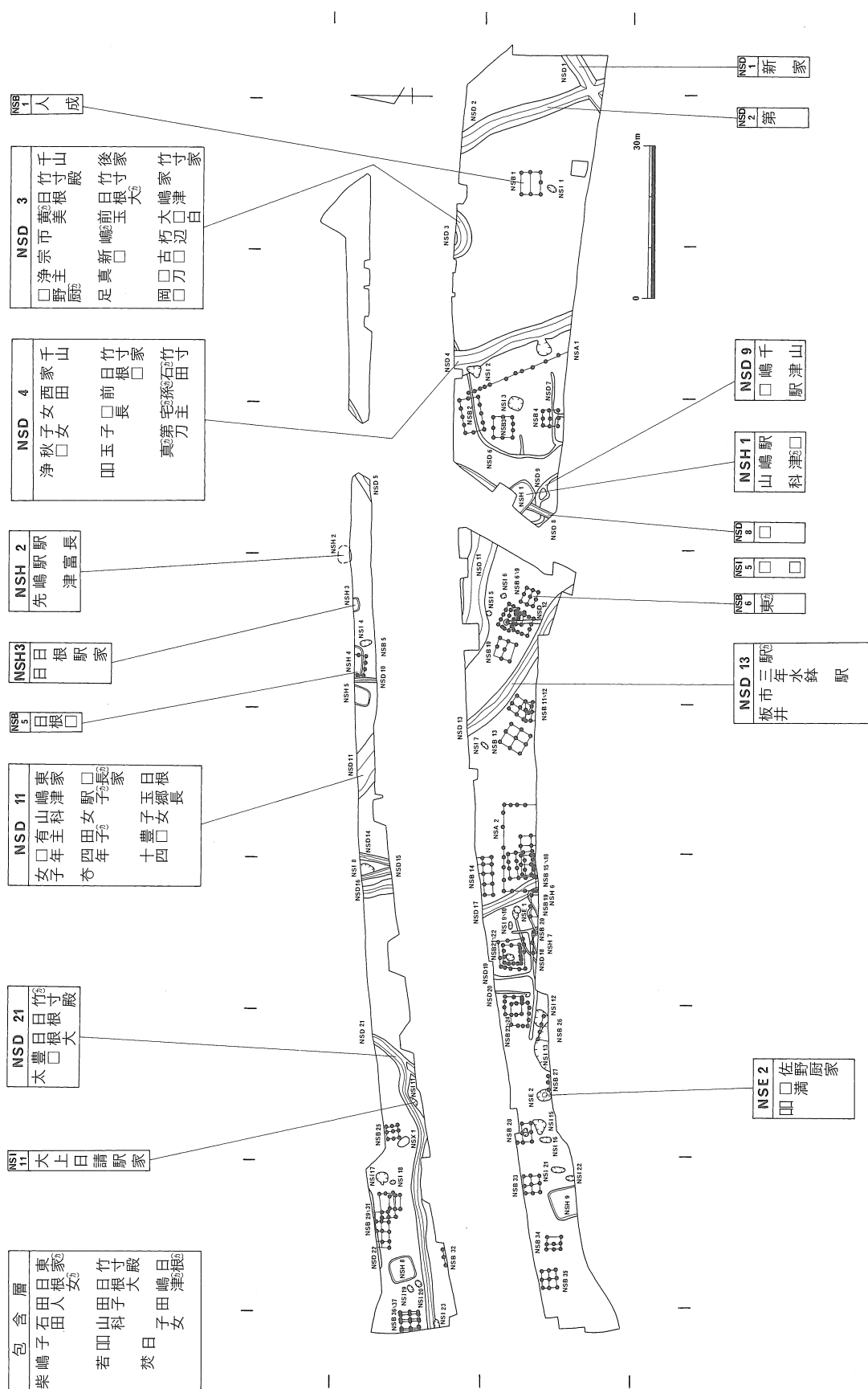
奈良時代後期のものとしては、一連の駅家関係の墨書と、遺跡東部のNSD3・4溝から出土した墨書の大半がこれに属する。単純に量の面だけからいえば、この時期の墨書が最も多い。

まず駅家関係の墨書についてみると、8種9点中、「大上日請駅家」は、2B・C区の奈良時代前・中期のものとみられる東西溝SD21に伴う土器溜めNSI17から出土した坏蓋の内側に書かれていた。この坏蓋の年代はひとまず奈良後期と判定されたが、時期的にやや古くなる可能性もある。また、「三年水鉢 駅」は3F区の13号溝から出土した。これら2点は、その他の駅家関係の墨書とはそれぞれ別筆で書かれている点で区別される。

この2点を除いた6種7点の駅家関係墨書は、2E・F・Gおよび3F・G区に集中する5つの住居址中、3つの住居址NSH1・2・3と、2本の溝NSD9・11から出土している。これら3つの住居址を含む5つの住居址については、いずれもその一部を調査したにとどまるが、3号住居址が出土遺物からみてやや古いと推定されること、および4号住居址が方形でやや形態上他と異なることの2点を除けば、いずれも炉址を持たないことや2号から5号までほぼ一列に並んで検出されたこと、および3号住居址がやや古くなるとはいえ、いずれも奈良時代後期に属するほぼ同時期のものとみられることなどから、これら5つの住居址はほぼ時期を同じくする一連のものと推定できる。

また、二条の溝についても、その大きさや機能に相違はあるが、ほぼ同時期に存在した可能性がある。

では、これら5つの住居址と二本の溝とからなる遺構群と、駅家関係の墨書が示す日根駅家との関



第156図 土器墨書出土遺構位置図

第8表 駅家関係墨書出土遺構一覧

遺 構	墨 書	備考
1号住居址 NSH1	駅	} 同筆
2号住居址 NSH2	駅長(2)、駅富	
3号住居址 NSH3	日根駅家	
9号溝 NSD9	駅	
11号溝 NSD11	駅□	
13号溝 NSD13	三年水鉢 駅	
土器溜め NSI17	大上日請駅家	

係はいかなるものであろうか。住居址や溝からはかなり多量の土器が出土しているが、溝についてはそれが溝として機能している間に土器が廃棄されたことは十分考えられるとしても、住居址の場合は住居として使用中に多量の土器片が床上に散乱するということは一般的には考えがたいから、その住居が住居としての機能を失った後に、土器片が廃棄されたと考えるのが穏当であろう。

そうであるとする、これらの炉址を

伴わないやや特異な住居址と駅家関係の墨書との関係はどのように考えるべきであろうか。これらの土器片が、まったく別のところから運ばれてこれらの住居址に投棄されたものではなく、これらの墨書土器の使用者がこの住居の至近距離内に生活していたとするならば、やはりこれらの住居の使用者がある時間的な幅の中で順次棄てていったと考えるべきであろう。

これら5つの住居址中、3号住居址がやや古いとみられるほかは、その他のものについて先後関係を決めるてがかりはないが、2～30年という時間の幅の中でこれら5棟ないし4棟の住居が同時に存続したというよりも、1～2棟、あるいは3棟が併存し、あるものが廃棄された後また新設されていたと考えれば、同一筆跡の駅家関係墨書がこの地区から集中して出土することの意味が、これらの遺構との関係において整合的に理解できるように思う。その際、やや出土地点は東に離れるが、奈良時代後期の溝より出土した「新家」(NSD1)、「新」(NSD4)などの墨書はその裏付けとなろう。

以上のように、これら5つの住居址とそれに伴う二本の溝が日根駅家にかかわる遺構群であるとすると、これに関連していくつかの注目すべき事実が浮かび上がってくる。

第一に、NSD11の溝から、「東家(ミズドリ)」(344)、「玉郷長」^(子カ)、「駅□」が出土したこと。

第二に、NSB6の柱穴より底部に「東」、胴部にミズドリの書かれた土器が出土していること。

第三に、3つの住居址と2つの溝から日根駅家関係の墨書6種7点が出土していること。

以上の3点から、東家・有主・嶋津は互いに関連があり、また、このうち嶋津がNSH1住居址から、駅・山科と一緒に出土していることを考慮すると、東家・有主・嶋津・山科は駅家と深いつながりがあるのではないかと推察される。

このうち明らかに人名と思われるのは有主であるが、こうしたことから彼は駅家にかかわる人物ではなかったかと思われ、しかも東家・有主ともにミズドリの絵を伴うところから東家は有主にかかわる建物であったことが考えられるのである。

人名ということに関連していえば推定を含めれば実に136点を検出した千山については、この遺構群の地区からは1点も発見されておらず、千山と駅家との関係は甚だ稀薄である点が注目されなければならない。おそらく千山は郡家の職員であっても、日根駅家に直接かかわる人物ではなかったといえよう。

この駅家にかかわる遺構群からは、嶋津・山科など地名と思われるもののほか、1点ではあるが、玉郷長の墨書が出土している点は興味深い。おそらく、彼は臨時の駅子や駅使舗設丁の徴発にかかわって駅家に出向いたものであろう。また嶋津・山科が郷名とすれば、あるいはこれらも、臨時の駅子や舗設丁にかかわるものかもしれない。駅家を構成する駅戸がどのような居住形態をとっていたか、

いいかえれば、駅戸だけで集落を形成していたのか、あるいは郡内の各郷に分散するような形で散在していたのか、ほとんど不明であるので、多くを論ずることはできないが、ここではひとつのありうべき可能性を指摘するにとどめたい。

ところで、これらの遺構群が全体として奈良時代の後期に属することはさきにのべたが、より仔細にみると、それらはさらに新古の2時期に分けることもできそうである。より古い時期に属するものとしては、二条の溝にはさまれたNSB6・7および9～11の5棟の建物とNSH1・5の住居址、それにNSD13の溝、より新しいものとしてはNSH2～4の住居址3棟と、NSD11の溝とがあげられる。しかし、この区分は絶対的なものではなく、一部重なって同時に併存した可能性も否定できない。

最後に、これら日根駅家関係の一連の遺構群と坂尻遺跡全体との関連性をどのように考えるかという問題であるが、この点は「第4節 坂尻土器墨書の特色と坂尻遺跡の性格」でやや詳しく論ずることとし、ここではこれらの遺構群は日根駅家そのもの、またはその一部ではなく、佐野郡家内に置かれた日根駅家の詰所ないし事務所的なものと考えていることだけを記しておきたい。

iii) 土器と土器墨書

すでに、「第一節 土器墨書の性格と分類基準」でも述べたように、土器墨書をそれ自体として、それが書かれている土器から切り離して論ずることは、認識の一過程として避けて通ることはできないとしても、そこにとどまることは許されない。ここでは、土器と土器墨書との関係を中心に観察結果と若干の考察を記す。

坂尻遺跡出土の奈良時代にかかわる土器墨書462点（ほかにへう書刻書2点）中、器形の不明なものわずか20点にすぎず、その大半は器種の推定が可能である。1点1点について器種や墨書の部位、出土地点等は一覧表に示したが、その統計的概要を示すと、第9表の通りである。

第9表に明らかなように、墨書の大半は坏に記され、実に82%に達している。坏のうち身については無台の坏身が83%を占め、圧倒的な量を示している。また、坏の身と蓋については、坏身に書かれ

第9表 墨書土器の器種と構成比

器種		個 数 （構成比）	
坏	無台坏身	178	379 (82.0%)
	有台坏身	34	
	台不明坏身	1	
	蓋	165	
	小形坏	1	
	無台皿	48	58 (12.5%)
	有台皿	9	
	蓋	1	
高	盤	4 (0.86%)	
壺		1 (0.2%)	
不	明	20 (4.3%)	
計		462	

第10表 千山関係墨書土器の器種と構成比

器 種		個 数 (構成比)	
坏	無 台 坏 身	43	} 48 } 48 } 49 (74.2%) セ ッ ト
	有 台 坏 身	4	
	台 不 明 坏 身	1	
	蓋	48	
	小 形 坏	1	
皿	無 台 皿	12	} 16 (24.2%)
	有 台 皿	4	
	蓋	0	
高	盤	1 (1.5%)	
		計 66	

ている場合が58%、坏蓋は43%とやや坏身の場合が多いが、これは後にのべるように、坏の多くは有台・無台にかかわらず蓋付で、その双方に墨書されたとみてよい。また、書かれた部位については坏の場合は底部、蓋の場合は内側というのが一般的である。これについては統計はとらなかったが、坏の使用を考えれば当然のことであろう。

墨書は坏に圧倒的に多いということは、坏が食器の中でもとりわけ個人的性格の強いものであることに由来するものであろう。やや時代は降るが、14世紀中頃成立の『神皇正統記』の中に、「名與^{なとうつはもの}器は人にかず」という文言がみえる（注14）。名分を重んじ、自他の区別を厳格に弁別する社会的慣習の身近かな事例として器物があげられているのはまことに興味深く、おそらくこうした慣習は古代以来のものであったとみてよいであろう。そして、その中心はもっとも普遍的な日常食器としての坏であったと思われる。

坂尻土器墨書中、明らかに個人に所属していたと推定されるものの中に、推定を含めると136例のものぼる「千山」の場合がある。このうち、千山と明白に判定できる事例114について、その器形を調べた結果は第10表の通りである。

千山の場合にも、全体の傾向と同様に、坏が圧倒的に大多数を占めるが、ここで興味深い点は、小形坏1例を除き、有台・無台・不明を合わせた坏身の合計と蓋の数とが一致することである。このことは、小形の坏を除き、千山使用の坏は、有台・無台にかかわらず、ほぼその全てが蓋付で、しかも千山の墨書は身にも蓋にも書かれたと推測できることである。このことから、すでにのべたように、坏はその大半が蓋付であったと推定したわけである。

これに対し、皿の場合は、蓋に千山と書かれたものはない。全体を通してみても、462例中、皿蓋はわずか1例にすぎないから、一般的について皿に蓋の付く場合は極めて限られていたとみてよい。次に千山の個人名を有する土器の器種についてみると、坏は身・蓋あわせて1セットとすれば49個、皿16個、高盤が1個となりそれぞれ、74.2%、24.2%、1.5%の構成比を示している。この数値は、全体の器種構成比とほぼ同じ傾向を示すが、それはまた、個人に属する器種のあり方とその消耗の度合いを示すものでもあろう。千山の場合は事例が極めて豊富であっただけに、この数字の信頼度は相当に高いものとみてよいであろう。

なお、ちなみに、坂尻遺跡においては、志太郡衙御子ヶ谷遺跡の場合のように、郡司の大領・少領・主帳など郡司正員にかかわる墨書は検出されなかった。このことは、調査区域が郡家正殿を中心とした中枢部に及ばなかった結果であると思われる。

墨書と器種の関係については以上の通りであるが、次に時期的な関係についてみよう。土器型式からみた年代推定によれば、坂尻遺跡出土の奈良時代の土器は、前期・中期・後期に大別することができる（第3章第1節参照）。これに準拠して墨書土器の概要を述べると、まず第一に千山関係については、坏は身・蓋とも奈良時代中期から後期のものがあるが、そのうち後期に属するものが圧倒的である。また器種では、無台の坏身は中期からあるが、有台のものは後期にならないと現われない。

これらのことから、千山の活躍時期は奈良時代の中期に始まり、後期が中心であったことが判明する。また坏についても、有台のものが無台のものよりいく分高尚であったとすれば、千山の場合、キャリアを積むことによって、その使用が可能となったのかも知れない。

比較的古い時期の土器にみられる墨書としては、「竹寸」関係のものがあげられる。奈良時代後期から現れ、中期が主体である。竹寸の寸は、すでにのべたように、村の略字で、大宝2年（702）の御野国戸籍をはじめ、8世紀前半の木簡や土器墨書に用例があり、略字としては古体に属するものであるが、坂尻遺跡での所見はこれらと照合している。この他、奈良前期の土器にみられる墨書として

は、「岡□」、「子女」などがある。

奈良時代中期のものとしては、「佐野厨家」・「玉郷帳」・「市」の他、「山科」・「板井」・「前玉」・「子女」などがある。また「日根大」関係も中期のものを主体とし、一部後期に及ぶ。

これらに対し、奈良後期に属するものとしては、駅家関係のもの全点（但し、「大上日請駅家」は中期にかかる可能性もある）のほか、「有主（ミズドリ）」、「東家（ミズドリ）」、「島津」がこれに含まれ、その他、「後家」、「朽辺」、「西田」、「山科」、「浄主」、「大口白」、「第刀」、「田子」、「女子」などのほか、「市」・「宗」・「先」などがある。

これらのことから、坂尻遺跡は、墨書からみた限りでも、奈良中期に佐野厨家が存在したことが確認できるが、すでに奈良前期の土器墨書がみられることから、厨家を含む郡家がこの地に存在したことは前期にまで遡りうること、また、駅家関係の墨書は奈良後期にほぼ限定され、中期・前期には遡り得ず、駅家関係施設の付属的性格は覆いがたいこと、などの諸点が判明する。

また、竹寸を人名とみるものが許されれば、彼の郡家での活躍時期は奈良時代の前・中期にあり、千山が中・後期であったことを併せて考えると、竹寸から千山へという人の交代が考えられるかも知れない。もとより、この二人が同じ職掌であったかどうかは明らかではないし、また「千山家」といった墨書は発見されていないことをみれば、あるいは別とみるべきかも知れない。しかし、竹寸と千山が同じ時期に勤務していたとしても、その時期は短かったようである。

ヘラがき刻書 奈良時代の土器に焼成以前に書かれたと思われる刻書2点が検出された。2点とも残念ながら解読できないが、463は文字というよりは記号に近い。464は甕の口縁に書かれており、第一字は部の略字、第2字は「皮」かとも見えるが、断定はできない。なお、甕に書かれた文字はこの一点のみである。

第3節 平安時代以降の土器墨書

ここでは8世紀末から9世紀初頭の平安初期（但し、一部奈良末に入る可能性のあるものも含む）から、13世紀前半の鎌倉初期にかけての土器に書かれた墨書について述べる。墨付だけのものを含めて総数は24点で、坂尻遺跡出土の土器墨書中、わずかに4.9%を占めるにすぎない。

これらのうち、はっきり文字と判読できるものは、「吉」（479）、「日」（485）、「万」（486）の3点にすぎず、「十」（465）、「家」（468）、「二」（488）、「さ」（466）など推定を含めても7点である。確認できた限りすべて一字で、書風についてもたっぷりした太字で書かれるなど、奈良時代の墨書とは明らかに区別される特徴を備えている。また文字のほかに、記号風のもの（480、482、488）もある。

墨書の意味は一字であるため多くは不明というほかはないが、吉・万などは吉祥文字を用いた人名の一部とも解することができそうであるが、断定はできない。

書かれた土器の器形については、坏蓋・小皿・灰釉碗・灰釉皿などがあって、坏または碗・皿といった個人的性格の強い食器に書かれている点では奈良時代と共通性をもつが、灰釉陶器が比較的多量になる点で時代の特色がうかがわれる。

これらを時代別にみると、第11表の通りで、平安初期から鎌倉初期にかけて小さな増減をくり返ししながら、継続してこの地に生活の痕跡を残してきたことがわかる。では、その性格はどのようなものであったか。土器墨書だけからみた限りでは、やはり官衙的性格のものかというにとどまるが、平安時代初期に属すると思われる遺物として、銅印（印文「松」）や分銅などが出土していることを勘案すれば、官衙的性格は明瞭となる。

遺構の面からみると、数は少ないながら、掘立柱建物や溝なども確認されており、奈良時代に比較

第11表 平安時代以降の土器墨書の時代区分

	時 期 区 分	土 器 墨 書 番 号	小計
I	奈良末～平安前期 (8C末～9C)	477、478、480	3
II	平 安 中 期 (10C～11C前半)	467、468、470、471、473、474、482、485	8
III	平 安 後 期 (11C後半～12C前半)	472、475、479、486	4
IV	平安末～鎌倉前期 (12C後半～13C前半)	465、466、469、476、483、484、487、488	8
	不 明	481	1
合 計			24

すれば極めて稀薄であるとはいえ、平安時代以降も官衙的施設が存続していたとみることはできる。

しかし、ここで注目すべきことは駅家関係のものがまったく見られないことであって、すでにみたように、郡家内に駅家の詰所ないし事務所的なものが付属していたとすれば、奈良時代から平安時代への転換の中で、そういった郡家のありかたに大きな変化があったことが推測されるのである。この問題については、次の結びの節でまとめて論ずることにしよう。

第4節 坂尻土器墨書の特徴と坂尻遺跡の性格

これまで、第三節にわたって坂尻遺跡出土の土器墨書について検討を加えてきた。単なる事実報告という以上に、土器に書かれた文字資料を取扱う際の方法論や、釈文の考証に深入りした感があるが、それは、土器墨書自体は古くから知られていながら、一遺跡から多量に出土するようになるのは極く最近のことであり、これに関する研究も緒についたばかりであって、特にいわゆる文献史学からの本格的な研究は皆無に等しいという事情にかんがみ、敢えて新分野への試論にいどんだという事情があるからにはほかならない。とりわけ、坂尻遺跡は、静岡県内に限っても、伊場遺跡や城山遺跡、御子ヶ谷遺跡など同種の遺跡と比較して、木簡の出土という点では一步を譲るものの、土器墨書に関してはこれらを凌ぎ、不足を補うものがある（注15）。それ故に、坂尻遺跡の性格を論ずる上では、甚だ重要な役割を占めるのであって、この点からも土器墨書の内容にわたる検討は避けられないことであった。

こうした意義を有する坂尻土器墨書の特徴はどのようなものであるか、これまでの検討で明らかとなった諸点をかいつまんで列挙してみよう。

坂尻土器墨書の特徴 まず第一に、坂尻土器墨書の総数は、ヘラ書き刻書2点（463、464）を含め488点にのぼる。この数字は、伊場遺跡の412点、御子ヶ谷遺跡の269点（秋合遺跡の37点を含めると360点）、城山遺跡の262点を上まわり、伊場・城山両遺跡を合わせた数には及ばないが、単独出土としては静岡県下において第一位にある。

このうち時代的にみて奈良時代に含まれるもの462点（94.6%）、平安時代以降のもの24点（4.9%）であり、奈良時代のものが大部分を占める。さらに奈良時代のものについていえば、前期・中期・後期の各期にわたってみられるが、なかでも量的には後期のものが最も多く、今回の調査地域が最も活

発に利用された時期は奈良時代後期であったことが判明した。

第二に、墨書記事の内容については、官衙・官職にかかわるものが最も多く、文意の判明するもののうちの約半数を占める。ついで人名、さらに郷名・地名と続くが、これらに共通する特色は、地方官衙にふさわしい記事内容ということに尽きる。特に、「佐野厨家」・「×野□」などと記された墨書が出土したことは、本遺跡が遠江国佐野郡家の一部であることを示唆する有力な根拠となった。

第三に、「佐野厨家」とあわせ、「日根駅家」以下8種9点の駅家関係の土器墨書が出土したことも特記されなければならない。日根駅家は従来まったく知られていなかった駅家名であり、その点だけをとりあげても、古代地域史研究のみにとどまらず、古代交通史の解明にとっても貢献するところは大きい。

駅家関係の墨書はいずれも奈良時代後期に属し、このうち「大上日請駅家」と、「三年水鉢 駅」の二点を除く、6種7点はすべて同筆とみられる上に、5つの住居址と2本の溝を含む地区からまわって出土した。この地区の遺構群は、奈良後期でも、新古の2時期に区分しうる可能性があり、それらは2～30年にわたって存続したものとみられる。

このことは、坂尻遺跡があるいは日根駅家そのものではなかったか、という疑念を抱かせるに十分であるが、それは本節の最後で検討を加えるように、やはりこれらの遺構は佐野郡家に付設された日根駅家の詰所ないし事務所というべきもので、駅家関係史料の量に眩惑されて安易な判断に走ることは慎まねばならない（注17）。

第四に、駅家関係墨書中「大上日請駅家」は、その他の墨書とはやや性格を異にする文書風の墨書というべきもので、最近一、二の類例が報告されているが、土器墨書の機能を考える上で甚だ注目すべきものである。文意は、大領の上日を駅家に問い合わせたものと思われるが、おそらく土器片に墨書して使に持たせるか、あるいは手控に書き置いたもので、合点はその作業の終了時に付けられたものであろう。土器片が木簡に準ずる使われ方をした事例として貴重である。

第五に、郷名・地名と思われるものの中に、和名抄に記載のある日根をはじめ、和名抄には見えないが現存の地名と一致する朽辺、山科、西田などの名が確認された。これらのうちは奈良時代の郷名も含まれている可能性のあることが明らかになったことも特記されなければならない。

第六に、人名と思われるものについては、千山が推定を含め136例出土し、これについて竹寸（村）関係の24例がある。千山はその大半が同筆で、しかも千山の2字を合字とし、ゼンマイ印を上方から右にかけて付し、全体として印章風に記している点に特色がある。竹寸には竹寸殿・竹寸家などと熟した用例があり、竹寸の身分や役割を推測させるものがある。

書かれた土器の年代からみると、竹寸は奈良前期から中期にかけて活躍した人物で、千山はこれにつづき中期に始まり、後期に主として活動した人物だったと思われる。いずれも郡雑任クラスの人物で、郡書生ないし案主などではなかったかと推察される。なお、千山が駅家とは直接関係がなかったことは確かなようである。

第七に、千山と書かれた100例をこえる墨書は、個人名を記した食器の器種構成を知る上で貴重なデータを提供した。その結果、坏が74%を占め、ついで皿が16%、高盤はわずかに1個で1.5%を占めることが明らかとなった。それに付随して、坏は小形坏1個を除き、台の有無にかかわらずすべて蓋付であることが判明した。14世紀中頃に成立した『神皇正統記』には「名與器は人にかず」という格言風の文言がみえるが、個人名の書かれた土器墨書はそうした社会的習慣の歴史的根拠をなすものであったと思われる。

第八に、坂尻土器墨書は平安時代に入ると激減し、鎌倉初期までのものを合わせても総数わずかに

24点、全体の4.9%を占めるにすぎない。このことは、今回の調査区域が奈良末から鎌倉初期にかけて大きな変化を受けたことを意味する。そして、その最大のものは駅家関係の施設が撤去されたことにあったと思われる。

平安時代以降も引き続きこの地区が官衙施設として使用されたことは、墨書記事のほか銅印や分銅などの出土などからも裏付けられ、以後小さな消長をくり返しながら鎌倉初期にまで及んだと思われる。

以上、本論で述べたところの要点を略記したが、もとより土器墨書の提供する情報はこれらにとどまるものではない。細部についての反復は省略し、最後に墨書土器からみた坂尻遺跡の性格について述べ、結びとしたい。

土器墨書からみた坂尻遺跡の性格 すでにのべたように、坂尻土器墨書を一見して、坂尻遺跡を地方官衙の一部であるとするに大方の異論はないものと思われる。しかし、さらに一步たちいって、それを佐野郡家とするか、あるいは日根駅家とするか、という点になると、意見が分かれるところであろう。

われわれはすでに、伊場遺跡の性格規定をめぐって、これに類似の経験をもっている。坂尻遺跡の場合も、それと同様、藤枝市御子ヶ谷遺跡のように、郡家の正殿を含む中心部に調査が及び、しかも郡司大領・少領にかかわる墨書を検出するという事例に恵まれなかったため、墨書だけから判断すると、たしかに二つの可能性があるように見受けられる。

しかし、坂尻遺跡での駅家関係の土器墨書の出土は、すでにみたように、8種9点中2種2点を除く6種7点が2本の溝と3つの住居址から集中的に出土し、しかもそれらはすべて同筆とみられるものであった。その上、住居址は炉を持たず、かつどの住居址からも転用硯を出すなど、日常生活の場というよりも、堅穴ながら役所の執務室ないし控室的な性格が強い。

6種7点の駅家関係墨書をまとめて出土した2本の溝（NSD9・11）と3つの住居址を含む5つの住居址（NSH1～5）に、「三年水鉢 駅」を出したNSD13溝を加えた3本の溝と5つの住居址のほか、駅家に直接関係する施設をどこまでの範囲とみるかという問題はなかなか難しいが、やや広くみて、NSD4溝以西、NSD13溝西の3棟の倉庫風総柱建物までとみることができる。この範囲には未調査の部分があり、また13棟の掘立柱建物の時期決定をすることも困難であるが、重複を含めてそれらはおおむね奈良時代後期のものとすることができるようである。

では、これらを一括して十匹の駅馬と駅長以下10戸の駅戸によって構成される東海道の駅家とみることができるか、というと甚だ懐疑的にならざるを得ないのであって、駅家のイメージからはほど遠いものがある。特にこれらを中心に坂尻遺跡全体を駅家とみた場合、D区以西の奈良時代前期以降の建物群には総柱の倉庫風建物が顕著で、これらを含めて駅家の建物群とするには無理があると思う（注16）。

したがって、やはり日根駅家にかかわる遺構・遺物は遺跡の限定された地点のものとみて、坂尻遺跡の中に位置づけ、その意味を問うべきであり、一部の駅家関係の遺物・遺構をもって坂尻遺跡全体を律することはゆきすぎであろう。

このように考える時、最後まで疑問が残るのは「大上日請駅家」であろう。この墨書は1点だけ他と離れて2C区の奈良前期の溝に伴う土器溜めから出土した。年代的にも中期に遡る可能性のある土器で、その他の8点とはやや趣を異にする。この文書風の墨書は一見駅家宛のものと思われ、その解釈如何によっては坂尻遺跡全体が日根駅家であったということにもなりかねない。

しかし、すでにのべたように、この墨書は上方から右側にかけて合点がつけられており、使に付し

て駅家に持参させたとしても、再び持ち帰って、そこで合点が付されたとみるべきであろう。また、別に使用者と一緒に動かず、いわばメモとして郡家に留め置かれ、その用務が終了したあとに合点が付された場合も考えられ、正解はそのいずれにあるにしても、この墨書が駅家宛のもので、そこに留め置かれた、と一義的に断定することはとうていできない。

このように考えると、坂尻遺跡は駅家をその内部に包摂するより上位の官衙遺跡と考えるべきであり、またむしろ、そのように考えてはじめて「佐野厨家」以下の墨書を統一的に矛盾なく現解することができると思う（注17）。

「佐野厨家」と書かれた墨書は、遺跡西方3C区の奈良後期の井戸NSE1の底より出土し、また「×野厨」は遺跡東端2I区の溝NSD3より出土した。佐野厨家が佐野郡家付属の施設であることは争う余地のない事柄であり、また、遺跡の東西から厨家の墨書が出土したことは坂尻遺跡が佐野郡家の一部であった可能性を強く示唆するものである。もしこの事実を坂尻遺跡日根駅家説で説明しきるためには、相当に無理な論理を重ねなければならないであろう。

第二次および第三次の調査概報でも論じたように、坂尻遺跡は佐野郡家の一部であるとし、今回の調査で確認できた駅家関係墨書とそれに関連する3本の溝と5つの住居址、それに13棟の掘立柱建物を含む一連の遺構群は、奈良後期に佐野郡家内におかれた日根駅家の詰所ないし事務所とみるのがもっとも適切であろう。そして、このように考えてこそ、郡家の東北隅に、しかも奈良時代の後期になってはじめて駅家関係の施設が造られるということの意味も理解できるように思われる。

佐野郡家と日根駅家 最後に上記の考察の上にたって、佐野郡家と日根駅家の変遷のあとを復元的に叙述してみよう。

遠江佐野郡家の政庁を中心とした中枢部は坂尻遺跡の西南方面にあったものと思われ、今回調査された区域は東北の隅にあたると推定される。佐野郡家は701年大宝令の施行によってはじまる郡の役所で、当初からこの地にあり、その頃は佐益郡家と表記されていた。調査地域は郡家に付設された厨家の一角で、そこには掘立柱の建物や倉庫などがたちならんでいた。

養老6年（722）になると、佐益郡の8郷を割いて山名郡が設置された。その郡家は袋井市上山梨の稻荷領家遺跡ではなかったかと推定されている。その後大きな変化はなかったようであるが、奈良時代中期の天平11年（739）から天平勝宝7年（755）にかけての頃、佐益郡は佐野郡と書きあらわされるようになった。

奈良時代も後期になると、佐野郡家内の東北隅に日根駅家の詰所ないし事務所が置かれ駅長以下駅子がそこにしばしば出向き、郡家との連絡や事務をとることになった。そこには堅穴の家屋数棟と掘立柱の建物や倉庫がやはり数棟たち並んでいた。

日根駅家は、奈良時代前期にはじまる全国的な交通網の整備に伴って、東海道の駅家の一つとして遠江国佐益郡内に置かれたもので、同郡日根郷内にあり、その位置は定かではないが、佐益郡家に近接した場所ではなかったかと思われる。令の規定によれば、東海道は中路で、駅家には駅長以下10戸の駅戸と駅馬10匹が置かれていた。

駅制の整備は奈良中期の天平年間にはほぼ完了したとみられるが、当時の東海道の遠江国の経路も、また駅家の位置も明らかではない。ただ参考となる事実として、昭和58年6月、県道掛川袋井線道路改築工事に伴う緊急発掘調査において、坂尻遺跡の南西、福松屋前区で平安時代の道路遺構が発見された。現地は坂尻遺跡のほぼ南限とみられ、旧東海道の北側に近接して東西に走る幅9mの道路の一部が確認され、路面にはこぶし大の石が敷かれていた（注18）。

この地点は袋井、掛川地区の復元条里の東西界線が通過する地点でもあり、また旧東海道の一部が

この復元条里界線にのることがすでに知られていたことから（注19）、この遺構が平安時代の東海道の遺構であることが判明した。それとともに、復元条里が少なくとも平安時代にまで遡ることも明らかとなった。しかし、この道路遺構の下からは奈良時代の柱根が検出され、この道路がそのまま奈良時代の東海道の直結しないことも明らかとなったのである（補注）。

したがって、奈良時代の東海道の駅路および日根駅家は坂尻遺跡に近接していた可能性のあることは指摘できても、なお現時点では不明というほかはない。

奈良時代後期に日根駅家の詰所ないし事務所が佐野郡家内の東北隅に置かれていたということは、おそらく東海道の交通量の増大に伴う事務量の増加ということが背景にあったのではなかろうか。奈良末から平安初期にかけて東北経営の進展に伴い、東海道の交通量は飛躍的に増大し、唯一の大路であった西海道にとって代わるようになる（注20）。それに伴って沿線の国郡の負担は増大し、駅制も含め交通体系のあり方を改善せざるを得ない事態にたちいたったと思われる。この間の事情を詳論する余裕はないが、おそらく坂尻遺跡における駅家関係施設の消滅ということは、これに深く関連するものと思われる。

そして、その消滅は駅家制度自体の廃絶ではなく、伝馬制度を含む東海道の交通制度の改革であり、その結果、日根の駅家は廃され、それに代わって、『延喜式』（兵部省）や高山寺本『和名抄』（駅名）に見える横尾駅が新たに設置されたのではないかとと思われる。

横尾駅の所在地については確たることは不明であるが、伝えられるように掛川市の中心部にあったとすれば、日根駅家から横尾駅への転換は場所の移動を伴う大がかりのものであったと思われる。奈良末期に廃絶し、歴史から全く忘却されてきた日根駅家の存在を証明したことは、坂尻遺跡発掘の大きな成果といってよい。この事実がもつ意味の解明のためには、古代交通のあり方を含めてなお別個の考察を必要とするが、ここはその場ではない。いまは見通しを述べるにとどめ、機会を改めたいと思う。

日根駅家が廃されて横尾駅が誕生し、それにとまって佐野郡家内から日根駅家の詰所が撤去されたのちの坂尻遺跡はどうなったのであろうか。佐野郡家は引き続きこの地に置かれたものと思われるが、平安初期から中期にかけての郡家一般の衰退の中で、佐野郡家もひとり例外ではあり得なかったと思われる。平安時代以降の土器墨書が示すところは、官衙機能を存続させつつも、調査区域について見る限り、それは細々としたものであったようである。しかし、そうした状態のままで小さな消長をくり返しながら鎌倉初期にまで及んだということは、坂尻遺跡がもつ交通上の要所という地理的条件に加え、社会全体をおおう律令国家の余映が平安時代を通じてなお生きつづけていたということによるのであろう。しかし、平安中期以降は、原野谷川をへだてた対岸の掛川市原川遺跡が、坂尻遺跡に代わってこの地域の脈を集めていたことは確実のようである（注21）。

注

- （1）拙稿「坂尻遺跡出土の土器墨書について」（『一般国道袋井バイパス（袋井地区）埋蔵文化財発掘調査概報－坂尻遺跡第2次調査－』建設省中部地方建設局・静岡県教育委員会・袋井市教育委員会 1982年）
同「坂尻遺跡第3次調査出土の土器墨書について」（『一般国道袋井バイパス（袋井地区）埋蔵文化財発掘調査概報－第3次調査－』建設省中部地方建設局・静岡県教育委員会・袋井市教育委員会 1983年）
- （2）この分類法は、前掲拙稿以来一貫して用いているが、この分類に何を含めるかという点では、これまでの二つの拙稿と本報告との間に若干の変更がある。
- （3）拙稿「郡家小考－交通機能を中心として－」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』中 塙書房 1984年）

- (4) 『袋井市史 通史編』(袋井市役所 昭和58年) 第三編第二章「律令制下の袋井市域」(筆者分担)。
- (5) 宮地駅家は『延喜式』・『和名抄』高山寺本(駅名)などに不載の駅名で、伊場木簡三十号出土以前は未知の駅家名である。『伊場木簡』(『伊場遺跡発掘調査報告書 第一冊』浜松市教育委員会 昭和51年)は、三十号木簡補注で、宮地駅家の上方に書かれた「□駅家」は渡津駅かとしているが(同書23頁)、三河国宝飯郡内に同時に二駅家が置かれていたとは考えられず、三十号木簡の書かれた奈良時代には宮地駅家が、そして平安時代中期には渡津駅が置かれて、両者の併存はなかったとみるべきであろう。なお、欠名の駅家は遠江国浜名郡の猪鼻駅家とみるべきであると考えている。
- (6) 栗田則久「吉原三王遺跡出土の墨書土器」(『第14回古代史サマーセミナー研究報告資料栃木』1986年)
- (7) 柴原永遠男「奈良時代の流通経済」(『史林』55-4、1972年)
- (8) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波文庫 1985年) 53頁、「昔在神代、大地主神、菅田之日、以_レ牛_レ灾_レ食_レ田人_一」
- (9) 加藤玄智校訂『古語拾遺』(岩波文庫 昭和17年) 69頁。
- (10) 『類聚三代格』卷十九 延暦九年四月十六日官符「応禁断喫田夫魚酒事」
- (11) 日本古代では、家は、国家・郡家の用例のほか、「凡戸主、皆以_レ家長_一、為_レ之」(戸令戸主条)とか、「凡戸皆五家相保、一人為_レ長_一」(同五家条)といわれたように、血縁的な人間集団を意味する場合と、8世紀中葉の家地売券にみえるように宅舎を言う場合とがあり、「家一区」といえば直接的にはひとまとまりの宅舎、すなわち屋や倉からなるひとつの建物群を示し、ひいてはさらに敷地をも含めていう場合もあった(天平20年11月19日「伊賀国阿拝郡柘殖郷舎宅墾田売買券」『大日本古文書』2の113頁。年月日未詳「家屋資材請返解案」『唐招提寺史料』第一、1頁)。
- (12) 拙稿「静岡県城山遺跡出土の具注暦木簡について」『木簡研究』第三号、木簡学会、1981年 135頁。
- (13) こうした考えに立つと、前掲の諸例についても殿舎・家屋名の可能性がでてくる。その場合、伊場遺跡の「少穀殿」は郡家内の軍団少穀にかかわる建物(例えば詰所ないし控所)とみるべきであり、この墨書から直ちに伊場遺跡を遠江国某軍団の遺跡とみるのはゆきすぎであろう。また、御子ヶ谷遺跡の「^(木カ)□少領殿」は、こうした解釈に立てば、志太郡家内に、大領の殿舎とは別に少領の殿舎があったことになるし、法隆寺献納仏銘の山田殿は小金銅仏を安置した仏殿(あるいは厨子様のものかも知れない)を、その所有者の名にかけて、こう呼んだものということになるかも知れない。
- (14) 岩佐正校訂『神皇正統記』(岩波文庫 1981年) 174頁。
- (15) 『伊場遺跡発掘調査報告書 第4冊 伊場遺跡遺物編2』浜松市教育委員会 1980年
『静岡県浜名郡可美村城山遺跡調査報告書』可美村教育委員会 1981年
『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ-奈良時代・平安時代編-志太郡衙遺跡(御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡)』藤枝市土地開発公社・藤枝市教育委員会 1981年
- (16) 七道諸国に置かれた駅家の建物の配置や構造が具体的にどのようなものであったかという点については、文献的にはもとより、考古学的にもほとんど知られていないといつてよい。最近、山陽道播磨国賀古駅家や、布勢駅家が遺跡として確認されたとの報告もあるが、なお駅家の全容を知るにはいたっていない(高橋美久二「播磨国賀古駅家について」同『歴史地理研究と都市研究』上、大明堂、1986年。同「よみがえる古代山陽道と布勢駅家-小犬丸遺跡(竜野市揖西町小犬丸)-」『ひょうごのいせき』10号 兵庫県埋蔵文化財調査事務所 昭和61年7月)。したがって、ここでは文献的研究の結果にもとづく私の直観の域を出るものではない。この点については、さしあたり拙稿「郡家小考-交通機能を中心として-」(前掲)を参照されたい。
- (17) 郡家の広い意味での官衙域の内部に駅家関係の施設を想定するという本稿での結論は、遺跡の調査から得られた一つの仮説的見通しとしては成立し得たとしても、文献史的にこれを裏付けることがはたして可能かという新たな問題が生ずる。この点については肯定・否定いずれの根拠ともなる史料を持ちあわせていないが、古代史学における郡家・駅家研究の現状では直ちに解答を引き出せないのが実状であるといつてよい。むしろ、坂尻遺跡の調査結果が提起する新たな問題というべきであろう。特に郡家と駅家との区別と関連性の問題は極く近年になって注目されはじめた問題であって、駅家が独立の交通機関として宿泊施設や給食施設(厨)を備えていたかどうか、という問題ひとつをとっても未だ十分解明されてはいないのである(前掲拙稿「郡家小考-交通機能を中心として-」参照)。

しかし、文献的研究から離れて考古学的事実に目を向けると郡家の官衙域の内部から「駅長」と書かれた土器墨書(土師器)が出土した事例を最近確認した。福島県関和久遺跡は陸奥国白河郡家に比定される著名な遺跡であるが、倉庫院とされる明地地区と大溝によって南北に区劃された北側の官衙地区である中宿・古寺地区の東南コーナー部東門(八脚門)の内側の溝から底部に「駅長」と書かれた土器墨書が発見されている。(『関和久遺跡』福島県教育委員会

1985年)。

この事実は、柵と門によって囲まれた狭義の官衙域内から検出されたものであるだけに、「駅長」の墨書が直ちに駅家を示すものではないということを明証するものであり、本稿の論述にとって有利な材料である。またこの事実は、伊場遺跡の栗原駅家関係の一連の土器墨書の解釈にも示唆するところがあるだろう。

なお、最近の遺跡を中心とした郡家研究としては、山中敏史「遺跡からみた郡衙の構造」(狩野久編『日本古代の都城と国家』塙書房 1984年)、山中敏史・佐藤興治『古代の役所』(岩波書店 1985年)があり、また古代交通研究の最新の成果にたって論述したものに、加藤友康「交通体系と律令国家」(『講座・日本技術の社会史』第八巻「交通・運輸」日本評論社 1985年)がある。

- (18)『坂尻遺跡―県道掛川袋井線道路改築工事に伴う緊急発掘調査報告書―』静岡県袋井土木事務所・袋井市教育委員会 1984年
- (19)『袋井市史 通史編』(袋井市役所 昭和58年)第三編第二章第四節「袋井市域の条里制」、『目でみる袋井市史』(袋井市役所 昭和61年)「整然とした土地区劃」
- (20)拙稿「古代駿河遠江両国の東海道」(『静岡県歴史の道調査報告書―東海道―』総説1 静岡県教育委員会 1980年)
- (21)『原川遺跡 昭和58年度発掘調査概報』静岡県埋蔵文化財調査研究所 1984年

【付 記】

本稿の直接の基礎作業となったのは注(1)に示した二つの論考であるが、そこでの土器墨書論を含め、坂尻遺跡に考察を加えたものに『袋井市史 通史編』第三編第二章「律令制下の袋井市域」(袋井市役所 昭和58年)があり、また『目でみる袋井市史』「古代の袋井」(袋井市役所 昭和61年)がある。この間の研究成果は、訂正を含めて可能な限り本稿に吸収すべく務めたが、なお割愛した部分もある。宜しく参照されたい。

【補 注】

その後の調査の結果、本遺構は道路遺構ではないことが判明した。

【追 記】

本稿は当初、昭和60年(1985)3月の刊行を目指して執筆し、やや遅れて同年夏前にはひとまず脱稿、翌61年にかけて2回程棒組みのゲラを校正し、若干の補筆を加えた記憶がある。したがって本稿が基礎にした学術情報は昭和61年頃までのものである。

その後の土器墨書に関連する拙稿に、次の3編がある。

- 1 「土器に書かれた文字―土器墨書」岸俊男編『日本の古代』14「ことばと文字」中央公論社 昭和63年3月
- 2 「木簡と墨書土器」岩波講座『日本通史』第5巻 岩波書店 1995年2月
- 3 「倉札・札家考」『木簡研究』第8号 1986年11月

1、2は土器墨書論に直接論及又は補足を加えたものであり、3では木簡と土器墨書との関連性を論じている。併せて参照されたいと思う。

なお、今回の刊行再開にあたっては、新たに補注一箇所と追記とを加えるに止め、本文については、表記上の若干の補正を加えたほかは、1986年当時のままとした。

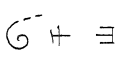
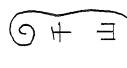
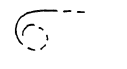
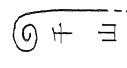
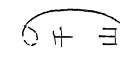
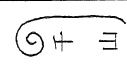
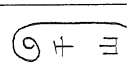
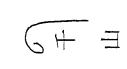
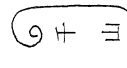
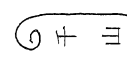
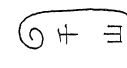
また、郡家と交通および古代駿遠地域に関する論考および論述は、拙著『地域と王権の古代史学』(塙書房 2002年)に収めた。宜しく参照されたい。

第12表 坂尻遺跡出土土器墨書一覽表

凡 例

- 一、遺物番号は、墨書土器出土地点を東から西、北から南へ、また出土遺構では溝、堀立柱建物、竪穴住居、竪穴状遺構、包含層の順序で配列し、本文と同一である。
- 二、釈文の表記は、解読不能の文字あるいは文字残画を□で示し、推定による釈文は□の右に括弧で示した。また、土器欠損のため文字およびその残画等は失われているが、かつては一字以上の文字があつたと推定される場合は×印で示した。
- 三、器種は第三章第1節の分類に準拠した。
- 四、挿図番号、図版番号は本文と同一である。また465以降の挿図番号、図版番号は第3分冊平安時代篇の挿図番号と同一である。
- 五、備考に記した所見は、釈文作成中とくに気付いたいくつかの事柄を記したにとどまり、同一の関心から全点について吟味を加えた結果ではない。
- 六、本表の作成にあたっては、佐藤正知氏の協力を得た。

遺物 番号	釈 文	器 種	墨書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備 考
1	新 家	無台杯身 D3	底	NSD 1	1-1	157-1	
2	□	無台杯身 D	底	NSD 2	1-2		
3		杯 蓋	内	NSD 2	1-3		
4	□	有台杯身	底	NSD 2			
5	第	無台杯身 D3	底	NSD 2	1-4		
6	(千カ) □山)	無台杯身	底	NSD 3			器種、アルイハ皿カ
7	× □ (寸カ) 家	無台杯身 A2	底体間	NSD 3			
8	□	杯 蓋	内	NSD 3			字数不詳、アルイハニ文字カ
9	後 家	無台杯身 D3	底	NSD 3	1-5	157-2	
10	後 家	無台杯身 D4	底	NSD 3	1-6		

遺物番号	文 字	器 種	墨書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備 考
11	 千 山	無台杯身 D3	底	N S D 3		157 — 3	内面ニ墨痕アリ
12		杯 身	底	N S D 3			ゼンマイ印ノ末端部分カ
13	 千 山	杯 蓋 B	天井	N S D 3			
14	 千 山	杯 蓋	内	N S D 3			
15	 千 山	無台杯身 D2	底	N S D 3		157 — 4	
16	 千 山	杯 蓋 A2	内	N S D 3	1 — 7	157 — 5	
17	 千 山	無台杯身 D3	底	N S D 3			
18	 千 山	杯 蓋 A2	内	N S D 3	1 — 8	157 — 6	
19	 千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	1 — 9	157 — 7	
20		無台杯身 D4	底	N S D 3			筆順追エズ、アルイハニ文字カ
21		無台杯身 D	底	N S D 3			
22		無台杯身 D2	底	N S D 3		157 — 8	
23	 千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	1 — 10	157 — 9	179・184ト同筆カ、ソノ他ノ 「千山」トハ別筆ナラン
24	 千 山	無台杯身 D3	底	N S D 3	1 — 11	157 — 10	
25	 千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	1 — 12	157 — 11	
26	 (黄カ) 美	杯 蓋 A3	内	N S D 3	1 — 13	157 — 12	
27	前 玉	無台杯身 D2	底	N S D 3	1 — 14	157 — 13	
28	大 □ 白	杯 蓋 A3	内	N S D 3	1 — 16	157 — 14	
29		杯 蓋 A3	内	N S D 3		157 — 15	文字ナルカ不詳
30	 千 山	無台皿 D1	底	N S D 3	1 — 15	157 — 16	

遺物番号	文 積	器 種	墨書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備 考
31	市	杯 蓋 A3	内	N S D 3	1 - 19	157 - 17	
32	(主カ) □	皿 蓋	内	N S D 3		157 - 18	
33	千 山	無台杯身 D	底	N S D 3			
34	(千) □ 山	無台杯身 D4	底	N S D 3			
35	□ □ □	無台皿 D2	底	N S D 3	1 - 17	157 - 19	
36	千 (山) □	杯 蓋 A2	内	N S D 3		157 - 20	
37	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	2 - 20	157 - 21	
38	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	2 - 21	157 - 22	
39	□	無台杯身 D2	底	N S D 3		157 - 23	墨 痕 ラザルカ ウスシ、文字ニハア
40	□	無台杯身 D4	底	N S D 3		157 - 24	
41	□	杯 蓋 B	天井	N S D 3		157 - 25	転用硯カ
42	千 山	無台皿	底	N S D 3			
43	□	無台杯身 D3	底	N S D 3		157 - 26	
44	千 山	無台杯身 D3	底	N S D 3		157 - 27	
45	(千カ) □ ×	無台皿 D2	底	N S D 3		157 - 28	
46	(島カ) □	無台皿 B1	体	N S D 3		157 - 29	
47	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3		158 - 30	
48	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	2 - 22	158 - 31	
49	千 山	杯 蓋 A2	内	N S D 3		158 - 32	
50	□	無台杯身 C	底	N S D 3			

遺 物 番 号	文 字	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
51	千 山	無台皿 D	底	N S D 3	2 23		
52		無台杯身 D3	底	N S D 3		158 33	
53	千 (山)	無台杯身 C	底	N S D 3	2 24		
54	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	1 18	158 34	
55	千 山	無台杯身 D4	底	N S D 3	2 25	158 35	
56	朽 邊	杯 蓋 A3	天井	N S D 3	2 28	158 36	
57	宗	杯 蓋 A3	内	N S D 3	2 26	158 37	
58	朽 邊	有台皿 B1	底	N S D 3	2 29	158 38	
59	□	無台杯身 C	底	N S D 3			文字ナルカ不詳
60	千 山	無台杯身 D2	底	N S D 3	2 31	158 39	
61	□	不 明	不明	N S D 3			
62	□	不 明	不明	N S D 3			
63	□ □	無台皿 D1	底	N S D 3	2 30	158 40	文字トハミエズ
64	× 山	杯 蓋 A	内	N S D 3			
65	□	無台杯身 D3	底	N S D 3			
66		有台杯身 C1	底	N S D 3	2 27	158 41	
67	千 (山)	杯 蓋	内	N S D 3			
68	新 □	杯 蓋 A3	内	N S D 3	2 32	158 42	122 ト同筆カ
69	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3		158 43	
70	古 □	無台杯身 D	底	N S D 3	2 33		

遺物番号	文 積	器 種	最書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備 考
71	□	有台杯身 A	底	N S D 3		158 — 44	文字ニハアラス
72		杯 蓋	内	N S D 3			
73	千 山	無台杯身 D3	底	N S D 3	2 — 34	158 — 45	
74	千 山	杯 蓋 A	内	N S D 3	2 — 35	158 — 46	
75	千 ×	無台杯身 D	底	N S D 3			
76	竹寸 ×	無台杯身 D3	底	N S D 3	2 — 36	158 — 47	
77	□ □	無台杯身 D2	底	N S D 3		158 — 48	墨痕アルノミ
78	千 (山) □	無台杯身 D	底	N S D 3			
79	千 ×	杯 蓋 A	内	N S D 3		158 — 49	
80	× 山	無台杯身 D	底	N S D 3			
81	日 根	無台杯身 A1	底	N S D 3	2 — 37	158 — 50	
82	竹 (寸) □	杯 蓋	内	N S D 3	2 — 38		
83	千 山	有台皿 B1	底	N S D 3	3 — 39	158 — 51	
84	× 山	無台杯身 D	底	N S D 3			
85	千 山	杯 蓋 A2	内	N S D 3	3 — 40	158 — 52	
86	千 山	杯 蓋 A	内	N S D 3			
87	千 山	杯 蓋 A	内	N S D 3	3 — 41	158 — 53	
88	家	杯 蓋 A2	内	N S D 3	3 — 42	158 — 54	
89	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3		158 — 55	
90	□	無台杯身 D	底	N S D 3			器種、アルイハ皿カ

遺物番号	文 字	器 種	墨 書 部 位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備 考
91	千山	杯 蓋 A	内	N S D 3			
92	千山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	3 43	158 56	
93	□	無台杯身 D3	底	N S D 3		158 57	文字トハミエズ
94	浄 主	無台杯身 D4	底	N S D 3	3 44	158 58	
95	千山	杯 蓋 A3	内	N S D 3		158 59	
96	×山	無台杯身 D3	底	N S D 3			
97	千山	無台杯身 D	底	N S D 3			器種、アルイハ皿カ
98	千山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	3 45	158 60	
99	日根(大カ) □	杯 蓋 A3	内	N S D 3	3 46	158 61	
100	千山 ×	無台皿 D	底	N S D 3			
101	千山	無台杯身 D3	底	N S D 3	3 47	158 62	
102	千山	無台杯身 D2	底	N S D 3	3 48		
103	千山	無台杯身 D4	底	N S D 3		158 63	
104	家	杯 蓋	内	N S D 3	3 49		
105	千山(最筆) □	無台杯身 D2	底	N S D 3		158 64	
106	× 山	無台杯身 C	底	N S D 3			
107	真	杯 蓋	内	N S D 3	3 50		
108	□	無台皿 D2	底	N S D 3			文字ニハアラス
109	×	無台杯身 D2	底	N S D 3			
110	□	杯 蓋	内	N S D 3			

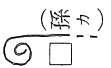
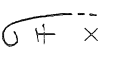
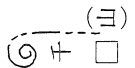
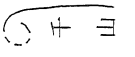
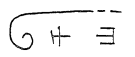
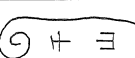
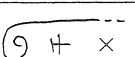
遺物番号	文	器種	最書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備考
111		無台皿 D1	底	N S D 3	3 — 51		
112		無台杯身 D3	底	N S D 3			
113		無台杯身 D3	底	N S D 3	3 — 52	158 — 65	
114		不明	不明	N S D 3			字数不詳
115		無台皿 D	底	N S D 3			器種、アルイハ杯身カ
116		杯蓋 A3	内	N S D 3	3 — 53	159 — 66	
117	竹寸	杯蓋 A3	内	N S D 3	3 — 54	159 — 67	
118		無台杯身 D3	底	N S D 3		159 — 68	
119		無台皿 D2	底	N S D 3	3 — 55	159 — 69	
120	× 寸	杯蓋 A3	内	N S D 3	3 — 56	159 — 70	
121		杯蓋 A	内	N S D 3	3 — 57		
122	新	有台杯身 A3	底	N S D 3	3 — 58	159 — 71	68ト同筆カ
123		杯蓋 A3	内	N S D 3	4 — 59	159 — 72	文字ニハアザルカ
124		無台杯身 C	底	N S D 3			文字ニハアラス
125		有台杯身 E	底	N S D 3		159 — 73	
126		無台杯身 D	底	N S D 3			器種、アルイハ皿カ
127	竹寸	無台杯身 D1	底	N S D 3			
128		無台皿 D2	底	N S D 3			
129		杯蓋 A3	内	N S D 3		159 — 74	
130	竹寸殿	杯蓋 A2	内	N S D 3	4 — 60	159 — 75	

遺 番号	文 積	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
131	竹寸(家カ) □	有台杯身 A3	底	N S D 3	4 61	159 76	
132	□	杯 蓋 A	内	N S D 3			字数不詳
133	□	無台杯身 D3	底	N S D 3	4 62		
134	×山)	不 明	不 明	N S D 3			
135	×山	杯 蓋 A3	内	N S D 3		159 77	
136	□	杯 蓋 A	内	N S D 3			文字ニハアラス
137	千山	無台皿 D	底	N S D 3	4 63	159 78	ゼンマイ印不詳
138	□	無台杯身 D3	底	N S D 3		159 79	ゼンマイ印カ
139	×	不 明	不 明	N S D 3			
140	□	無台杯身 D3	底	N S D 3			文字ニハアラス
141	□刀	無台杯身 D	底	N S D 3	4 64		
142	□	無台杯身 C	底	N S D 3			文字ニハアラザルカ
143	千 ×	無台杯身 C	底	N S D 3			ゼンマイ印ナシ
144	野(厨カ) □	小型杯身 B2	底	N S D 3	4 65	159 80	
145	□	無台杯身 A2	底	N S D 3		159 81	
146	(足)	杯 蓋 A3	内	N S D 3	4 66	159 82	
147	岡 □	杯 蓋 A1	内	N S D 3	4 67	159 83	
148	□	有台杯身 E	底	N S D 3		159 84	
149	(竹カ) □	無台杯身 D	底	N S D 3			
150	□	無台杯身 D	底	N S D 3			器種、アルイハ皿カ

遺 番 号	文	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
151	□	不 明	不 明	N S D 3			文字ニハアラス
152	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	4 68	159 85	
153	(嶋 津)	無 台 杯 身 D2	底	N S D 3	4 70	159 86	
154	□ 寸 家	無 台 杯 身 D	底	N S D 3	4 75		
155	×	無 台 皿 D1	底	N S D 3		159 87	
156	□	杯 蓋 A3	内	N S D 3		159 88	転用硯カ
157	□	無 台 杯 身 D4	底	N S D 3			文字ナルカ不詳
158	千 ×	有 台 皿 B1	底	N S D 3	4 71	159 89	
159	□	有 台 杯 身 E	底	N S D 3			
160	千 山	無 台 杯 身 D4	底	N S D 3	4 72	159 90	
161	竹 寸 家	杯 蓋 A2	内	N S D 3	4 73	159 91	210 同 筆カ
162	千 山	無 台 杯 身 D	底	N S D 3			ゼンマイ印不詳
163	□	杯 蓋	内	N S D 3			字数不詳
164	千 (山) □	杯 蓋 A3	内	N S D 3		159 92	
165	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	4 74	159 93	
166	千 山	無 台 杯 身 D3	底	N S D 3		160 94	
167	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	4 69	160 95	
168	日 (根 カ) □	無 台 皿 D2	底	N S D 3	4 76	160 96	
169	千 山	有 台 皿 B1	底	N S D 3	4 77	160 97	
170	千 山	無 台 皿 D	底	N S D 3		160 98	

遺 番 号	文 字	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
171	宗	無台杯身 D	底	N S D 3	5 85	160 99	
172	× 山	不 明	不明	N S D 3			
173	×	杯 蓋	内	N S D 3			
174	□	数台杯身 D4	底	N S D 3			
175	千 山	無台杯身 D1	底	N S D 3	5 79	160 100	
176	千 山	無台皿 D1	底	N S D 3	5 84	160 101	
177	千 山	無台杯身 C3	底	N S D 3	5 83	160 102	
178	竹寸殿	杯 蓋 A	内	N S D 3	5 80	160 103	
179	千 山	無台杯身 D3	底	N S D 3	5 81	160 104	23・184 「千山」トハ別筆ナラン
180	千 山	無台皿 B1	底	N S D 3		160 105	
181	竹寸家	無台杯身 C	底	N S D 3	5 78	160 106	
182	□	無台杯身 D3	底	N S D 3	5 86	160 107	アルイハ「殿」ノ扁部カ
183	□	有台杯身 E	底	N S D 3		160 108	
184	千 山	無台杯身 D3	底	N S D 3	5 89	160 109	23・179 「千山」トハ別筆ナラン
185	千 山	有台杯身 E	底	N S D 3	5 82	160 110	
186	× 寸家	無台杯身 A1	底	N S D 3	5 87	160 111	
187	□	杯 蓋	内	N S D 3			
188	×	不 明	不明	N S D 3			
189	× 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3		160 112	
190	千 ×	有台杯身 E	底	N S D 3		160 113	

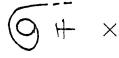
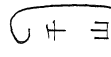
遺 番 号	文 積	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
191	千 ×	無 台 杯 身 A3	底	N S D 3			
192	× (山 _カ) □	杯 蓋 A3	内	N S D 3		160 — 114	
193	□	無 台 皿 A	体 内	N S D 3			文字ニハアラス
194	千 山	杯 蓋 A3	内	N S D 3	5 — 88	160 — 115	
195	□	無 台 杯 身 D2	底	N S D 4			
196	(石 _カ) □ 田	無 台 皿 D1	底	N S D 4	5 — 91	160 — 116	
197	×	杯 蓋	内	N S D 4			
198	□	杯 蓋 A	天 井	N S D 4			
199	□	有 台 杯 身 A	底	N S D 4		160 — 117	
200	□ □	無 台 杯 身 A1	底	N S D 4	5 — 92	160 — 118	
201	×	無 台 杯 身 D4	底	N S D 4		160 — 119	
202	竹 ×	無 台 杯 身 D3	底	N S D 4			
203	竹 □	杯 蓋 A3	内	N S D 4	5 — 90	160 — 120	
204	(千) □ 山	杯 蓋	内	N S D 4			ゼンマイ印不詳
205	西 田	無 台 杯 身 D	底	N S D 4	5 — 93		器種、アルイハ皿カ
206	□	杯 蓋 A2	内	N S D 4			
207	竹 ×	有 台 杯 身 A3	底	N S D 4		160 — 121	
208	□	杯 蓋 A2	内	N S D 4		160 — 122	
209	千 山	無 台 杯 身 D	底	N S D 4	5 — 94		器種、アルイハ皿カ
210	竹 寸	杯 蓋 A2	内	N S D 4	5 — 95	160 — 123	161 ト 同 筆 カ

遺物番号	文	器種	墨書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備考
211	前	無台杯身 D2	底	N S D 4	6 100	160 124	
212	□	無台杯身 D3	底	N S D 4			
213	竹寸家	杯 蓋 A3	内	N S D 4	6 96	160 125	
214		杯 蓋 A1	内	N S D 4	6 97	160 126	
215	女	無台杯身 D3	底	N S D 4		160 127	
216	□	有台杯身 A	底	N S D 4	6 98	160 128	
217	竹	杯 蓋 A3	内	N S D 4		160 129	
218	西 田	無台皿 D2	底	N S D 4	6 99	160 130	
219		杯 蓋 A2	内	N S D 4		161 131	
220		杯 蓋 A3	内	N S D 4	6 101	161 132	
221		杯 蓋 A	内	N S D 4			
222		無台杯身 D	底	N S D 4			器種、アルイハ皿カ
223		不 明	不明	N S D 4	6 102		
224	寸	杯 蓋 A3	内	N S D 4			
225		無台杯身 D3	底	N S D 4	6 104	161 133	
226	□	杯 蓋 A3	内	N S D 4		161 134	文字トハミエズ
227	□ 女	有台杯身 E	底	N S D 4	6 103	161 135	
228		杯 蓋 A3	内	N S D 4	6 105	161 136	
229		無台杯身 D	底	N S D 4	6 106		器種、アルイハ皿カ
230		杯 蓋 A3	内	N S D 4		161 137	

遺 物 番 号	文 積	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
231	×寸□ (家カ)	無台杯身D	底	N S D 4	6 107		器種、アルイハ皿カ
232	□ (竹カ)	不 明	不 明	N S D 4			
233	新	杯 蓋	内	N S D 4			
234	女	杯 蓋 A3	内	N S D 4		161 138	
235	□ □	無台杯身D	底	N S D 4	6 108		器種、アルイハ皿カ
236	□	有台皿A3	底	N S D 4		161 139	転用碗カ
237	子 女	無台皿D2	底	N S D 4	6 109	161 140	
238	□ (千山)	杯 蓋	内	N S D 4			
239	□	無台杯身D3	底	N S D 4			
240	□ (千山)	無台杯身D3	底	N S D 4	6 110		
241	日根□	不 明	不 明	N S D 4	6 111		
242	竹寸□ (家カ)	無台杯身D4	底	N S D 4	6 113	161 141	
243	子	無台杯身D2	底	N S D 4	6 112	161 142	
244	□ 女	有台杯身E	底	N S D 4			
245	□	無台皿D	底	N S D 4			器種、アルイハ杯カ
246	□	杯 蓋 A3	内	N S D 4		161 143	
247	□	無台皿D1	底	N S D 4		161 144	ゼンマイ印又ハ円圈ナラン
248	□ (千山)	有台皿A3	底	N S D 4		161 145	
249	□ (千山)	杯 蓋 A2	内	N S D 4	6 114	161 146	
250	□ (千山)	杯 蓋	内	N S D 4			

遺物番号	文	器種	墨書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備考
251		杯蓋	内	N S D 4			
252		無台杯身 A3	底	N S D 4			
253		不明	不明	N S D 4			
254	家	無台杯身 D3	底	N S D 4	6 115	161 147	
255	第刀	杯蓋 A3	内	N S D 4	7 116	161 148	
256	前	杯蓋 A3	内	N S D 4	7 117	161 149	
257		杯蓋 A3	内	N S D 4		161 150	外表ニモ墨痕アリ
258		有台杯身 E	底	N S D 4	7 118	161 151	
259		有台杯身 E	底	N S D 4	7 119	161 152	
260	秋	不明	不明	N S D 4	7 120		
261		有台杯身 A	底	N S D 4			
262		無台皿 B2	内	N S D 4		161 153	器種、アルイハ杯蓋カ 内面転用碗
263		有台杯身 A	底	N S D 4		161 154	
264		杯蓋 A3	内	N S D 4		161 155	
265	x寸家	無台杯身 D	底	N S D 4	7 121		
266	家	無台杯身 D1	底	N S D 4	7 122	161 156	
267		不明	不明	N S D 4			
268		無台杯身 D4	底	N S D 4	7 123	161 157	
269		有台杯身 B	底	N S D 4		161 158	
270	玉	杯蓋 A3	内	N S D 4	7 124	161 159	

遺 番号物	文	器 種	墨 書 部 位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備 考
271	□	有台皿 A3	底	N S D 4			
272	(食カ) □	不 明	不明	N S D 4	7 — 125		
273	□	有台杯身 A	底	N S D 4			
274	□	杯 蓋	内	N S D 4			
275	□	有台杯身 C3	底	N S D 4		161 — 160	
276	×(山)	無台杯身 D3	底	N S D 4		161 — 161	
277	千(山)	無台杯身 D	底	N S D 4	7 — 126		
278	千(子) □	無台皿 D2	底	N S D 4		162 — 162	
279	□	杯 蓋 A2	内	N S D 4	7 — 127		
280	東 □	杯 蓋 A2	内	N S D 4	7 — 128	161 — 163	
281	浄	杯 蓋 A3	内	N S D 4	7 — 129		
282	□	無台皿 D1	底	N S D 4		162 — 164	田園又ハゼンマイ印ナラン
283	□	杯 蓋 A2	内	N S D 4			文字トハミエヌ
284	千(山)	無台杯身 D	底	N S D 4	7 — 130		
285	□	杯 蓋 A3	内	N S D 4		162 — 165	
286	× 山	不 明	不明	N S D 4			ゼンマイ印不詳
287	(子カ) □	杯 蓋 A3	内	N S D 4		162 — 166	
288	田	杯 蓋 A3	内	N S D 4	7 — 131	162 — 167	漢字ケン、410・413モ同シ
289	×(子カ)	有台杯身 E	底	N S D 4			
290	(ゼンマイ印) □	有台杯身 E	底	N S D 4			

遺物 番号	文 積	器 種	墨書 部位	出土遺構 層位	図版 番号	挿図 番号	備 考
291	 千 ×	杯 蓋 A3	内	N S D 4	7 132	162 168	
292		不 明	不明	N S D 4	7 133		
293		杯 蓋 A3	内	N S D 4		162 169	文字トハミエズ
294	 ×	無台杯身 D	底	N S D 4			
295		有台杯身 C3	底	N S D 4		162 170	
296		有台杯身 E	底	N S D 8		162 171	
297	 山	高 盤 B	脚内	N S D 9	7 134	162 172	
298	 津 ×	無台杯身 C	底	N S D 9	11 198		N S H 1 398 と接合
299	 驛	杯 蓋 A3	内	N S D 9	8 135	162 173	
300	 鳴 ×	杯 蓋 A2	内	N S D 11		162 174	
301	山 科	杯 蓋 A3	内	N S D 11	8 136	162 175	
302	(女カ) 	杯 蓋 A3	内	N S D 11		162 176	
303	(子カ)  女	無台杯身 D1	底	N S D 11	8 137	162 177	
304		無台杯身 D1	底	N S D 11			
305		無台杯身 A1	底体間	N S D 11	8 138	162 178	462 ト同一個体カ
306		無台杯身 C	底	N S D 11			文字トハミエズ
307	 津 ×	杯 蓋 A	内	N S D 11	8 139		
308		杯 蓋	内	N S D 11			
309		杯 蓋 A2	内	N S D 11	8 140	162 179	
310		無台杯身 D	底	N S D 11			器種、アルイハ皿カ 文字トハミエズ

遺 番 号 物	文 積	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
311	(山科)	杯 蓋 A3	内	N S D II	8 148	162 180	
312	(日根カ) □ □	無台杯身 H	底	N S D II		162 181	
313	(主カ)(ミズトリカ) × □ □ (□)	無台杯身 C1	底	N S D II	8 141	162 182	
314	有主(ミズトリ)	無台杯身 D3	底	N S D II	8 144	162 183	
315	(小カ) □	無台杯身 D3	底	N S D II			全体ニ墨付キアリ
316	(ミズトリカ) (□)	壺	胴内	N S D II			
317	玉郷長	無台杯身 D1	底	N S D II	8 143	162 184	
318	(子カ) 田 □	無台杯身 D	底	N S D II	8 142		
319	□	杯 蓋	内	N S D II			文字トハミエズ
320	(有主カ)(ミズトリカ) □ □ □ (□)	無台杯身 C3	底	N S D II		162 185	
321	(子カ) 驛 □	杯 蓋 A3	内	N S D II	8 145	162 186	
322	(鳴津)	無台皿 D2	底	N S D II	9 153	162 187	
323	□	無台杯身 D4	底	N S D II		162 188	文字ナルカ不詳
324	□ 家	杯 蓋 A	内	N S D II			
325	(ミズトリ)	不 明	底	N S D II	8 146	162 189	
326	□	無台皿 D2	底	N S D II			
327	豊 □	杯 蓋 A3	内	N S D II	8 147	162 190	
328	女	無台杯身 D2	底	N S D II			
329	□ 年	有台杯身 E	底	N S D II	8 150	162 191	
330	□ □	無台皿 D2	底	N S D II			

遺 番 号	文	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
331	□	杯 蓋 A3	内	N S D 11		162 — 192	
332	(ミズドリカ) (□)	無台杯身 D4	底	N S D 11		162 — 193	
333	(長カ) □ □ 家	杯 蓋 A3	内	N S D 11	8 — 151	163 — 194	
334	四 年	無台皿 B1	底	N S D 11	9 — 152	163 — 195	
335	(嶋津)	無台杯身 D3	底	N S D 11	8 — 159	163 — 196	
336	□	有台杯身 A1	底	N S D 11	9 — 156	163 — 197	胴部ニモ墨痕アリ
337	□	杯 蓋 A	内	N S D 11			
338	(主カ) □ (ミズドリ)	杯 蓋 A3	内	N S D 11	9 — 157	163 — 198	
339	子 女	無台杯身 D2	底	N S D 11	9 — 154		
340	十 四	杯 蓋 A	内	N S D 11	9 — 155		
341	(ミズドリ)	無台杯身 D4	底	N S D 11			
342	女 子	杯 蓋 A3	内	N S D 11	9 — 159	163 — 199	
343	山 科	無台杯身 D4	底	N S D 11	9 — 160	163 — 200	
344	東家(ミズドリ)	無台皿 D2	底	N S D 11	9 — 158	163 — 201	352 ト同筆カ
345	□	無台皿 D2	底	N S D 11	9 — 163	163 — 202	内面転用硯カ
346	(ミズドリカ) □ (□)	無台杯身 C	底	N S D 11			
347	(嶋津カ) (□ □)	杯 蓋 A2	内	N S D 11		163 — 203	
348	□	無台杯身 D3	底	N S D 11			
349	山 (科カ) □	有台皿 B	底	N S D 11	9 — 164	163 — 104	
350	日 根	無台皿 D2	底	N S D 11	9 — 161		

遺 番 号	文 積	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
351	有玉(ミストリ)	杯 蓋 A	内	N S D 11	9 — 165	163 — 205	
352	東家(ミストリ)	無台皿 D2	底	N S D 11	9 — 166	163 — 206	344 同筆カ
353	古	杯 蓋 A3	内	N S D 11	9 — 162	163 — 207	文字ニハアザルカ
354	×	無台杯身 D2	底	N S D 11		163 — 208	
355	□	高 盤 B	脚内	N S D 11		163 — 209	アルイハ円圈カ
356	□	無台皿 D2	底	N S D 11		163 — 210	背面ニモ墨付キアリ
357	□	杯 蓋 A3	天井	N S D 13		163 — 211	背面、転用硯カ
358	□	有台杯身 A	底	N S D 13		163 — 212	
359	□	杯 蓋 A3	内	N S D 13	9 — 168	163 — 213	
360	□	杯 蓋	内	N S D 13			
361	板 井	杯 蓋 A3	内	N S D 13	9 — 167	163 — 214	
362	板 井	無台杯身 D2	底	N S D 13	9 — 169	163 — 215	
363	三年水鉢 驛	高 盤 B	脚内	N S D 13	9 — 170	164 — 216	
364	市	杯 蓋 A2	内	N S D 13	10 — 171	163 — 217	
365	(板カ) □ 井	無台杯身 D3	底	N S D 13	10 — 172	164 — 218	
366	(山カ) □	杯 蓋 A3	内	N S D 13	10 — 173	164 — 219	
367	(十カ) □	杯 蓋 A3	ツマミ	N S D 13	10 — 174	164 — 220	
368	(驛カ) □	無台杯身 D2	底	N S D 13	10 — 175	164 — 221	
369	□ □	杯 蓋 A3	内	N S D 13		164 — 222	
370	□	無台杯身 D3	底	N S D 21		164 — 223	

遺物 番号	文	種 器	部位 墨書	層位 出土遺構	番号 図版	番号 挿図	備 考
371		無台杯身 D2	底	N S D 21		164 224	
372		無台杯身 D2	底	N S D 21			
373		無台杯身 D	底	N S D 21			
374		無台杯身 D2	底	N S D 21	10 176	164 225	
375		杯 蓋 A3	内	N S D 21	10 177	164 226	
376		無台杯身 D4	底	N S D 21	10 178	164 227	
377	太	無台杯身 D3	底	N S D 21	10 179	164 228	
378		杯 蓋 A2	内	N S D 21	10 180	164 229	
379		杯 蓋 A3	内	N S D 21	10 181	164 230	
380		杯 蓋 A2	内	N S D 21	10 182	164 231	
381		無台杯身 D3	底	N S D 21	10 183	164 232	
382		無台杯身 D3	底	N S D 21	10 184		
383		無台杯身 C	底	N S D 21	10 185	164 233	
384		無台皿 D1	底	N S D 21		165 234	
385		杯 蓋 A3	内	N S D 21	10 186	165 235	
386		無台杯身 D3	底	N S D 21	10 187	165 236	
387		無台杯身 D	底	N S D 21	10 188		
388		無台杯身 A2	体	N S D 21	10 189	165 237	
389		杯 蓋 A3	内	N S D 21	10 190	165 238	
390		無台杯身 D2	底	N S D 21		165 239	

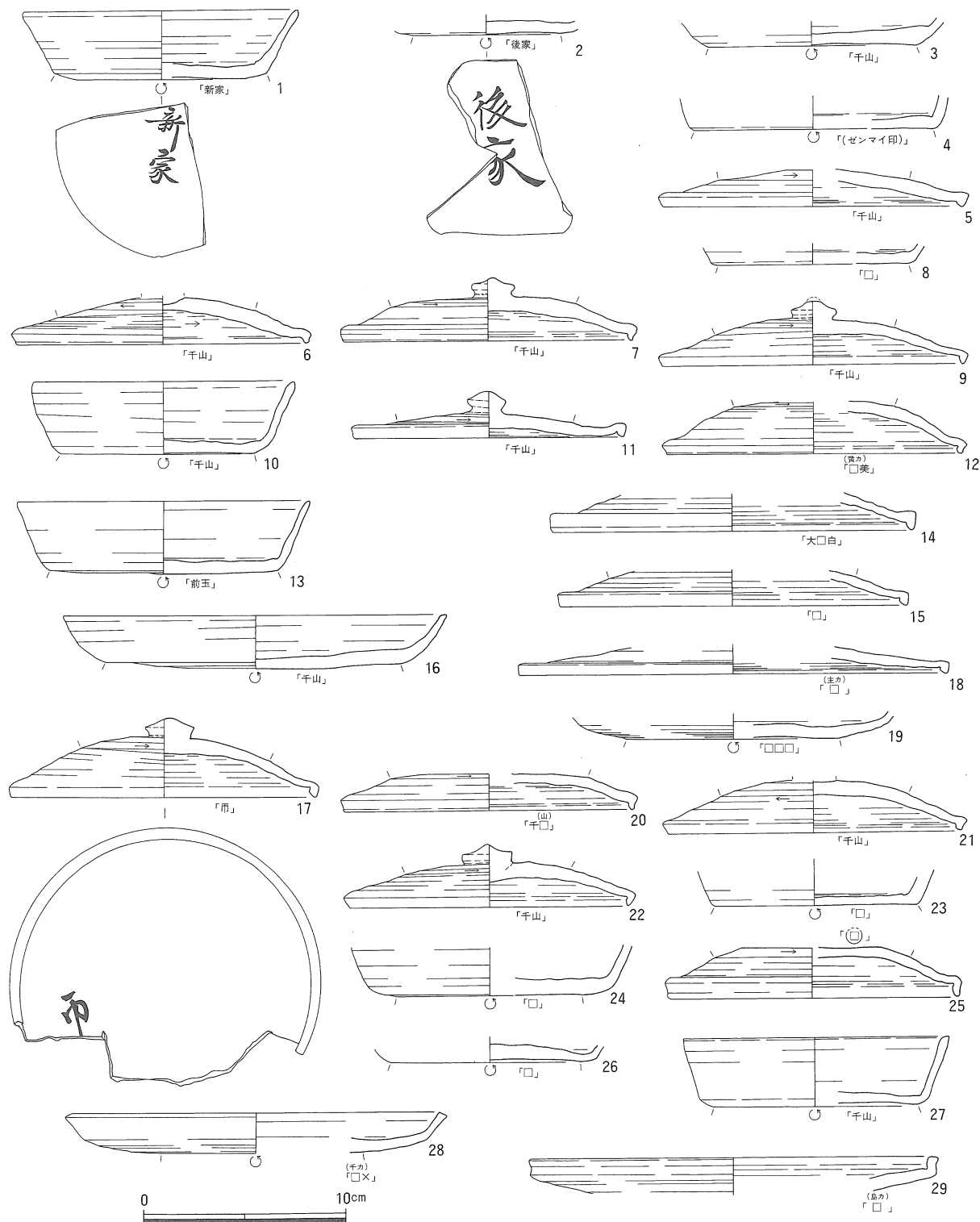
遺 番 号	文 釈	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
391	□	無台皿 B1	底	N S D 21	11 — 191	165 — 240	文字トハミエズ
392	日 ×	無台皿 D1	底	N S D 21	11 — 192	165 — 241	
393	人 成	無台皿 D2	底	N S B 1	11 — 193		
394	日根 □	無台杯身 D3	底	N S B 5	11 — 194	165 — 242	
395	(東カ) □	無台皿 D2	底	N S B 6	11 — 195	165 — 243	他二、体部二筆書キノ 文様アリ
396	驛 □	杯 蓋 A	内	N S H 1	11 — 196		
397	山 科	杯 蓋	内	N S H 1	11 — 197		
398	(津カ) 鳴 □	無台杯身 D3	底	N S H 1	11 — 198	165 — 244	N S D 9 — 298 ト接合
399	驛 長	無台杯身 D3	底	N S H 2	11 — 199	165 — 245	
400	驛 長	無台杯身 D4	底	N S H 2	11 — 200	165 — 246	
401	驛 富	高 盤 B	脚内	N S H 2	11 — 201	165 — 247	
402	先	杯 蓋 A3	内	N S H 2	11 — 202	165 — 248	
403	鳴 津	無台杯身 D3	底	N S H 2	11 — 203	165 — 249	
404	日根驛家	杯 蓋 A2	内	N S H 3	11 — 204	165 — 250	
405	日	杯 蓋 A3	内	N S H 3	11 — 205	165 — 251	
406	□ □	杯 蓋 A3	内	N S I 5		165 — 252	
407	大上日讀驛家	杯 蓋 A3	内	N S I 11	11 — 206	166 — 253	
408	佐野厨家	有台杯身 A	底	N S E 2	11 — 208	166 — 254	
409	□ 満	無台杯身 D3	底	N S E 2	12 — 209	166 — 255	第一字ハ「衣」、アルイハ 「衣」カ
410	□	無台杯身 D3	底	N S E 2	11 — 207	166 — 256	漢字ケン、288・413ト同シ

遺物番号	文 積	器 種	墨書部位	出土遺構層位	図版番号	挿図番号	備 考
411	□	杯 蓋 A3	内	N S E 2		166 — 257	文字ニハアラザルカ
412	竹寸殿	無台杯身 D4	底	2I ₁ c ₁ 皿層	12 — 210	166 — 258	
413	□	無台杯身 D3	底	3I ₁ f ₁ ナ 皿層	12 — 211	166 — 259	漢字ケン、288・410ト同シ
414	□	不 明	不明	2H ₁ i ₁ 木			
415	⊕	無台杯身 D3	底	3H ₁ e ₁ 皿層	12 — 212	166 — 260	
416	□	杯 蓋 A3	内	2G ₁ f ₁ 木		166 — 261	
417	嶋	杯 蓋 A3	内	2G ₁ c ₁ ケ 皿層	12 — 213	166 — 262	
418	田 (子カ) □	無台杯身 D3	底	3G ₁ h ₁ キ	12 — 214	166 — 263	
419	田	無台杯身 D2	底	3G ₁ g ₁ 皿層	12 — 215	166 — 264	
420	□	無台皿 D2	底	3G ₁ g ₁ 皿層			
421		無台杯身 D4	底	3G ₁ d ₁ ノ 皿層		166 — 265	
422	石 田	無台杯身 D3	底	3G ₁ d ₁ ケ 皿層	12 — 216		
423	子	杯 蓋 A3	内	3G ₁ d ₁ 皿層	12 — 217	166 — 266	
424	□ 子	無台杯身 C	底	3G ₁ d ₁ 皿層	12 — 218	166 — 267	
425	⊕ (子カ) □ 子	杯 蓋	内	3G ₁ e ₁ タ 皿層	12 — 219		
426	□	無台杯身 D3	底	3G ₁ e ₁ ア 皿層	12 — 220		
427	□	有台杯身 E	底	3G ₁ e ₁ ア 皿層		166 — 268	
428	⊕ (子カ) □	無台杯身 D1	底	3G ₁ e ₁ イ 皿層		166 — 269	
429	⊕ □ □	無台皿 D1	底	3G ₁ e ₁ イ 皿層	12 — 221	166 — 270	
430	□	有台杯身 A	底	3G ₁ e ₁ イ 皿層	12 — 222	166 — 271	

遺 番 号 物	文 積	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
431	□	無台皿 D2	底	3G _e イ皿層		166 — 272	
432	田 人	不 明	不明	3G _e 皿層	12 — 223		
433	□ □	有台皿 A3	底	3G _a 皿層	12 — 225	166 — 273	
434	田 子	無台皿 D2	底	3G _a 皿層	12 — 224	166 — 274	
435	□	無台杯身 C	底	3G _b サ皿層		166 — 275	
436	山 科	杯 蓋 A2	内	2F _g ウ皿層	12 — 226	166 — 276	
437	□	杯 蓋	内	2F _i イ木皿層			
438	□	無台杯身 C1	底	2F _c 皿皿層			
439	東 (家) □	無台杯身 D3	底	2F _c 皿層	12 — 227	166 — 277	
440	(鳴津カ) □ □	無台杯身 D3	底	3F _g タ皿層		166 — 278	
441	(大カ) □	杯 蓋 A3	内	3F _g ソ皿層		166 — 279	
442	子 □	杯 蓋 A3	内	3F _g ス皿層		167 — 280	
443	□	杯 蓋 A2	内	3F _h		167 — 281	文字トハ／＼エス
444	□ (／＼ズドリ)	無台杯身 D4	底	3F _d サ皿層	12 — 228	167 — 282	
445	□ □	無台杯身 D	底	3F _d サ皿層	13 — 229	167 — 283	
446	山 科	無台杯身 D4	底	3F _e	13 — 230	167 — 284	
447	× (津カ) □	杯 蓋 A	内	2E _i エ皿層			
448	若	無台杯身 D	底	表 採	13 — 231	167 — 285	
449	鳴	不 明	不明	2D _g エ皿層	13 — 233		
450	日 (根カ) □	有台杯身 C1	底	3D _g ア皿層	13 — 234	167 — 286	

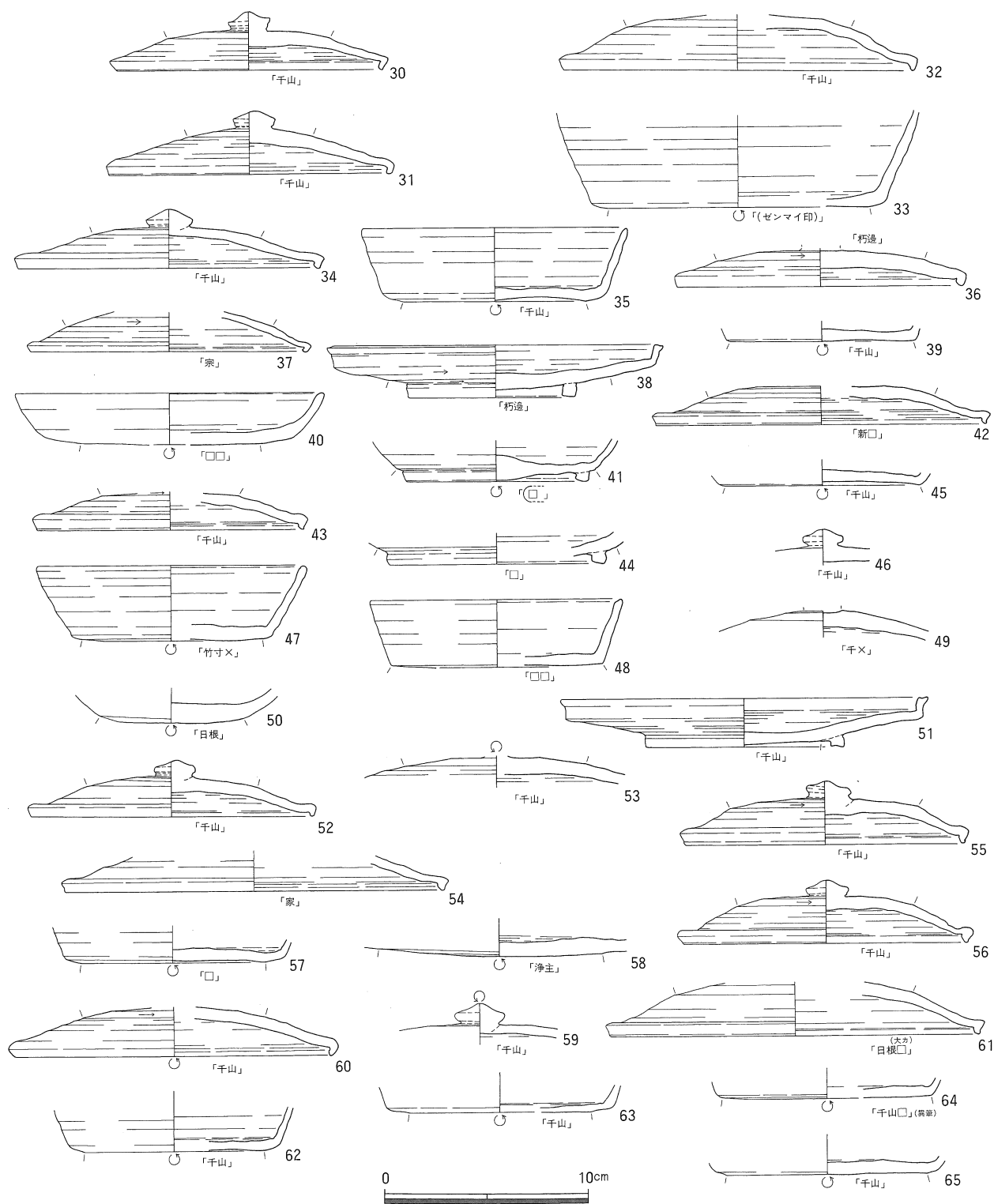
番 号	遺 物	文 字	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
451		津	杯 蓋	内	3D ₁ d ₁ イ ₁ 皿層	13 235		
452		日根 □	無台杯身 D4	底	C2 ₁ 2 グリッド	13 236	167 287	
453		日根大 □	無台皿 D1	底	2C ₁ e ₁ ア ₁ 皿層	13 237	167 288	
454		(焚カ) □	無台皿 D1	底	2C ₁ e ₁ ア ₁ 皿層	13 238		
455		日根大 □	杯 蓋 A3	内	2C ₁ e ₁ ウ ₁ 皿層	13 239	167 289	
456		□	有台杯身 A2	底	3C ₁ d ₁ コ ₁ 皿層		167 290	文字トハミエズ
457		柴	無台杯身 D3	底	2B ₁ h ₁ ウ	13 240	167 291	
458		□	杯 蓋 A3	内	2B ₁ h ₁ エ ₁ 皿層		167 292	文字トハミエズ
459		□	無台杯身 D3	底	表採		167 293	
460		嶋 (津カ) □	無台杯身 D	底	表採	13 232		器種、アレイハ皿カ
461		□	杯 蓋	内	表採			
462		子 女	無台杯身 A1	底体間	表採			305 ト同一個体カ
463		□	不 明	底	3B ₁ g ₁ 皿層		167 294	へう書刻書
464		□ □	甕 B2	口縁	N S I 11		167 295	へう書刻書
465		(十カ) □	小 皿	底	H S I 1		47 14	以下、平安時代以降ノ土器
466		(さカ) □	小 皿	底	H S I 1	14 244	47 15	
467		日	灰釉碗	体	H S D 5	14 245	47 3	
468		(家カ) □	灰釉碗	体	H S D 4		47 1	
469		□	山茶碗	底	H S D 6		47 7	文字トハミエズ
470		□	灰 釉	底	H S D 6	14 247	47 5	文字トハミエズ

遺 番号	文 釈	器 種	墨 書 部 位	出 土 遺 構 層 位	図 版 番 号	挿 図 番 号	備 考
471	□	灰釉碗	体	H S D 6		47-9	文字トハミエス
472	□	灰釉碗	底	H S D 6			
473	□	灰釉碗	底	H S D 2・H S D 5	13-243	47-2	文字トハミエス
474	□	灰釉碗	底	H S D 6		47-4	
475	□	灰釉碗	底	H S D 12	14-246	47-10	
476	○	小皿	底	H S D 20	14-248	47-11	丸印
477	□	不明	内	H S D 11			円圈ヲ付セル文字カ
478	□	不明	不明	H S D 21			
479	吉	灰釉皿	底・体	H S X 2	13-242	47-19	胴部ニモ「吉」アリ
480	㊦	杯蓋	内	H S X 2	14-251	47-16	文字ニハアラザルカ
481	□	不明	不明	H S X 2			
482	平	灰釉碗	底・体	H S D 27		47-12	胴部ニモ同筆ノ墨書アリ、 文字ニハアラザルカ
483	○	山茶碗	底	2F _f 皿層			丸印
484	◇	小皿		2G _C 皿層	14-250	47-21	菱形印カ
485	日	灰釉碗	底・体	2F _c 排水溝	13-241	47-22	
486	万	灰釉碗	底	H S D 6	14-252	47-6	
487	㊤	山茶碗	底	3H _a 皿層	14-249	47-20	文字トハミエス、印形カ
488	㊦ (三カ)	小皿	底	3B _b 皿層			



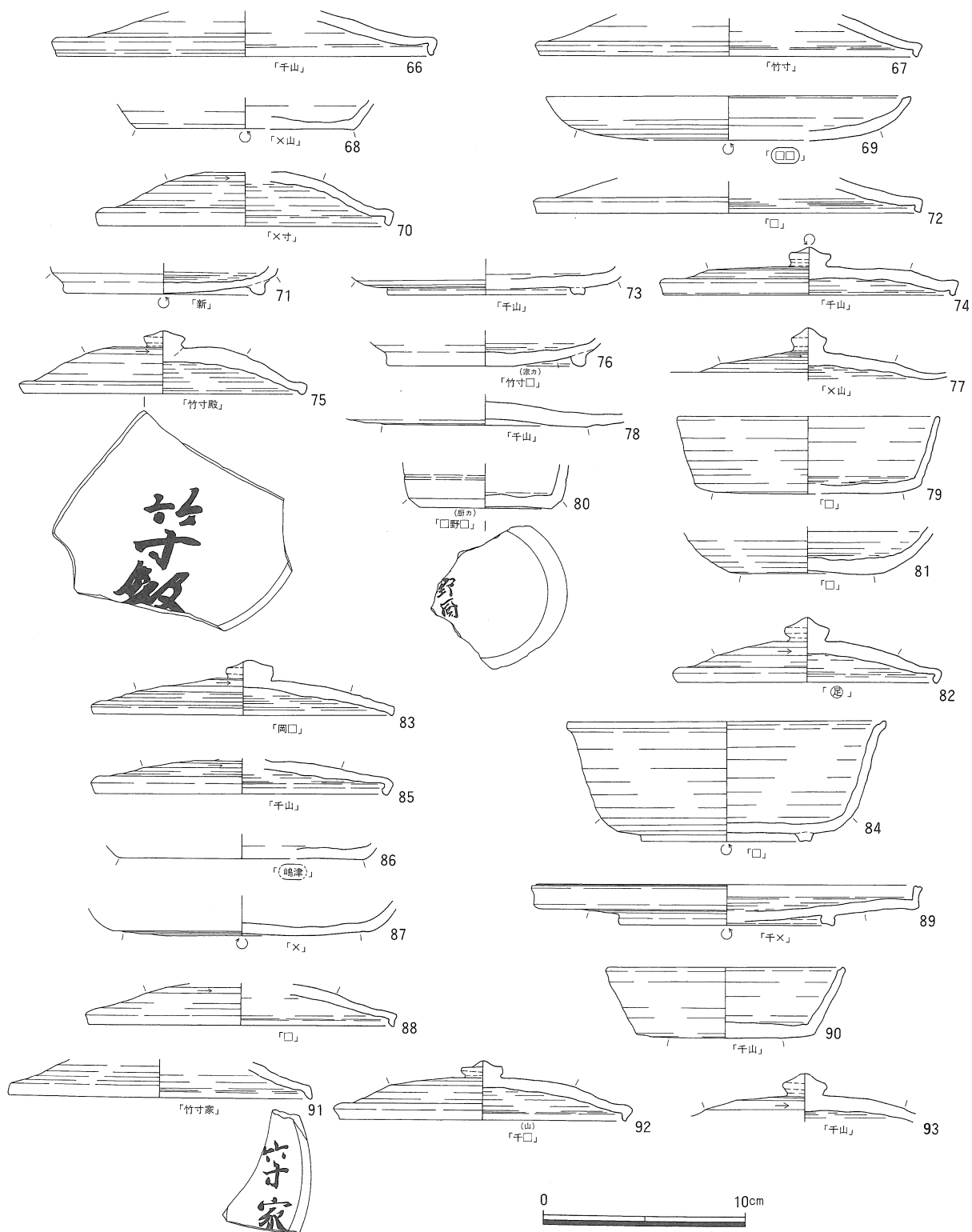
番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種
1	(13.6)		(3.4)	無台杯身D3	9	15.2		(3.1)	杯蓋A3	17	15.2		3.9	杯蓋A3	25	(14.3)	(14.5)		杯蓋B
2				無台杯身D3	10	12.9		3.5	無台杯身D3	18	(21.2)			皿蓋	26				無台杯身D3
3				無台杯身D3	11	13.5		2.3	杯蓋A3	19				無台皿D2	27	(13.1)		3.4	無台杯身D3
4				無台杯身D2	12	(15.0)			杯蓋A3	20	(14.6)			杯蓋A2	28	(18.8)		(2.0)	無台皿D2
5	(15.2)			杯蓋A2	13	14.4		3.6	無台杯身D2	21	14.9			杯蓋A3	29	(20.1)			無台皿B1
6	14.7			杯蓋A2	14	(18.0)			杯蓋A3	22	14.3		3.1	杯蓋A3					
7	14.6		3.1	杯蓋A3	15	(17.3)			杯蓋A3	23				無台杯身D2					
8				無台杯身D2	16	18.9		2.6	無台皿D1	24				無台杯身D4					

第157図 土器墨書実測図(1)



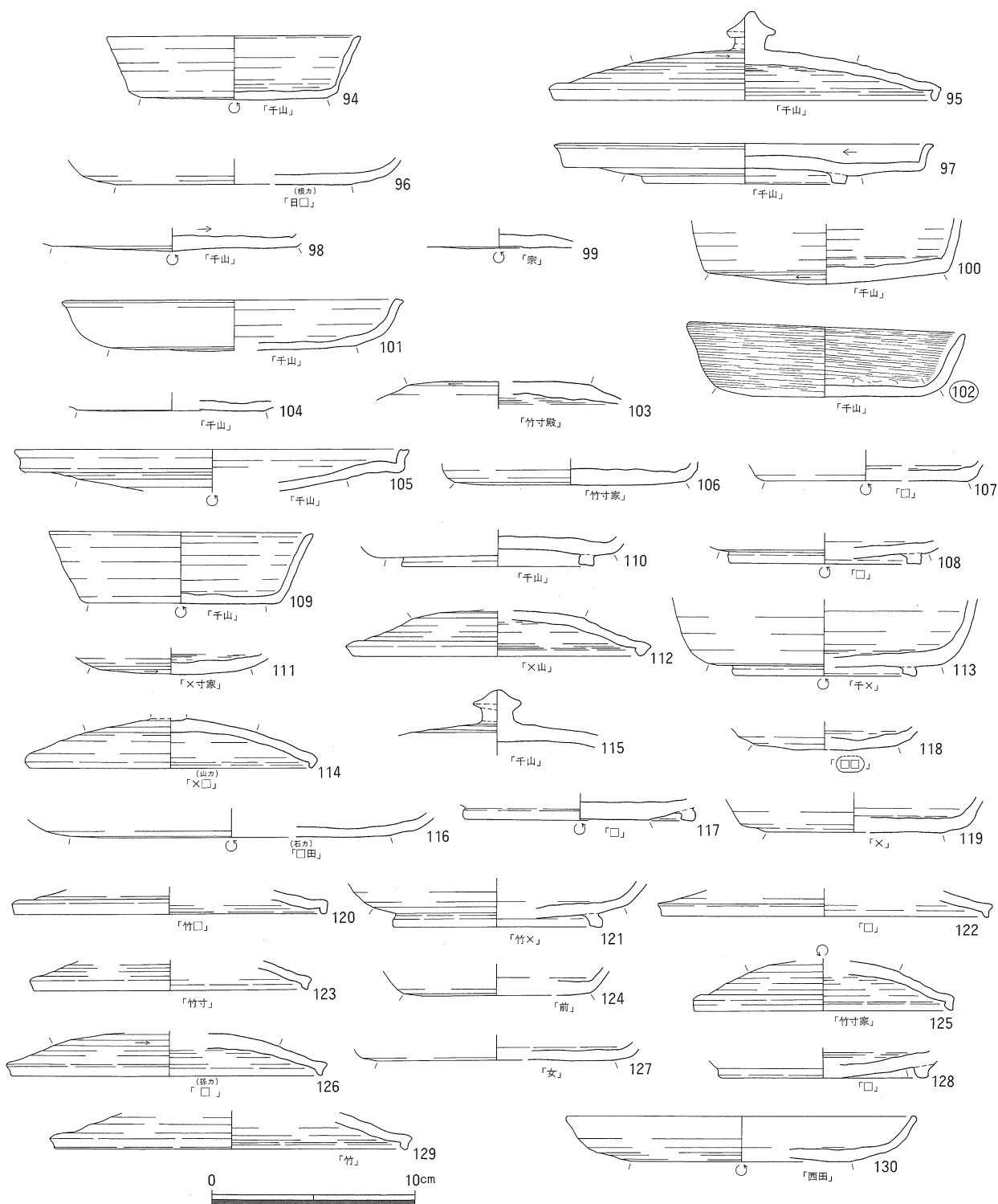
番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種
30	13.7		2.9	杯蓋 A3	39				無台杯身 D2	48	(12.4)		(3.3)	無台杯身 D2	57				無台杯身 D3
31	14.1		3.1	杯蓋 A3	40	(15.2)		(2.5)	無台皿 D1	49				杯蓋 A	58				無台杯身 D4
32	(17.5)			杯蓋 A2	41				有台杯身 C1	50				無台杯身 A1	59				杯蓋 A3
33				無台杯身 D3	42	(16.5)			杯蓋 A3	51	18.0		2.4	有台皿 B1	60	(16.1)			杯蓋 A3
34	15.2		2.9	杯蓋 A3	43	(13.6)			有台杯身 A	52	14.1		2.8	杯蓋 A2	61	(18.5)			杯蓋 A3
35	13.0		3.6	無台杯身 D4	44				無台杯身 D3	53				杯蓋 A	62				無台杯身 D3
36	14.3			杯蓋 A3	45				杯蓋 A	54	(19.0)			杯蓋 A2	63				無台杯身 D4
37	(13.9)			杯蓋 A3	46				無台杯身 D3	55	14.1		3.1	杯蓋 A3	64				無台杯身 D2
38	16.5		2.6	有台皿 B1	47	(13.3)		(3.7)	無台杯身 D3	56	14.4		3.1	杯蓋 A3	65				無台杯身 D3

第158図 土器墨書実測図 (2)



番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種
66	(19.0)			杯蓋 A3	73				有台杯身 E	80				小型杯身 B2	87	口径	最大径	器高	無台皿 D1
67	(19.1)			杯蓋 A3	74	14.8		2.4	杯蓋 A3	81				無台杯身 A2	88	(15.4)			杯蓋 A3
68				無台杯身 D3	75	14.2		3.1	杯蓋 A2	82	13.3		3.2	杯蓋 A3	89	(19.3)		(2.0)	有台皿 B1
69	(18.0)		2.2	無台皿 D2	76				有台杯身 A3	83	15.0		2.7	杯蓋 A1	90	11.9		3.5	無台杯身 D4
70	(14.7)			杯蓋 A3	77				杯蓋 A3	84	15.8		6.0	有台杯身 E	91	(15.0)			杯蓋 A2
71				有台杯身 A3	78				無台皿 D	85	(14.9)			杯蓋 A3	92	14.8		2.9	杯蓋 A3
72	(19.2)			杯蓋 A3	79	(13.1)		(3.8)	無台杯身 D3	86				無台杯身 D2	93				杯蓋 A3

第159図 土器墨書実測図 (3)



番 号	口 径	最大径	器 高	器 種	番 号	口 径	最大径	器 高	器 種	番 号	口 径	最大径	器 高	器 種	番 号	口 径	最大径	器 高	器 種
94	12.4		3.1	無台杯身 D3	103				杯蓋 A	113				有台杯身 E	123	(13.7)			杯蓋 A2
95	19.1		4.3	杯蓋 A3	104				無台杯身 D3	114	14.3			杯蓋 A3	124				無台杯身 D2
96				無台皿 D2	105	(19.3)			無台皿 B1	115				杯蓋 A3	125	(12.8)			杯蓋 A3
97	18.5		2.0	有台皿 B1	106				無台杯身 C	116				無台皿 D1	126	(15.6)			杯蓋 A1
98				無台皿 D	107				無台杯身 D3	117				有台杯身 A	127				無台杯身 D3
99				無台杯身 D	108				有台杯身 E	118				無台杯身 A1	128				有台杯身 A
100				無台杯身 D1	109	12.9		3.4	無台杯身 D3	119				無台杯身 D4	129	(17.7)			杯蓋 A3
101	(16.6)		(2.4)	無台皿 D1	110				有台杯身 E	120	(15.4)			杯蓋 A3	130	(17.1)		(2.2)	無台皿 D2
102	13.7		(大)3.7 (小)3.1	無台杯身 C3	111				無台杯身 A1	121				有台杯身 A3					
					112	(14.9)			杯蓋 A3	122	(16.4)			杯蓋 A2					

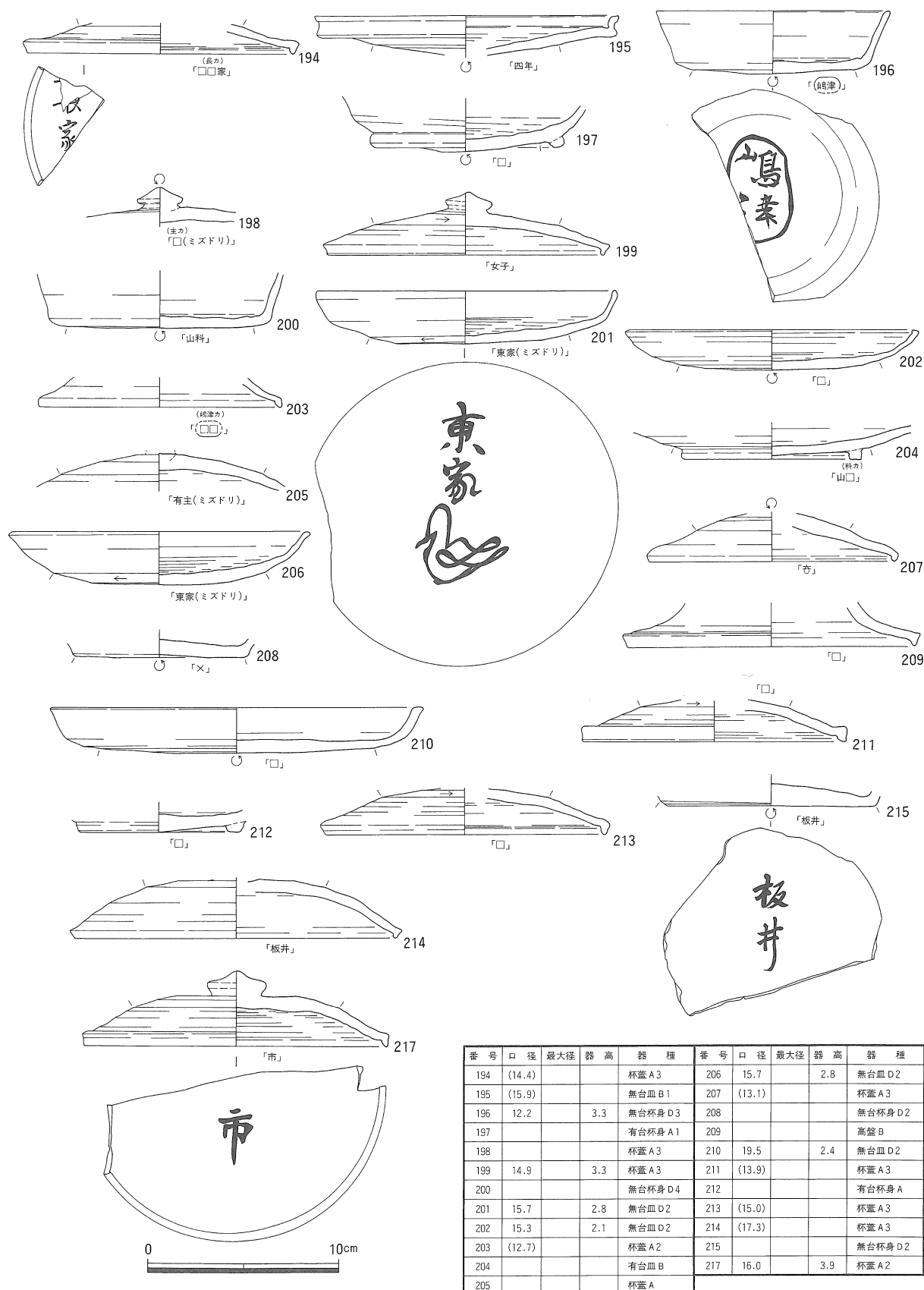
第160図 土器墨書実測図 (4)



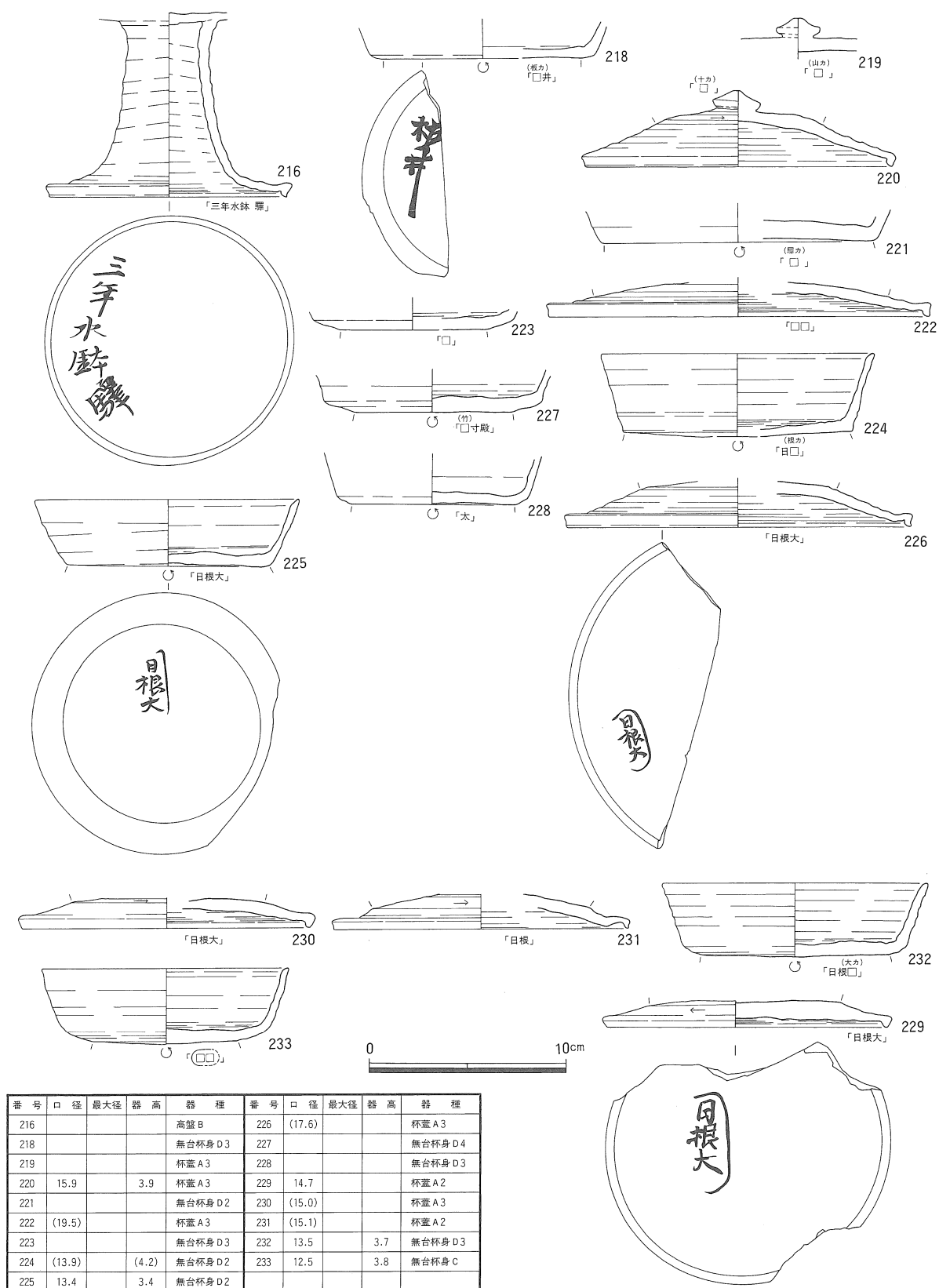
—252—



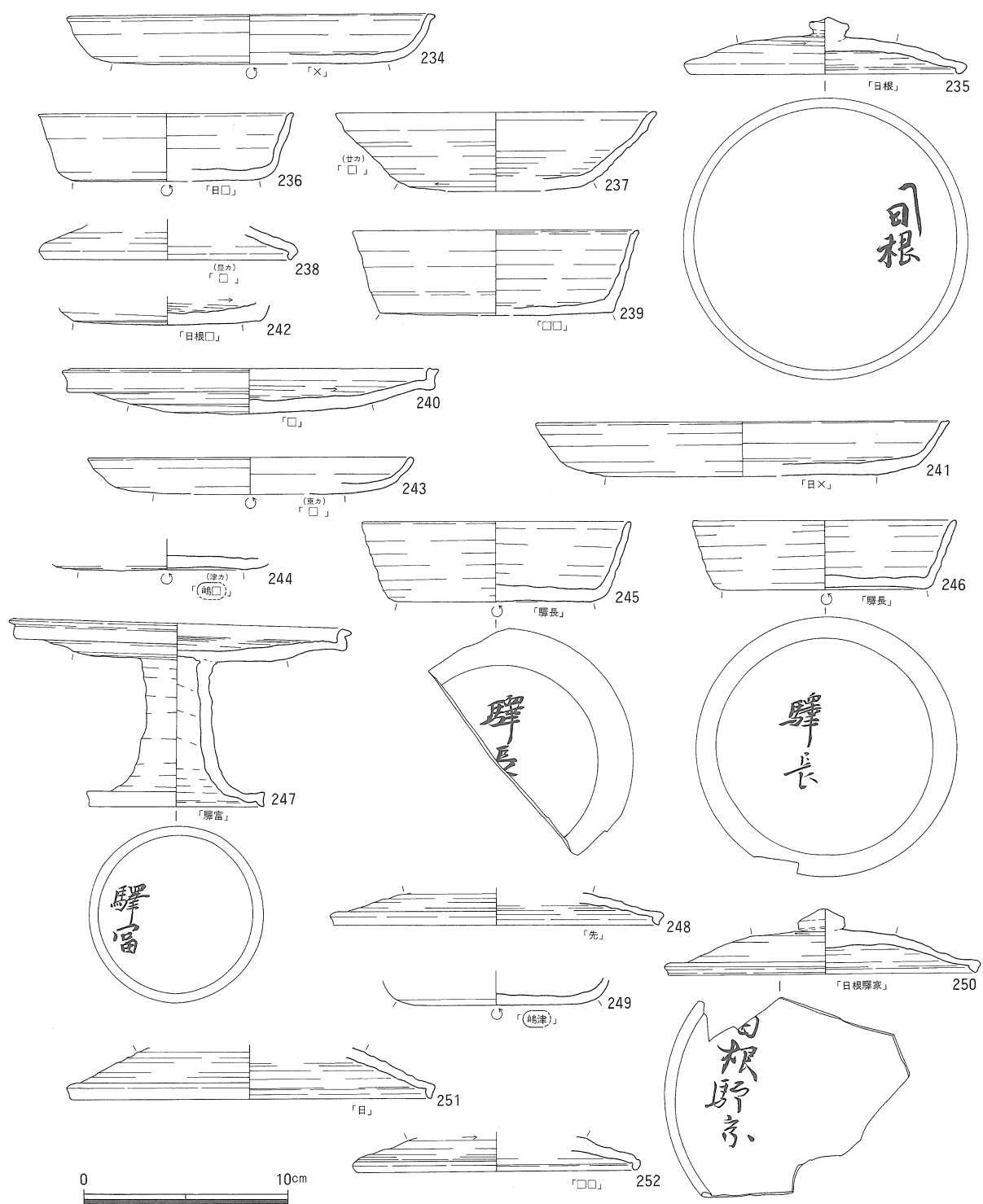
–253–



第163図 土器墨書実測図 (7)

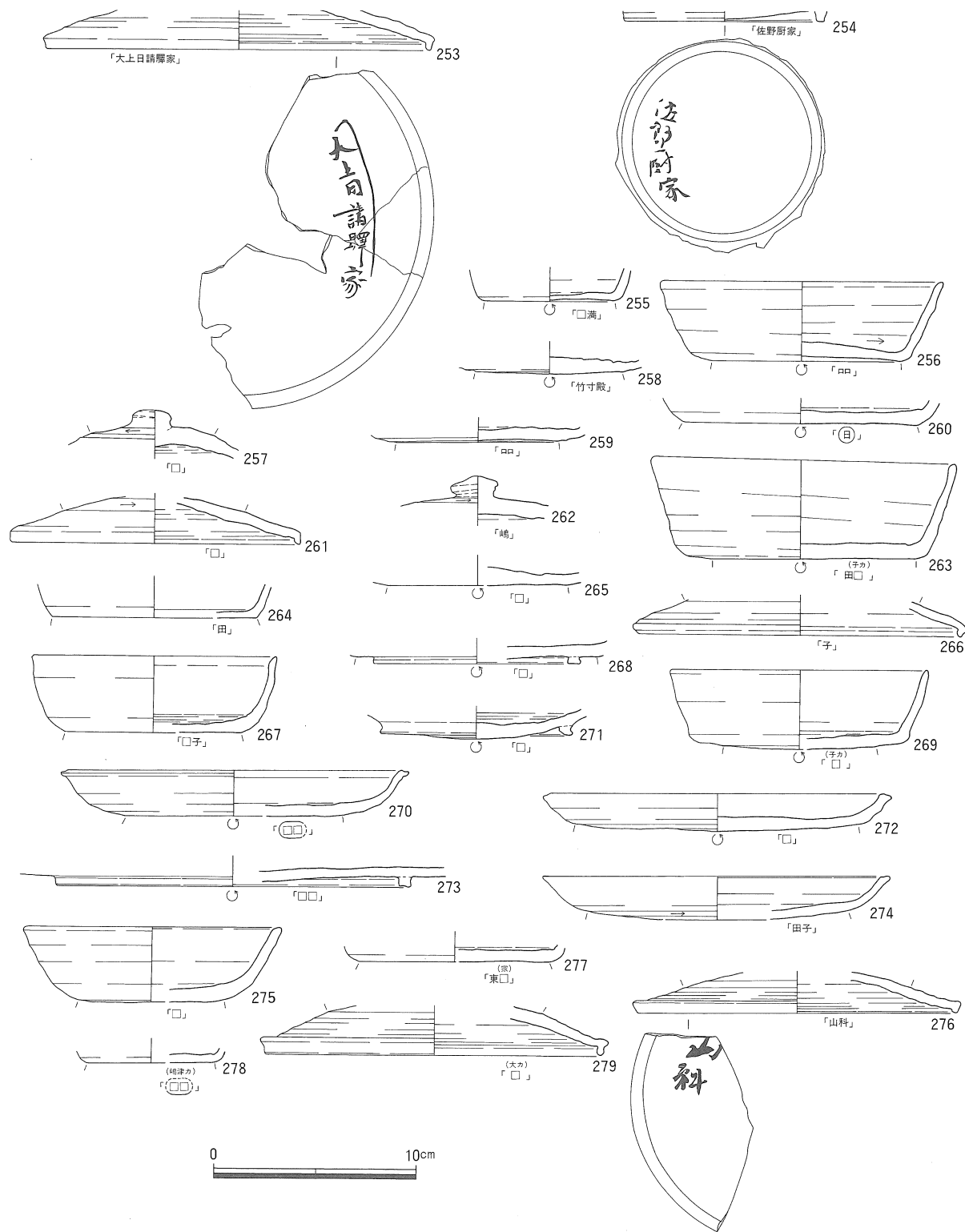


第164図 土器墨書実測図(8)



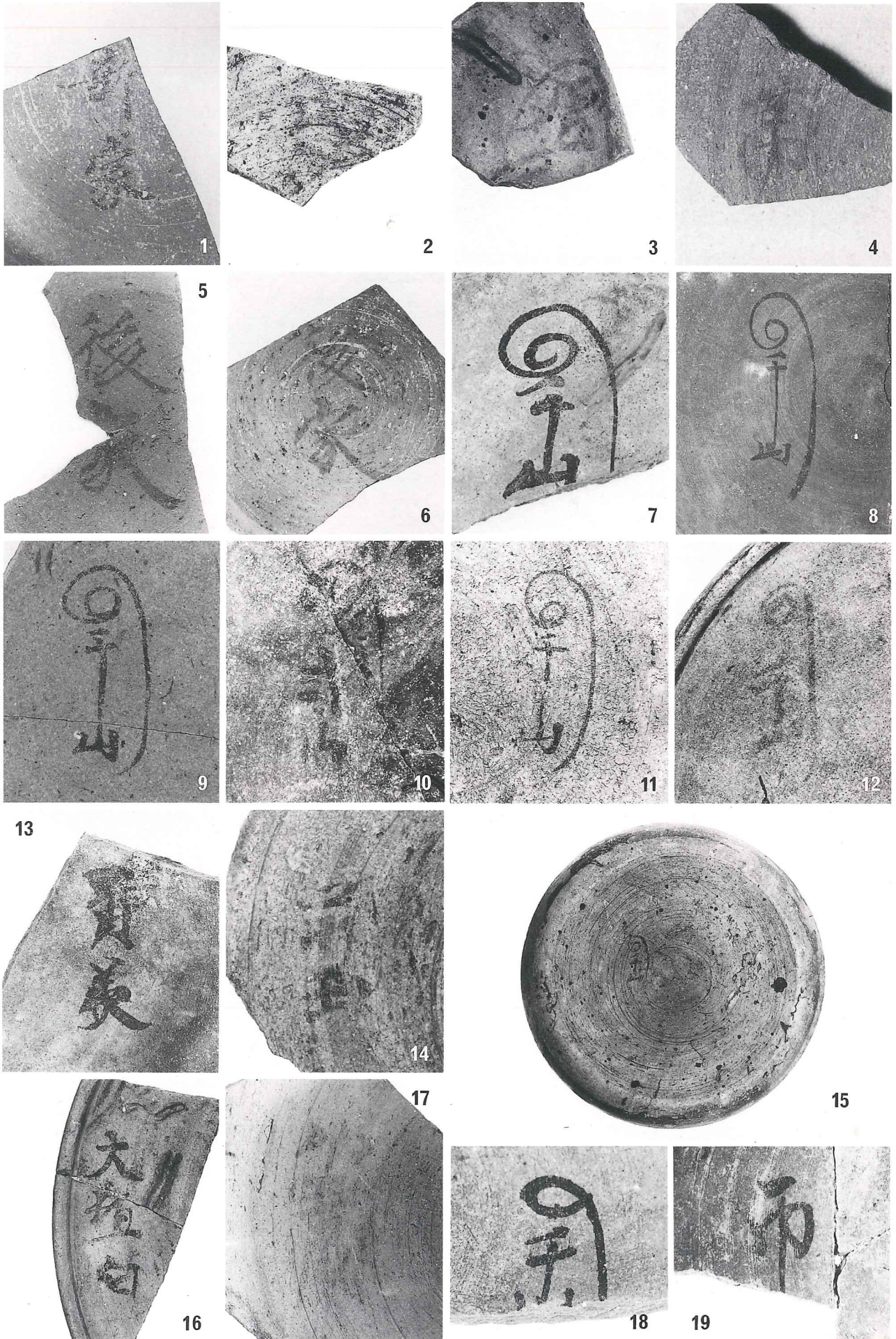
番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種	番号	口径	最大径	器高	器種
234	(17.9)		(2.4)	無台皿 D1	239	(14.0)		(4.1)	無台杯身 D2	244				無台杯身 D3	248	(16.2)			杯蓋 A3
235	13.7		2.7	杯蓋 A3	240	18.3		2.2	無台皿 B1	245	13.1		3.9	無台杯身 D3	249				無台杯身 D3
236	(12.5)		(3.3)	無台杯身 D3	241	(20.1)		(2.6)	無台皿 D1	246	12.8		3.4	無台杯身 D4	250	15.4		3.2	杯蓋 A2
237	(15.6)		(3.8)	無台杯身 A2	242				無台杯身 D3	247	16.7		(大)9.2 (小)8.7	高盤 B	251	(17.9)			杯蓋 A3
238	(12.6)			杯蓋 A3	243	(15.8)		(1.8)	無台皿 D2	252					252	(14.0)			杯蓋 A3

第165図 土器墨書実測図 (9)



番 号	口 径	最大径	器 高	器 種	番 号	口 径	最大径	器 高	器 種	番 号	口 径	最大径	器 高	器 種	番 号	口 径	最大径	器 高	器 種
253	(19.3)			杯蓋 A3	260				無台杯身 D3	266	(16.5)			杯蓋 A3	273				有台皿 A3
254				有台杯身 A	261	(14.4)			杯蓋 A3	267	(12.1)		(3.8)	無台杯身 C	274	(17.1)		(2.1)	無台皿 D2
255				無台杯身 D3	262				杯蓋 A3	268				有台杯身 E	275	(12.8)		(3.7)	無台杯身 C
256	14.0		3.9	無台杯身 D3	263	15.2		(大) 5.1 (小) 4.7	無台杯身 D3	269	(12.8)		(3.9)	無台杯身 D1	276	(16.2)			杯蓋 A2
257				杯蓋 A3	264				無台杯身 D2	270	(17.2)		(2.2)	無台皿 D1	277				無台杯身 D3
258				無台杯身 D4	265				無台杯身 D4	271				有台杯身 A	278				無台杯身 D3
259				無台杯身 D3						272	17.2		1.9	無台皿 D2	279	(17.2)			杯蓋 A3

第166図 土器墨書実測図 (10)



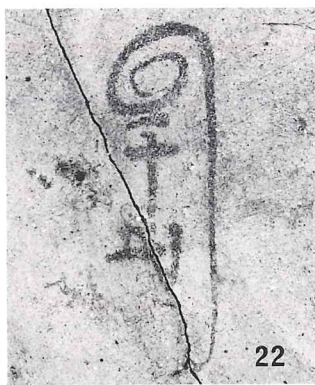
1=NSD 1 2~4=NSD 2 5~19=NSD 3



20



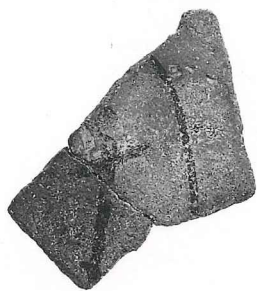
21



22



23



24



25



26



27



28



29



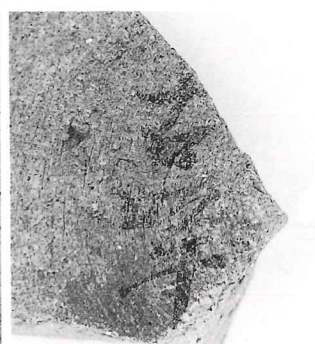
30



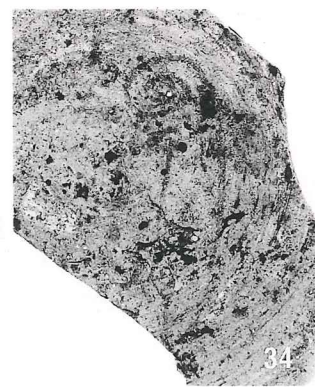
31



32



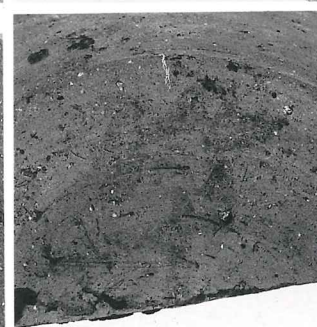
33



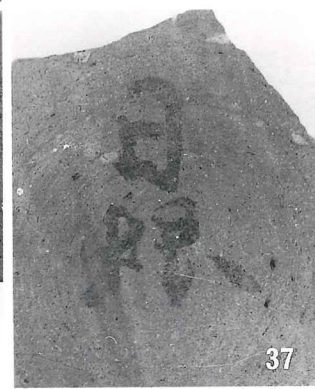
34



35



36

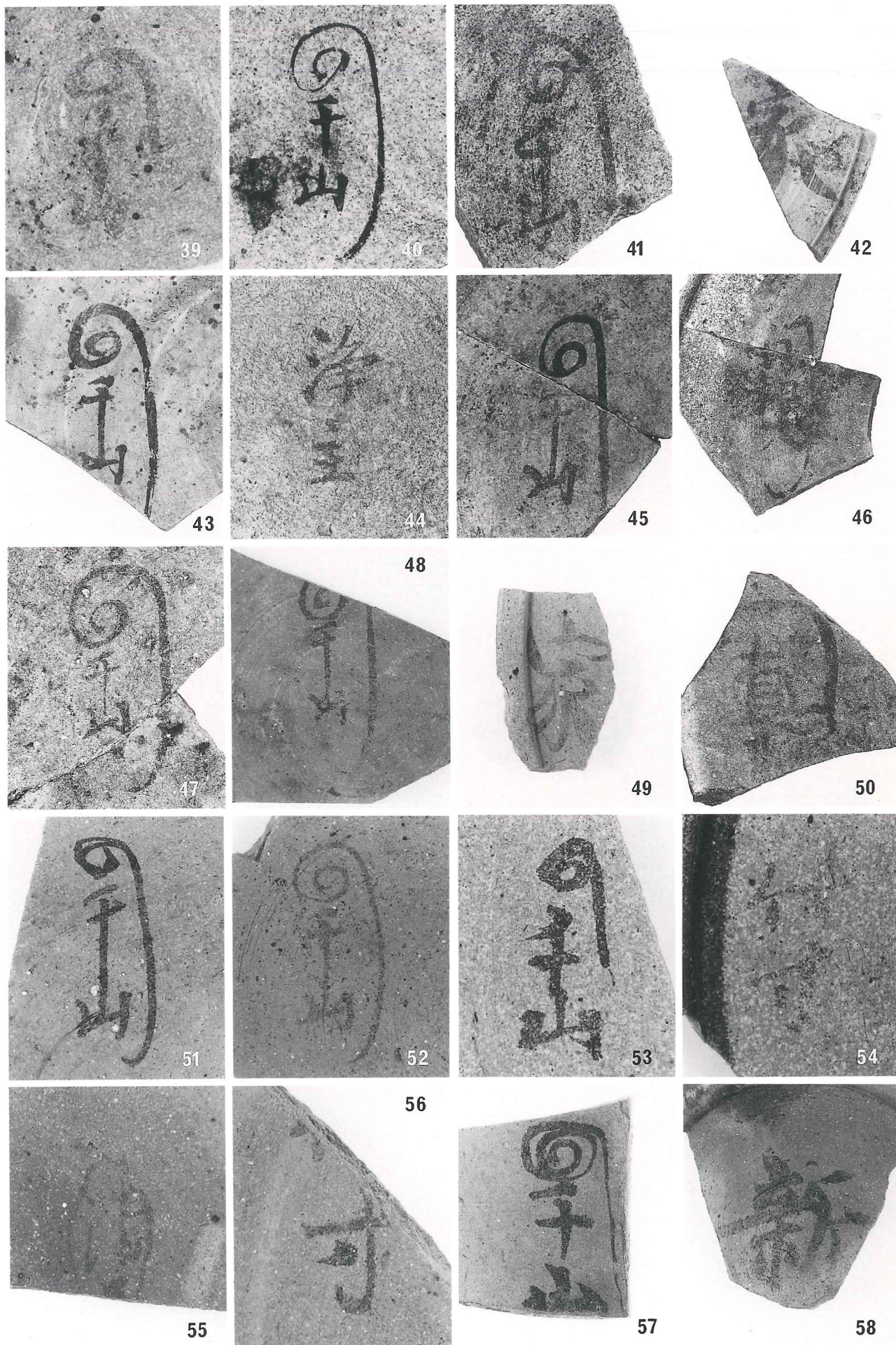


37

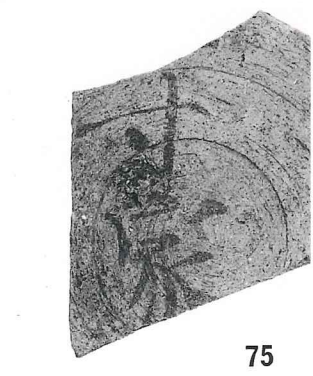
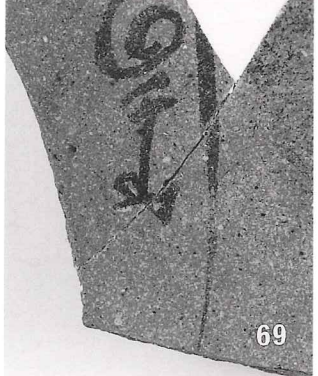
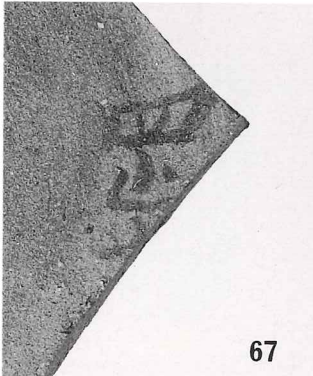
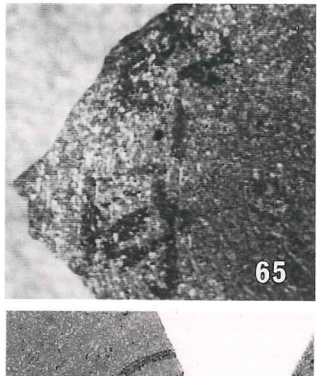
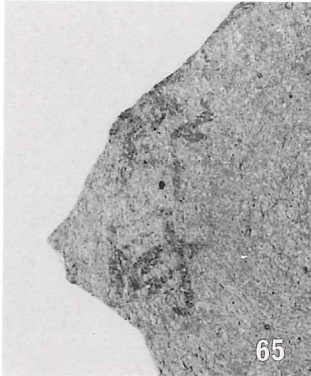
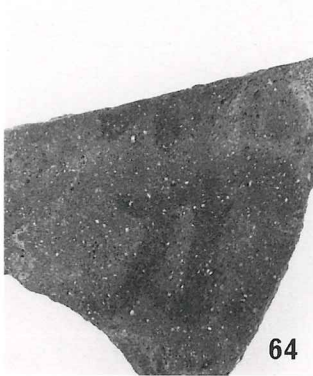
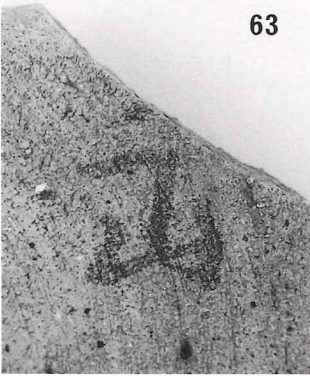
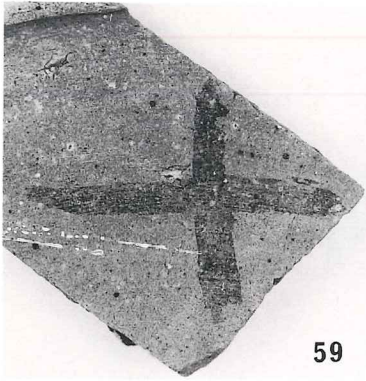


38

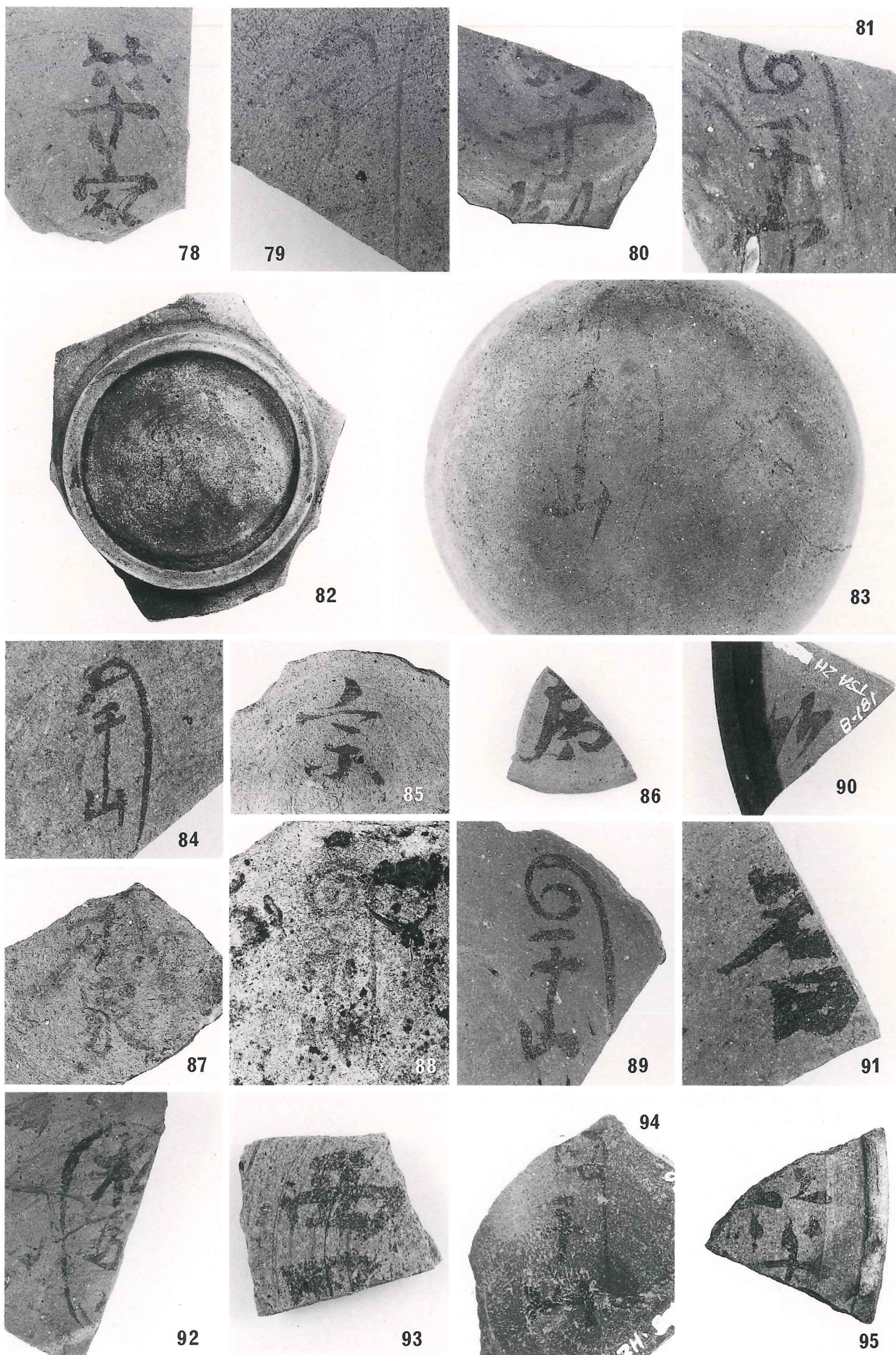
20~38=N S D 3



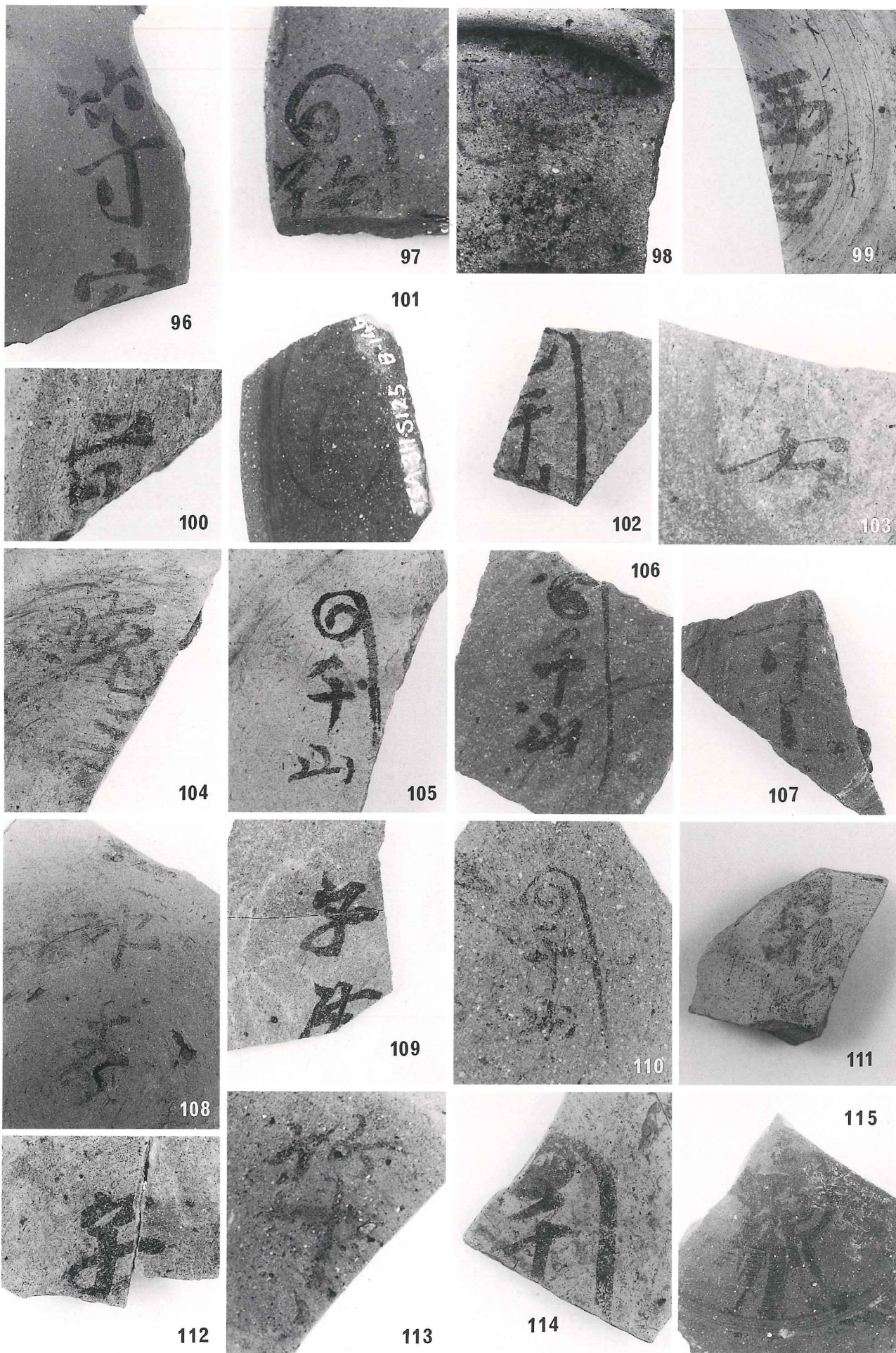
39~58=NSD 3



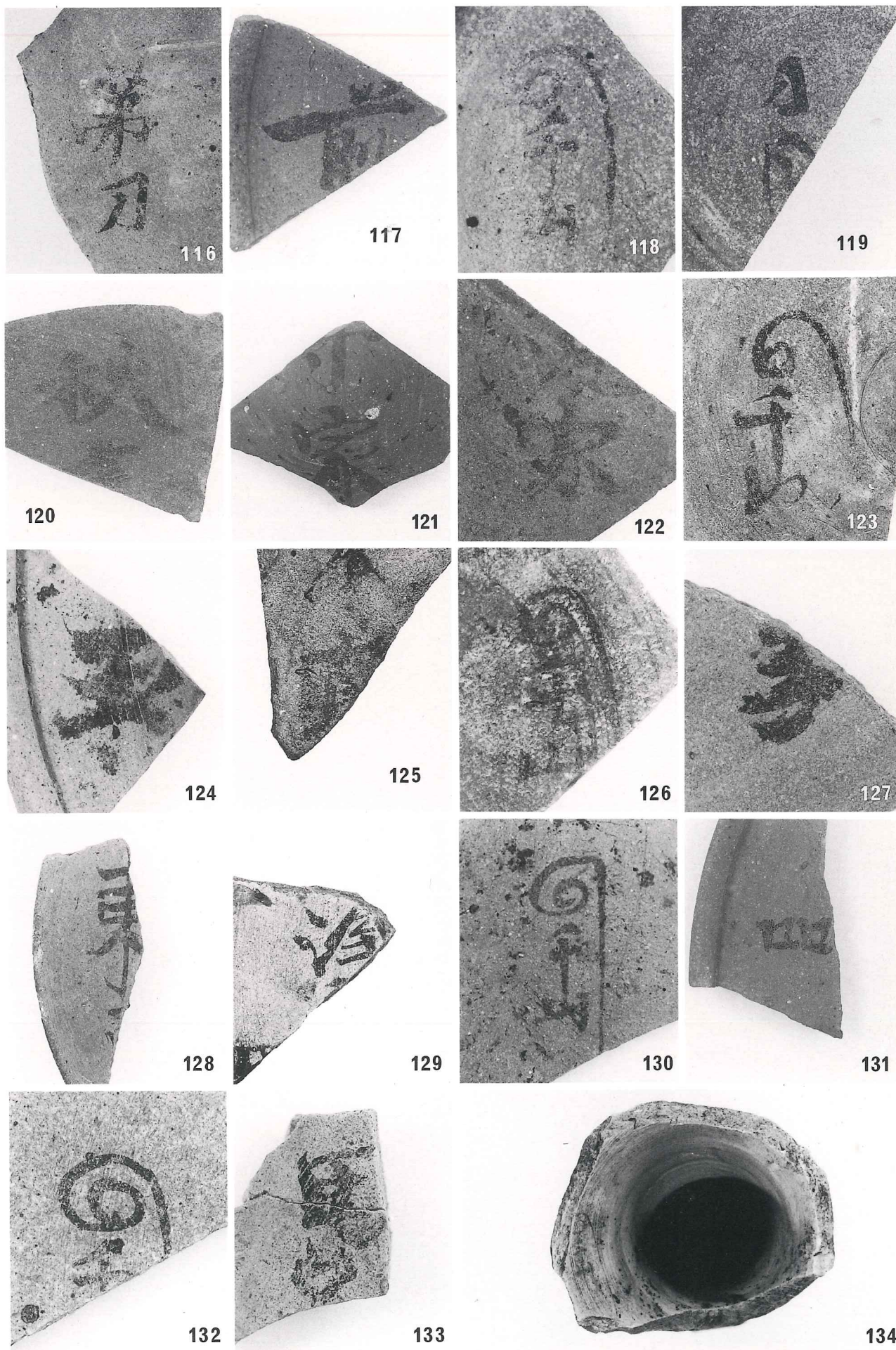
59~77=NSD 3



78~89=N S D 3 90~95=N S D 4



96~115=NSD 4



116~133=NSD 4 134=NSD 9



135



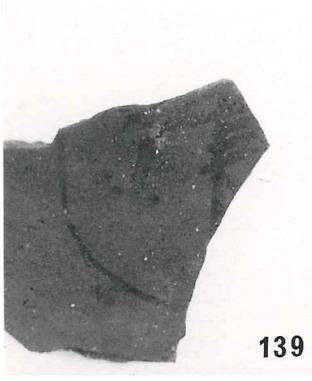
136



137



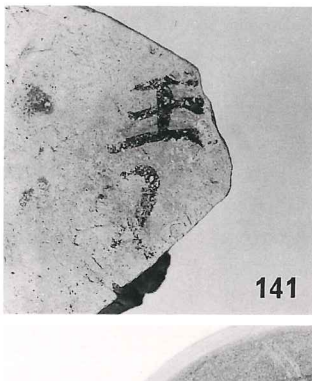
138



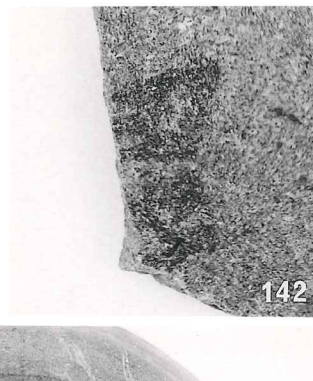
139



140



141



142



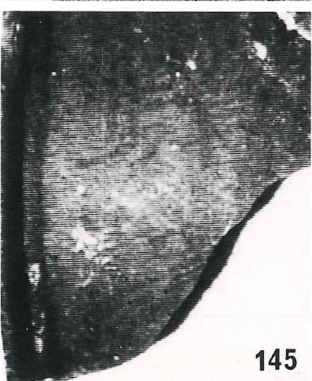
143



143



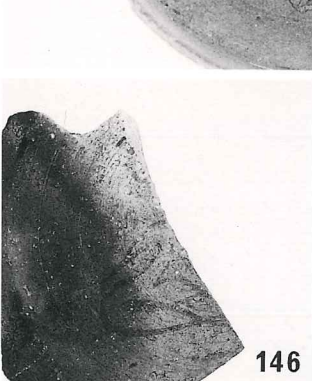
144



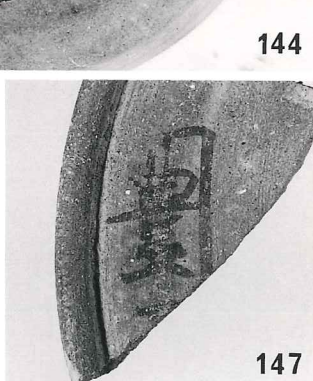
145



145



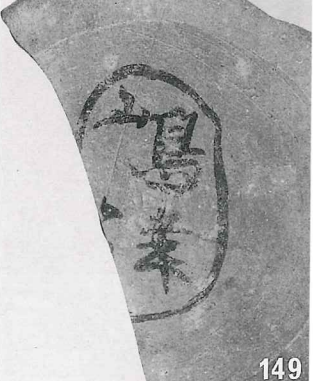
146



147



148



149

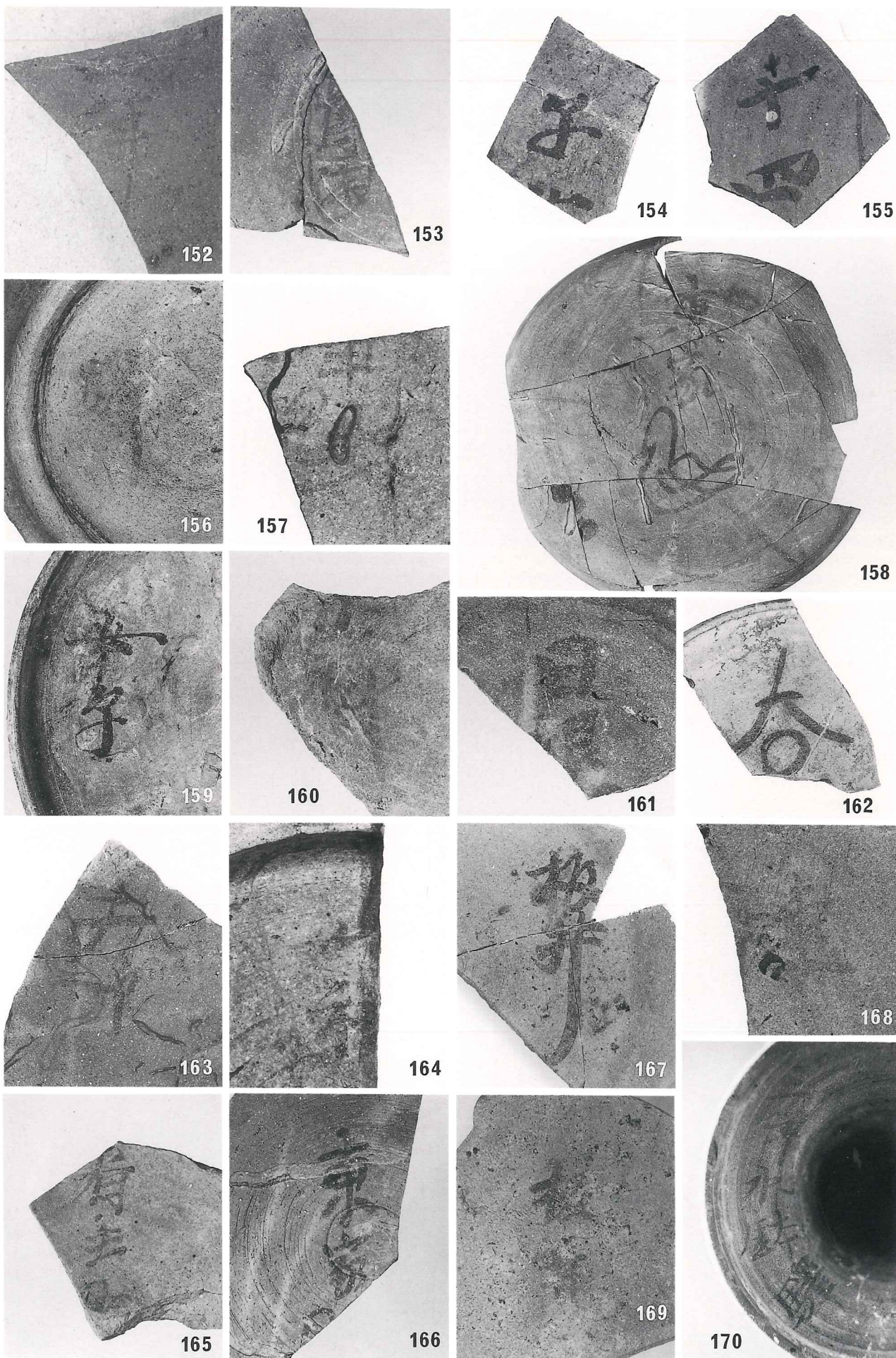


150



151

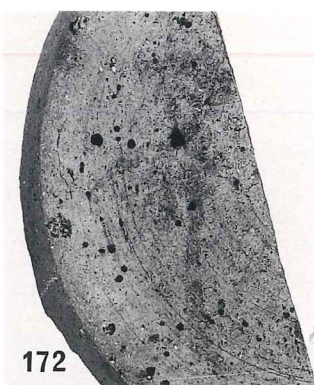
135=NSD 9 136~151=NSD11



152~166=N S D11 167~170=N S D13



171



172



173



174



175



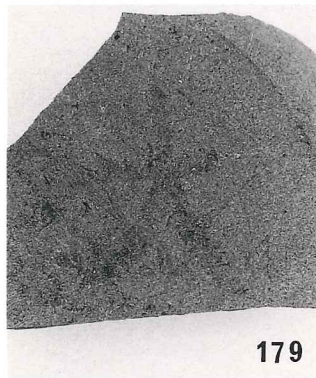
176



177



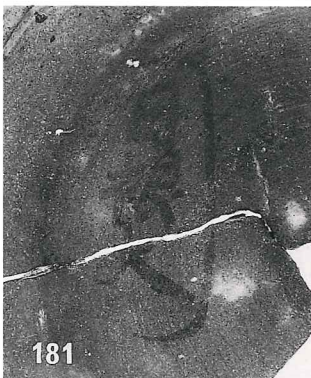
178



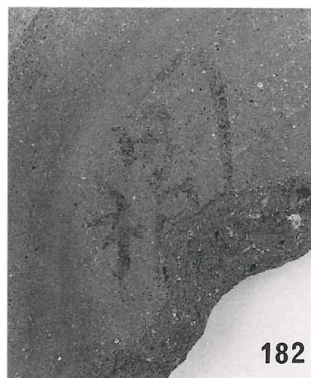
179



180



181



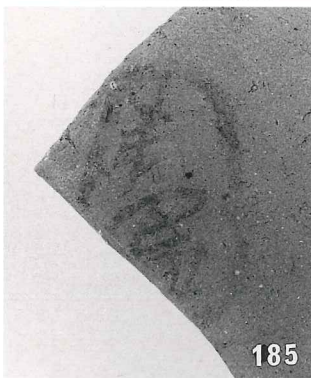
182



183



184



185



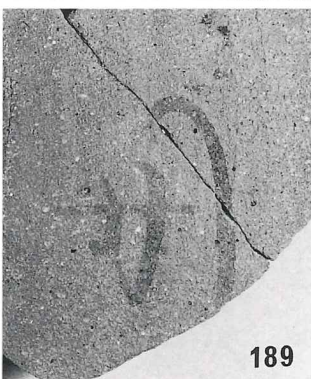
186



187



188

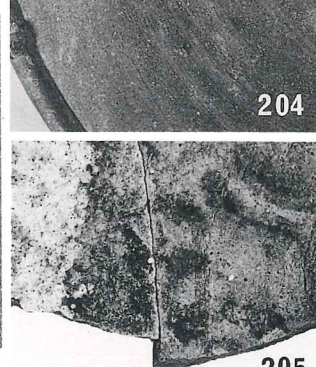
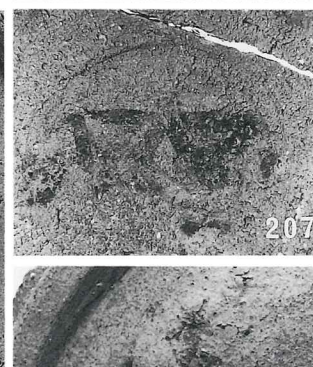
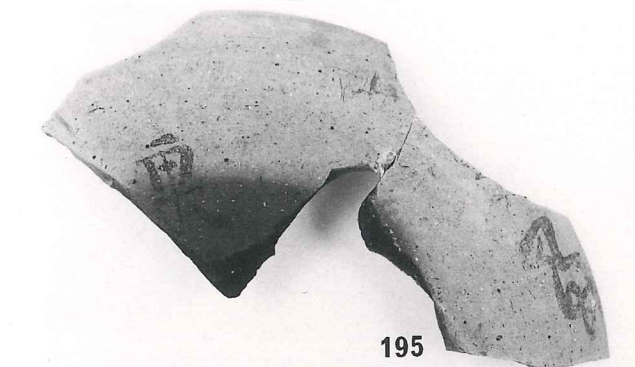
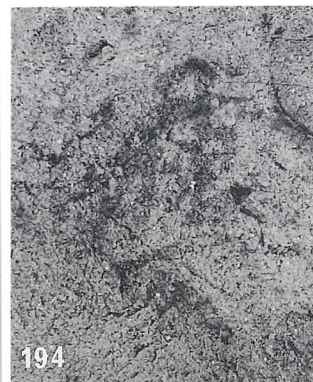
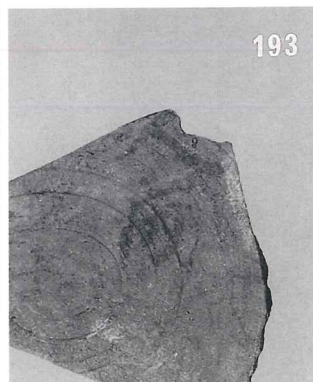


189

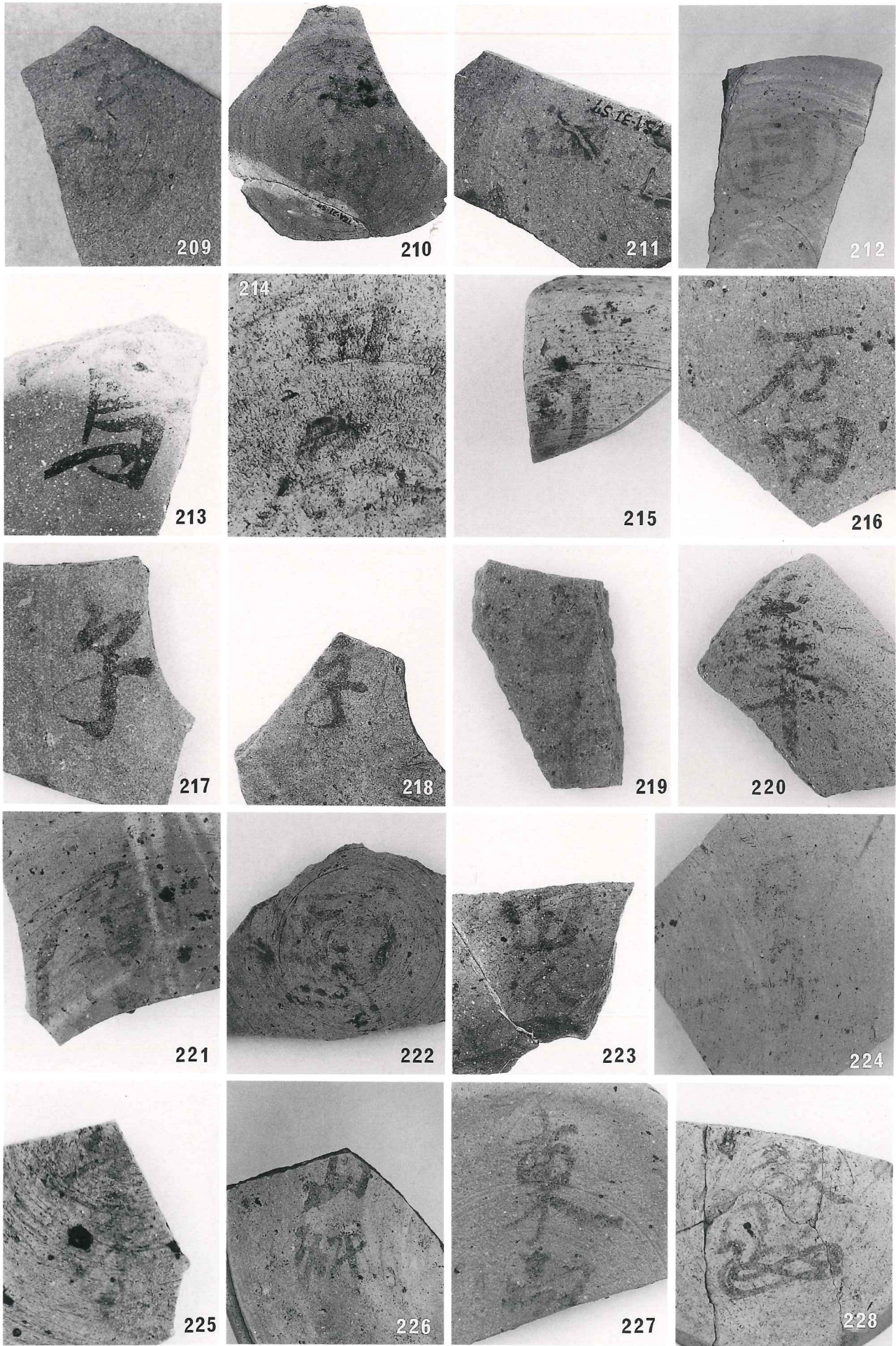


190

171~175=N S D13 176~190=N S D21



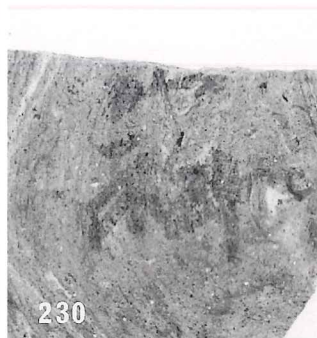
191・192=NS D21 193=NS B 1 194=NS B 5 195=NS B 6
196~198=NS H 1 199~203=NS H 2 204・205=NS H 3 206=NS I 11 207・208=NS E 2



209・210=N S E 2 211～228=包含層



229



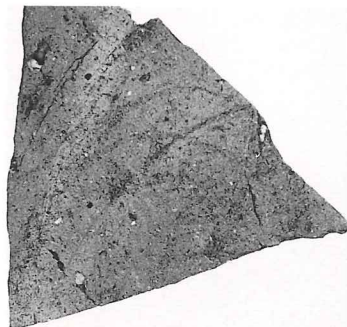
230



231



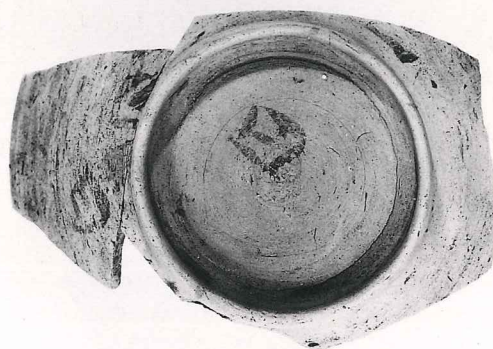
232



233



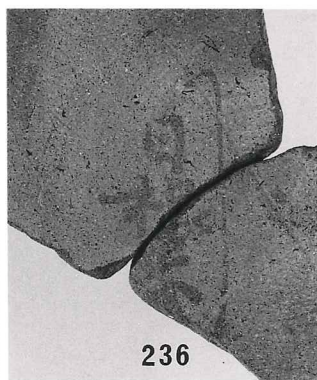
234



241



235



236



242



237



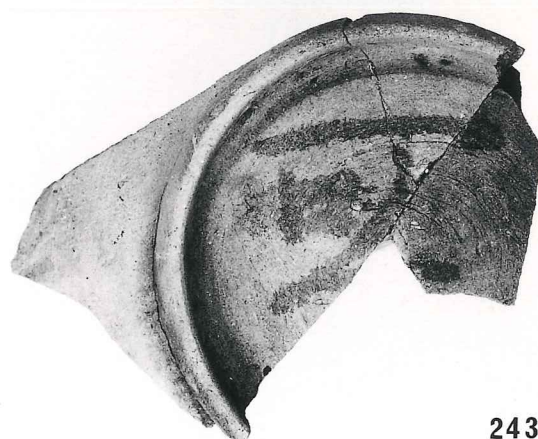
238



239



240

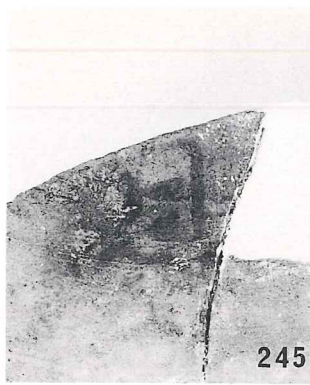


243

229~241=包含層 242=H S X 1 243=H S D 2



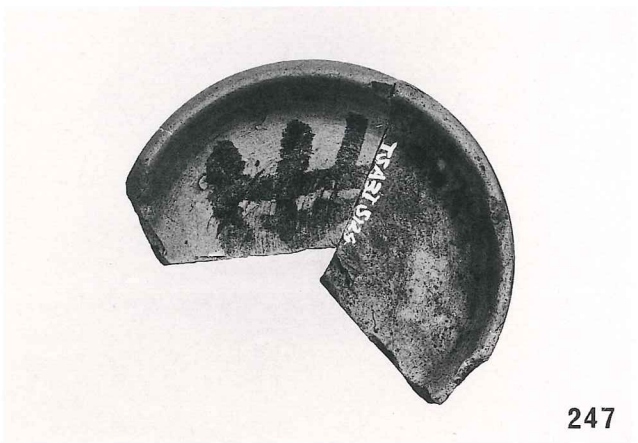
244



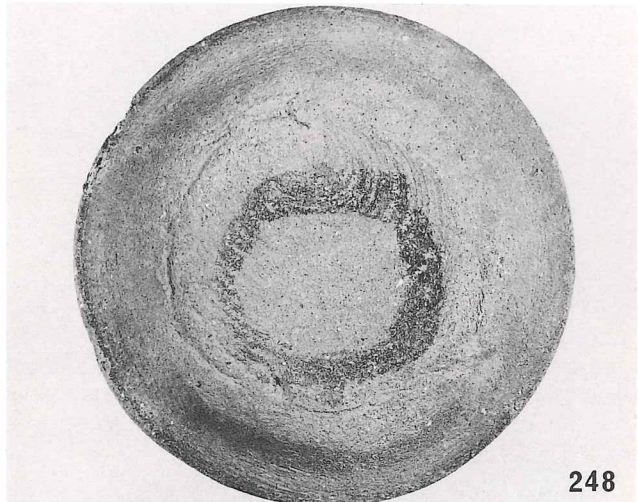
245



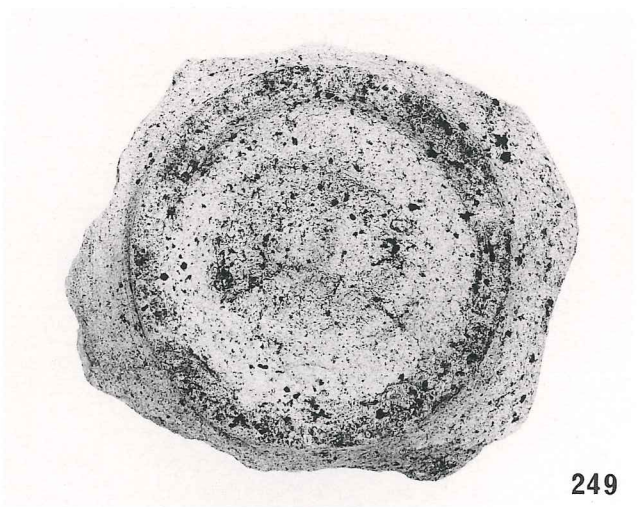
246



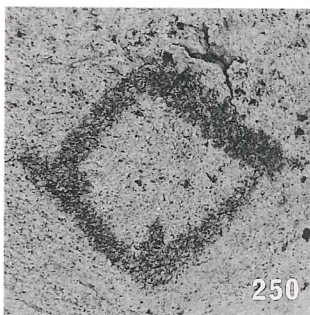
247



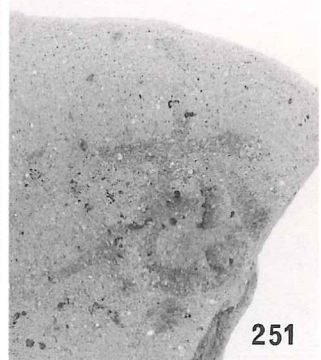
248



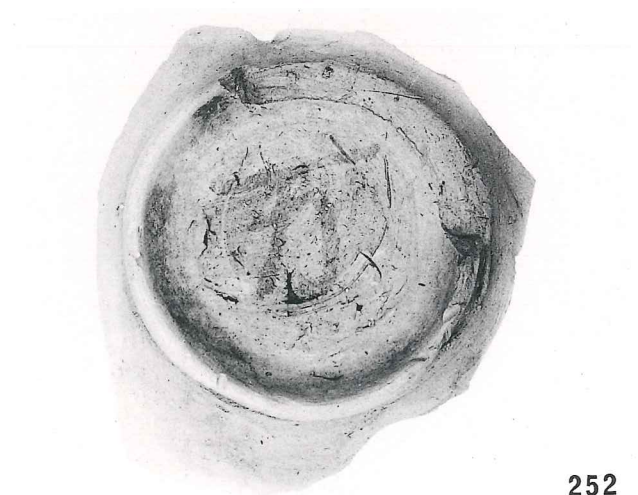
249



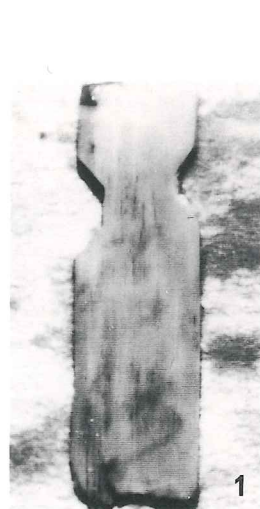
250



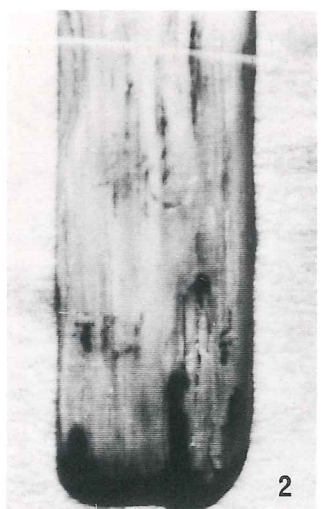
251



252



1



2

244=HS I 1 245=HSD 5 246=HSD 12 247=HSD 6 248=HSD 20
249~250・252=包含層 251=HS X 1 出土 木簡 1=NSD 4 2=NSD 11 出土

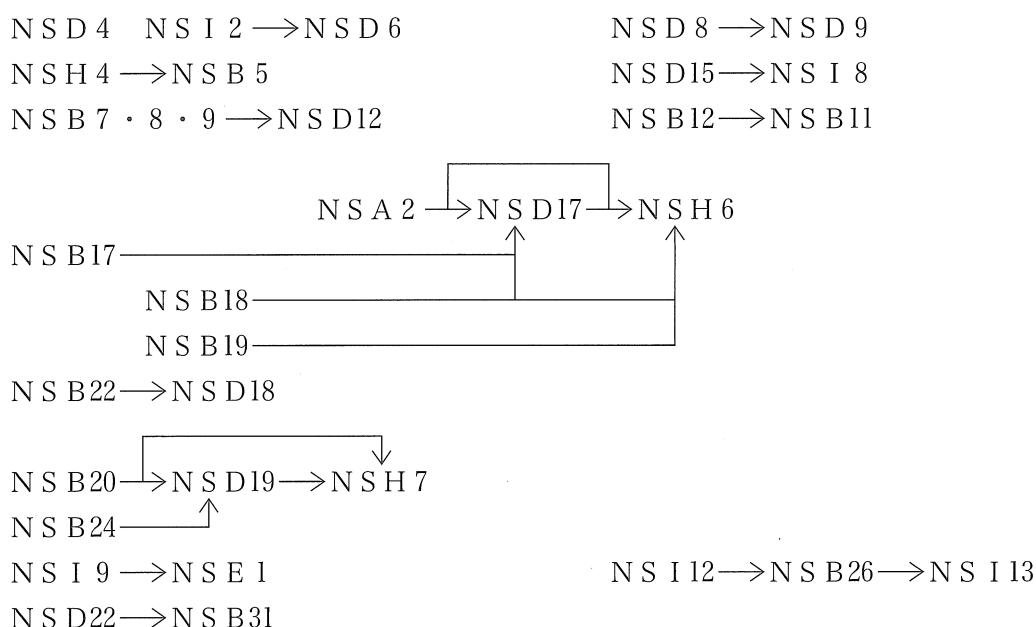
第V章 総 括

第1節 遺構の切りあい関係と出土土器編年

i) 切りあう遺構と土器組成

奈良時代に属すると判断した遺構には、溝状遺構（NSD）22条、掘立柱建物（NSB）37棟、竪穴住居（NSH）9棟、柵（NSA）2条、井戸状遺構（NSE）2基、竪穴状遺構（NSI）23箇所、その他掘り込みを伴わない土器集中部（NSX）1箇所がある。

これら96の遺構群は複雑に重複していたが、明確にその前後関係（構築・形成順序）を把握することができた遺構は少ない。東から西へ（J区からA区へ）、切りあっていた遺構の形成順序を整理すれば次のとおりである。なお矢印は前に掲げた遺構が後ろの遺構を切断していたことを示す（つまり前に掲げた遺構が後出となる。）。



次に上記の遺構のうち、出土土器の器種（器型）組成がある程度明らかなものについて比較してみたい。

NSD6を覆っていたNSI2の器種組成。

須恵器＝杯蓋A3、有台杯身E、無台杯身D1・D2・D3・D4、小型杯身B1・B2、皿蓋、有台皿A3、無台皿B1・B2・D1・D2、高盤A・B、壺蓋A3、壺C1、小型壺B、獣足壺、平瓶、甕A1・B2

土師器＝無台杯身C1、甕D1・D4

NSD9の器種組成およびNSD9を切断していたNSD8の器種組成。

NSD9

須恵器＝杯蓋A2・A3、無台杯身D2、高盤B

土師器＝甕D2

NSD8

須恵器＝杯蓋A2、有台杯身E、無台杯身D3

土師器＝甕B、鍋B2

NSB5の柱穴を壊して築かれていたNSH4の器種組成

須恵器＝杯蓋A3、有台杯身C3、無台杯身D3、有台皿C、甕B1

土師器＝有台杯身A2、無台杯身C2・C3・D・E・H、甕C・D3

NSB18・19、NSA2に切断されていたNSH6の器種組成、およびNSH6を切断し、かつ同様にNSB17・18、NSA2の柱穴によって壊されていたNSD17の器種組成。

NSH6

須恵器＝杯蓋A2、有台杯身B、無台杯身A1

土師器＝無

NSD17

須恵器＝杯蓋A2・A3、有台杯身A1・B、無台杯身A1・B1・D3、壺C1

土師器＝有台杯身A1、有台皿A2、無台皿A・B1、壺A、甕C・D3、鍋B1

NSH7の器種組成、およびNSH7を切断し、かつNSB20・24の柱穴によって壊されていたNSD19の器種組成。

NSH7

須恵器＝杯蓋A2、有台杯身A3、無台杯身A1

土師器＝無

NSD19

須恵器＝杯蓋A1、有台杯身C2、無台杯身A1・B1・D2、無台皿A2、長頸壺A1、甕B1・C

土師器＝無

NSI9に切断されていたNSE1の器種組成

須恵器＝無台杯身A1・D2

土師器＝無

NSB26の柱穴によって壊されていたNSI13の器種組成

須恵器＝杯蓋A2・A3、有台杯身A3・B・C1、無台杯身C、高盤B、甕

土師器＝甕D3

NSB31を切断していたNSD22の器種組成

須恵器＝杯蓋A3、有台杯身A2、無台杯身D3

土師器＝無

無味乾燥な資料の羅列が続くが、しばらくご容赦願いたい。次に切りあい関係は見られないが、出土土器量の比較的多い遺構についてその器種組成を整理しておきたい。

NSH8

須恵器＝杯蓋A2、有台杯身A1、無台杯身A1・A2・B1、小型杯身A1、壺B・C1・D1、皿耳壺、甕A2・B2

土師器＝無台杯身A・C1・F、有台皿B1、甕D3、鍋B2、台

NSH9

須恵器＝杯蓋A2、有台杯身B、無台杯身A1・B1・B2、甕B2

土師器＝無台杯身A・C3、有台皿A1・B1、甕D2、鍋A、甕

NSI11 (註1)

須恵器＝杯蓋A2、有台杯身A1・A2・B、無台杯身A1、高盤B、鉢A

土師器＝壺A・B、甕D1、鍋B1

NSD16

須恵器＝杯蓋A2・A3、有台杯身A2・A3・B・C1、無台杯身A1・B1・B2、鉢B
壺蓋A1、壺A・C1、長頸壺A1

土師器＝有台杯身A2、有台皿A1・B2、無台皿A、甕B・C・D3、鍋A・B1、台

NSX1

須恵器＝杯蓋A1・A2、有台杯身A1・A3・C1、鉢B、壺B、長頸壺A2、甕B1・B2

土師器＝無台杯身A・B1、甕D1

NSD2（註2）

須恵器＝杯蓋A2・A3、有台杯身A1・A3・C1・C3、無台杯身A2・D2、有台皿A3

土師器＝無台杯身C1

NSI15

須恵器＝杯蓋A1・A3、有台杯身A3・B・C3、無台杯身A1・B2、無台皿B1

土師器＝無台杯身A、甕D3

NSE2

須恵器＝杯蓋A2・A3、有台杯身B・C1、無台杯身A1・D1・D2・D3

土師器＝有台杯身A1、無台杯身A・B1・C1・C2、鍋B2、甕

NSH2

須恵器＝杯蓋A2・A3、有台杯身E、無台杯身C・D1・D2・D3・D4、小型杯身A2、
有台皿C、無台皿B1、高盤A・B、陶臼、甕B2

土師器＝無台杯身C2・C3・D・E・F、無台皿B1・B2、甕A・D3・D4、鍋A・B2

ii) 伴出する土器の抽出

遺構出土土器の一括性・同時性を認定するにあたり、厳密なうえにも厳密な根拠の検討（例えば遺物の出土位置・接合関係等）が欠かせないことは、すでに渡辺康弘氏等が指摘しているとおりである（渡辺1983）。わずか1点の出土土器からその遺構の形成時期は決定できないし、坂尻遺跡のようないわゆる土器の消費地にあつては、同一遺構から製作時期の異なる土器が伴出することもまた一般的なあり方である。

各遺構出土土器のすべてを一応“一括”として扱った坂尻遺跡の今回の資料操作はこうした意味で厳密性を欠くが、出土量の多い食器類を中心に強い伴出関係にある土器（器種）の抽出を試みてみたい。

須恵器 杯蓋では杯蓋A3が単独（NSH4、NSI2）か、杯蓋A2と混在した遺構（NSD2・9・16・17、NSH2、NSE2、NSI13等）が圧倒的に多く、明瞭な伴出関係を捉えきれない。NSX1では杯蓋A1・A2が伴い、NSDI9からは杯蓋A1、NSH8・9、NSI11からは杯蓋A2のみ出土している。

杯身の伴出関係は次の3つに整理できる。

- ① 有台杯身A1・A2もしくは有台杯身Bと無台杯身A1・A2・B1・B2（NSDI7、NSH6・8・9、NSI11）さらに有台杯身A3・C1が加わる（NSDI6、NSH17、NSX1）
- ② 有台杯身A3・B・C1・C3と無台杯身A1・A2・B2・C（NSD2、NSE2、NSI13・15）

③ 有台杯身Eと無台杯身D3・D4、加えて無台杯身D1・D2、小型杯身A2・B1・B2 (NSH2、NSI2)

①に属するNSH8からは小型杯身A1が出土し、NSD2・9には③で顕著となる無台杯身D2が含まれている。有台杯身A1～A3を含まない(有台杯身B・C1出土)NSE2において、無台杯身D1・D2・D3がむしろ杯身の主体となっている点は注目されよう。NSH4では有台杯身C3と無台杯身D3が伴っていた。

皿はNSDI6・17、NSH6～9、NSE2、NSI11・13、NSX1において見られない。NSD2・19、NSH4、NSI15から有台皿A3、無台皿A2、有台皿C、無台皿B1がそれぞれ単独で出土し、NSH2、NSI2では有台皿A3・Cと無台皿B1・B2・D1・D2が伴出していた。

鉢AがNSI11に、鉢BはNSX1に含まれていた。

土師器 食器類のうち杯蓋、有台杯身の出土量は少く、その伴出関係は明らかでない。煮炊具を加え検討してみる。

杯身はNSH8、NSX1において無台杯身Aと無台杯身C1・B1が伴い、NSD2・16・17からは無台杯身C1、有台杯身A1・A2のみ出土している。NSE2では無台杯身C1・C2が主体をなし(他に有台杯身A1、無台杯身A・B1を伴出)、NSH2・4では無台杯身C2・C3に無台杯身D・Eと有台杯身A2、無台杯身F・Hが伴っていた。

皿は有台皿A1・A2・B1・B2に無台皿Aが伴ったNSDI6・17、NSH8・9と無台皿B1・B2のみ出土したNSH2に大別できる。

甕では甕D3が多くの遺構から普遍的に認められ、NSDI6では甕B・C、NSH2では甕A・D4がそれぞれ甕D3に伴っていた。甕CはNSDI7から、甕D4はNSI2からも出土している。NSDI6、NSH8のある甕には台が付されていた可能性もある。

鍋は鍋B1がNSDI6・17、NSI11に含まれていた。

i) 節で述べた各遺構の器種組成をもとに以上のように整理してみると、次の3つの「強い伴出関係にある土器群」を抽出することが可能である。(註3)

第1の土器群 (NSDI6・17・19、NSH6～9、NSI11、NSX1)

須恵器＝杯蓋A2、有台杯身A1・A2・B、無台杯身A1・B1 (皿無)

土師器＝無台杯身A、有台皿A1・B1・B2、無台皿A、甕B、鍋B1

(他に須恵器杯蓋A1、有台杯身A3・C1、無台杯身A2・B2、小型杯身A1、鉢A・B、土師器有台杯身A1、無台杯身B1・C1、有台皿A2、甕C・D3、甗、台が伴うかもしれない)(註4)

第2の土器群 (NSD2・9、NSE2、NSI13・15)

須恵器＝杯蓋A2・A3、有台杯身A3・C1・C3、無台杯身A1・A2・B2・D1・D2 (皿無)

土師器＝無台杯身C1

(他に須恵器有台杯身B、無台杯身C・D3、土師器有台杯身A1、無台杯身A・B1・C2、無台皿B1、甕D3、甗が伴うかもしれない)

第3の土器群 (NSH2・4、NSI2)

須恵器＝杯蓋A3、有台杯身E、無台杯身D3・D4、小型杯身B1・B2、有台皿C、無台皿B1・B2・D1・D2

土師器＝無台杯身C2・C3・D・E、無台皿B1・B2、甕D3・D4

(他に須恵器有台杯身C 3、無台杯身D 1・D 2、小型杯身A 2、有台皿A 3、土師器無台杯身F・H、甕Aが伴うかもしれない)(註5)

共に第1の土器群を伴出したNSH 6とNSD 17、NSH 7とNSD 19の間に切りあい関係が認められたことはすでに述べたとおりである。NSH 6を切断していたNSD 17には第2・第3の土器群で主体をなす須恵器杯蓋A 3や無台杯身D 3が含まれ、同様にNSH 7を切断していたNSD 19からは第2の土器群の指標とした須恵器無台杯身D 1が出土している。NSD 17と連続すると考えたNSD 16の出土土器中にも須恵器杯蓋A 3や有台杯身C 1(第2の土器群)が見られた。

NSI 2は第1～第3の土器群を混在させていたNSD 4に伴う土器廃棄跡である。奈良時代前葉の掘立柱建物(NSB 3と各遺構の形成時期については後に述べる)を取り囲むNSD 6を被っていたことや、検出面がNSD 4等周辺の遺構に比べ高かったことは、ほぼ一時期の廃棄と推定したNSI 2の器種組成(第3の土器群)が相対的に新しい土器群であることを示している。

遺構の切断(形成)順序からみて、第1の土器群は第2の土器群へ、さらに第3の土器群へと変化していったと考えられる。

iii) 周辺遺跡との比較—出土土器編年—

奈良時代の坂尻遺跡に須恵器の大半を供給したと思われる窯跡は、浜名湖西方の湖西古窯跡群(湖西市)と小笠山丘陵の南麓に形成された清ヶ谷古窯跡群(大須賀町)である。また遠江地方にあっては、浜松市伊場・城山遺跡、磐田市御殿・二之宮遺跡など、奈良～平安時代におよびいわゆる官衙跡の調査例も比較的多い。すでに公にされているこうした周辺諸遺跡の調査・研究成果(後藤他1983、市原1980、向坂他1971・1972、川江他1980、辰巳1981、中嶋1981)を踏まえ、以下ii)節で抽出した第1～3の土器群の編年の位置について考えてみたい。

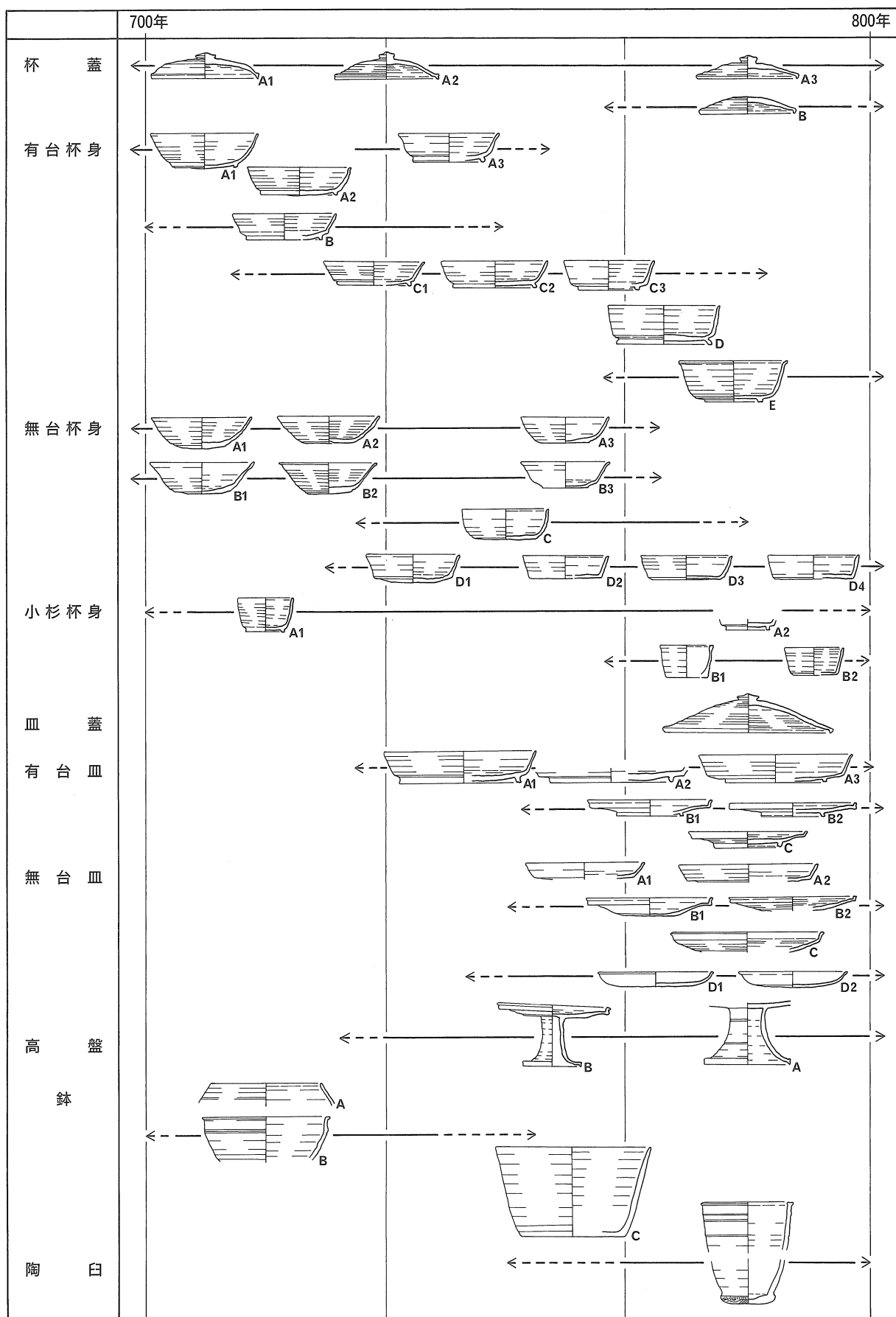
第1の土器群

須恵器 杯蓋A 2の天井部・受け部形態は湖西市北早稲川4号窯(嶋 竹秋1978)出土品、ならびに「東笠子遺跡群発掘調査概報」(湖西市後藤1983)のなかで後藤健一氏が杯蓋A 2と呼んだ資料に類似する。杯蓋A 1は同じく東笠子遺跡の杯蓋A 1と杯蓋A 2との中間的形態を呈しており、湖西市青平古窯跡I～Ⅲ号窯(後藤1984)に同型品が見られる。

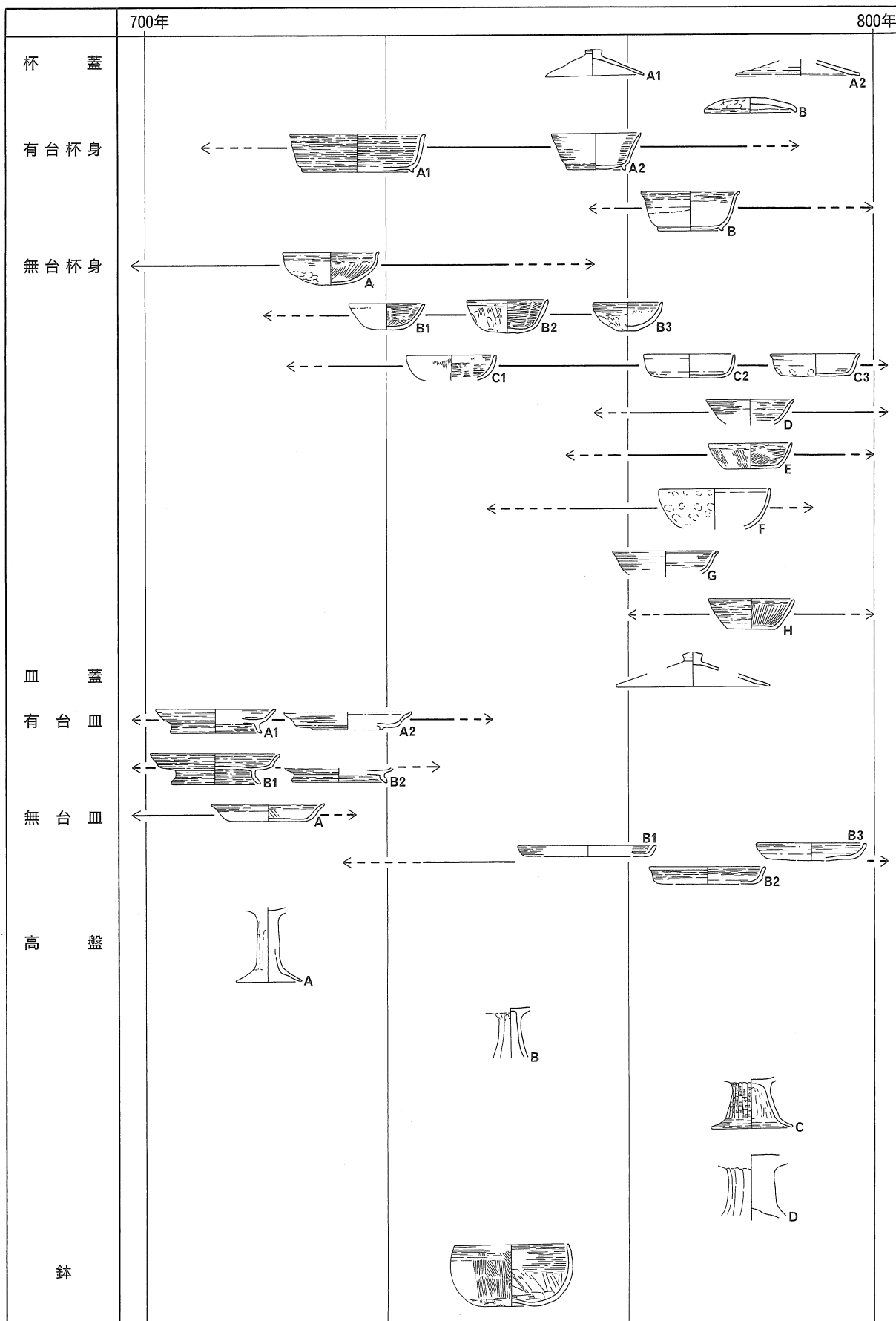
有台杯身A 1は「伊場遺跡遺物編2」(川江1980)でA類土器の指標とされた杯身である。さらに有台杯身A 2、無台杯身A 1・B 1を加えた組成は、伊場遺跡第4次調査の第3群土器(向坂1972)、東笠子遺跡のV期第2小期の組み合わせとよく似ている。体部下端に断面三角形様のふくらみをめぐらした有台杯身Bは、その祖型を岐阜市老洞古窯跡1・2号窯(植崎他1981)の有台杯身A類に求めることができるように思う。

土師器 無台杯身Aは古墳時代からの系譜をひく伝統的な器型をなす。無台杯身Aおよび有台杯身A 1、有台皿A 1・B 1、無台皿Aは小山町上横山遺跡(渡辺1983)で発見された竪穴住居SB 01・05・12・20や浜松市下滝遺跡(辰巳1985)4区SB 01、5区SD 01、6区SB 01をはじめ、静岡県内においてしばしば須恵器杯蓋A 1・A 2、有台杯身A 1・B、無台杯身A 1・B 1等と伴出する器種である。上横山遺跡からは甕Bと類似した口縁部片も出土している。

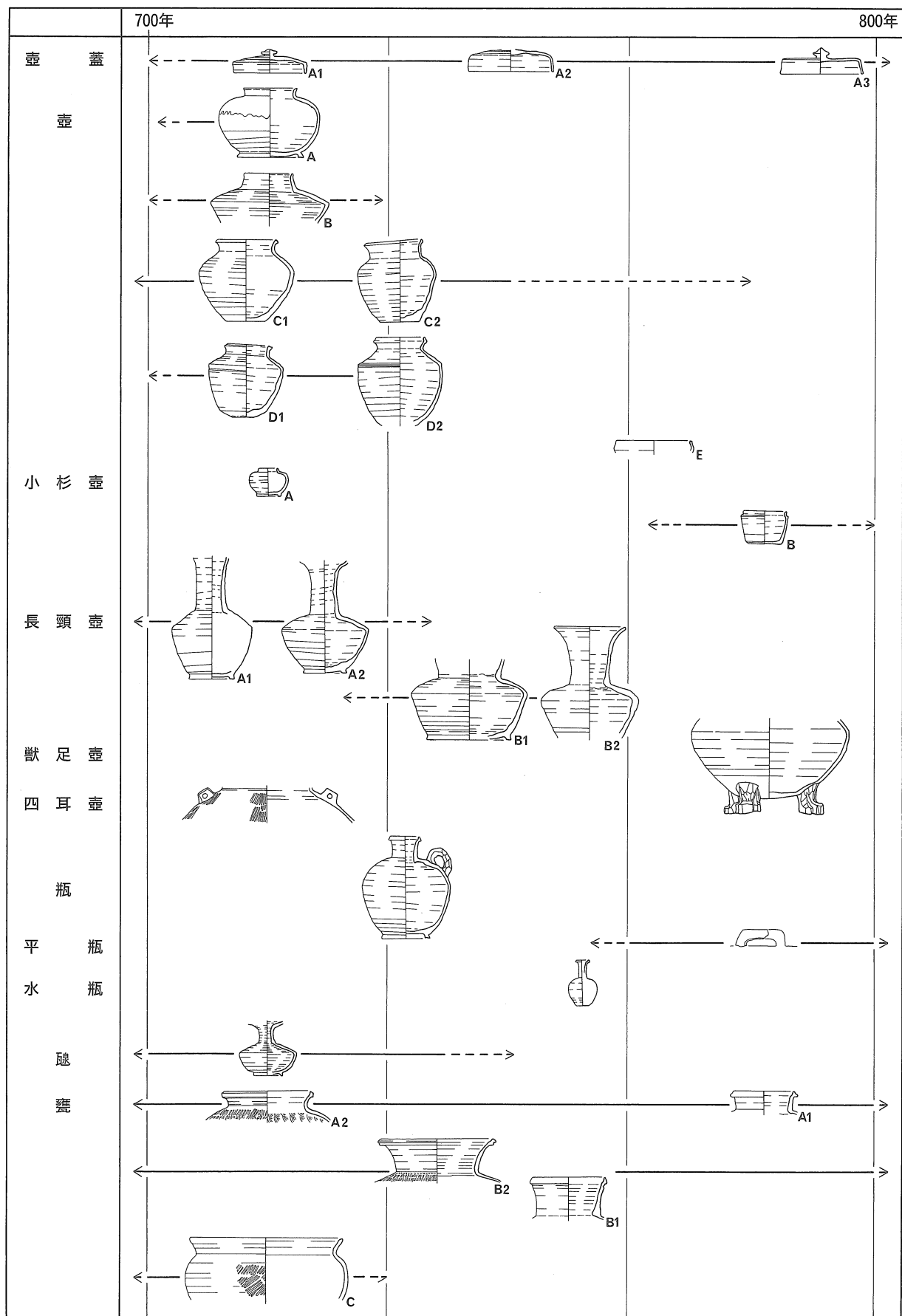
須恵器有台杯身A 1と酷似する伊場遺跡A類土器は大溝内の奈良時代最下層から出土し、同層および直下の青色粘土層中に大宝令施行以前の干支年号木簡が含まれていた(川江1980)。須恵器有台杯身Bの祖型と考えた老洞古窯有台杯身A類は、平城宮I期(701～710年 奈文研1976)の後半になると比較的まとまって出土するという(植崎他1981)。上述した上横山遺跡SB 05・09・20では、平城宮I期の基準資料SD 1900A(奈文研1978)の土師器杯身・皿と須恵器杯身A 2、有台杯身A 1・B、



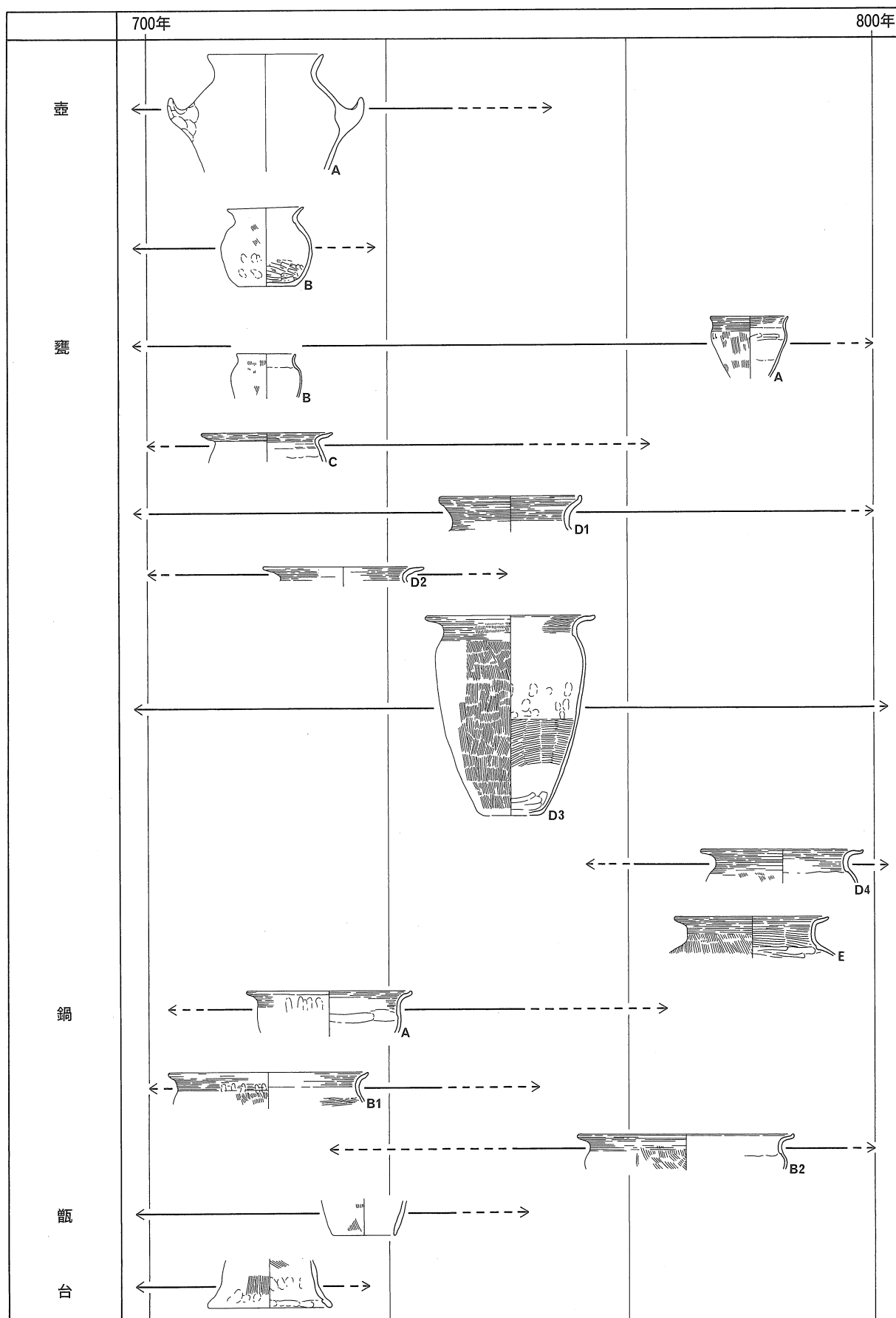
第168図 坂尻遺跡における須恵器（食器）編年表 1



第169図 坂尻遺跡における土師器（食器）編年表 2



第170図 坂尻遺跡における須恵器（貯蔵具）編年表 3



第171図 坂尻遺跡における土師器（貯蔵具 煮炊具）編年表 4

無台杯身A 1、土師器無台杯身A、無台皿Aが伴っていた。また第1の土器群に属する杯蓋・杯身・皿等が、遠江地方の終末期古墳（例えば浜松市半田山古墳群A小支群 鈴木1984、袋井市山田原古墳群、菊川町大淵ヶ谷OC-13号横穴墓 明星考研編1983等）から発見されることはめずらしくない。

以上は第1の土器群の実年代の一端を物語っている。使用時期が7世紀代まで遡る可能性を含んでいるが、坂尻遺跡にあつては遠考研編年IV期後半（7世紀中葉 山村他1966）の資料が第1の土器群と共伴した遺構は見られない。須恵器杯身自体、第1の土器群のなかで型式変化をとげており、第2の土器群とした須恵器有台杯身A 3・C 1や土師器無台杯身Cとの伴出も認められる。

第1の土器群は8世紀第1四半期～第2四半期にかけての器種組成を示していると思われる。

第2の土器群

須恵器 身受け部を内法まで屈曲させた杯蓋A 3は、湖西古窯跡群において東笠子遺跡V期第3小期（HK36地点II号窯）から出現し、VI期第1小期に至って一般化するようである。つまみ・天井部の形態はバラエティーに富み大小差も著しい。杯蓋A 3の細分化は不可能であり、長期間存続した器型と考えられる。有台杯身A 3の系譜は有台杯身A 1に求められる。有台杯身C 3の高台が内方へ移行しすぎているものの、有台杯身C 1・C 2・C 3は伊場遺跡B類土器の範疇に含められる器種であろう。高台の接合位置は藤枝市御子ヶ谷遺跡（八木他1981）の3A 2類・3類土器ともよく似ている。無台杯身Cは伊場遺跡第4次調査第4群土器や城山遺跡第3群土器の土器群（坏身第IV類a種）のなかに見られる。盤上をなす無台杯身D 1・D 2は湖西市早稲川古窯跡第1号窯（八木他1975）の出土品をもって、従来奈良時代末頃に位置づけられてきた資料である。

土師器 無台杯身C 1は城山遺跡杯第I類b種に類似し、第3群土器の新しいグループとされる。御殿・二之宮遺跡II-1・2期の土器群や伊場・下滝遺跡からも出土し、遠江地方にあつて普遍的かつ広範に分布する器種である。一方内外面をハケメ調整した無台杯身B 1は、上横山遺跡SB20と下滝遺跡6区出土品のなかにそれぞれ1点認められる他、今のところ周辺遺跡に類例を見ない。

須恵器有台杯身C 1・C 2と類似する伊場遺跡B類土器には 神亀4年（727）、天平7年（735）と書かれた紀年木簡が伴い、8世紀の第2四半期に使用されていた器種であることがわかる。ところが有台杯身C 1は、浜松市半田山古墳群B群第11号墳（向坂1971）や同群A小支群6・15号墳、上横山遺跡SB05において、須恵器杯蓋A 2や有台杯身A 1、土師器無台皿A、また平城宮I期の土師器皿とも伴出している。同様に須恵器無台杯身Cは、7世紀末葉に位置づけられた東笠子遺跡群HK32地点の出土品中に見られる。須恵器有台杯身C 1、無台杯身Cの出現時期は遡り、須恵器杯蓋A 2、有台杯身B、無台杯身A 1や土師器有台杯身A 1、無台杯身A等と共に第1の土器群のなかに出現し、第2の土器群へと引き継がれた器種と考えるほうが自然であろう。

口縁部が失われていたため細分できなかったが、NSE2から出土した須恵器有台杯身Aの底部に「佐野厨家」（墨書土器番号408）の墨書が認められた（第IV章参照）。佐野郡は『続日本紀』養老6年（722）2月丁亥条および天平10年（738）の駿河国正税帳に佐益郡と記され、萬葉集巻20所収天平勝宝七歳（755）2月6日の遠江国防人等の短歌以降佐野郡に変化する。つまり佐益郡の表記が佐野郡へ変わるのは天平10年（738）から天平勝宝7年（755）までのある時期以後であり、底部中央が下方へ張り出す有台杯身Aが奈良時代中葉まで使われていたことを示唆している。須恵器有台杯身A 1の流れをくむ有台杯身A 3や有台杯身C 1・C 2・C 3は、同じく型式変化をとげ衰退しつつあった須恵器無台杯身A 1・A 2・B 1・B 2等に比べ第2の土器群のなかで相対的に顕在化した器種と考えている。

奈良時代後葉に編年されてきた盤状をなす須恵器無台杯身D 1は、第1の土器群と対応させた老洞

古窯1・2号窯の製品（無台杯身B類）のなかに比較的多く認められる。静岡県内にあっても無台杯身D1類似の器種が東笠子遺跡群HK41地点Ⅱ号窯（奈良時代前葉）で焼かれており、底部全面を回転へう削りした無台杯身D2は清水町伏見古墳群6号墳（小野他1971）や富士川町妙見古墳群（稲垣1980）等、中・東部域の終末期古墳からしばしば出土する。須恵器無台杯身D1・D2の初源は、かなり遡る可能性を有している。事実、NSD11から出土した無台杯身D1の底部には「玉郷長」（土器墨書番号317）と墨書されていた。「玉」という郷名が略称でないとすれば郷名の1字表記という点から見て、この杯身の使用時期は霊亀元年（715）を大きく降らないことになる。

第2の土器群は須恵器杯身の主体が有台から無台へ、さらに無台杯身について見れば、器型が碗状（無台杯身A1・A2・B1・B2・C）から盤状（無台杯身D1・D2・D3）へ移行していく過渡期にあたる。こうした型式変化の大きな流れが土師器へも波及し、無台杯身C1のような器型を生み出したのであろう。この転換期を8世紀の第2四半期後半に位置づけた後藤健一氏の見解（後藤1983）は的を得ているように思う。

主に土師器無台杯身B1に認められたハケメ調整は、坂尻遺跡では古墳時代後期から盛んに用いられてきた仕上げ手法である。周辺遺跡に類例が少いたため無台杯身B1の使用時期を断定しかねるが、器型が須恵器無台杯身A1・B1とよく似ていること、また伝統的手法を踏襲している点、第1・2の土器群に含まれる器種と判断した。中遠地方に分布するきわめて地域色の強い杯身と思われる。

こうしてみると、須恵器有台杯身A3・C1・C2、無台杯身D1・D2や土師器無台杯身C1が第2の土器群の指標となるようであるが、その出土量は決して多くない。第2の土器群は型式変化の過渡期にあり、第1の土器群から継続・残存した器種と第3の土器群の祖型をなす器種との多様な混在が実は第2の土器群の実体を表わしているように思う。

第2の土器群は8世紀第2四半期～第3四半期前半に位置づけられる。

第3の土器群

須恵器 杯蓋A3、有台杯身E、無台杯身D3・D4、有台皿B1・B2・C、無台皿B1・B2・D1・D2からなる組成は早稲川第1号窯および水ヶ谷奥窯跡第1号窯の焼成器種と類似し、伊場遺跡第12次の1期調査における大溝出土品の器種組成（川江他1979）ともよく似ている。これらの出土品中には無台杯身A1・B1の系譜を引く碗型の杯類や有台杯身C3、有台皿A3が比較的多く認められ、一方杯蓋A1・A2は一切含まれない。有台杯身Eはすでに指摘されているように（奈文研1976）、畿内において平城宮Ⅱ期から出現する金属器（佐波理器）の模倣品である。伊場遺跡C類土器（第4次調査第5群土器）の指標とされた無台杯身D3・D4には、底部中央に糸切り痕を残すものがある。

土師器 有台杯身Bは金属器を模した須恵器有台杯身Eに似る。横ナデを加え体部から口縁部にかけて外反気味にのびる無台杯身C3やC2は、下滝遺跡第Ⅱ群土器を出土した4区SB02、5区SB02、6区EトレンチSK05において須恵器杯蓋A3、有台杯身E、土師器有台杯身A2、無台皿B2・B3、甕C・D3・D4等と共伴している。また伊場遺跡第12次の1期調査や城山遺跡第4群土器（坏第Ⅰ類d種）、御殿・二之宮遺跡Ⅱ-3期土器群の主体をなし、遠江地方の奈良時代遺跡において普遍的に見られる土師器杯身である。無台杯身Dも伊場遺跡第12次の1期調査出土品や灰釉陶器を伴った城山遺跡第5・6群土器中に認められる。無台杯身C2・C3と仕上げ手法を同じくする無台皿B2・B3についても同様の指摘が可能であるが（註6）、口縁端部を内傾させ（内傾面に沈線様の仕上げ痕を残すものがある）浅い無台皿B1は、類似する器種が浜松市神明平遺跡第1号住居跡（大崎1968）から須恵器有台杯身A3、土師器有台皿B1等と共に出土しており、また下滝遺跡の古

い土器群（4区S B01出土品）にも含まれていること等、その出現時期はかなり遡るものと思われる。

内外面にハケメを施し、仕上げ手法は大きく異なるものの、口径に比して大きな平底（箱形）を呈する無台杯身Eや内面に放射状暗文を持つ無台杯身Fは、富士市天間代山遺跡第7号住居跡や沼津市藤井原遺跡第44号住居跡（瀬川他1979）を始め、富士市東平遺跡（坏B-I b・C-I' b類、平林他1981）・同市三新田遺跡（坏B・C類、志村他1983）・沼津市御幸町遺跡（瀬川他1979）等に認められ、静岡県東部・伊豆地方から山梨県にかけて分布する地域色の強い杯類に祖型を求めることができるように思う。『東平』では前者を「駿東型坏」と呼び、後者は「甲斐型坏」（坂本1981）である。口頸部をコの字状屈曲させ大きく開く甕D 4は時期の降る土器群に伴って県内広く認められる。（註7）

東笠子遺跡群において第3の土器群の指標となりそうな須恵器有台杯身E、無台杯身D類や有台皿A・B類、無台皿D類は、無台皿D類が若干遅れるもののほぼ一斉にVI期第1小期（8世紀第2四半期後半）に出現し9世紀初頭頃まで継続的に認められることである。また城山遺跡にあつては、土師器無台皿B 2・B 3（城山遺跡皿第I類b種）が8世紀前葉から中葉にかけて使用されていたと考えられる第3群土器の新しいグループに属し、須恵器有台杯身E（同坏身第III類f種）、無台杯身D類（同坏身IV類a・b種）、有台皿B 1（同皿第I類a種）、無台皿D類（同皿第II類a・b種）や土師器無台杯身C 2・C 3（同坏身第I類c・d種）は第3群土器の新しいグループと第4群土器（8世紀末～9世紀初頭）に顕著であるという。土師器甕D 4に類似する甕第III類b種は第5群土器（9世紀前葉～中葉）に属するとしている。昭和24年、国学院大学伊場遺跡調査隊が城山遺跡で発見した富寿神宝（国学院大学1953）は、この第5群土器が含まれる第III b層草灰層下面から出土していたことを確認し、向坂鋼二氏が『伊場第4次調査月報5』（向坂1971）ですでにその可能性を指摘していたとおり、第5群土器にはいわゆる初期灰釉陶器（猿投亀ヶ洞・黒笹14号窯製品等）や「逆載頭円錐形をした糸切り底の坏」が伴うことを明らかにしている。つまり城山遺跡第5群土器が使用されていた実年代は、その上限を富寿神宝の初鑄、弘仁8年（818）に求められるとし、さらにこれらの初期灰釉陶器が天長5年（828）や天長7年（830）の記年のある告知札木簡を出土した平城京東三坊大路東側溝出土の下層土器（奈文研1974）と同型式であることから、その実年代を9世紀前葉～中葉に比定されている訳である（註8）。坂尻遺跡の第3の土器群には初期灰釉陶器や「逆載頭円錐形をした糸切り底の坏」が伴っておらず、城山遺跡第5群土器に比べ遡る土器群であることを示していよう。東平遺跡において土師器無台杯身E・Hの類似品坏B-I b類、C-I' b類が8世紀後半～9世紀中葉に比定される第3群土器（VI・VII期）のなかで一般化してきていることも、第3の土器群を奈良時代の後出的な土器群とする一つの根拠である。

高台を付さない須恵器無台皿B類に注目すると、水ヶ谷奥窯跡第1号窯では比較的多く生産されているのに対し、第3の土器群と器種組成が類似する早稲川第1号窯焼成品や伊場遺跡第12次の1期調査出土品を始め天竜川以西の奈良時代諸遺跡・窯跡では顕著でない。周縁に幅広く回転ナデ調整痕を残す須恵器無台杯身D 4の仕上げ技法は水ヶ谷奥窯の無台杯身と酷似し（註9）、東笠子遺跡群の無台杯身（坏身B類）とは趣に異にするようである。第3の土器群は主に清ヶ谷古窯跡群から供給されたとみて大過ないように思われる。

第3の土器群は8世紀第3四半期後半から9世紀第1四半期にかけて比較的長い期間使用されていた土器群と考えられる。

iv) 奈良時代土器群の変遷

こうしてみると第1の土器群を奈良時代前葉の、第2の土器群を同中葉の、第3の土器群を同後葉の土器群と呼び換えることも可能なように思われる。

以下坂尻遺跡における奈良時代の土器群の変遷について整理しておきたい。

- ① 厳密な数的処理を行っていないが、食器類では奈良時代を通じ土師器に比べ須恵器の出土量が多い。この比率は第3の土器群になると拡大する。
- ② 高台を有する杯身の成立は古墳時代と奈良時代を画する大きな要素であるが、第1の土器群には依然として古墳時代から継続・残存した多くの器種が認められる。台付甕や甑の存在が示すようにこうした傾向は土師器（無台杯身A、無台皿A、壺A・B等）において顕著であり、須恵器の貯蔵具（壺C1・D1・D2、長頸壺A類、甕等）についても指摘できる。
- ③ 須恵器有台杯身の高台は時期が降るに従って内方へ移行する（有台杯身A1→A3、同B1→B3）。無台杯身の形態は碗状（無台杯身A・B類）から平底を呈する盤状のもの（無台杯身D類）へと変化し、第3の土器群では有台杯身に比べ主体を占めるようになる。少量ながら底部中央ないし全面に糸切り痕を残すものが現われる（無台杯身A3・B3・D3・D4）。杯身の無台・盤状化は土師器においても進行する（無台杯身C類の成立）。
- ④ 第1土器群に属する皿は原則として土師器（有台皿A・B類、無台皿A）であり、須恵器は見られない。第2の土器群以降有台皿は無くなり、器形も無台皿B類のみに限定される。一方須恵器には多種多様な皿（有台皿A・B・C類、無台皿A・B・C類）が出現してくる。
- ⑤ 土師器杯蓋を始めハケメ調整を施した無台杯身B1は須恵器（無台杯身A・B類）の器形をまねた土師器と考えられ、第3の土器群になると須恵器有台杯身Eや土師器有台杯身B等、金属器の模倣品が現われる。
- ⑥ 土師器無台杯身B類は中遠地方に分布する特徴的な杯身と考えられる。また第3の土器群において天竜川以西であまり見られない須恵器無台皿B類が比較的多く出土したように、同じ遠江国であつてもさらに地域を限った固有性（在地性）が認められる。
- ⑦ 坂尻遺跡第1～3の土器群の変遷は言うまでもなく畿内・東海地方の土器群の変遷を基調とするものであるが、土師器無台杯身E・Hの出土が極端に物語っているように静岡県東部域を中心とする東国との係わりもあながち過小評価できない。第3の土器群の指標となりそうなコノ字状に大きく開く甕D4の口頸部形態は、むしろ静岡県東部域（東平遺跡甕、B-2類）に遡る出土例が多く、東国からの影響下に生じた甕D3の形態変化とも考えられる。
- ⑧ 第3の土器群になると須恵器陶臼、壺B、獣足壺、提梁を持つ平瓶、水瓶等、須恵器の貯蔵具類に、第1の土器群では見られなかった新しい器種が出現してくる。
- ⑨ 古墳時代から継続した器種・器形の衰退や杯身類の無台・盤状化、土師器有台皿の衰退等の現象は（註10）、決して急激なものではないがその始まりは第2の土器群の成立にあるようである。第3の土器群になると、土師器に対する須恵器食器類の急増、杯身類の小形化、金属器模倣品の出現、須恵器皿類の多様化・定形化、貯蔵具類における新器種の出現、土師器食器類の仕上げ手法（ヨコナデ）の均一化等、さらに新しい要素が加わる。第2の土器群の成立は確かに大きな転換点ではあるが、古墳時代からの遺制を断ち切り奈良時代の土器群として一定の完成度に到達するのは第3の土器群に至ってからのように思われる。古代律令社会における地方支配体制の発達、こうした土器群の変遷に影を落していると考えるのは決して難しいことではない。ただ、土器群のみで見るかぎり、地方支配の拠点である官衙が整備され成熟するのは、大宝令の施行からかなり期間がたった第3の土器群に至ってからと判断されるのである。食器類への管理・規制の一端を物語っているとされる墨書土器が第3の土器群のなかに圧倒的に多く認められること、また第3の土器群と並行する時期に、官衙・寺院等への須恵器供給窯として清ヶ谷古窯跡群が成立してくること等とあわせ、

坂尻遺跡の奈良時代の土器群は極めて興味深い変遷を遂げている（註11）。

第2節 奈良時代遺構群の変遷

i) 溝状遺構（NSD）

NSD 8・15等、幅1 m前後のものも認められるが、総じて幅2.5～5 mを測る比較的規模の大きな溝と幅0.3～0.7 mの小規模な素掘りの溝に大別される。

前者は自然地形に沿って南―北ないしは東―西、南東―北西方向に蛇行しつつ流れている。溝幅は一定せず、規格・計画性に富んだ直線状をなす大溝は見られない。NSD 5・11・13等の覆土下層には古墳時代の遺物が含まれており、奈良時代以前から存在した水路をわずかに改修し利用した可能性が高い。一方NSD 2は確実に平安時代以降まで機能している。断面形は中央に一段深い流路を持つ2段掘りをなし、杭・横木を用い礫を張り占めた護岸施設や階段状の張り出し施設が築かれている。NSD 3・4・11等の乱雑・不規則に打ち込まれた多量の杭は、こうした護岸施設が継続的に管理・補修されていたことを示している。また溝内に点在する土器廃棄跡（いわゆる土器溜め）や貝塚（種子類を含む）が主に溝の南岸ないし西岸に認められたことは、今回の発掘調査区が奈良時代の坂尻遺跡にあつて、その北東域にあたることを物語っているように思われる。

NSD 16・17は類似する覆土から見て連続して同一の溝と考えられ、NSD 11・13とNSB 6～10・11～13からなる掘立柱建物群には有機的なつながりが伺える。

後者は断面U字状ないしは箱状を呈し、多くがゆるやかに蛇行・屈曲・分岐する。掘立柱建物に伴う雨落ちや溝や排水溝を思わせるものもあるがその機能は明らかでない。

NSD 6・19・20等はNSB 3・4・21～24の掘立柱建物を取り囲み、NSD 10は2棟の竪穴住居（NSH 4・5）を区画するように南北方向に伸びている。NSD 18もNSH 6・7の竪穴住居群に係わる遺構であろう。

前節で整理した出土土器の編年に従えば、前葉のうちにすでに埋没してしまったと思われるNSD 16・17を除き、比較的規模の大きな溝の多くが奈良時代を通して機能し続けている。他にNSD 7・19も前葉に属する。NSD 2・8・9・22は中葉以降に、NSD 1は後葉に掘削された溝と推定できる。

ii) 掘立柱建物（NSB）

全形を知りえた24棟の内、総柱の建物は13棟、側柱のみからなる建物は11棟を数える。

総柱の建物では2間×2間が12棟（NSB 1・4・6・10・11・13・25・33～37）と大半を占め、残りの1棟（NSB 15）は3間×3間規模を有する。奥行（註12）の柱間は明らかではないが、他の間口2間の建物が2棟（NSB 12・28）、間口4間を計る比較的規模の大きな総柱建物が3棟（NSB 14・16・31）ある。総柱の建物は高床式の倉庫であろう。

側柱のみからなる建物の柱間はバラエティーに富み、その内訳は1間×2間が2棟（NSB 29・30）、2間×2間が2棟（NSB 3・8）、3間×3間が1棟（NSB 9）、4間×2間が2棟（NSB 2・7）である。NSD 19・20に囲まれ近接・重複していたNSB 21～24の4棟は、間口と奥行の柱間が一定せず、密に間柱を配した側面を持つ。他に間口3間×奥行不明の建物が1棟（NSB 5）ある。一応土間式と考えているが、側柱の建物の上屋構造についてはよくわからない。

総柱の建物の床面積（註13）は大きく4つに区分でき（ $6\sim 13\text{m}^2 = \text{NSB } 4\cdot 6\cdot 10\cdot 11\cdot 25\cdot 33\sim 37$ 、 $19\text{m}^2 = \text{NSB } 1\cdot 13$ 、 $25\text{m}^2 = \text{NSB } 15$ 、間口4間= $7.25\sim 7.8\text{m} = \text{NSB } 14\cdot 16\cdot 31$ ）、側柱のみからなる建物では3区分（ $10\sim 11\text{m}^2 \div 8.5\sim 13\text{m}^2 = \text{NSB } 7\sim 9\cdot 21\cdot 23\cdot 30\cdot 35$ 、 $15.5\sim 17.5\text{m}^2$

=NSB3・24・29、23.5~26.5m²=NSB2・22)が可能である。中規模(総柱=19m²、側柱=15.5~17.5m²)の建物に若干差が見られる他は、総柱・側柱の建物共ほぼ近似した値を示す。一方、総柱2間×2間の建物や柱間・平面形を同じくする側柱の建物どうしに顕著な大小差が認められる。掘立柱建物の建築に際してまず優先されたのは、必要とする床面積と上屋の構造(性格)により定められていた間口と奥行の柱間数ではなかったかと推定している。各建物の柱間尺が一定していないのも、こうした理由によるのではあるまいか。

棟方位(註14)を整理すると、NSD11・13に規制されN-5°00'~29°30'-Eを呈する

NSB6~10・11~13(8棟)の掘立柱建物群を除き、多くが西に偏して建てられる。18棟がN-3°00'-WとN-6°00'-W前後の傾きに集中し、間柱を密に配した側柱の建物4棟はすべてこの範疇に含まれる。また間口4間を計る大規模な総柱建物3棟もほぼ一致した棟方位(N-6°30'~7°30'-W)を有している。N-8°30'-Wより大きく西へ傾く建物は主に発掘区西半に認められる。

掘り方の平面形には隅丸方形と円・楕円形があり、2間×2間・3間×3間等、平面正方形をなす建物の多くは前者の形態を呈する。NSB14をはじめNSB18・19・34等には根固め礎を思わせる礎の落ち込みが認められたが、一般的な柱の立て方は掘り方底面にみかん割りした柱材や壁材等を敷き並べ、柱根の周辺を粘土で突き固めるというものである。

NSB3・23の南面には入り口が想定でき、NSB2・36等では側柱に並行する小柱穴が認められる。NSB21の北西隅には平面方形の落ち込みがある。側柱状にめぐるNSB21・22は同一の建物と解するべきかもしれない。柱穴は複雑に重複し多くの建物に建て直しの痕跡が認められる。

各掘立柱建物の建築時期を推定するのは難しい。柱穴内から後葉(第3)の土器群の指標とした須恵器無台杯身D3・D4や無台皿D2が出土したNSB1はほぼこの時期の建物と見て大過ないように思われるが、総じて柱穴に伴う出土品は少なくNSB4・6・25・34等においては、建築時期の上限を示しているにすぎないと判断されるからである。こうした制約はあるが、他の遺構との切りあい関係、包含層に含まれる土器の編年等を手掛りに、以下、各建物の時期、併存する掘立柱建物群について検討しておきたい。

NSB2の棟方位は明らかにNSD4を意識したものと思われる。NSB3を取り囲むように伸びるNSD6は、NSD4に切断されかつ後葉に属する土器廃棄跡(NSI2)に覆われている。NSD6と合流するNSD7の埋没時期を一つのよりどころとすれば、NSB3は前葉の建物ということになる。NSB5は後葉の竪穴住居(NSH4)に壊されておりその下限は後葉にある。

重複しあう総柱の建物2棟、側柱の建物3棟からなる掘立柱建物群(NSD6~10)の棟方位は先に述べたようにNSD11・13の流方向に規制されたと推定できる。NSD11は奈良時代を通じて機能していた溝ではあるが、NSB6の柱穴に落ち込んでいた須恵器杯蓋A2に「東」とも読める墨書があり、またNSD11のみから出土している「東家(ミズドリ)」「有主(ミズドリ)」の墨書土器が、すべて後葉の土器群に属すると考えられる点は示唆的である。NSD13は後葉になると埋没してしまった可能性があり、NSB11との近すぎる位置関係を考慮すればNSB11~13の総柱の建物3棟はNSD13が埋没した後に建てられ、NSB6~10と一体となる掘立柱建物群と解するのが妥当なようである。その主たる形成時期は奈良時代後葉と考えられる。

3D区付近では12棟の掘立柱建物群をはじめ、多種多様な遺構が重複している。そのなかでNSH6・7とこの竪穴住居に伴うと思われる小溝(NSD18)は、すべての遺構に切断されており、掘立柱建物に先行して竪穴住居群が形成されていることはほぼ間違いない。さらにNSH6を破壊していた溝(NSD17)の上にはNSB17・18や柵列(NSA2)が築かれている。つまり3D区付近に掘立

7は前葉～中葉に、NS I 17は中葉～後葉頃に埋没した竪穴と思われる。

vii) 奈良時代遺構群の変遷

以上見てきた遺構のなかには、実年代が大宝令施行前あるいは9世紀まで降るものも含まれていると思われるが、その形成時期を3区分し、奈良時代前葉・中葉・後葉の遺構群として整理すれば、次のとおりである。

前葉の遺構群

溝状遺構=NS D 3・4・5・6・7・11・12・13・16・17・18・19・20・21

掘立柱建物=NS B 3・14・16・18・19・21・22・23・24・31 (NS B 4・33～37)

柵列=NS A 1・2

竪穴住居=NS H 6・7・8・9

井戸状遺構=NS E 1

竪穴状遺構=NS I 7・11・20・21・22 NS X 1

中葉の遺構群

溝状遺構=NS D 2・3・4・5・8・9・11・12・13・21・22

掘立柱建物=NS B 15・20 (NS B 2・25・27～30・32)

柵列=NS A 1

竪穴住居=無

井戸状遺構=NS E 2

竪穴状遺構=NS I 3・7・13・15・17・18 (NS I 9)

後葉の遺構群

溝状遺構=NS D 1・2・3・4・5・8・9・10・11・21・22 (NS D 15)

掘立柱建物=NS B 1・6・7・8・9・10・11・12・13・17・26 (NS B 5)

柵列=NS A 1

竪穴住居=NS H 1・2・3・4・5

井戸状遺構=無

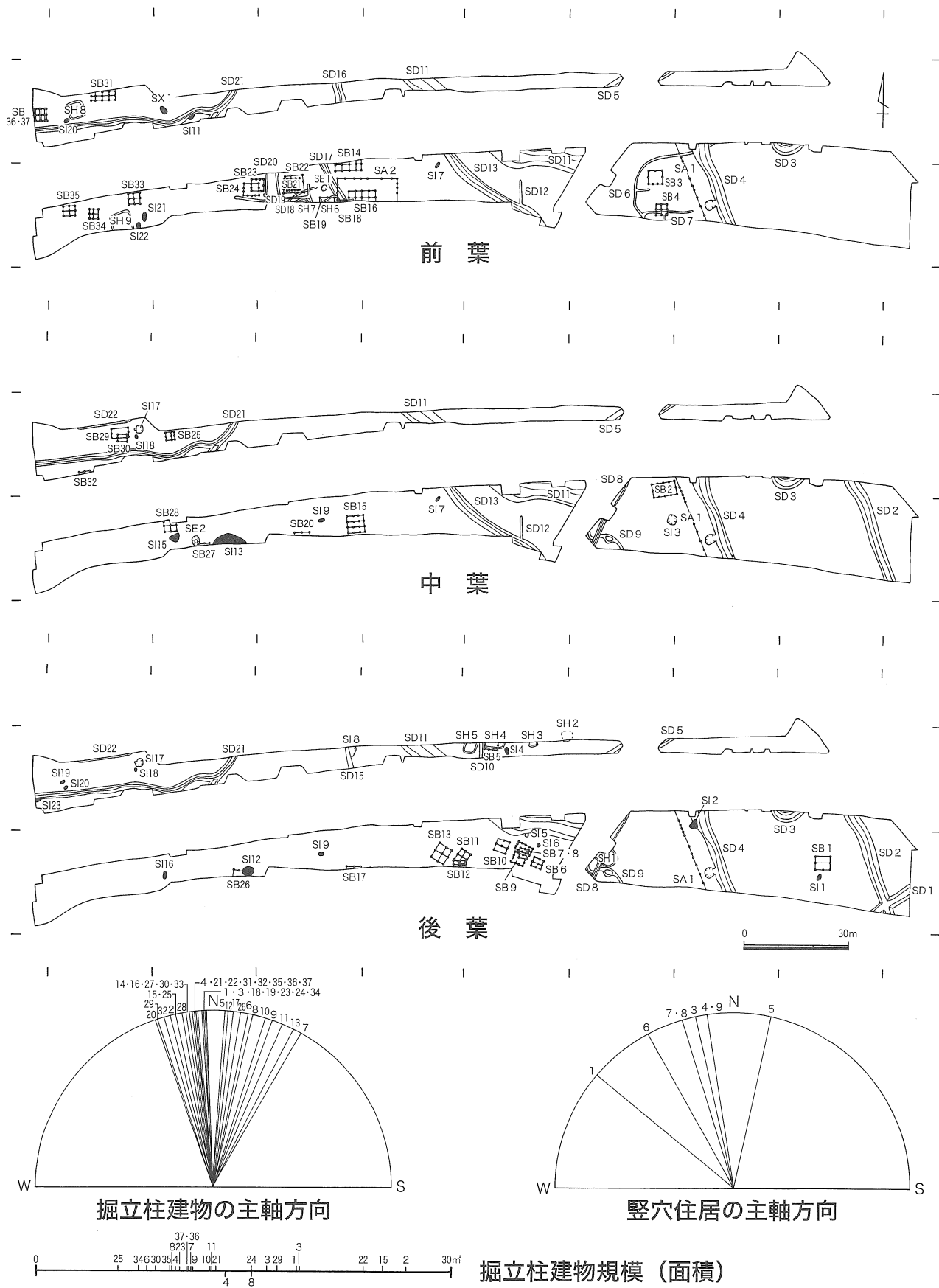
竪穴状遺構=NS I 2・5・12・16・17・18・19・20・23 (NS I 6・8・9)

NS D 3・4・11等比較的規模の大きな溝の多くが、奈良時代を通じて機能し続けている。時期不明の掘立柱建物を先述した棟方位に従って区分すれば、NS B 4・33～37の6棟は前葉の、NS B 2・25・27～30・32の7棟は中葉の建物ということになる。NS B 5は後葉に属し、重複する竪穴住居(NS H 4)と近時する時期に先行して建てられていたことになる。NS D 4に平行する柵列(NS A 1)の時期はよくわからない。NS I 7は前葉または中葉の、NS I 17とこれに伴うNS I 18は中葉または後葉の遺構と思われる。NS D 11の西岸に位置するNS I 8が竪穴住居であるとすれば、その棟方位から見て後葉に属し、切断するNS D 15はそれ遺構に掘削された溝ということになる。

再度、奈良時代の遺構群の変遷について整理しておきたい。

前葉の遺構群

古墳時代から継続して使用されている溝(NS D 5・11・13等)に加え、NS D 3・4・16・17・21等中・小規模な水路が築かれる。すべて溝が蛇行し溝幅も一定していないこと、また自然地形に沿った流路を呈していることから、これらの溝は計画的に掘削・設置された人工水路とは考えられず、自然の流路を生かし改修された溝と判断される。NS D 11の土層の推積状態は7世紀前半までにほぼ埋没してしまった溝が奈良時代前葉にいたって流路を南に変え、意図的に改修されたことを示してい



第172図 奈良時代遺構変遷図

る。NSD3・4・11・21等には杭・礫を用いた護岸施設が認められ、管理・補修を受けながら奈良時代を通して機能し続ける。多くの溝が一段深い流路を有し、日常的な水量はさほど多くなかったと考えられる。

建物遺構としてもっとも遡るのは竪穴住居群である。NSH6・7・8・9の4棟は棟方位にばらつきが見られるものの、類似した平面形態（隅丸方形）・柱穴配置（4支柱構造）を示す（註15）。3D区付近で隣接するNSH6・7は先にも述べたように奈良時代前葉に埋没ないしは埋められてしまったと判断されるNSD17・19や前・中葉の掘立柱建物（NSB18・19・20）に切断されており、また出土土器の型式・組成から見て極めて近時・併存していた可能性が高い。発掘面積に比して検出棟数が少なく分布が散在的であること、完掘しえたNSH8をはじめ4棟の竪穴住居すべてに竈が認められない等不自然な点もあるが、掘立柱建物群に先行するこれらの竪穴住居群は集落の一面と考えられる。

前葉の掘立柱建物16棟は棟方位をわずかに西方へ振り（N-2°00'-W～N-7°30'-W）、NSD4・13・21等の溝を挟んで4つの建物群（NSB3・4=2棟、NSB14・16・18・19・21・22・23・24=8棟、NSB31・36・37=3棟、NSB33・34・35=3棟）を形成している。NSD4の西側に位置する建物群は小溝（NSD6）を伴う側柱の建物1棟（NSB13）と小規模な倉庫1棟（NSB4）からなる。3D区近に分布する掘立柱建物群は側柱の建物4棟、総柱4棟から構成され、遺構の切りあい関係によりさらに2時期に区分される。掘立柱塀に囲まれ南北方向に並んで建つ比較的大型の倉庫2棟（NSB14・16）、小溝（NSD19）をめぐらし密に間柱を配した側柱の建物4棟（NSB21・22・23・24）が併存して先に建てられ、遅れて小規模な倉庫2棟（NSB18・19）の建物群となる（註16）。前者には井戸が伴う。NSD21の南北には2つの倉庫群が形成される。総柱の建物のみからなるこの2つの掘立柱建物群は一見竪穴住居（NSI8・9）に伴う倉庫群とも考えられるが、その棟方位は著しく異なり、一方前葉に位置づけられた掘立柱建物16棟がほぼ均一な棟方位を呈することから、竪穴住居群と掘立柱建物群とは一線を画し併存しない建物群と判断した。これら4つの掘立柱建物群は軌を一にして建てられたと見て大過ないと思われる。

細片化した多量の土器片と炭化物・木炭の混じる灰層により一気に埋められてしまったと考えられるNSH8や、3D区付近の建物群の変遷過程は奈良時代前葉における遺構のあり方を象徴的に物語っている。土器型式に大きな変化が生じない短期間の内に、集落が整理され、溝が改修され、掘られ、埋められ、突如として整った掘立柱建物群が成立してくる。そしてこの整った掘立柱建物群も直ぐにその規模を減じてしまうのである。

中葉の遺構群

前葉の内に埋められてしまったNSD16・17を除き掘立柱建物群を分ける主要な溝は継続する。加えて4条の溝（NSD2・8・9・22）が新たに掘削される。発掘区の東端に位置しNSD4と並行して直線的に伸びるNSD2は2段掘りとならない南半の断面形状から見て、計画的・人為的に設置された水路と考えられ平安時代まで確実に機能し続ける。

掘立柱建物8棟の棟方位はNSB27・30を除き大きく西へ傾く（N-10°00'-W～N-19°00'-W）。前葉に形成された4つの建物群を基本的に踏襲しているが、その規模・棟数は著しく減少する。床面積27㎡を測る比較的大規模な側柱建物NSB2はNSD4の流方向を意識して建てられたと考えられ、南に炭化物・鉄滓等を出土した平面隅丸長方形様の竪穴状遺構（NSI3）を伴っている。3D区付近の変遷は著しく倉庫2棟のみの建物群となるが、1棟は3間×3間規模を有する。NSD21の北側には桁行1間で異状に長い掘立柱建物2棟（NSB29・30）が重複して建てられ、隣りにNS

I 3 とよく似た構造と出土品（砥石・炭化物・焼土・鉄滓）を持つ竪穴状遺構（NS I 17・18）が築かれる。同じ建物群に属するNS B 15も東半の柱間が極端に狭い特異な掘立柱建物である。NS D 21 南側の倉庫群（NS B 27・28・32）には近接して井戸（NS E 2）と大規模な土器廃棄跡（NS I 13・15）が形成されており、単に倉庫だけからなる建物群とは考えられない。

奈良時代中葉の遺構群は前葉の基本的な建物群（配置）を踏襲し、その規模・棟数を減少させるばかりでなく、小鍛冶を連想させる竪穴状遺構や特異な柱穴配置を持つ掘立柱建物の出現・総棟数に占める総柱建物（倉庫）の比率減少等、その性格も異ってきているように思われる。

後葉の遺構群

2条の小溝（NS D 10・15）の他、NS D 2と交差して新たにNS D 1が掘削される。NS D 1の壁の傾斜は均一で一段深い流路を持たず、NS D 2と同様に計画的・人為的に設置された水路と考えられる。NS D 1はほぼ埋没した後改修され、平安時代以降まで機能し続ける。前葉から機能し建物群を分けてきた比較的規模の大きな溝の内、NS D 13は後葉になると埋め戻され消失する。NS D 10は後に述べる竪穴住居群と関連する小溝である。

その規模・棟数を減じながらも中葉まで継続してきた4つの建物群は後葉にいたりその様相を一変する。NS D 21の北側に建物群は見られなくなり、3D区以西には小規模な掘立柱建物2棟（NS B 17・26）と数ヶ所の土器廃棄跡（NS I 12・23）・性格不明の竪穴状遺構が分布するだけとなる。わずかに1棟ではあるがNS D 2の西側に出現した総柱建物（NS B 1）とNS D 2・1は遺構群の東方への新たな移動・拡大を示唆しているのかもしれない。

後葉の建物群はNS D 11の両岸に集中している。北岸にはほぼ一例に並ぶ竪穴住居4棟（NS H 2・3・4・5）とこれらの住居群に先行して掘立柱建物（NS B 5）が1棟建てられる。4棟の竪穴住居の内NS H 4は東西に長い平面隅丸長方形を呈し、6本の主柱と棟持柱を思わせる特異な柱穴を持つ。NS D 10を挟んで隣接するNS H 5もNS H 4と同様の竪穴住居と考えられ、他の2棟は1辺3m以下の小型住居である。南岸の建物群は東端に1棟離れて建つ竪穴住居1棟（NS H 1）と複雑に重複する8棟の掘立柱建物からなる。北岸のNS B 5も含めすべての掘立柱建物の棟方位が東に偏している（N-4°00'-E～N-29°30'-E）のは、NS D 11の流方向に規制されたためと判断されるが、3D区以西に分布する掘立柱建物（NS B 17・26）も同様の傾向を有している。さらに8棟の掘立柱建物群は2棟の小規模な倉庫を伴う側柱建物3棟の東群（NS B 6・7・8・9・10）と中・小規模の倉庫3棟からなる西群（NS B 11～13）に区分され、井戸（NS I 5）が伴っていた可能性もある。

類似する覆土から見て同じ埋没条件下にあったと考えられる5棟の竪穴住居群と南岸に分布する掘立柱建物群が異なる時期の建物群なのか、あるいは併存し総体として一つの機能・性格を有していたものなのかは判然としないが、竪穴住居に竈が認められないこと、また出土した多量の転用硯・墨書土器の内容が示しているように、これらの建物群には官衙的色彩が強く感じられる。特に「驛長」・「驛富」・「日根驛家」・「驛子」・「三年水鉢 驛」等驛家を連想させる墨書土器の出土が、NS H 1・2・3をはじめ、これらの建物群と深く係わる溝（NS D 11・13）に集中しているのは極めて示唆的である。一方NS B 6の柱穴から「東」とも読める墨書土器が出土し、NS D 11のみに見られた土器墨書「東家（ミズドリ）」・「有主（ミズドリ）」との関連が予想される。「東家」・「新家」・「竹寸家」・「後家」等の実体はこうした建物群を指していたものかもしれない。

以上、奈良時代の坂尻遺跡については、文字資料や遺構の分析から見ると佐益（野）郡衙と駅家の

可能性がでてきた。遺構群からは前葉、中葉、後葉の3時期に分け、土器に書かれた「殿」あるいは「家」と称された官衙的建物群の抽出をすることができた。静岡県内の郡衙関連遺跡としては、著名な浜松市伊場遺跡、藤枝市御子ヶ谷遺跡に匹敵する資料を得ることができた。今後坂尻遺跡の資料については、全国的な郡衙あるいは駅家に関係した遺跡の分析に寄与するところは大きいと考えられる。本書が遺跡から見た地方官衙研究の進展を少しでも担う資料となることを希望したい。

最後に、現地調査や資料整理でご協力・ご教示頂きました多数の地元の方々や関係者の方々に、感謝いたしたい。

【補 註】

註1) NSD21の南岸に形成された土器溜である。伴出土器の同時・近似性は高いと思われる。

註2) NSD1と重複していたが、その前後関係は明確でない。

註3) もちろん第1～第3の土器群が混在する遺構も認められる。混在は特に溝状遺構(NSD3・4・11・13・21)で顕著である。おそらく溝として機能していた期間が長かったことによるものであろう。他にNSH3・5においても土器群の混在が見られた。

註4) 他に第1の土器群に属すると思われる器種には、須恵器壺蓋A1(NSD16)壺A(NSD16)・B(NSD4、NSH8、NSX1)・C1(NSD3・16・17・21、NSH8、NSI2)・D1(NSD3、NSH8)長頸壺A1(NSD3・4・11・13、第2土器集中部・16・19・21、第5土器集中部)甕A2(NSD3・4、NSH8)・C(NSD19)土師器壺A(NSD17・21、第2土器集中部、第3土器集中部、NSI11)・B(NSI11)がある。

註5) 他に第3土器群に属すると思われる器種には、須恵器壺蓋A3(NSI2)小型壺(NSD3・11、NSI2)獸足壺(NSD4、NSI2)甕A1(NSI2)がある。

註6) 無台皿B類は御子ヶ谷遺跡からも多く出土しており、その分布範囲は静岡県中部まで広がるものと思われる。

註7) 下滝遺跡4区SBO2出土品、城山遺跡第5群土器、清水市宮道I遺跡(清水市教育委員会1980)天間代山遺跡第7・8号住居跡出土品、東平遺跡第26・34・71号住居跡出土品、三新田遺跡等に認められる。東平遺跡第34・71号住居跡では須恵器有台坏身A3・C3類似の杯身と共伴している。

註8) 城山遺跡では第5群土器に伴って緑釉陶器が出土している。この緑釉陶器は平城京の施釉陶器の年代観に合わせ「9世紀後半頃に位置づけるべきかもしれない」(川江1979)との意見もある。

註9) 水ヶ谷奥窯跡で行った考古地磁気測定の結果、可能性の高い焼成時期として3つの年代が得られている。その1つに9世紀前半(1号窯=A.D.820年±40、2号窯=A.D.820年±100)の数値がある(広岡・坂本1980)。

註10) 須恵器杯蓋A2からA3への変化、有台杯身A・B類の衰退、無台杯身A・Bの衰退、無台杯身D類の出現、土師器暗文の消失、無台杯身Aの衰退、無台杯身C類の出現、有台皿A・B類の衰退、無台皿Aの衰退等があげられる。

註11) 水ヶ谷奥窯跡の焼成品には市原壽文氏が指摘するように、合子形の鉢、獸足、円面硯、分銅形陶製品、人形、陶馬等、基本的な生活用具としての遺物の他に、官衙・寺院等が必要とする諸器物や祭祀用具までが含まれている(市原1980)。

註12) 便宜上、南北面を間口、東西面を奥行として記す。

註13) ここで言う床面積とは、間口と奥行の実長(柱根・柱痕の中心から中心まで、掘り方の中心から中心まで)を乗じた数値である。よって実際の床面積とは若干異なっていると思われる。

註14) 棟方位とは奥行の方向であり、必ずしも桁行方向とは一致していない。よって南北面の桁行が長いNSB2のような建物では、実際の桁行方位と記載された棟方位に90度のずれがある。

註15) 竪穴住居の棟方位は桁行方位を指している。よってNSH7・8のように直交する竪穴住居も棟方位とすれば、同方向を呈すると判断される。

註16) NSB21・22・23・24には異時期の建物が含まれており、間口4間の倉庫と併存しているのはせいぜい2棟と考えられる。ただし大型の倉庫は前葉期のうちに消失してしまうのであり、1つの建物群の規模が急激に減少してしまうことに変わりはない。

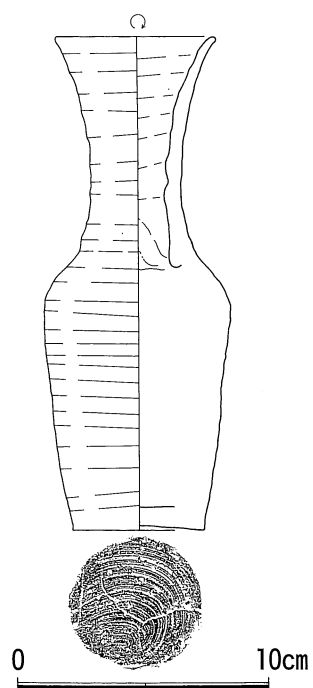
【第Ⅰ～Ⅲ・Ⅴ章参考文献】

- 市原壽文 1980 『清ヶ谷古窯跡群水ヶ谷奥窯跡－1979年度の発掘調査－』静岡県小笠郡大須賀町教育委員会
- 稲垣甲子男 1980 『駿河妙見古墳群－静岡県富士川町室野坂妙見古墳群調査報告書－』富士川町教育委員会
- 遠藤才文 1979 「(2) 歴史的環境」『観音堂横穴古墳群発掘調査報告書』日本楽器製造株式会社
- 大崎辰夫 1968 「浜松市神明平遺跡発掘調査報告」『埋蔵文化財調査報告』静岡県文化財保存協会
- 小笠原好彦 1975 「土馬考」『物質文化25』物質文化研究会
- 小野真一他 1971 『駿河伏見古墳群－駿河地方における終末期古墳の研究』加藤学園考古学研究所
- 川江秀孝 1979 「静岡県下の須恵器について」『須恵器－古代陶質土器－の編年』静岡県考古学会
- 川江秀孝 1979 『国鉄東海道線路敷内埋蔵文化財発掘調査報告書－伊場遺跡第12次の1調査概報－』浜松市教育委員会
- 川江秀孝他 1980 『伊場遺跡遺物編2』浜松市教育委員会
- 黒崎 直 1976 「古墳時代の農具－ナスビ形着柄鋤を中心として」『研究論集Ⅲ』奈良国立文化財研究所
- 黒崎 直 1976 「斎串考」『古代研究10』元興寺文化財研究所
- 後藤建一他 1983 『静岡県湖西市東笠子遺跡群発掘調査概報』静岡県湖西市教育委員会
- 後藤建一 1984 『青平古窯跡・新古古窯跡発掘調査報告書』静岡県湖西市教育委員会
- 坂本美夫 1981 「(コメント) 甲斐型土器について」『シンポジウム盤状坏』東洋大学未来考古学研究所
- 嶋 竹秋 1976 「北早稲川古窯跡」『湖西市埋蔵文化財発掘調査概報昭和53年度』湖西市教育委員会
- 志村 博他 1983 『三新田遺跡発掘調査報告書』富士市教育委員会
- 鈴木孝之 1983 「紡錘車について」『関越自動車関係 埋蔵文化財発掘調査報告－XV－後張』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 鈴木敏則他 1984 『半田山古墳群A小支群・半田山Ⅲ遺跡』浜松市遺跡調査会
- 瀬川裕市郎他 1978 『藤井原遺跡発掘調査報告書Ⅰ－遺構編』沼津市教育委員会
- 瀬川裕市郎他 1979 『御幸町遺跡第1次調査概報』沼津市教育委員会
- 辰巳 均他 1981 『城山遺跡調査報告書』可美村教育委員会
- 辰巳 均他 1985 『下滝遺跡－半田地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財範囲確認調査－』浜松市遺跡調査会
- 永井義博他 1981 『一般国道1号袋井バイパス(袋井地区)埋蔵文化財発掘調査報告書－坂尻遺跡第1次調査』袋井市教育委員会
- 中嶋郁夫他 1981 『御殿・二之宮遺跡発掘調査報告書Ⅰ』静岡県磐田市教育委員会
- 檜崎彰一他 1981 『老洞古窯跡群発掘調査報告書』岐阜市教育委員会
- 原 秀三郎 1983 「律令制下の袋井市域」『袋井市史通史編』袋井市役所
- 平林将信他 1981 『東平遺跡』富士市教育委員会
- 広岡・塚本 1980 「水ヶ谷奥1、2号窯の考古地磁気測定」『清ヶ谷古窯跡水ヶ谷古窯跡－1979年度の発掘調査－』横須賀町教育委員会
- 前田庄一 1984 『坂尻遺跡－県道掛川線道路改築工事に伴う緊急発掘調査報告書』袋井市教育委員会

員会

- 増川宏一 1978 『ものと人間の文化史29 盤上遊戯』法政大学出版局
- 向坂鋼二 1971 『浜松市半田山古墳群（B群）調査記録—合本—』浜松市博物館友の会
- 向坂鋼二他 1971 『伊場—第4次調査月報—5』浜松市遺跡調査会
- 向坂鋼二 1972 『伊場遺跡第4次発掘調査の成果（要旨）』浜松市遺跡調査会
- 八木勝行他 1975 『静岡県湖西市早稲川古窯跡』湖西市文化研究協議会
- 八木勝行他 1981 『日本住宅公団藤枝地区 埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ—奈良・平安時代編—志太郡衙跡（御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡）』藤枝市土地開発公社 藤枝市教育委員会
- 山村・向坂他 1966 『大沢・川尻古窯跡調査報告書』遠江考古学研究会
- 渡辺康弘他 1983 『上横山遺跡発掘調査報告書』小山町教育委員会
- 大阪府教育委員会 1982 『高安城跡範囲確認調査概要・Ⅱ—八尾市服部川所在—』
- 榎原考古学研究所 1981 『新沢千塚古墳群』
- 北上市教育委員会 1977 『鬼柳西裏遺跡』『東北新幹線関係埋蔵文化財発掘調査略報Ⅰ』
- 久留米市教育委員会 1974 『茶臼山・東光寺遺跡 福岡県久留米市山川町所在中世遺跡の調査 久留米市文化財調査報告書 第9集』
- 国学院大学 1953 『伊場遺跡』
- 埼玉県教育委員会 1980 『埼玉 稲荷山古墳』
- 静岡県教育委員会 1983 『遠江の横穴墓群（静岡県内横穴群分布調査報告書Ⅰ）本文編』
- 島田市教育委員会 1980 『竹林寺廃寺跡』
- 清水市教育委員会 1980 『宮道Ⅰ遺跡』
- （財）千葉県文化財センター 1984 『八千代市権現後遺跡』
- 下関市教育委員会 1977 『秋根遺跡』
- 豊津町教育委員会 1976 『幸木遺跡—唐・古代陶磁器出土遺跡発掘調査報告—』
- 奈良国立文化財研究所 1974 『平城京発掘調査報告Ⅵ』
- 奈良国立文化財研究所 1976 『平城京発掘調査報告Ⅶ』
- 奈良国立文化財研究所 1978 『平城京発掘調査報告Ⅸ』
- 奈良市教育委員会 1980 『奈良市文化財調査報告書S54年度—平城京左京五条二坊十四坪—発掘調査概要報告』
- 浜松市教育委員会 1978 『伊場遺跡遺物編Ⅰ』
- 姫路市教育委員会 1981 『御着城跡発掘調査概要』
- 福岡県教育委員会 1978 『福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告第8集 筑紫郡太宰府町所在御笠川南条坊遺跡（4）』
- 明星大学考古学研究部編 1983 『大淵ヶ谷 篠ヶ谷 西宮浦—静岡県菊川流域の横穴墓群調査報告—』菊川町教育委員会
- 朝日新聞社 1962 『正倉院宝物 北倉』
- 岩波書店 1964 『懷風藻』『日本古典文学大系』
- 吉川弘文館 1934 『僧尼令』『続日本紀』国史大系
- 吉川弘文館 1934 『律令』『日本書紀』国史大系
- 吉川弘文館 1961 『古事記類苑 遊戯部二 囲碁』

写真図版

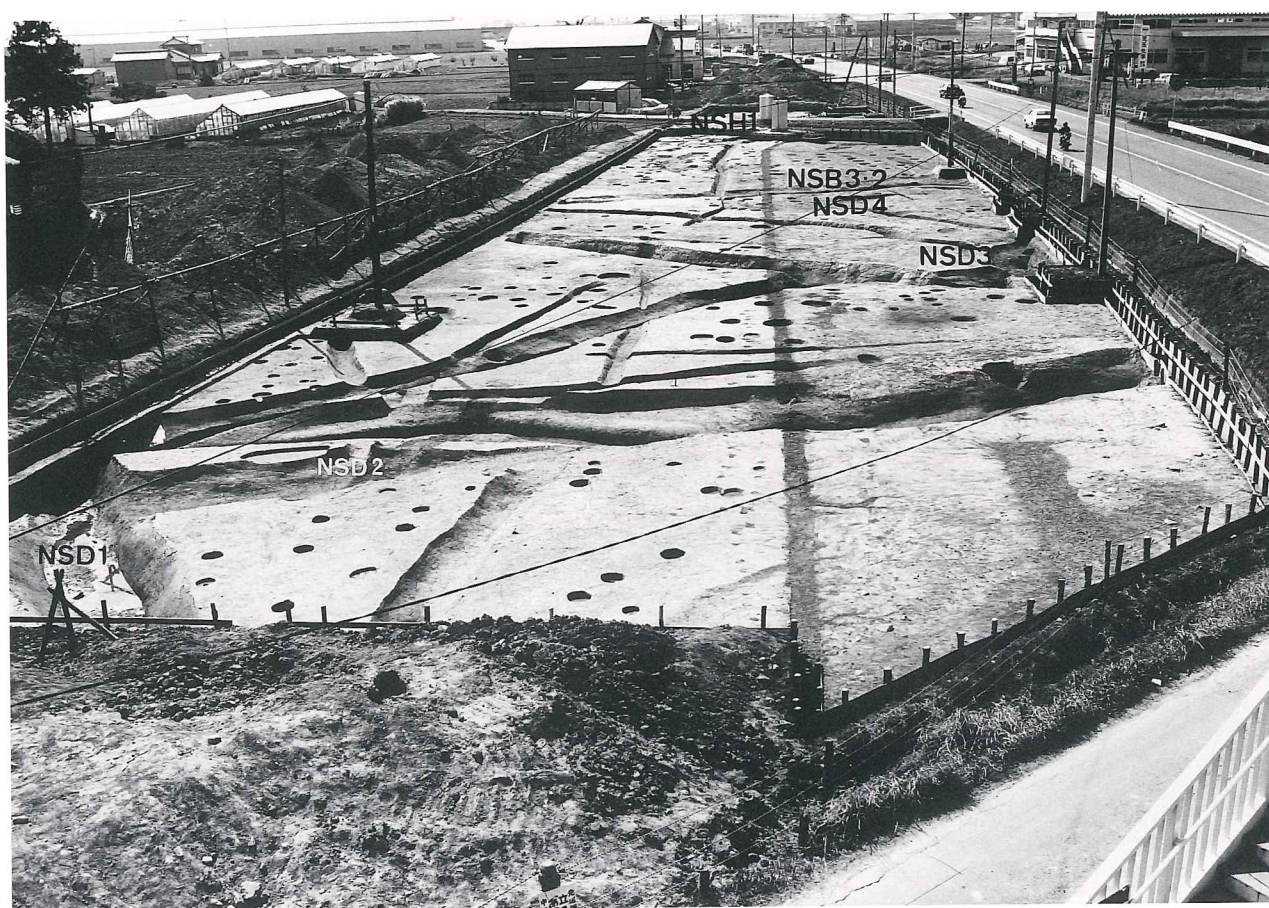


小型長頸壺実測図（3 E 区包含層出土）

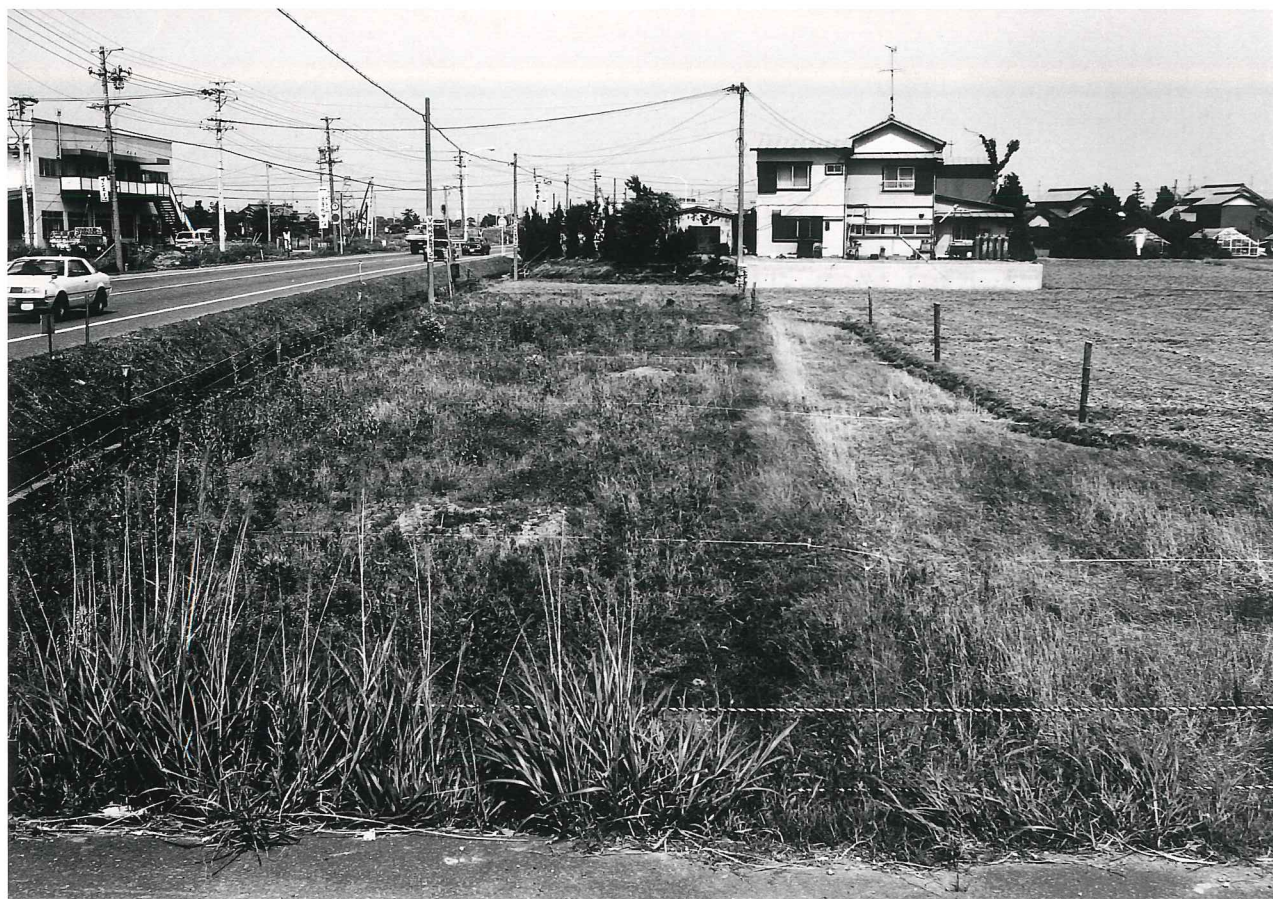
PL. 1



2・3F～2・3J区発掘調査前全景－国道南側・東から－



2・3F～2・3J区完掘全景－国道南側・東から－



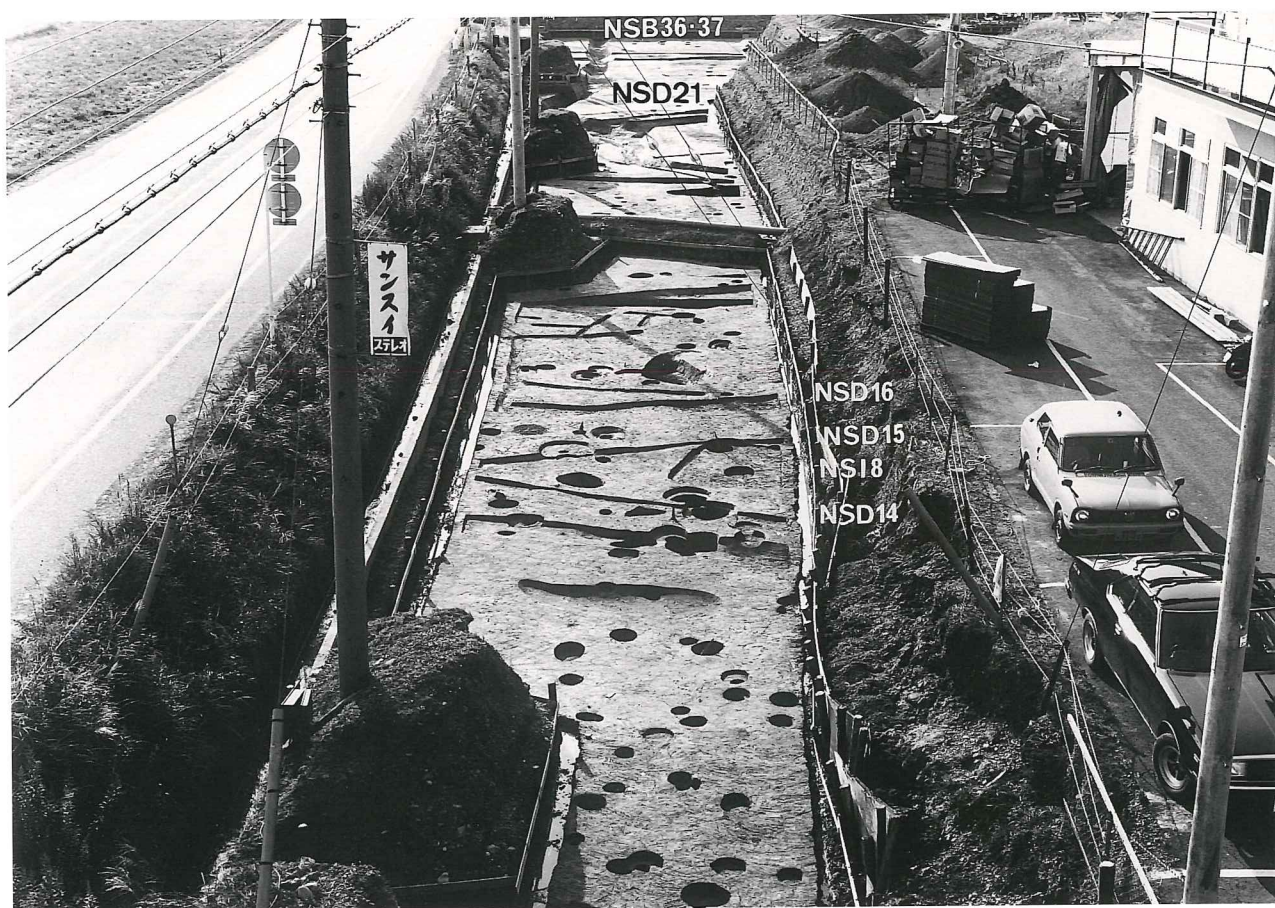
3 A～3 C区発掘調査前全景－国道南側・西から－



3 A～3 C区完掘全景－国道南側・西から－



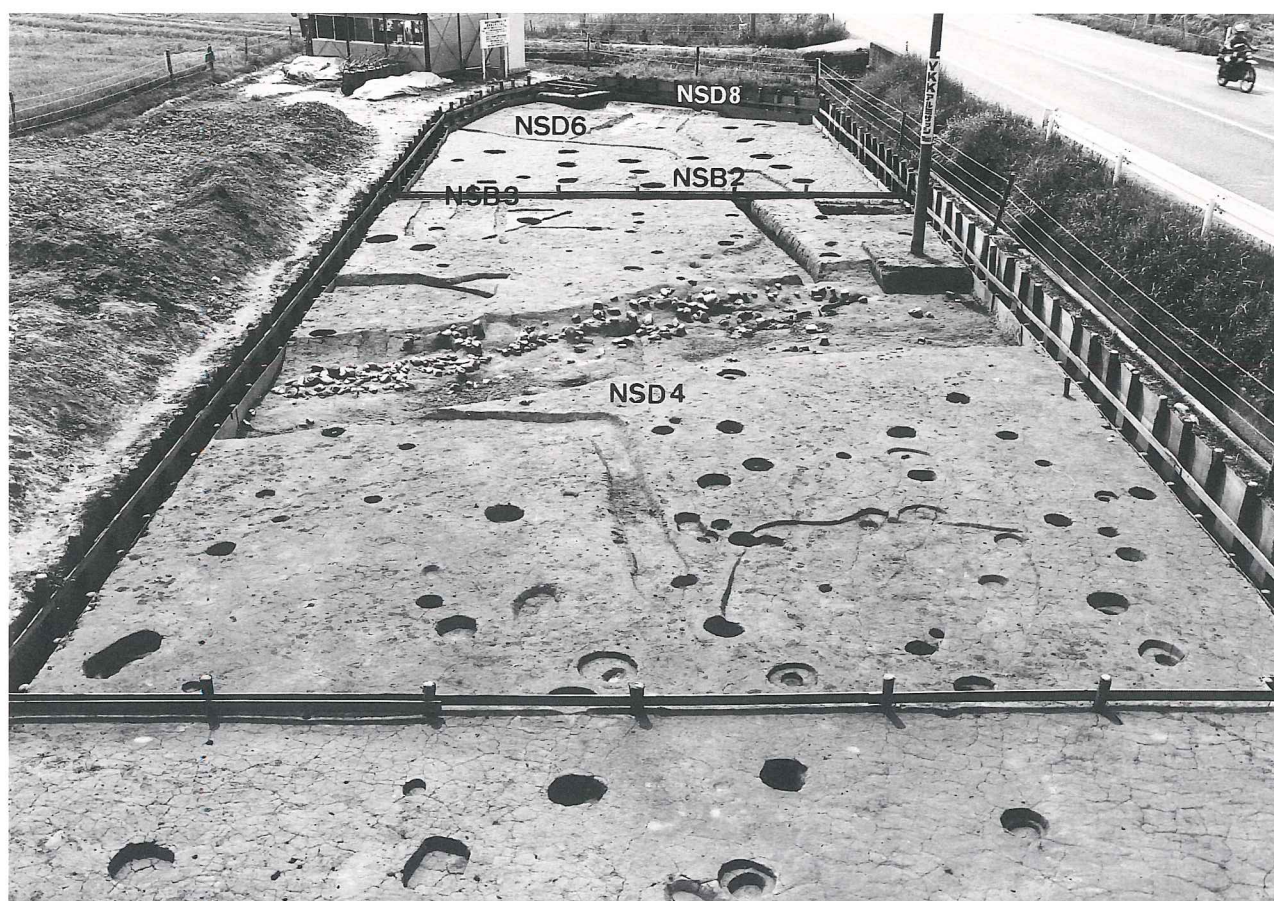
2・3 F～2・3 J 区完掘全景－国道南側・西から－



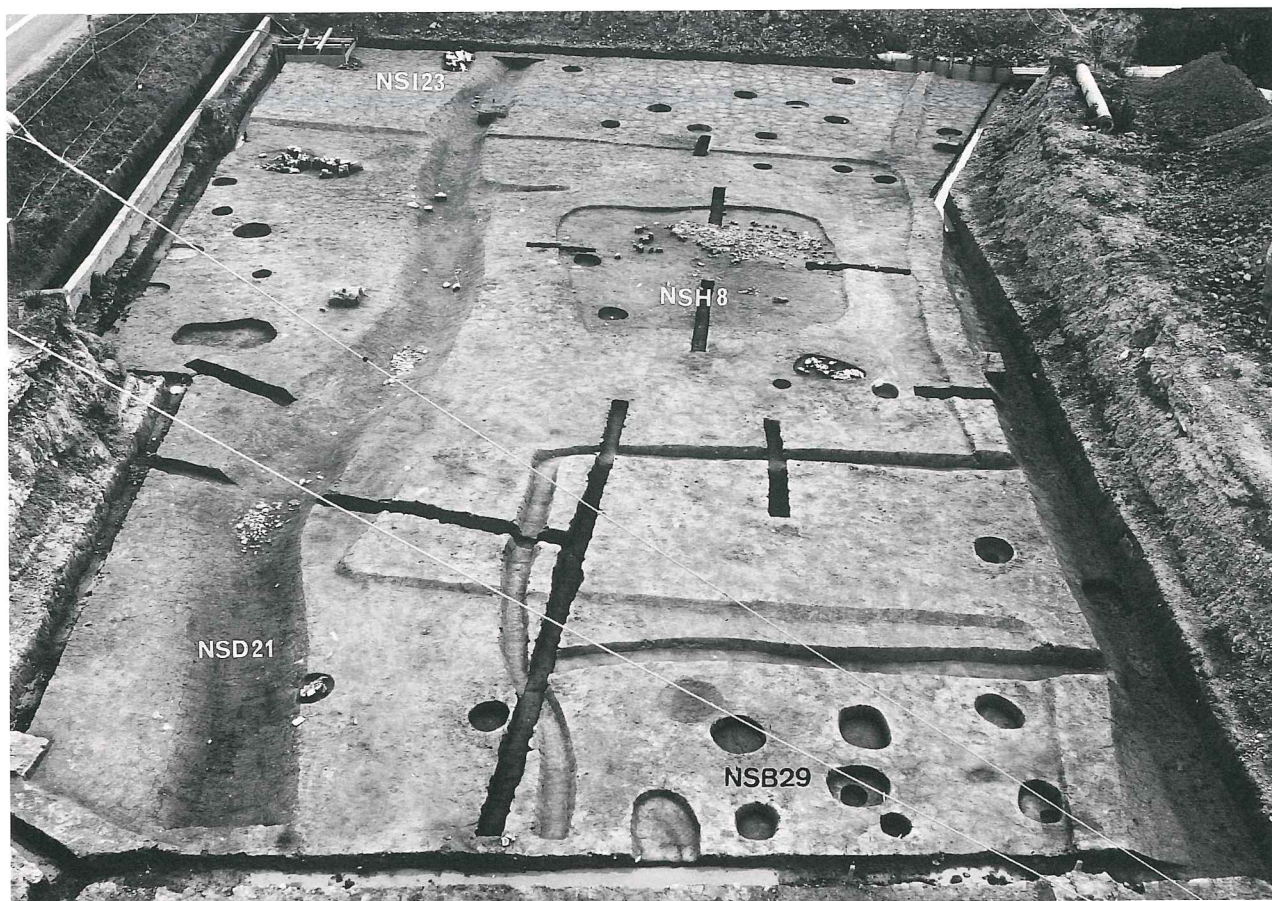
2 A～2 E 区完掘全景－国道北側・東から－



2 A～2 E 区完掘全景－国道北側・西から－



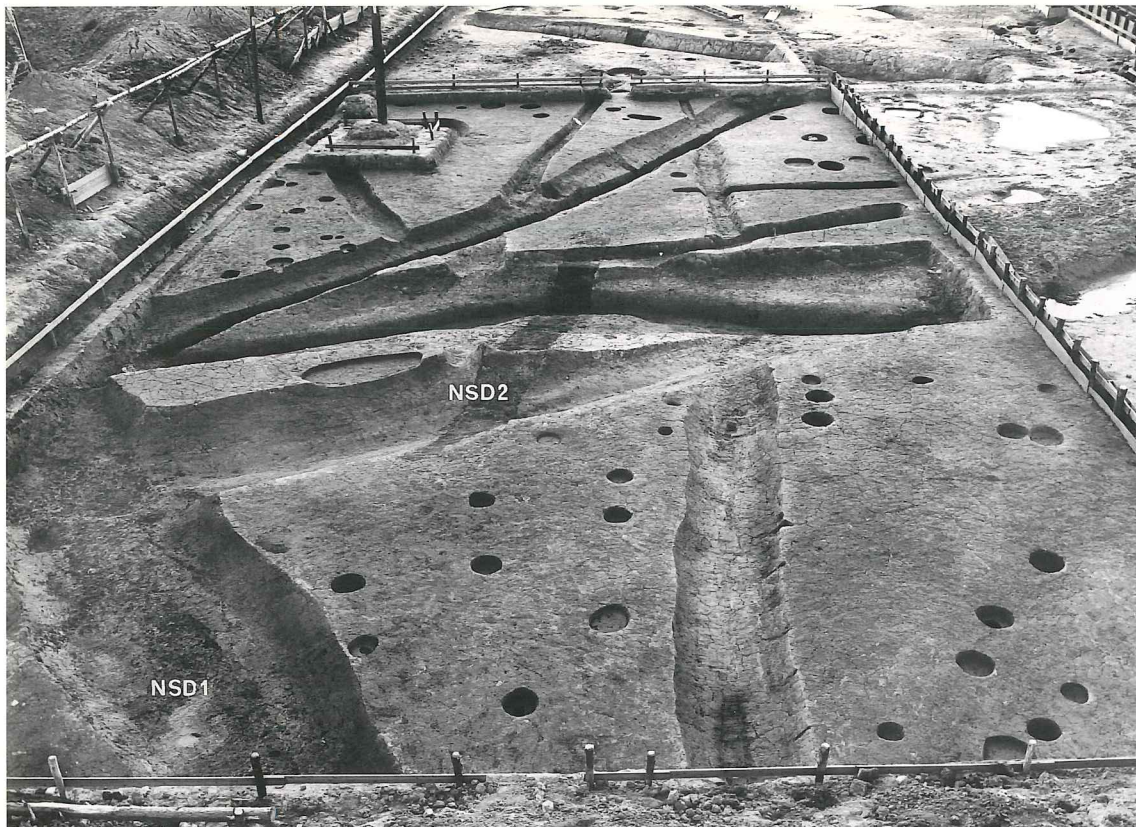
2・3 G 2・3 H 区全景（Ⅲ層 2 面）－東から－ 中央から上方へ NSD 4 NSB 2・3 が並ぶ



2 A・B区全景 (Ⅲ層1面) -東から- NSD21 NSH8 NSI23が見える



2 A・B区全景 (Ⅲ層2面) -東から- NSD21 NSB29・31が見える



NSD1・2 南半完掘
状況(Ⅲ層3面)
—東から—



NSD2 東西断面



(左)NSD1 完掘状況
—北東から—
(右)NSD2 鍔帯金具
(丸軋)出土状況

PL. 7

NSD 3 (Ⅲ層 1 面)
—東から—



(左) NSD 3 遺物出土
状況



(右) NSD 3 南岸杭列
検出状況



NSD 3 (Ⅲ層 3 面)
—東から—

